下堪察加西海岸のみであることは前屢々述べた如くであるが、勘海州岸合の日本海、堪察加東岸のベーリング海並に太平洋の北西部等は將來當然開發せらるべき運命を有つてゐる。農林省は此等の漁場を八區に分ちて許可を取扱つてゐるが、同省の分割區域と專門家の各區域推定面積は左の通りである。

農林省分割區域	陸岸地區	面積
第一區（日本海西部北緯四十三度以内）	沿海州合	七〇〇（平方浬）
第二區（日本海北西部北緯四十三度以北四十七度以南）	沿海州合	四、〇〇〇
第三區（日本海北部北緯四十七度以北）	樺太東海岸	一、〇〇〇
第四區（オコック海西部北緯五十八度以南東經百五十度以西）	樺太東海岸	不明
第五區（オコック海北部北緯五十八度以北）	オコック合	不明
第六區（オコック海東部北緯五十八度以南東經百五十度以東）	西堪察加沖合	一〇、〇〇〇
第七區（太平洋北西部北緯五十六度以南東經百五十六度以東）	東堪察加沖合	三〇〇
第八區（ベーリング海北緯五十六度以北）	東堪察加沖合	二、〇〇〇
合計		一八、〇〇〇

ロ 漁船 漁船は發動機船と川崎とに分けられる。發動機船は廿馬力乃至六十馬力のセミデイゼル機關を据付けた普通の西洋型船で、主なる任務は曳船と漁場探査である。

川崎船は肩巾九尺、敷長四十五尺、投網、揚網一切の漁業に使用さるゝもので十馬力内外のセミデイゼル機關か又はフオード揮發油發動機を据付け、一工船に對して三四隻乃至十隻宛位配屬されてゐる。

ハ 漁網 漁網は今では底刺網に限られてゐる。工船蟹漁業取締規則で一尺五寸以下の網目のものの使用を禁止されたので一樣に一尺六寸目以上の網地を使用してゐる。

刺網一反の長さは通常浮子方二十七間半、沈子方二十五間半であるが、過去三年間の工船數及使用網數は次の如くであつた。

年度	工船數	發動機船	川崎船	刺網反數	一隻當刺網數
大正一五	一二	二〇	八八	一八六、〇〇〇	一五、五〇〇
昭和二	一五	一六	九六	二五三、〇〇〇	一六、八六六
昭和三	一四	一七	一〇八	二八〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
昭和四	一五	二二	一一六	三三〇、〇〇〇	一

尙ほ昭和三年度に勘察加へ出漁した蟹工船は十四隻、總噸數二萬八千五百噸、發動機十七隻、川崎船百〇八隻（發動機付を含む）乘組船員漁夫雜夫を合せて約四千五百人といふ大世帶であつた。そして使用した漁網の長さを全漁期中に延勘定すると一千七百八十里十八町七間、地圖を辿れば堪察加西海岸の中央部ウオロフスコイ漁場から南洋圈内の比律賓群島ミンダオ港に達するといふ始末である。

八、各漁場盛衰の大勢

千二三百噸乃至二千噸の蟹工場設置の母船が悠然と錨を下すと、三、四隻乃至十隻の川崎船が電光の如く飛び廻つて日に數百把の底刺網を投網し揚網し始めるから、工船の周圍には海底數十浬に亘つて刺網が堵のやうに屏立する、假りに一漁業百日の間に於ける一工船の漁獲數平均百萬尾としても十五隻では千五百萬尾である、然るに蟹の生産はさ程旺盛ではない。加之、罐詰に不適當な雌蟹や小型の幼少なものが少くも一割五分は網にかゝつてくる。勿論其等は復び放養せらるべき筈ではあるが、不親切な漁夫の取扱ひのために大抵は死骸となつて海に葬られる。だから其加速度的の減少は當然の結果と言はねばならぬ。北海道廳が其激減に驚いて一部地方の五年間禁漁を斷行したのは寔に適當の措置であつた。

所が一方勘察加西海岸のみは年と共に漁獲高を增加して、其無盡藏たるやを思はしむるのであるが、だが之も何時まで續くかは疑問である。丸川教授の推定によれば北緯五十四度から五十八度の間に、甲幅二寸五分以上の蟹が少くも十億尾以上棲息してゐるだろうとのことであるが、而かも同氏も亦た、蟹工船の發達以來其體形の漸次小さくなりつゝある傾向から、頗る將來を悲觀して切りに漁業家の覺醒を促してゐる。

九、蟹工船經營の概況

蟹工船は實に我國の發案であつた。所で蟹工船は漁船の取扱を受けず臨時客船として取扱はるゝから漁夫雜役夫の居室は採光、通風、寢室等に對して規定の檢査を受けねばならぬ。更に蟹工船として具備せねばならぬ特徵は動搖少くして甲板面積大に、汽罐數二箇以上を有し淡水槽多く、貯炭庫の容積も大きくなければならぬ、其他從業員室の設置簡易にして連力大なる必要がある、之れ二千五百噸乃至三千噸の中古半客船が蟹工船として欣ばるゝ所以である。

工船としての施設は言ふ迄もなく罐詰製造の工場裝置と從業員の起居に對する設備である。其他漁船たる川崎船を吊るためのダビットや上甲板上の網干場などの設備もせねばならず、ダビットに就ても檢査規定が設けられてある。

今一隻の蟹工船が川崎漁船八隻と發動機船一隻とを備へて、毎日半封度の罐詰三百函を製造する計畫であるとすれば、先づ母船は二千五百噸乃至三千噸でなければならず、之に要する人員は船員卅八名、漁撈部員百卅八名、製造部員は原料部百〇二、工場部六十六を合して百六十八名、監督部員六名、之に炊事係十名を加ふれば乘組員總數は三百六十名の多數となる。

原料は自給自足を原則とする。揚網と同時に蟹刺網を蟹ぐるみ本船の上甲板に揚げて鉤で蟹を取外し、甲羅刺しをやつて煮沸及冷却作業を行ひ、截割作業によつて肉を採取し、更に肉洗、水切りを了つたら肉を撰別して罐詰にするのである。

蟹罐詰用の罐は罐型によつて三種に區分され、現在の寸法と、一函の罐數は次のやうになつてゐる。

罐の種類	一封度罐	半封度罐	四分の一封度罐
直徑	四吋十六分の三	三吋十六分の九	三吋十六分の三
高さ	二吋十六分の十三	二吋十六分の三	一吋十六分の九
一函罐數	四十八	九十六	九十六

副產物としては甲羅を人絹糸の原料に利用する以外に蟹粕肥料がある、蟹罐詰製造に際して廢棄する殘滓及甲殼を乾燥したもので、蟹肉付粕と蟹殼粕の二種とし百石で八百五十圓內外の相場である。假に二萬函の蟹罐詰を製造するとすれば蟹の水揚尾數は百廿萬尾內外であるが其一尾の廢棄物の量を二百匁とすれば其總量は廿四萬貫となり、歩留りは二割六分であるから六萬二千四百貫即ち千五百六十石となる。さすれば之が價格は一萬三千五百餘圓、全部の工船では年額廿二萬圓內外と計算されてゐる。原料の減少に伴れて勢ひ經費は增加されねばならぬ。從つて人絹原料なり、肥料なり其廢物利用方法に就ては一層の考慮を拂ふ必要がある。

最近日本蟹罐詰水產組合聯合會所屬橫濱檢查所長石原氏は、蟹罐詰廢品の利用法に成功したと傳へらるゝ同氏の方法によれば廢品の肉質中の黑變した所を摘出し、肉味の有する臭味をば洗滌によりて脫出し、乾燥の後粉末として適當の調味料を加へサンドウイチ用ペーストとして美味佳良なるものを作製するのである。美味佳良であるとの好評から、大阪の日本魚糧株式會社が此方法で廢品の再製を試みたが、之亦た好成績で三百餘函を製出することが出來た。そこで堂本商會は一函百個入の該ペースト三百函をば亞米利加に向けて初輸出をやつた。其結果如何は本稿締切まで知る由もないが、從來豚の食料以外には利用され得なかつた蟹罐詰廢品が、高級食料品として甦生するに至つては實に斯界に對する奇蹟的福音である。

十、蟹工船企業と採算

蟹工船事業の有利な事業であると云ふことは一般の疑はぬ所であるが、其收支の大要は何人も知らんと欲するところであろう。之に就て斯界の權威三宅、松谷の兩氏は一例として次のやうに算定した。

イ、漁期

漁　期　四月上旬函館出帆、九月上旬切揚ぐ
其間約五ケ月とす。
操業日數　漁期を通じ百十日內外。
漁　船　八隻、十馬力小型發動機付、滿船一時間の速力は三乃至五浬。
發動汽船　一隻、廿五乃至廿八噸、四十馬力內外とす。

ロ、製造

製造能率　一日の製造高三百函內外。
製造總數　一封度●五千函、半封度●一萬五千函

計二萬函。

ハ、中積船

五月中旬、六月中旬、七月中旬、八月中旬、各一回宛。

ニ、漁場

堪察加西海岸、第六區（北緯五十八度以南、東經百五十度以東）海岸を距る三浬乃至廿浬。

ホ、設備

母船には總噸數二、五〇〇噸級の大型汽船を用ゐ漁船懸垂用のダビットは徑六吋の堅牢なるものを備へ、罐詰製造に對しては自動製罐機械設備となす。

ヘ、收支計算

總收入金　八三八、二五二圓

總支出金　七一五、八六二圓九四錢

差引利益金　一二二、三八七圓〇六錢

ト、收入內譯

(1)製品賣上金……七九一、〇〇〇圓

罐型	等級	數量	單價	金額
一封度	一等品	三、二五〇	四〇圓	一三〇、〇〇〇圓
同	三等品	一、七五〇	二八圓	四九、〇〇〇圓
半封度	一等品	九、七五〇	四五圓	四三八、七五〇圓
同	三等品	五、二五〇	三三圓	一七三、〇五〇圓

(2)前貸金回收金……三七、二五〇圓

(3)貸付品回收金……一〇、〇〇〇圓

チ、支出內譯

(1)本船設備費　一八、八〇〇圓

2)本船消耗費　二、〇〇〇圓

(3)工場費　一五五、四〇二圓九四

(4)漁撈費　二二九、八〇〇圓

(5)炊事用具　六〇〇圓

(6)電氣及燈火裝置用器具　一、〇〇〇圓

(7)傭船料（七ケ月分）　五六、〇〇〇圓

8)炭水費　二〇、一一五圓五五

(9)食糧費　二九、〇〇〇圓

(10)舺、仲仕、通船、運搬費　三三、三〇八圓五〇

(11)醫療費　八〇〇圓

(12)船渠修繕費　一〇、〇〇〇圓

(13)保險料　一二、〇〇〇圓

(14)中積費　二〇、〇〇〇圓

(15)番屋費　二、〇〇〇圓

(16)給料、歩合及手當　一二七、四二〇圓

(17)前貸金　三七、二五〇圓

(18)慰勞費　二、〇〇〇圓

(19)貸付及支給品　一五、〇〇〇圓

(20)問屋口錢　二六、〇〇〇圓

(21)製品諸掛　一〇、〇〇〇圓

(22)組合費　一四、〇〇〇圓

(23)營業費　一八、三六六圓

(24)諸雜費　五、〇〇〇圓

十一、蟹罐詰販路と取引相場の高低

イ　蟹罐詰消費國と其需要

蟹罐詰の販路の大部分は海外市場である。就中前述の如く北米合衆國がロブスターの代用品として蟹罐詰を嗜好し始めしより以來、我國に於ける年產額の半數は米國市場で消化されてゐる。今後の消長は勿論測り難いが、最近過去四箇年間の消費量統計は左の如くであつた。

國別消費量統計

輸出先	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年
米國	函 一六五、八五六	函 一八二、一〇六	二七、七五六 函	二八四、七〇四 函
布哇	一、六七三	一、六七三	六、一〇七	三、八二一
加奈陀	二、九六五	二、九一九	三、一五〇	五、三九二
英國	三五、七一六	六九、七五五	二二、一二五	一六三、一二〇
濠洲	四、八五五	九、三三	二三、八二一	一八、二一二
佛蘭西	一、一二九	一〇三	二、八八六	一〇、四四七
白耳義		五一	一、三三一	四、二六三
獨逸		四、五四四	四、二六一	三、九四九
ネザーランド		一五〇	七〇五	
抹丁		四、一五二	九、一四七	一、一一四
希臘		二〇〇	二、九六一	七、九二四
瑞典		三〇〇	一、六二一	一、一一四
オセアニヤ		八七五	一、五五二	四一
支那		二、〇二四	二、〇二四	五〇〇
中部アメリカ		一、二五八	一、八三一	一、八三一
南アメリカ				一、一七
其他	六、一六六	七九二	一、五一七	六二四
合計	二七、七二七	二七八、三六一	三六、一四七〇	五〇八、九三三

ロ、蟹罐詰取引相場の高低

蟹罐詰を輸出し始めた明治四十二年頃は、一封度四打入一函が僅か九圓位であつたが、其後逐年昂騰して大正十一年にはファンシー半封度入一函が五十七圓の高値を唱ふるといふ盛況であつた。だが之を大正十四年度に就て見るにファンシー一封度罐のみでも最低三十四圓五十錢から最高四十二圓五十錢と、一函に就て八圓の開きがあり、聖

十五年には最低四十圓から最高四十五圓と、五圓の開きがあつた。而かも同業者の簇出は勢ひ濫獲となり生產過剩となり、終に昭和二年以來の蟹罐界空前の不況を招徠して、製造家、販賣業者共に深刻な傷手を蒙つて了つた。左に聊か其自縄自縛に陷つた經緯を述べやうと思ふ。

十二、蟹罐界不況招徠の經緯

我國に於ける蟹罐事業が餘り急激に發展した結果は、大正十四年頃から漸く生產過剩の傾向が顯はれ、昭和二年に至つて愈々之を裏書して了つた。而して此急激な增產の結果は生蟹の輕減を來して遂に樺太、北海道方面に於ては漁場閉鎖の止むを得ざる所すら生ずるに至つた。更に蟹罐工船の漁場である露領堪察加沿岸に於ても未だ出漁中止を必要とする程涸渴しないが、生蟹の形態が漸次小さくなりつゝあることは、畢竟現今の漁獲高が、生蟹の增殖比率以上なるを譏つてゐるのである。

是に於て生產の調節といふ事には、單に需給を合致せしめて價格の維持を圖るといふことばかりでなく、之が資源の涸渴を防ぐといふ意味も出て來るのである。農林省に於ては寧ろ後者の意味を以て從來蟹工船の製造許可數に對し嚴重なる態度を示して來たのであろうが、最近工船の二大合同が出來たのは却つて前者の意味からてあるのは興味ある對照である。就も當局の態度に就ては可なり不徹底の嫌があつたと言はれてゐる。即ち大正十五年から昭和二年にかけて、製造許可數を無視して超過製造した工船に一方では制限をしてゐながら、他方では追加許可を與へたとか或は工船の合同を慫慂して一面では新工船の許可をした等は確に本問題を眞面目に考慮して居るや否やをすら疑はしめたのである。

然しそれは當局の罪と言ふよりは寧ろ當業者自體の希望でもあつたろうから今更之を責めたとて詮ない事である。また製造業者の立場になつて見ればれば算盤づくから來たものであつたかも知れぬが、それは單に眼前の利慾にばかり駈られて半年先も判らぬ算盤の彈き方であつた。その結果は直に販賣の上に顯はれて來た。昭和二年春以來生產調節の聲が斯業界各方面を風靡したのも之がためである。乍去、同じ製造家の中にも陸上製造家あり、工船經營者あり、更に特定の販賣者と結び付いてゐた製造家もあつたので、この錯雜せる異つた立場が統一を缺かした爲に遂に合同の機運はあ

ながら、之が果して妥當の相場であつたろうが、一罐三十錢の關門さへ既に弗々破れかゝつてゐる當時に於て、而かも之が店頭賣の値段であつた。此の中から小賣屋、仲買人、卸問屋特約等の口錢、橫濱から小賣屋店頭迄の小運賃、包裝手入賃、レベル代等を差引き橫濱倉庫渡製造家の手取金を算出するならば如何にそれが安賣りされてゐたかゞ想像出來るのである。

當時の蟹罐詰界市況は叙上の通りであるが、之を製造業者から見れば一人角力に餘り力を入れ過ぎて自らその力負けに終つた觀があつた。と云ふのは、昭和元年度の生產高が既に需要を超過して居た事は、昨年の出漁當時に分つてゐた事であつた。其頃一般の推測は內外の滯貨合せて十萬函內外はあつた筈である、夫故翌昭和二年に於ても製造家として採るべき態度は、生產高を減じて自らも休養し蟹にも增殖の暇を與へ、需給の均衡がとれて市況が健全なる狀態に立直るのを俟つてこそ大に活躍すべきであつた。然るに事此處に出でずして殆ど前々年度に倍加する力瘤を入れて各自製造高の競爭をするやうな態度に出た爲め、結局昭

和元年の最低價格より一割も低い最低價格を取極めたに拘らず更にそれより二割も安い所迄落込まざるを得ない事になつたのである。

假に一函當り當時の値下りを五圓平均と見ると約二百六十萬圓と云ふものを製造家は失つた事となり、前々年度の最低標準價格に比べると一函半均十圓として約五百萬圓の利益がフイになつた事となる、勿論生産高を減じて居れば總資上高も減するのであるから、此數字をその儘に損失として計算する譯にも行くまいが、兎も角も製造家が根本方針を見誤つてゐた爲めに、徒らに働き損の草疲れ儲けに終つた事は明かである。

一三、關係業者の協調非協調

然らば右の製造家が失つた所は果して誰の儲となつたか、製造家の賣渡す相手は當然販賣業者であるから蟹罐詰の商人が此利益を得たらうとは一寸考へらるゝ所ではあるが、實際に於ては販賣業者は寧ろ製造家の無謀な大量生産の側杖を喰つた。尤も昨年製造家と販賣業者との關係は昭和元年迄のそれとは全然違つたるのが多かつた。即ち昭和元年迄は寧ろ供給不足の形であつたので、各販賣業者は出漁の前から爭つて製造家と契約を取結ひ、オープニング、プライス或は夫以上の値段で一定數量を買取る約束をしたものであつた。つまり販賣業者は品物の仕込を確實にする爲めに向ふ一ケ年間の危險を冒して居たのである。

然るに昭和元年の生産高が豫想より遙に多く相場漸落の損失か莫大であつたので、翌二年には期せずして自由取引になり各販賣業者は必要の數量だけを其都度の相場で買ふ態度に出たので相場の騰落による危險や一定數量を無理に引取らねばならぬ義務は全然負はずに濟んだのである。乍併斯様に自由な立場となつても、昭和二年のやうな相場の下落に逢つては之も亦た側杖を免れ得るものではない、即ち充分利益ありと思つて買付けて積出した荷物がまだ先方に着かぬ中に、相場が下れば其處には如實の損失を生ずるし、又例へ賣先の極つたものであつても買手は色々の難癖をつけて必ず値引を要求して來るもので桶に値引に應ぜぬと其後の商賣が出來なくなる處れがあるから孰れにしても甚しい苦境に陷るのである。結局相場の下落によつて利益を得たものは製造家にあらず將た販賣業者でも無い、要するに消費者の利益、即ち外國人の利益となつたのである。蓋し蟹罐詰の消費者は大部分外國人で、從來內地に消費された額は六七萬函が頂上であつた。昭和二年度の樣な廉賣ですら十萬函の消化は容易でない、而かも內地消費者に向けらるゝものは大體パッスドA級以下のものが十中八九を占めて居る關係上、價格を標準にして內外の消費比率を求めたなら、如何に大部分が外國に消費されているかゞ判明さるゝと同時に、外國市場の利する所愈々莫大なりしものありしやに想到するであろう。是に於て當然產れ出たものは日本工船漁業株式會社と會社と昭和工船漁業株式會社との二大合同（之については後述）であり、次いで出來上つたのが日魯漁業に內地陸上製造業者を加へての限產協定である。

だが喉元を過ぐれば熱さを忘るゝのは日本人の通有癖である、玆に重ねて販賣業者にも警告をして置く事がある。夫は吾が北海の特產品であり他に比較するもの無い言はゞ吾國の專賣品であるこの貴重なる蟹罐詰を取扱ふのに、仲間同志の小競合に汲々として事業全體の利害も國家の損失も顧みぬが如き態度は絕對に避けねばならぬ事である。

無い、要は製造業者と販賣業者との結束である。之さえ確立すれば我國の特產品である以上、買はねば賣らぬと言ふ度胸は自ら生れて來る。日本人が得て外國人にせしめられるのは何時でも此協調を破るからである。此の如き事實を示されて猶目が醒めぬ樣ならば最早濟度すべからざる利己一點張りの短見者であり自らが墓穴を掘らんとする者である。然し三社が遂に互讓の結果この協調的精神に立戻つたことは何よりである、是に於て初めて我が蟹罐詰業者全體が健全なる軌道を走り得るのである。

外國人は却々抜目がない、日本人の此結束が某國大使館附の商務官から一度彼地に報導せらるゝや、驚くべし一時はファンシー級半封度一函の安値十九弗とさへ唱へられてゐたものが漸騰また漸騰、瞬く間に二十五弗半とまで漕ぎ附けたと云ふ事實がある。それ許りでは無く、販賣業者は販賣業者としての立場から輸出組合を作つて製造家側の生產調節を實行し易からしむる樣に仕向けて責任を以て之を有利に賣捌く事を保證せんとする態度に出た爲め海外市況は更に約半弗の値上りを示したのに徵するも全豹を窺知し得るであろう。

最低價格の如きも製造家が安賣せねば夫迄だとは云ふものゝ、また一面縱し製造家が安賣りをしても販賣業者が相警めて最低價格を基礎とした値段以下に安賣りせなければ海外市況を惡化せしむる事は無い筈である。然るに製造家が安賣りすると同時にそれによりて他人の地盤の切崩しを試みるから玆に激烈なる値引の競爭が始まり、一ケ所の競爭は忽ち全般に擴がり結局滔々として沮止すべからざる混亂狀態に陷つて了ふ。そして其結果は當然製造家をも壓迫して採算上法外の安値で捨賣せしむる事となるのである。勿論製造家が生產過剩に次ぐに過剩を以てした事が過去の混亂狀態を惹起した禍根に相違ないが、其罪の一般は販賣業者も負はねばならぬ。之に據つて曾に莫大なる國富を失つたのみならず剩え海外の取扱業者の輕侮を招き不滿を買ふに至つては愚や及ぶべからずである。更に又吾人は、露國の國營蟹工船事業の前途の容易に侮るべからざるものあるを見て、一段の猛省を我が當業者に促さざるを得ないのである。

一四、日本及昭和二大會社に合同成立

蟹罐事業の高潮は大合同の氣運を醞釀した、言ふ迄も無く各自の希望は打つて一丸とする大同團結であつた。斯くて機運漸く熟せる昭和二年九月卅日、松田漁業北辰漁業を除く全組合員は合同促進協議會を開いたが、甲論乙駁何等具體的成案を見るに由なく、兎も角も當局の意嚮が將來共新規工船の許可並に陸上方面に對して無制限方針では徹底を缺くの惧れありとなし、關係當局者を歷訪して私見を披瀝し其然諾を得たのをせめてもの收獲として散會した。農林省は十月十五日省令第廿一號を以て隻數制限、許可名義の變更等に關する取締規則を公布して合同に對する把愛の大半を一掃した。是に於てか合同案は愈々灼熱して十月十四日全組合員を集合し一擧に假調印を行ふべしとさえ傳へられたのである。

當時の基本案は、合同資本金五百萬圓（十萬株）內七萬五千株（三百七十五萬圓）は現場提供船體（船具漁具製罐機等一切）隻當廿五萬圓と査定、他の二萬五千株（百廿五萬圓）は流動資金として現金拂込、尙從來の西勘察加方面に於ける十五隻を十隻に減船し、操業費を節減して隻別函數を增加すと云ふのであつた。

然るに十月下旬に至つて流產說すら傳はつて來た、之が原因は各經營者の內幕曝露である、負債決濟に對する意見の杆格であつたそして合同派に對する對峙派の確執となり兩々相譲らず終に二大分裂の禍根を作つて了つた。當時各當業者の色別は次の如くであつた。

▲合同派＝共同漁業（門司丸、豐國丸、嚴島丸、神宮丸）—北海工船（釜山丸）—樺太產業（廣東丸）—松田漁業（福一丸、遊東丸）

▲對峙派＝八木實通（樺太丸、美福丸）—大成漁業（龍裕丸、肥後丸）—林兼商店（博愛丸）—北辰漁業（英航丸）

▲態度不明＝日魯漁業（豐前丸）—渡邊俊郎（海幸丸）—今井作治（東隆丸）

對峙派の三菱商事系たる大成漁業及八木實通氏等は素より合同案の急先鋒であつた。爲に大合同が破れても決して默視してゐる譯ではなかつた。終に其策動によつて先づ工船五隻を主體とする昭和工船漁業株式會社を設立することゝなり、昭和二年十一月四日發起人會を開いて同月十五日創立總會を召集し、一方、共同漁業を中心とする北工、北鳳、樺產、松田の五社は工船九隻を擁して日本工船漁業會社を組織し、こゝに本邦蟹工船漁業界は一大合同に失敗して二大會社に合同するに至つた。

日本工船漁業株式會社

昭和二年十一月十七日創立

資本金其他

資本金—六百萬圓（全額拂込）株式數十二萬株、（額面五十圓）。

尙共同漁業以下の五經營者は會社創立に當り各船函數に應じて左の如く株の振當を行つた。

〔共同〕、八六、三〇〇函＝二八、二三四、株
〔北工〕、二〇、二六〇同＝六、五四三、株
〔北鳳〕、二〇 〇〇〇同＝六、六七四、株
〔樺產〕、二〇、〇〇〇同＝六、五四三、株
〔松田〕、三五、四〇〇同＝一二、〇〇六、株
合計一八一、九六〇函＝六〇、〇〇〇株

其後日魯漁業の參加により豐前丸二五、七〇〇函に對する權利讓受金函當貳圓五十錢に對する七百八十五株を各社より按分分割提供することゝなつたが、之と同時に監査役として日魯の三浦良次氏

の就任を見るに至つた、然るに昭和四年六月に至り前記の如く資本金を六百萬圓(全額拂込)に增額したのであつた、同社の現在に於ける重役並に現在所屬の工船は左の如くである。

役員（昭和四年十月現在）

▲社長齋藤浩介(共同)、△取締役專務、植木憲三(共同)奥村又雄(共同)△同渡邊藤作(北工)△同茅花安太郎(松田)△同伊東次郎(樺太)▲監査役、上村啓三(共同)△同、上村宇多彌(北拓)同三浦良次(日魯)。

所屬工船

船名	製造許可函數
門司丸	一七、〇〇〇同
神宮丸	一三、二〇〇同
嚴島丸	二八、〇〇〇同
福一丸	一七、四〇〇同
遼東丸	一七、七〇〇同
釜山丸	一八、一〇〇同
榮德丸	二四、四〇〇同
廣東丸	二〇、〇〇〇同
豐前丸	一五、七〇〇同
和歌浦丸	一八、一〇〇同
讃岐丸	制限ナシ
越後丸	八、〇〇〇同
合計	二〇七、六〇〇函

昭和工船漁業株式會社

資本金其他

昭和二年十一月四日發起人會を開き、同月十五日創立總會を召集して其組織を了つた。資本金二百萬圓、四萬株、額面五十圓全額拂込株振當は左記當局許可の函數を基準とす。

（八木）樺太丸、美福丸＝五九、二九一〇函
（大成）龍裕丸、肥後丸＝三五、一六九〇
（林兼）博愛丸、＝二二、四九一〇

役員（昭和四年十月現在）

△取締役(社長)　田村啓三
△同（專務）　八木實通
△同　榎本春之助
△同　三浦玄三
△監査役　窪井重男
△同　高橋錬逸
△同　高崎達之助
松崎壽三
（八木實通）一二、七八〇株(六十三萬九千圓)
（共同漁業）三三、五〇〇株(百十二萬五千圓)
註—大成漁業及林兼の持株買收による
（三菱）四、七二〇株(二十三萬六千圓)
合計　四萬株＝二百萬圓

所屬工船

船名	製造許可函數
樺太丸	一八、九九〇〇
美福丸	一七、四三〇同
富美丸	一四、四〇〇同
肥後丸	一一、五〇〇同
博愛丸	二二、五〇〇同
春海丸	一三、一〇〇同
海幸丸	一三、四〇〇同
合計	一一二、三二六同

工船蟹漁業取締規則

之が制定の動機は前項に之を述べた、本令は大正十二年三月を以て制定され、昭和二年十月改正されて今日に及んでゐる、之に依つて更に斯業の輪廓を窺知し得るであらう。

第一條　本則ニ於テ工船蟹漁業ト稱スルハ罐詰製造設備ヲ有スル船舶又ハ之ニ附屬スル漁船ニ依リテ爲ス蟹漁業ヲ謂フ。

第二條　工船蟹漁業ヲ營マムトスル者ハ工船毎ニ願書一通ヲ作リ第一號樣式ニ依ル船舶件名書又ハ船舶國籍證書寫及船舶檢査證書寫並第二號樣式ニ依ル事業計畫書ヲ添ヘ之ヲ農林大臣ニ差出シ許可ヲ受クヘシ。

第三條　船舶件名書ヲ差出シ前條ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定期間内ニ船舶國籍證書寫及船舶檢査證書寫ヲ差出スヘシ

指定期間内ニ前項ノ書類ヲ差出ササルトキハ農林大臣ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第三條ノ二　東經百五十度以東ノオホーツク海ニ於テ操業スル工船蟹漁業ハ工船數十八隻以内ニ限リ之ヲ許可ス

第四條　農林大臣第二條ノ許可ヲ爲シタルトキハ第三號樣式ニ依ル許可證ヲ交付ス但シ前條第一項ノ場合ニ於テハ當該書類ヲ差出シタル後之ヲ交付ス

許可證ハ之ヲ工船内ニ保持スヘシ。

第五條　工船蟹漁業者ハ第四號樣式ニ依リ工船ノ兩舷及附屬漁船ノ見易キ場所ニ許可番號ヲ表記スヘシ。

工船蟹漁業者ハ其使用スル漁網ノ浮子ニ許可番號ヲ烙印スヘシ。

第六條　工船蟹漁業カ許可ノ期間ハ五年トス前項ノ期間ハ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得。

第七條　工船當漁業ハ農林大臣ノ告示シタル禁止區域内ニ於テハ操業スルコトヲ得ス。

第八條　網目一尺五寸以下ノ刺網ハ工船又ハ附屬漁船ニ於テ之ヲ所持シ又ハ使用スルコトヲ得ス。

第九條　工船蟹漁業許可證ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスル時ハ農林大臣ノ許可ヲ受クヘシ但シ第十一條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス。

農林大臣前項ノ許可ヲ爲シタル時ハ許可證ヲ書換交付ス。

第十條　前條第一項ノ規定ニ該當スル場合ヲ除クノ外工船蟹漁業者其事業計畫書ニ記載シタル事項ヲ變更シタル時ハ其旨届出ヘシ。

第十一條　工船蟹漁業者其氏名住所若ハ船舶ノ名稱ヲ變更シ又ハ許可證ヲ亡失毀損シタル時ハ許可證ノ書換又ハ再交付ヲ申請スヘシ。

第十二條　工船蟹漁業者ハ每年十二月末日迄ニ其年ノ事業報告書ヲ農林大臣ニ差出スヘシ。

農林大臣必要アリト認ムル時ハ隨時事業報告ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ。

第十三條　左ノ場合ニ於テハ工船蟹漁業者ノ有スル全部ノ許可ニ付之ヲ爲スコトアルヘシ。

第十七條　各工船ニ付工船蟹漁業ヲ廢止シ又ハ許可ノ効力消滅シタル時ハ直ニ當該工船ニ對スル許可證ヲ返納スヘシ但シ許可證ヲ返納スル能ハサル時ハ事由ヲ具シ其旨届出ツヘシ。

第十三條　第一項第一號ノ場合ニ於テハ相續人、合併後存續スル會社若ハ合併ニ因リテ設立シタル會社又ハ清算人ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ。

第十八條　工船ノ船長ノ所爲第二十條第一項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ工船蟹漁業者ニ對シ船長ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ。

第十九條　以下第廿一條ニ至ル罰則省略。

第一號樣式

◇船舶件名書（計畫又ハ現在）

一、船種及船名
二、船體ノ長幅及深
三、總噸數
四、機關ノ種類及數
五、純馬力又ハ實馬力若ハ公稱馬力
六、速力
七、竣工年月日
八、所有者ノ住所氏名又ハ名稱

第二號樣式

◇事業計劃書

一、主ナル製船港
二、操業區域及時期
三、附屬漁船ノ種類、數及大サ
四、漁具及副漁具ノ種類構造及箇數
五、罐詰製造ニ關スル設備（配置圖添付ヲ要ス）
六、罐詰製造最高豫定數
七、乘組員職務別人員數

第三號樣式

第　號

工船蟹漁業許可證

住所
氏名又ハ名稱

船種及船名	
總噸數	
操業區域	
漁具ノ種類	
罐詰製造最高豫定數	
條件又ハ制限	

年　月　日　農林大臣　㊞

第四號樣式

12

（備考）(1)各文字ノ大サハ一尺五寸大以上、文字ノ太サハ三寸以上、各數字ノ間隔ハ一尺以上二尺以下、輪廓ノ大サハ三寸以上トシ明瞭ニ記載スルヲ要ス。
(2)附屬漁船ニアリテハ其種類及大小ニ應シ前項ニ準シ明瞭ニ記載スルコトヲ要ス。

工船蟹漁業禁止區域ノ件

工船蟹漁業禁止區域左ノ通リ定ム

後志國神威岬ヨリ禮文島北端、禮文島北端ヨリ海馬島南端ニ至ル線ノ中點、北見國宗谷岬ヨリ樺太島西能登呂岬ニ至ル線ノ中點、得撫島仲津岬、釧路國尻羽崎ヲ通過スル緯線ト東經百四十六度ノ經線トノ交叉點ヲ經テ尻羽崎ニ至ル線內。

「イバラ」蟹ノ雌又ハ胸甲ノ幅五寸未滿ノ雄捕獲禁止ノ件

第一條　「イバラ」蟹（北海道方面方言「タラガニ」又ハ「クラバガニ」）ノ雌又ハ胸甲ノ幅五寸未滿ノ雄ハ之ヲ捕獲スルコトヲ得ス但シ漁具ニ罹リタルモノニシテ生活力ヲ失ヒタルモノハ此限ニアラス。

第二條　前條ノ蟹ハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ製品トナスコトヲ得ス。

前條ノ蟹又ハ其製品ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ所有シ若ハ所持スルコトヲ得ス。

前條第二項ノ規定ハ前條但書ニ該當スル蟹又ハ其罐詰以外ノ製品ニシテ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノニ之ヲ適用セス。

第三條　前二條ノ規定ニ違反シタルモノハ百圓以下ノ罰金ニ處シ其所有シ若クハ所持スル蟹又ハ其製品ハ之ヲ沒收ス。

附則　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

イバラ蟹ノ雌罐詰輸出及輸出ノ目的ニ供スル爲販賣取締方

地方長官ガ內地向トシテ製造スルコトヲ認メタルイバラ蟹ノ雌蟹罐詰ハ農林大臣ノ認可ヲ得ルニアラサレハ之ヲ輸出シ又ハ輸出ノ目的ニ供スル爲販賣スルコトヲ得ス。

前項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス。

附則　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

露國の工船蟹漁業

一、蟹工船と領海問題

日本の蟹工船企業と露國とは最近までそれの正常な形においては何等直接の關係も有り得なかつた。蓋し工船の操作する漁場は勘察加西海岸沖合の公海であり、何人も自由に出漁しこの海面を用益する權利を持つてゐたからである。然しそれであるにも拘らず日露兩國間に蟹工船の拿捕問題や射撃問題等屢次激發して夏期年中行事の一つであるかの如く、センセーショナルな世論を煽つたのは全く次の二つに共理由を歸せられねばならぬ。

（一）日本が國際法の規定たる領海三浬說立に脚して三浬外の勘察加西海岸沖を公海とし、之に出漁したに反し、露國は自國法規による領海十二浬說を楯に日本の工船企業現場を自國領海と主張したこと。

（二）日本の蟹工船もしくは蟹漁船が故意若しくは偶然に三浬內の露國領海に進入したこと。

而して（一）は露國政府が日本政府當局に對し昭和二年日本蟹漁船拿捕問題發生の際「露國政府は當分の間領海三浬說を認むる」旨聲明せる事により事實上係爭原因消滅し、（二）は昭和三年夏期に於ても日本工船會社所屬の工船神宮丸並に仲積船神榮丸が過つて露國領海內に侵入したため露國監視船に拿捕され盛漁期を失した等の事件が勃發したが、然しこれは偶々日本側の過失によつて導かれたのであつて、正規の形態、即ち公海に於ける漁撈に終始する時何等露國との間に問題の起りやうは無いのである。

二、露國蟹工船の創始

ところが、此領海問題の外に日露間には昭和三年以來工船蟹漁業に關する特殊關係が發生した。それは勘察加西海岸沖合に於ける露國工船蟹漁業の創始である。

蟹工船其ものは前項記述の如く、日本の創始にかゝり大正十年以來異常なる進歩發展を跡づけて生産に輸出に本邦重要產業の一となつたものであるが、これは遠大なる計畫をもつて極東漁業の將來の一大發展を期する露國漁業當局を刺戟せずには措かなかつた。殊に其漁場が露國西勘察加とすぐ目と鼻の近海であり、其生產品の販途が英米市場に於て完全に保證されてゐることは、露國を發奮せしめ新なる計畫に進出せしめる一要因であつた。

然しながら日本の創始にかゝる蟹工船企業は、其企業組織に於て、殊に其特殊の練達を要する技術に於て他の追從を許さぬものがあり、此點露國の苦心の存するところであつた。殊に露國の蟹工船創始は日本當業者にとつては直接競爭關係者の現出を意味するので、日本側の積極的援助乃至指導を期待し得ず、一度は昭和二年末から三年の初頭にかけて日本蟹工船業者の結束の緩みに乘じ一工船の買收を試みたが、如上の理由により成功を見るに至らなかつた。然し露國は昭和三年より是非共蟹工船を創設して西勘察加公海に出漁せしむる固い決意の下に、買船運動を試み遂に米國及日本に於て各一隻宛を手に入れることに成功した。其買船事情左の如し。

（一）米國汽船チェース號購入――極東國營漁業トラスト生產部長ケルネル、船舶技師ローリンド・ノスーリヤ氏等を買船のため日本に派遣し當業者と引合中、大連市植田汽船會社所有船泰陽丸（三七五〇噸）を同社委任者たる神戶市榮町村尾汽船會社並に商談進捗し、ケルネル氏は取引條件に關し露本國の承認を經買收價格十六萬一千圓を以て昭和三年二月三日駐日露國通商代表部に於て兩當事者間に商談成立を見、露側は同船を神戶にて改造し、且つ同地にて宗罐其他機材を積載して浦潮に廻航、完全に艤裝を終り「カムチヤツカ」と命名して出漁した。

以上の外仲積船としてアラスカ、スチームシツプ會社の所有船「ナベスナ」號を購入した外モーター船としてクラーケス・ブロワー號を買船した外製品の輸送船として諾威汽船會社からグロスホルム號（三、〇〇〇噸）をも傭船し、工船蟹漁業への進出第一年に於ける諸準備を備へ昭和三年度に蟹罐詰三萬函、價格百三十萬留の生產計畫を立てた。

三、昭和三年の業績

此露國極東漁業の上に重要なる一展開を劃する蟹工船企業が如何なる機關を通じて行はれるかといふにそれは極東國營漁業トラスト及び直接勞農政府の監督の下に置かれる國營會社「アコ」（勘察加株式會社）である。即ち第一工船は前者に所屬し「カムチヤツカ」號はアコに所屬してゐる。

前記二工船は蟹工船漁撈並に製造に熟達せる日本漁夫を函館方面に於て雇傭し、且つ漁網大凡三萬七千反を用意し、五月初旬何れも相前後して函館を出帆、勘察加西海岸沖合の漁場に到着し漁撈並に製造を開始した。

然るに露側は勞働法の適用乃至勞働時間の短縮、其他雇傭條件良好なる關係上到底所期の漁撈並に製造能力を發揮すること困難なる可しと邦人側で豫想されたにも拘らず、左の好成績を擧げ八

月十七日日本側に先つて漁場を引揚げた。

第一工船	二一、二四七函
カムチヤツカ	一三、七五五函
計	三五、〇〇二函

露國側發表の製罐數、並に製品の品質については始め本邦に於て種々の風評が流布されたが、其後品質は本邦に於て實際に試驗の結果寧ろ邦品を凌ぐ事實が明かにされ、露國が北洋工船蟹漁業界に於て邦人の有力なる競爭者であることが證據立てられた。

因みに露國側製品の販途については二工船の中第一工船の分は在米露國機關アムトルグの手を經て米國市場に賣却され殘る一隻の製品は英商マツケンジー商會及在横濱の古屋商店の手を經て夫々英國方面へ輸出された趣である。

四、昭和四年の業績

昭和三年の最初の工船蟹漁業に好成績を收めた露國側では、更にこれが將來にわたる擴張と發展を計畫し、昭和三年十月神戸に於て英國汽船ダゲスタン號(五、七四二噸)を購入の上之を工船式に艤裝し、フターロエ、クラボローフストウオ(第二蟹工船)と命名した。又本邦に於て神山丸(四、二四八噸)を買船して之を工船に改造し、トレツチエ、クラボローフストウオ(第三蟹工船)と命名した。此の兩船はいづれも國營極東漁業トラストの所屬である。

かくて前年の二隻に加へて昭和四年には工船四隻を以て、八萬一千函の漁獲計畫を立て、西勘察加公海に出漁した。四月上旬の出漁に當り、露國側雇傭の日本人熟練勞働者多數が函館に於て乘船間際に、露國側に對して雇傭契約解除を強行したことは、露國側に大なる手違ひを生ぜしめ、出漁期を遲らせる原因を作つただけに、露側はこれを日本側當業者の陋手段なりとして大いに憤慨し、露領漁區へ出漁する邦人漁夫に對し從來示して來た旅券査證事務の便宜を中止し、報復的手段に出づると敦圍く等の事件もあつた。此事件は露國側の蟹工船漁業への進出が如何に本邦側のそれと利害對立しつゝあるかを語るものである。

此事件のため日本側に稍遲れて出漁した露國蟹工船四隻は、西勘察加公海に於て漁撈製造に從事した結果、次の如き成果を示した。

一、カムチヤツカ號(國營アコトラスト所屬)	一八、八〇〇函
二、ベールウイ、クラボローフ號(極東國營漁業所屬)	一五、二〇〇函
三、フターロエ、クラボローフ號(同上)	二〇、〇〇〇函
四、トレチエ、クラボローフ號(同上)	一八、〇〇〇函
合計	七二、〇〇〇函

即ち豫定計畫に比し九千函の減少であるが、前年度の三萬五千函に比較する時は三萬七千函の增加である。

五、昭和五年の計畫と漁場枯渇問題

然も最近の情報によれば、露國側は益々工船企業の發達を企圖し、昭和五年に於ては、更に大型工船三隻乃至四隻を增加して製造額を本年に比し倍增する計畫を立てたものゝ如く、既に日本製罐會社に對して空罐二十二萬函分の注文を發して來た。勿論この空罐は露側の陸上に於ける漁獲製造の增加をも反映してゐるのであるが、然し昭和三年の創業以來、露側の工船企業發展のテンポは極めて急激にして、それは現在に於てすら既に蟹漁資源の衰退と、供給增加による蟹罐市況の弱氣配とによつて我當業者の大なる競爭相手となつて居る。從つて露國側が今年より來年、來年より再來年と生産增加の趨勢を辿つてゆく事は日本側當業者との對立を益々深刻ならしめてゆくものである。

そこで日本側では資源枯渇が兩國相互に與ふる損害を未然に防遏する見地から、日本側では既に今日實施してゐる漁獲制限を露國側との間にも協定し締結することの必要が當業者間に叫ばれてゐるが、露側が直ちに之に應ずるや否やは彼れの現在の進出計畫から見て疑問とされるので、若し對露協定が實現不可能の場合は、日本側のみ生産制限を守るの不可から去つて、寧ろ積極的に出漁工船を增加し、露側に對抗すべしとの意見もある。其場合現在の西海岸十四隻、並に今年東海岸に出漁して好成績を收めた八郎丸の外、新に日本工船讃岐丸(五、八七一噸)、八木商店海祥丸(六、〇七〇噸)公海漁業ハドソン丸(三、九七噸)、其他目下出願中の昭和工船一隻の四隻を加へ、總數十九隻の出漁を見るべく、外にベーリング海方面に出漁する國際工船會社のトロール計畫もあつて、本年の如く各船が豫定漁獲に達する時は、陸上を合せて來年度北洋蟹罐の生産には總計八十八萬函を突破すべく斯くては、北洋の蟹漁は益々濫獲の度を高め、さなきだに衰退せる漁業資源の生命は著しく短縮される外なき結果を生むであらう。

日本の鮭鱒工船漁業

カムチヤツカ公海に於ける工船蟹漁業の、稀有の發展並に日露漁業條約による露領漁業の紛々たる束縛、紛議に鑑み、本邦漁業家の間には世界三大漁業場の一たるオホツク海、ベーリング海方面の公海に於ける鮭鱒漁業を母船式工船漁業によつて行ふ事に多大の興味を寄せ、昭和二年太洋漁業會社の試驗的出漁以來之が計畫を進めつゝあつたが、此計畫は本年に入つて愈々具體化し、日魯漁業、八木本店、平出喜三郎、國際工船、綿貫覺、奥田禮三、神谷文一、德田平一、須田孝太郎の諸氏は右鮭鱒工船經營について農林省當局に出願中であつたが、當局は六月八日省令により取締規則を發布し、昭和四年六月二十九日付、左記五氏に許可決定の旨通知を發した。

日魯漁業、八木本店、國際工船、平出喜三郎、綿貫覺

爾餘の出願者については更に詮議することゝなつた。許可者は昭和五年から愈々出漁決行の計畫である。因みに日魯漁業の出漁豫定工船は因幡丸(六〇〇七噸)信濃丸(六、一五五噸)の二隻である。

出漁區域はカムチツカ西海岸中部以南、同東海岸カムチツカ灣附近等を豫定されてゐる。

母船式鮭鱒漁業取締規則

(昭和四年六月八日農林省令第十二號)

第一條　本則ニ於テ母船式鮭鱒漁業トハ製造若ハ保藏ノ設備ヲ有スル船舶又ハ之ニ附屬スル漁船ニ依リ爲ス鮭鱒漁業ヲ謂フ

第二條　母船式鮭鱒漁業ハ農林大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

第三條　前條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ申請者ニ關スル事業計畫書ヲ添ヘ之ヲ農林大臣ニ提出スヘシ

第四條　農林大臣第二條ノ許可ヲ爲シタルトキハ樣式第一號ニ依ル許可證ヲ交付ス

第五條　母船式鮭鱒漁業ノ許可ノ期間ハ十年以內トス

第六條　母船式鮭鱒漁業者其ノ漁業ノ爲母船ヲ使用セムトスルトキハ樣式第三號ニ依ル船舶件名書又ハ船舶國籍證書寫及船舶檢査證書寫ヲ提出シ農林大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第七條　農林大臣前條第一項ノ承認ヲ爲シタルトキハ樣式第四號ニ依ル母船使用承認證ヲ交付ス但シ前條第二項ノ場合ニ於テハ當該書類ヲ提出スルノ後之ヲ交付ス

第八條　母船式鮭鱒漁業者ハ母船使用承認證ヲ母船內ニ保持シ其ノ兩舷及附屬漁船ノ最モ見易キ場所ニ樣式第五號ニ依リ母船使用承認番號ヲ表記スヘシ

母船式鮭鱒漁業者ハ操業中樣式第六號ニ依ル旗章ヲ母船及附屬漁船ノ最モ見易キ場所ニ揭揚スヘシ

母船式鮭鱒漁業者ハ其ノ使用スル漁具ノ浮標ニ番號ヲ表示スヘシ

第九條　母船式鮭鱒漁業者母船式鮭鱒漁業許可證ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ農林大臣ノ許可ヲ受ケヘシ但シ前條第二項ノ場合ニ於テハ當該書類ヲ提出シ前項ノ承認ヲ受ケタル者ハ母船及附屬漁船ノ變更ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第十條　母船式鮭鱒漁業者母船使用承認證ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受クヘシ前項但書ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條　母船式鮭鱒漁業者母船式鮭鱒漁業許可證又ハ母船使用承認證ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ申請スヘシ

第十二條　母船式鮭鱒漁業者ハ其ノ業務ヲ指揮スル管理人一人ヲ操業中母船ニ乘組マシムヘシ但シ漁業者自ラ母船ニ乘組ミ業務ヲ指揮スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

管理人ヲ選任シタルトキ、其ノ氏名若ハ住所ニ變更アリタルトキ又ハ前項但書ノ場合ニ於テハ母船式鮭鱒漁業者ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

管理人選任ノ屆書ニハ履歷書ヲ添附スヘシ

第十三條　母船式鮭鱒漁業者死亡シ又ハ解散シタルトキハ母船式鮭鱒漁業ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ其ノ相續人又ハ合併後存續スル會社若ハ合併ニ因リテ設立シタル會社カ引續キ其ノ漁業ヲ營ムトキハ被相續人又ハ合併ニ因リテ解散シタル會社ニ對シテ爲シタル母船式鮭鱒漁業ノ許可ハ爾後相續人又ハ合併後存續スル會社若ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ相續又ハ合併アリタルコトヲ證スル書面ヲ添ヘ死亡又ハ解散ノ日ヨリ三十日內ニ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第十四條　母船式鮭鱒漁業者ハ其ノ漁業ヲ廢止シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第十五條　農林大臣ハ母船式鮭鱒漁業者ニ對シ其ノ漁業ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ其ノ業務ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得

第十六條　農林大臣ハ母船式鮭鱒漁業者ニ對シ其ノ漁業ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十七條　母船式鮭鱒漁業者ハ其ノ漁業ニ關シ農林大臣ノ命令ニ違反シタルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十八條　母船式鮭鱒漁業者ハ其ノ漁業ニ關シ農林大臣ノ命令ニ違反シタルトキハ一年以內ノ期間ヲ定メ其ノ漁業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十九條　母船式鮭鱒漁業者ハ其ノ漁業ニ關シ第十五條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サス又ハ虛僞ノ報告ヲ爲シ若ハ檢査ヲ拒ミ妨ケ又ハ忌避シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條　第十七條又ハ第十八條ノ規定ニ依リ許可ヲ取消サレ又ハ漁業ノ停止ヲ命セラレタル者ハ其ノ取消又ハ停止ノ處分ヲ受ケタル後ト雖モ其ノ處分ノ原因タル事實ニ關シ弁明ヲ爲スコトヲ得

第二十一條　第十七條又ハ第十八條ノ規定ニ依リ許可ヲ取消シ又ハ漁業ノ停止ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ公示スヘシ

第二十二條　本則ニ於テ農林大臣ノ職權ニ屬スル事項ハ其ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第二十三條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル者ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツルヲ要ス

第二十四條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第二十五條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第二十六條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第二十七條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第二十八條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第二十九條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第三十條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第三十一條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第三十二條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第三十三條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第三十四條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第三十五條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第三十六條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第三十七條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第三十八條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第三十九條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第四十條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第四十一條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第四十二條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第四十三條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第四十四條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第四十五條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第四十六條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第四十七條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第四十八條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第四十九條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第五十條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第五十一條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第五十二條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第五十三條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第五十四條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第五十五條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第五十六條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第五十七條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第五十八條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第五十九條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第六十條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第六十一條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第六十二條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第六十三條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第六十四條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第六十五條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第六十六條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第六十七條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第六十八條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第六十九條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第七十條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第七十一條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第七十二條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第七十三條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第七十四條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第七十五條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第七十六條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第七十七條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第七十八條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第七十九條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第八十條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第八十一條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第八十二條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第八十三條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第八十四條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第八十五條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第八十六條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第八十七條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第八十八條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第八十九條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第九十條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第九十一條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第九十二條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第九十三條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第九十四條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第九十五條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第九十六條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第九十七條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第九十八條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第九十九條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

第百條　本則ニ於テ農林大臣ニ屆出ツヘキ事項ヲ地方長官ニ屆出ツル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

做ス

第十四條　左ノ場合ニ於テハ母船使用ノ承認ハ其ノ效力ヲ失フ

一、母船式鮭鱒漁業ノ許可ノ效力消滅シタルトキ

二、母船滅失シ、沈沒シ、解撤シ又ハ國籍ヲ喪失シタルトキ

三、母船ヲ讓渡シ、之ヲ貸付シ、借受ケタル母船ヲ返還シ其ノ他母船ヲ使用スル權利ヲ失ヒタルトキ

第十五條　第九條ノ許可若ハ承認ヲ爲シタルトキ又ハ第十條第一項若ハ第十三條第一項ノ屆出アリタルトキハ農林大臣ハ母船式鮭鱒漁業許可證又ハ母船使用承認證ヲ書換ヘ交付ス

第十六條　母船式鮭鱒漁業ノ許可ヲ受ケタル後一年內ニ其ノ漁業ニ着手セス又ハ引續キ二年以上之ヲ營マサルトキハ農林大臣ハ其ノ許可ヲ制限シ又ハ取消スコトアルヘシ

第十七條　水產動植物ノ蕃殖保護、漁業取締其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ農林大臣ハ母船ノ使用ヲ停止シ又ハ母船式鮭鱒漁業ノ許可若ハ母船使用ノ承認ヲ制限シ若ハ取消スコトアルヘシ

第十八條　母船式鮭鱒漁業者本則又ハ本則ニ基ク處分ニ違反シタルトキハ農林大臣ハ母船ノ使用ヲ停止シ又ハ母船式鮭鱒漁業ノ許可若ハ母船使用ノ承認ヲ制限シ若ハ取消スコトアルヘシ

第十九條　母船式鮭鱒漁業ヲ廢止シ又ハ許可ノ效力消滅シタルトキハ直ニ母船式鮭鱒漁業許可證ヲ返納スヘシ但シ之ヲ返納スルコト能ハサルトキハ事由ヲ具シ其ノ旨屆出ツヘシ

第二十條　漁業取締ノ爲必要アリト認ムルトキハ農林大臣ハ母船式鮭鱒漁業ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ管理人又ハ母船ノ船長ノ下船ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條　第二條又ハ第六條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處シ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物、製品及漁具ハ之ヲ沒收ス若シ犯人ノ所有シタル漁獲物及製品ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第二十二條　母船式鮭鱒漁業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處シ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物、製品及漁具ハ之ヲ沒收ス若シ犯人ノ所有シタル漁獲物及製品ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

一、母船式鮭鱒漁業ノ許可又ハ母船使用ノ承認ヲ爲シタルトキ

二、第十六條、第十七條又ハ第十八條ノ規定ニ違反シテ操業シタルトキ

三、使用承認番號ヲ隱蔽シ又ハ抹消シタルトキ

第二十三條　母船式鮭鱒漁業　第十二條第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條　第八條、第十條、第十一條、第十二條第二項、第十三條第一項又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ母船式鮭鱒漁業ヲ營ム者引續キ其ノ漁業ヲ營マムトスルトキハ本令施行後三十日內ニ第三條ノ申請書及第六條ノ書類ヲ提出スヘシ前項ノ申請ヲ爲シタル者ハ其ノ處分ヲ受クル迄引續キ其ノ漁業ヲ營ムコトヲ得

第一號　様式

事業計畫書

一、根據地
二、操業區域
三、操業ノ時期
四、母船ノ數
五、母船ノ種類及總噸數
六、母船ノ製造設備及保藏設備ノ概要
七、附屬漁船ノ種類、數及大サ
八、漁具ノ種類、構造及數
九、漁獲物ノ種類別數量、漁獲物ノ處理及製造ノ方法
十、乘組員其ノ他ノ從業員ノ職務別人員表

備　考

一、二隻以上ノ母船ヲ使用スル場合ニ在リテハ第四號以外ノ事項ハ母船別ニ之ヲ記載スヘシ

二、漁具ヲ定置スルモノニ在リテハ漁具ヲ數設スル場所ヲ明示スル圖面ヲ添附スヘシ

（第二號以下略）

日露海獸狩獵關係

四國條約成立經過

米國政府は明治廿六年英露間並に廿七年米露間に締結されたる膃肭獸保護條約に我國を加入せしむるの必要を認め明治二十七年我駐米公使を經て同條約に加盟方を勸誘したけれども實現するに至らなかつたが、明治三十年（一八九七）に至り米國は華盛頓府に於て本獸保護に關する日英米露四國會議を開かんとして我駐米公使を經て帝國の同意を求めて來た、右協議會には英國の參加なく日米露三國代表者の間に於て英國の加盟を條件として蕃殖保護に關する決議したけれども其後英國の同意を得ることが出來ず、遂に實行するに至らなかつた。明治三十二年（一八九九）米國は自國民に對し白令海、オホック海に於て膃肭獸の殺戮狩獵を禁止した、以上列記せる條約及協議會等は何時も本獸蕃殖場を有する米露兩國が其獸數の絕滅防止策として提議する所に係り、海上獵業國たる日英兩國と米露兩國とは常に其利害關係が相反する爲め交涉頗る困難なりしは止むを得ざる次第である。英國獵船は曩に締結したる英米條約に由り獵期、獵區、獵具等に制限があり且つ營業費も亦多額にて到底收支償はさる結果漸次減少するに反し、我獵船は何等の制限を受くることなく獵獲に從事し特に米露兩蕃殖場沖合三浬線迄も近寄りて盛んに銃獵を行つた爲め痛く兩國當局の神經を刺戟し、日本獵船を禁止するにあらずんば遂に北太平洋の膃肭獸は絕滅するに至るべしと紹絆し、英國側亦嫉妬して我が獵船の行動を攻擊するものあるのみならず、密獵嫌疑の故を以て我が獵船の米露兩國官憲に拿捕せらるゝもの連年相次ぎ恰も往年の英米、英露關係の如く國際紛議漸く繁からんとし、他面米露兩國蕃殖場も漸次衰退し其陸上獵獲亦往年の如く盛大に營み難くなつた等の爲め明治四十四年（一九一一）米國の主唱に基き華盛頓府に於て膃肭獸並に獵虎の蕃殖保護の爲め日英米露四國の會議を開催し、北緯三十度以北に於て膃肭獸の海上獵獲の禁止及陸上獵業に關する件並に獵虎捕獲に關する條約を締結したる結果我政府は同年勅令又翌四十五年法律を以て海上獵業禁止の旨を公布するに至つたのである。

膃肭獸保護條約

（明治四十四年十二月十四日條約第十三號）

第一條　各締約國ハ相互ニ左ノ事項ヲ約ス各締約國ノ人民又ハ臣民及凡テ其ノ法令條約ニ服從スヘキ者並其ノ船舶カ本條約ノ有效期間白令海、「オコツク」海及日本海ヲ包含スル北太平洋ノ洋海ニ於テ膃肭獸ノ海上獵獲ヲ爲スヲ禁止スヘキコト

右ノ禁止ヲ犯シタル者及船舶ハ各締約國ノ海軍將校其ノ他相當ノ權限アル官吏ニ於テ之ヲ拿捕勘察加海「オコツク」海及日本海ヲ包含スル北太平洋ノ洋海ニ於テ膃肭獸ノ海上獵獲ヲ爲スヲ禁止スヘキコト

右ノ禁止ヲ犯シタル者及船舶ハ各締約國ノ海軍將校其ノ他相當ノ權限アル官吏ニ於テ之ヲ拿捕シ「カロルヒヌ、アラスカヌス」「カロルヒヌス、ウルシヌス」若ハ「カロルヒヌス、クリレンシス」ト稱スル種族ト看做サレタル膃肭獸皮ハ何レノ締約國ノ版圖內ニモ之ヲ輸入又ハ移致セシメサルコトヲ約ス

第四條　各締約國ハ第一條ニ揭クル洋海ノ沿岸ニ棲息スル印甸人、「アイノ」人、「アリユート」人其ノ他ノ土人カ他船ヲ以テ運搬セラレ又ハ他船ト相關聯シテ使用セラレサル「カヌー」艇ニシテ拿捕地最近ノ地點其ノ他五ニ協定スルコトアルヘキ場所ニ於ケル其ノ所屬國ノ當該官吏ニ引渡スヘキコト

右ノ犯罪ヲ審判シ之ニ刑罰ヲ科スルノ權ハ獨リ犯罪者又ハ船舶ノ所屬國官憲ノミニ之ヲ有スルコト

右犯罪立證ノ爲必要ナル證人及證據ニシテ苟モ締約國ノ宰領內ニアルモノハ成ルヘク速ニ其ノ犯罪審判ノ管轄權ヲ有スル當該官憲ニ之ヲ提供スヘキコト

第二條　各締約國ハ自國ニ於ケル何レノ港灣タルト其ノ領土內ニ於ケル何レノ場所タルトヲ問ハス第一條ニ揭クル保護區域內ノ洋海ニ於ケル膃肭獸海上獵獲ノ作業ニ關聯スル目的ノ爲何人ニモ又如何ナル船舶ニモ之ヲ使用セシメサルコトヲ約ス

第三條　各締約國ハ第一條ニ揭クル保護區域內ノ北太平洋ノ洋海ニ於テ獵取セラレタル膃肭獸皮及獸群ノ蕃殖地ヲ領有スル締約國各自ノ權內ニ於テ獲取セラレ官ニテ記號ヲ附シ其ノ旨ヲ證明シタルモノヲ除クノ外米露若ハ日本ノ獸群ニ屬スル膃肭獸皮ノ輸入ヲ禁止スヘキコト

テ專ラ橈櫂ノ類又ハ帆ヲ用ヒテ推進シ一隻ノ乘員五人ヲ超過セサルモノニ依リ從來慣行ノ方法ニ從ヒ銃器ヲ使用スルコトナクシテ膃肭獸ノ海洋獵獲ヲ行フ場合ニ付本條約ノ規定ヲ適用セサルコトヲ約ス但シ右ハ該土人カ他人ニ使用セラレス又其ノ獲取シタル獸皮ヲ他人ニ引渡スノ契約ヲ爲ササル場合ニ限ル

第五條　各締約國ハ其ノ人民若ハ臣民又ハ船舶ニ對シ本條約第一條ニ揭クル洋海ノ何レノ部分タルヲ問ハス其ノ領土ノ海岸線ヨリ三海里外ニ於テ獵虎ノ臘殺、捕獲又ハ追獲ヲ許ササルコトヲ約ス

第六條　各締約國ハ前數條ヲ規定ヲ有効ナラシムルニ必要ナル法令ヲ制定施行シ其ノ違反ニ對スル相當ノ罰則ヲ付スヘキコトヲ約ス

第七條　合衆國、日本國及露西亞國ハ保護ニ付特ニ利害關係ヲ有スル膃肭獸群ノ來集スル洋海ニ於テ前數條ノ規定ヲ實施スルニ必要ナル限リ各自警衛又ハ巡邏ノ設備ヲ爲スヘキコトヲ約ス

第八條　各締約國ハ第一條ニ揭クル禁獵區域內ニ於ケル膃肭獸ノ海上獵獲ヲ防止スル爲適當ニシテ且有用ナル措置ヲ執ルニ付相互ニ協力スヘキコトヲ約ス

第九條　本條約ニ於テ海上獵獲ト稱スルハ如何ナル方法ヲ以テスルヲ問ハス海上ニ於テ膃肭獸ノ獵殺、捕獲又ハ追蹤ヲ爲スヲ謂フ

第十條　合衆國ハ「プリビロフ」島又ハ第一條ニ揭クル洋海ニ在リ將來膃肭獸群ノ來集スルコトアルヘキ同國所屬ノ他ノ島嶼及海岸ニ於テ年々獲取スル膃肭獸皮ノ總數中數量及價格ノ百分ノ十五ニ相當スルモノヲ加奈陀政府ノ公認代表者ニ毎獵季ノ終ニ海豹島ニ於テ引渡スヘキコトヲ約ス但シ此ノ規定ハ日本國カ本條約期間ノ最初ノ五年間何時ニテモ其ノ管轄內ニ在リテ膃肭獸群ノ保存保護又ハ蕃殖ニ必要ナリト認ムル島嶼又ハ海岸ニ於テ膃肭獸皮ヲ獲取スルコトヲ全然停止スルノ權利竝本條約ノ有效期間何レノ獵季ヲ問ハス獸皮ノ獲取數及獵獲ノ方法時期場所ニ關シ獸群ノ保存保護蕃殖ニ必要ナリト認ムル制限及規定ヲ設クルノ權利ニ對シ何等ノ約束ヲ加フルモノニ非ス尤モ露西亞國ハ本條約期間ノ最後ノ十年間年々其ノ膃肭獸蕃殖地及集ノ膃肭獸蕃殖地及集合地ニ於ケル膃肭獸總數ノ百分ノ五ヲ下ラサル數ヲ獵殺スヘキコトヲ約ス但シ右ハ上記百分ノ五カ其ノ年ニ上陸スル三歲牡獸ノ百分ノ八十五ヲ超過セサル場合ニ限ル

然レトモ露西亞國島嶼ニ來集スル膃肭獸ノ總數カ官ノ調査上一萬八千頭以內ニ下リタル年ニ於テハ其ノ數カ官ノ調査上再ヒ一萬八千頭ヲ超過スルニ至ル迄前揭獸皮ノ配分ヲ爲サス且島嶼ニ棲息スル土人ノ生計ニ必要ナルモノヲ除クノ外一切ノ膃肭獸ノ獵殺ヲ停止スルコトヲ得

第十三條　日本國ハ海豹島又ハ第一條ニ揭クル洋海ニ在リ將來膃肭獸ノ來集スルコトアルヘキ同國所屬ノ他ノ島嶼及海岸ニ於テ年々獲取スル膃肭獸皮ノ總數中數量及價格ノ孰レヨリスルモノヲ加奈陀政府ノ公認代表者ニ毎獵季ノ終ニ「コンマンダー」島ニ於テ引渡スヘキコトヲ約ス但シ此ノ規定ハ日本國カ本帝國カ本條約期間ノ最初ノ五年間何時ニテモ其ノ管轄內ニ在リテ膃肭獸群ノ保存保護又ハ蕃殖ニ必要ナリト認ムル島嶼又ハ海洋ニ於テ膃肭獸皮ヲ獲取スルコトヲ全然停止スルノ權利竝本條約ノ有效期間何レノ獵季ヲ問ハス獸皮ノ獲取數及獵獲ノ方法時期場所ニ關シ獸群ノ保存保護蕃殖ニ必要ナリト認ムル制限及規定ヲ設クルノ權利ニ對シ何等ノ約束ヲ加フルモノニ非ス尤モ日本國ハ本條約期間年々其ノ膃肭獸蕃殖地及集合地ニ於ケル膃肭獸總數ノ百分ノ十五ヲ超過セサル數ヲ獵殺スヘキコトヲ約ス但シ此ノ規定ハ日本國カ本條約期間ノ最初ノ五年間ニ在リテ膃肭獸群ノ保存保護又ハ蕃殖ニ必要ナリト認ムル島嶼又ハ海洋ニ於テ膃肭獸皮ヲ獲取スルコトヲ全然停止スルノ權利竝本條約ノ有效期間何レノ獵季ヲ問ハス獸皮ノ獲取數及獵獲ノ方法時期場所ニ關シ獸群ノ保存保護蕃殖ニ必要ナリト認ムル制限及規定ヲ設クルノ權利ニ對シ何等ノ拘束ヲ加フルモノニ非ス

第十一條　合衆國ハ日英兩國カ本條約ノ規定ニ依リ各自取領ノ權利ヲ放棄スヘキ數量ニ付特別ノ約束ヲ爲シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ合衆國ハ其ノ獵獲年間獸皮ノ配分ニ代ヘテ大不列顚國及日本國ニ對シ年年各一萬弗ヲ支拂フヘキコトヲ約ス而シテ大不列顚國及日本國ハ獵殺再始後兩國各自ノ受領額ヨリ前項ノ規定ニ依リ前拂金回收ノ爲合衆國カ保留スヘキ獸皮ヲ引去リタル後尙右兩國ノ受領額カ各特定ノ最少限タル一千枚ヲ超過シタル年ニ於テハ合衆國カ該超過獸皮ヲ更ニ保留シテ本項ニ規定スル支拂金ノ回收ニ充當スルノ權利ヲ有スルコトニ同意ス但シ右更ニ保留スヘキ獸皮ノ數量ハ其ノ前項規定ノ市價ニ基キテ算出セラレタル金額カ右支拂金ノ總額ニ年四分ノ利子ヲ加ヘタルモノニ相當スルヲ限度トス

然レトモ合衆國島嶼ニ來集スル膃肭獸ノ總數カ官ノ調査上十萬頭以內ニ下リタル年ニ於テハ膃肭獸ノ獵殺ハ其ノ數カ官ノ調査上再ヒ十萬頭ヲ超過スルニ至ル迄獸皮ノ配分又ハ之ニ相當スル金額ノ支拂ヲ爲スコトナクシテ前記土人ノ生計ニ必要ナル少量ノ供給ヲ除クノ外一切之ヲ停止スルコトヲ得

第十二條　露西亞國ハ「コンマンダー」島又ハ第一條ニ揭クル洋海ニ在リ將來膃肭獸群ノ來集スルコトアルヘキ同國所屬ノ他ノ島嶼及海岸ニ於テ年々獵獲スル膃肭獸皮ノ總數中數量又ハ價格ノ孰レヨリスルモ之カ百分ノ十五ニ相當スルモノヲ加奈陀政府ノ公認代表者ニ毎獵季ノ終ニ「プリビロフ」島ニ引渡スヘキコトヲ約ス但シ此ノ規定ハ日本國カ本條約期間ノ最初ノ五年間何時ニテモ其ノ管轄內ニ在リテ膃肭獸群ノ保存保護又ハ蕃殖ニ必要ナリト認ムル島嶼又ハ海洋ニ於テ膃肭獸皮ヲ獲取スルコトヲ全然停止スルノ權利竝本條約ノ有效期間何レノ獵季ヲ問ハス獸皮ノ獲取數及獵獲ノ方法時期場所ニ關シ獸群ノ保存保護蕃殖ニ必要ナリト認ムル制限及規定ヲ設クルノ權利ニ對シ何等ノ拘束ヲ加フルモノニ非ス尤モ日本國ハ本條約期間年々其ノ膃肭獸蕃殖地及集合地ニ於ケル膃肭獸總數ノ百分ノ十五ヲ超過セサル數ヲ獵殺スヘキコトヲ約ス但シ右ハ上記百分ノ十五カ其ノ年ニ上陸スル三歲牡獸ノ百分ノ八十五ヲ超過セサル場合ニ限ル

然レトモ露西亞國島嶼ニ來集スル膃肭獸ノ總數カ官ノ調査上一萬八千頭以內ニ下リタル年ニ於テハ其ノ數カ官ノ調査上再ヒ一萬八千頭ヲ超過スルニ至ル迄前揭獸皮ノ配分ヲ爲サス且島嶼ニ棲息スル土人ノ生計ニ必要ナルモノヲ除クノ外一切ノ膃肭獸ノ獵殺ヲ停止スルコトヲ得

第十三條　日本國ハ海豹島又ハ第一條ニ揭クル洋海ニ在リ將來膃肭獸群ノ來集スルコトアルヘキ同國所屬ノ他ノ島嶼及海岸ニ於テ年々獲取スル膃肭獸皮ノ總數中數量及價格ノ孰レヨリスルモノヲ加奈陀政府ノ公認代表者ニ毎獵季ノ終ニ「プリビロフ」島ニ引渡スヘキコトヲ約ス但シ此ノ規定ハ日本國カ本條約期間ノ最初ノ五年間何時ニテモ其ノ管轄內ニ在リテ膃肭獸群ノ保存保護又ハ蕃殖ニ必要ナリト認ムル島嶼又ハ海洋ニ於テ膃肭獸皮ヲ獲取スルコトヲ全然停止スルノ權利竝本條約ノ有效期間何レノ獵季ヲ問ハス獸皮ノ獲取數及獵獲ノ方法時期場所ニ關シ獸群ノ保存保護蕃殖ニ必要ナリト認ムル制限及規定ヲ設クルノ權利ニ對シ何等ノ拘束ヲ加フルモノニ非ス尤モ日本國ハ本條約期間年々其ノ膃肭獸蕃殖地及集合地ニ於ケル膃肭獸總數ノ百分ノ十五ヲ超過セサル數ヲ獵殺スヘキコトヲ約ス但シ右ハ上記百分ノ十五カ其ノ年ニ上陸スル三歲牡獸ノ百分ノ八十五ヲ超過セサル場合ニ限ル

然レトモ日本國島嶼ニ來集スル膃肭獸ノ總數カ官ノ調査上六千五百頭以內ニ下リタル年ニ於テハ其ノ數カ官ノ調査上再ヒ六千五百頭ヲ超過スルニ至ル迄前揭獸皮ノ配分ヲ爲サス且島嶼ニ棲息スル土人ノ生計ニ必要ナルモノヲ除クノ外一切ノ膃肭獸ノ獵殺ヲ停止スルコトヲ約ス

第十四條　大不列顚國ハ第一條ニ揭クル洋海ニ在リ將來膃肭獸群ノ來集スルコトアルヘキ同國所屬ノ島嶼及海岸ニ於テハ本條約期間右獸群ヨリ年々獲取スル膃肭獸皮ノ總數中數量及價格ノ孰レヨリスルモノヲ加奈陀政府ノ公認代表者ニ同上總數量及價格ノ百分ノ十五ニ相當スルモノヲ合衆國政府ノ公認代表者ニ同上總數量及價格ノ百分ノ十ニ相當スルモノヲ日本國政府ノ公認代表者ニ同上總數量及價格ノ百分ノ十ニ相當スルモノヲ露西亞國政府ノ公認代表者ニ毎獵季ノ終ニ引渡スヘキコトヲ約ス

第十五條　合衆國及大不列顚國ハ千九百十一年二月七日兩國間ニ締結シタル膃肭獸ニ關スル條約ノ規定ニシテ本條約ノ規定ト牴觸又ハ重複スル部分ニ付テハ本條約ノ規定ヲ以テ之ニ代フヘキコトヲ約ス

第十六條　本條約ハ千九百十一年十二月十五日ヨリ之ヲ實施シ同日ヨリ十五年間及其ノ後締約國中ノ或者ヨリ爾餘ノ締約國ニ對シ爲シダル十二月前ノ書面通告ヲ以テ廢棄セラルル迄引續キ效力ヲ有ス右ノ通告ハ十四年ヲ經過シタルトキハ又ハ其ノ後何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得又本條約終了前何時ニテモ締約國中ノ一國ヨリ請求アルトキハ各締約國ハ直ニ代表者ヲ會合セシメ本條約ノ期間延長及若シ必要アラハ之ト共ニ追加修正ヲ協議シ成ルヘク之ニ同意スヘキコトヲ約ス

海獸獵獲禁止法の內容

右條約の結果日本政府は明治四十四年勅令、又翌四十五年法律を以て海上獵業禁止の旨を公布するに至つたのである。

その主なる內容と條約との關係左の如し。

同法第一條　第一項にベーリング海、勘察加海、オコツク海及日本海を包含する北緯三十度以北の北大平洋に於ては膃肭獸の獵獲を爲すことを得ずと規定したのは前記四國條約第一條の結果であり、同條第二項に帝國の海岸より三海里を超ゆる前項の海面に於ては蠟虎の獵獲を爲すことを得ずと規定したのは條約第五條の結果である。法第二

條に膃肭獸の陸上獵獲及帝國の海岸より三海里を超えざる範圍内に於ける膃虎の獵蓄殖を害せずして膃虎の海上獵獲を爲さんが爲である。又第四條に膃虎膃肭獸又は其の獸皮は之を帝國内に輸入又は移致することを得ず、但し命令を以て定むるものは此限に在らずと爲したのも條約の結果である。

第二　關係命令、前記法律第四條但書の結果として輸入又は移致し得る膃虎膃肭獸及其の獸皮に關し規定のあるのは當然である。夫は前記法律の施行規則第一條に規定してある。

又大正三年に農林省令を以て海驢又は海豹の獵獲禁止の件を規定して、東經百四十九度以東北緯四十五度以北の場所に於ては官廳の外海驢又は海豹の獵獲を爲すことを得ずと規定し之に罰規定を設けたのは海驢海豹は膃肭獸に對し害敵ではあるが同一地點に存在する場合が多いからして、海驢海豹の獵獲を一般に許せば其の正當なる獵獲でも膃肭獸を驚愕恐怖せしめて蕃殖上害あり、又中には海驢海豹の獵獲を名として膃虎膃肭獸を覘ふものありて條約又は法律の目的を達し難からしむる處もある。依て其獵獲を一般に禁止し害敵驅除の爲にする獵獲に付いては官廳即ち膃虎膃肭獸の保護を主管する農林省自らその必要に應じて獵獲することにしたのである。海驢海豹の皮革利用の問題もあるけれども其の弊が頗る大なりとの主旨で斯の如き規定を設けたものである。

條約滿期後の經過

明治四十四年十二月から實施された右四國條約は大正十五年（一九二六年）十二月十四日を以て一應の期限たる十五年を經過した。これより先き日本政府は同條約第十六條の規定に基き大正十五年一月締約國駐剳大使をして同條約修正に關する帝國政府の意志表示を致さしめて以來現在に至るまで之が修正に關する下協議をなしてゐるが締約諸國中米國は尚露國ソウエート政府未承認中であり、英國は昭和二年に至つて露國と國交斷絶し、露國と正式國交を締結せるは唯日本あるのみなので此四國關係の不一致が條約改訂の主なる障害となつて現れ、第一回條約期限滿了後滿二年を經過する現在に至るまで、下調査の中に遷延して改訂會議開催の運びに至らないでゐる。之は我國としては甚だ遺憾の次第である。

明治四十四年四國條約締結當時と今日とは禁獵區域たる北太平洋上に現存する膃肭獸の數が非常に變化してゐる。數字を以て之を示せば條約締結當時約二十三萬頭と査定されたものが、今日に於ては正に百萬頭に達するの有樣である。從つて條約締結の目的は大體に於て達成されてゐるが、斯の如く棲息數の增加するにつれてその犧牲となる魚類の數も益々多くなる。殊に我近海に囘游するものの數逐年增加し來る關係から見て我漁業經濟の受ける被害と脅威は莫大なるものあり、かゝる見地から我國としては現行條約を此まゝ存續することは極めて不利であつて輿論がこれを承知しないのである。速に四國間の不一致を解決し、條約を現狀に適應するやう改訂して膃肭獸及膃虎の保護をなすと共に、一方漁業の被害を輕減することは當面の急務である。

利權企業

日露利權企業概觀

其領有する廣大なる國土の地上及地中、水上及水中に各種の自然的資源を有する露國は其中自力を以て直ちに開發し得ざるもの又は開發するを欲せざるものを利權の形で外國資本家に提供し、外國資本並に技術の誘致と、國内勞働力の利用を期するため、一九二〇年十一月二十三日利權法々發布し、經濟上並に法律上の條件を規定した。越えて一九二三年三月中央利權局（グラウコンツエスコム）を設置し、政府の利權政策に遵ひ、外國人との間に利權交涉を行ひ、且つ契約案を人民委員會に提出して裁下を受けることになり、一九二七年九月一日現在の利權企業總數は一百十件に及んでゐる。

日露兩國の間にも此利權關係が成立してゐることは衆知の事實で駐日露國通商代表部内には利權委員會が設置され、現にアニケエフ氏がその委員長、ベークマン氏が責任書記官である。此利權企業關係は日露兩國の經濟的相互關係の重要なる樞で、今後共益々發展の可能性を持つてゐる。それは日本が其國内の重要資源に制限され、經濟的發展上の一大支障來し、且つ或程度の外國投資の可能と、相當高度の技術を有してゐるに、露國は日本と隣接する極東露領地方に、鑛業、林業を始め各種の未開發資源を有しながら、しかも現在ではそれを開發する資金に乏しく、技術に遲れてゐるといふ一聯の對蹠的な相互關係の上に基礎づけられてゐる。

日露新國交成立以後今日まで我國の企業團體乃至個人によつて獲得された利權の數は八件であつて、その中には今日大なる成果をあげつゝあるもの、例へば北樺太石油並に石炭利權の如きもあれば、殆んど何等の成果を見るなくして遺棄された形となつてゐるもの、例へば田中與太郎のオホツク鑛利權其他があるが、之を利權の性質上二大別する時は日露基本條約の規定に基いて獲得せるものと、個人の資格で獲得せるものとある。此中前者に屬するものは、大正十四年、十五年に勅令並に法令の發布制定を見、利權企業は即ち其基礎利權契約に置くと共に、其企業組織の形態等を此勅令並に法令に準據してゐるものである。

邦人對露利權の二大別を示せば左の如し。

A、日露基本條約の基礎に依り獲得した利權

一　北樺太石油利權「東海岸に面するオハ、イハピ、ピリツン、ヌトウ、チヤイオ、ヌイオウイクレツク、カタングリ他に未開油田一千平方露里」利權者—北樺太石油株式會社（一九二五年十二月十四日契約）

二　北樺太石炭利權「西海岸に面せるドウーエ、ウラヂミロフスキー、マーチ」利權者—北樺太鑛業株式會社（一九二五年十二月十四日契約）

三　北樺太石炭利權「東海岸アグネオ川流域」利權者—阪井組合（一九二五年十二月十四日契約）

B、個人の立場で獲得した利權

一　北樺太石炭利權「東海岸コスチナ川上流」利權者—塚原組合（一九二六年二月二十三日契約）

二　オホツク砂金鑛利權「リヂンスキー」利權者—田中與太郎氏（一九二五年九月二十三日契約）

三　沿海川森林利權「沿海州東海岸に面せる第七號、第十號、第十二號林區」利權者—露領林業株式會社（一九二七年四月二日契約）

四　オホツク砂金鑛利權「ウラヂミロフスキー、レプイ、プラウイー」利權者—昭和金鑛株式會社（一九二七年七月十二日契約）

五　一八五四年パラクラワ附近に沈沒せる汽船プリンツ號引揚作業利權、利權者—株式會社深海興業所（一九二七年六月二十八日契約）

北樺太利權に關する勅令及法律

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

攝政名

大正十四年三月三十日

內閣總理大臣 子爵 加藤高明
農商務大臣 高橋是清
外務大臣 男爵 幣原喜重郎
司法大臣 小川平吉

法律第三十七號

條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケ之ニ準據セシムル事ヲ得

附則

本法施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

朕大正十四年法律第三十七號條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律ノ施行期日ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

攝政名

大正十五年三月五日

內閣總理大臣 若槻禮次郎
外務大臣 幣原喜重郎
司法大臣 江木翼
商工大臣 片岡直溫

勅令第八號

大正十四年法律第三十七號ハ大正十五年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

朕日本國及ソヴイエト社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約關係議定書乙ニ基ク利權契約ニ依リ北樺太ニ於テ石油又ハ石炭ノ採掘ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國株式會社ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

攝政名

大正十五年三月五日

內閣總理大臣 若槻禮次郎
商工大臣 片岡直溫

勅令第九號

第一條 日本國及ソヴイエト社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約關係議定書(乙)ニ基ク利權契約ニ依リ北樺太ニ於テ石油又ハ石炭ノ採掘ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國株式會社ニ關シテハ本令ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外商法及附屬法令ノ規定ヲ適用ス

第二條 會社ノ發起人ハ株金第一回拂込前定款及事業目論見書ヲ具シ商工大臣ニ會社設立ノ免許ヲ申請スヘシ

前項ノ免許ノ申請ニハ株式申込證ノ謄本ヲ添付スヘシ

第三條 株式ハ記名式トシ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニシテ議決權ノ過半數カ外國人若ハ外國法人ニ屬セサルモノニ非サレハ之ヲ所有スルコトヲ得ス

第四條 定款變更、合併及解散ノ決議並重要財產ノ讓渡ハ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ重要財產ノ範圍ハ商工大臣之ヲ指定ス

第五條 會社ハ營業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ收支豫算ヲ添ヘ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ

事業計畫ヲ變更セムトスルトキ亦前項ニ同シ

第一項ノ認可ノ申請ハ營業年度開始三月前ニ之ヲ爲スヘシ但初營業年度ニ於テハ會社ノ設立登記後二月以內ニ之ヲ爲スヘシ

第六條 商工大臣ハ必要アリト認ムルトキハ位置及深度ヲ指定シテ試掘ヲ命シ其ノ他事業計畫ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第七條 會社ノ採取シタル石油ニ付テハ政府ハ時價ヲ標準トシ優先シテ之ヲ購入スルコトヲ得

第八條 會社ノ採取シタル石油ノ購入ニ付テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第九條 政府ノ北樺太ニ於ケル財產ヲ會社ニ對シテ讓渡ス場合ニ於テハ其ノ代價ハ會社ノ設立登記後四年目以後ニ於テ其配當シ得ヘキ利益金額カ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十ノ割合ヲ起過シタル年ノ翌年ヨリ起算シ十年以內ニ於テ之ヲ年賦償還セシムルコトヲ得

第十條 會社ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ利益金ノ處分スルコトヲ得ス

第十一條 每營業年度ニ於テ配當シ得ヘキ利益金額カ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十五ノ割合ヲ超過スルトキハ會社ハ該超過額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スヘシ但シ當該營業年度ヲ除キ其ノ前三年ニ包含セラルル營業年度ニ於ケル配當シ得ヘキ利益金額(該利益金額中政府ニ納付シタル金額アルトキハ之ヲ控除ス)ヲ通算シ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十五ノ割合ニ達セサルトキハ其ノ不足額ヲ當該營業年度ニ於ケル配當シ得ヘキ利益金額ヨリ控除シ其ノ殘額カ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十五ノ割合ヲ超過スル場合ニ限リ會社ハ該超過額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スヘシ

第十二條 會社ハ定時總會開會前ニ財產目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書收支決算書及株主名簿ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

第十三條 商工大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ノ業務若ハ財產ノ狀況ノ報告ヲ命シ又ハ官吏ヲシテ之ヲ檢查セシムルコトヲ得

第十四條 商工大臣ハ會社ノ業務ニ關シ監督上必要アル命令ヲ發スルコトヲ得

第十五條 商工大臣ハ會社ノ決議、法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ其ノ友議ヲ取消スコトヲ得、商工大臣ハ取締役ノ行爲法令若ハ定款ニ違反シ若ハ公益ヲ害スト認メタルトキ又ハ取締役商工大臣ノ命シタル事項ヲ執行セサルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第十六條 第五條、第六條、第九條及第十條ノ規定ハ石炭ノ掘採ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ニ關シテハ之ヲ適用セス

附則

本令ハ大正十五年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

北樺太石油利權

利權者 北樺太石油株式會社

利權交涉經過

一、はしがき

北樺太石油株式會社對露利權契約の締結は大正十四年十二月十四日のことであつた。我全權は中里重次中將、露國側全權はヨツフエ氏で、之により北樺太既開油田八箇所と未開油田の一千平方露里共に其五割は確實に我國の利權に屬することになつたのである。若し夫れ北樺太油田の絕對的價値如何を論ずれば、或は幾多の異見があるかも知れぬ。乍去、少くも我國の現情と極東露領に對しては資源として特殊の重要性を帶びてゐる。從つて其利權を割くもの之を受くるもの共に一層の眞劍味を見せてゐたのである。之れ玆に頁を割愛して其經過の概要を述ぶる所以である。

二、全權代表の詮衡難

北京條約の規定に依れば、樺太の引渡條約締結後五箇月間內に細目協定を取極めねばならぬことになつてゐる。所で契約調印後會社成立の上は社長になる人も決定せねばならぬ。然るに右代表者と社長は不可分といふ事で、之には我實業連も礒と其人選に行詰つた。終いには油に就ては海軍省との關係非常に密接で、そうして多年軍需局長の職に在り北樺太問題にたづさはつて居られた現舞鶴司令官中里海軍中將に出て貰ふの外ないとなつて、海軍大臣に懇談する事となつた。そこで一方樺太の引渡條約は五月十五日調印されて了づて少しもぐず〳〵する事出來なくなつたので、海相も止むを得ないと考へ五月二十日召電は當時舞鶴に勤務中なりし同中將に飛んで、六月十四日漸く同中將の代表受諾となつた。

六月三十日東京を出發した一行が莫斯科に到着したのは七月十四日、露國側では一切の準備を整へて待倦んでゐた。そこで露國側當初の全權ヨツフエ氏と協議の結果、先づ日本側の希望條項を提出して之に就て會議を進め、次いで露國側のカウンターブロポーザルに就て商議することゝし、七月二十二日を以て我全權は希望條項を露國側に交付したのであつた。

三、會議の迂餘折曲

愈々會議が開かれたのは八月十四日であつたが、當日は單に時間、場所、用語、新聞記者に對する事柄、會議の重要事項に對してはプロトコールを作成する等の事を決定し、八月十七日から本會議に移つた。兩來每週三回夜間に開會して日本側提出の希望條項に對する說明討議は九月二日を以て終了され、其後三四日を經て露國側の提案—契約案が始めて提出されたのである。

所が彼我提案の間には非常な隔りがある。九月九日より議論を重ねて十月十三日に至るも、全文

四十七箇條の條項中尙ほ保留中のもの十六條、而かも何れも難問である。十月十五日は樺太徹兵後滿五箇月であると同時に、本協定の豫定の調印日であるけれども、之では如何にしても致方は無い、終に會議を十一月三十日迄即ち一箇月半延長することゝなつた。之より双方共に全勢力を傾注して連日連夜審議を重ね其進捗を計つたが形成愈々混沌、就中拾一月二十二日頃の有様は、一般をして危惧の感を懷かしめたのであつたが、兩全權は會議以外に或は懇談又は私的會見を逐げて只管相互の諒解を圖つた結果、二十八日に至つて俄然局面轉回して、一切の條項を議了せるは實に最後の十一月三十日夜十二時、越えて十二月四日兩全權の間に假調印行はれ、其後露國側に於ける最高經濟會議並に內閣會議の諮詢を了るを待ち、漸く十二月十四日に正式の調印を了つたのである。

露國側の全權はヨツフエ氏病氣のために、其後グレウイツチ氏に代はつた。契約條項は四十七箇條なりしもの最後に四十八箇條となつたが、其中大體に於て第一條から第九條迄は權利義務の關係、第十條より第十六條迄は地域の問題、次がロヤルテーと稅の問題、それから輸出入に關する條項、技術問題、勞働條件、無線電信問題等で其他は事務的の事柄であるが、難題中の難題は財産の所有權問題、地域の問題、勞働法の適用、ロヤルテーの問題、買上優先權の問題等であつた。

四、彼我意見の杆格

財産所有權に就て彼我見解の相違は、日本が軍事占領以後政府又は民間で施設した財産は當然日本のものである、而して今次利權契約を結んで後日此の契約が滿期となり、露西亞政府に返還する場合には、一切の財産は露國政府が當然買上げて呉れるものであると信じてゐたのが我が全權の考へであつた。所が露國側では、現在彼地にある一切の財産はソヴイエート政府に所屬すべきものであると主張したのである。其理由として彼等は、——今度の契約は利權法といふ法律を基礎として結ぶので、利權法には、財産は利權者に使用せしむるが其所有權はソヴイエート政府にあるといふことになつてゐる。それでソヴイエートでは所有權は有つて居るけれども處分權に就ては拘束を受けて居る、又利權者は所有權はないが完全なる使用權を有つてゐる、それ故に利權者としては企業に差支ない以上は所有權なぞ怎うでも好からうといふのであつた。

乍去、北京條約中の交換公文中には財産を列擧してある。兩々相譲らず終に兩國政府間の懸案にし、其他勞働條件、先方に對する負擔、徵用料社會保險料等の協議に至つては、彼我國情の相違と、多維なる露國財政狀態に原因して、孰れも危機を孕まざるはなかつたが、先方に對する負擔に就ては、五割買上優先權の削除の代償的に我先づ讓歩し、其他に關しては悉く露國側より好意的讓歩を示して其局を結んだのであつた。

其成敗の蹟を顧みれば、之亦た若干望蜀の感を抱かしむるの餘地なしと誰が言ひ得やう、去年僅々四箇月の短時日の間に一般の決裂の豫想を裏切つて、此の如き難問題を解決し得た所以ものは素直なる我が中里全權の態度と、熱血兒グレウツチ全權の誠意の賚物であつた。左に示すものは同利權契約の大綱である。

利權契約要項

一、利權の目的

北樺太東海岸の旣開油田未開油田(別記の通り)の試掘採掘並に其附帶事業

二、地域

A、旣開油田(別表の通り)

B、未開油田(壹千平方露里)

(イ)本地域の選定は契約締結後一ケ年內に露國政府と利權者雙方協定の上決定す

(ロ)右地域確定の上は其地域內に於て九六〇「デシヤチン」(二・一七六一七・六坪)の地積を有する試掘區域を數ヶ箇所に制限なく利權者之を選定し試掘することを得右九六〇「デシヤチン」の形狀は南北に參、東西に貳の比なる形にして更に之を壹區劃八〇「デシヤチン」其形狀は東西に貳南北に壹なる比の矩形十二個二列に區分す

(ハ)前記試掘區域が調査試掘の結果、採掘價値決定せば、八〇デシヤチンの正方形二個に分ち(結局九六〇デシヤチンの試掘區域を市松形とす)政府は各正方形を北京條約の例に做ひ交互に割き取る權利を有す、若し利權者の出油井が政府餘區に入りしときは其油井を含む部分を利權者に與ふ

(ニ)試掘期限 十一ケ年間契約の効力發生日(一九二五年十二月三十日)より起算す

三、利權期間

四十五ケ年(契約効力發生日一九二五年十二月十四日)

四、利權者の特典並に權利

(イ)產出物の無稅輸出の特典

(ロ)事業用品並に從業員用食糧等の無關稅輸入

(ハ)事業用材伐採權

(ニ)土地、水面、水力の使用權

(ホ)事業用電話線架設の權利

(ヘ)築港施設權

(ト)工作物施設の權利

(チ)附帶設備をなすの權利

(リ)送油管敷設權

(ヌ)農事施設の權利

(ル)既設無線電信所(オハ、チヤイオ)の使用權並に新設の權利

(ヲ)船舶入港の權利

前記の權利は無償にて附與せらるべし

五、利權者の義務

A報償

(一)報償率

(イ)普通井の場合 三萬噸まで總生產高の五%一萬噸を增すことに貳厘五毛を增率し四十五萬噸の時一五%となる

(ロ)噴油井の場合 拾噸までは普通井と見做す、十噸乃至五十噸迄一五%それより十噸を增す毎に五%增率し百噸以上に至つて四五%となる

「ガソリン」迄一〇%「ブラツト」一千立方尺に對し二「ガロン」以上は三五%とす

「ガロン」迄一〇%「ガロン」增す毎に五%增率し六「ガロン」以上は四五%とす

(二)報償支拂方法 金納單一制とす此場合算出方は「ボーメー」二五度以下は加州原油山元値段「ボーメー」二五度以上は「メキシコ」灣原油値段に依るものとす、但し橫濱市價及樺太運賃の公定を見たる場合は同市價より運賃保險料其他諸掛りを控除したるものに依ることを得

B課稅 單一稅とし生產高に對する三、八四%算出は報償の場合と同じ

C社會保險 勞働者の賃銀總額に對する一六%每年支拂ふこと

D火災保險 利權企業を組成する財產中罹災の憂少なきものを列擧して附保の義務なき事とし罹災の際保險金を利權者名義にて國立銀行に預入れ復興の爲めに使用し得

E露國政府財產使用料 政府財產は利權者の希望するものに限り引渡を受け每年之が使用料として右財產の評價の四分を納入するものとす(當該財產の評價は兩者協定の上之を決定す)利權地域の現存財產中如何なるものが政府の所屬のものなるかは爾來日露兩國政府間の交涉に依り決定するものとす

六、產油優先買上權

露國政府に買上權なし

七、勞働者並に從業員雇傭

A勞働法の適用を受く

B傭入割合

左記割合にて外國人(露國人にあらざるもの)雇入することを得

(イ)事務員、技術員、高級勞働者五〇%

(ロ)中位以下勞働者二五%

但し管理者、工場長、各部長は右の制限を受くることなし浦潮勞働部長が前記の場合に依るものを供給し能はざる場合には利權者は其不足數だけ任意に雇傭し得べく浦潮支部が供給したる外國人(露國人にあらざるもの)はABの區別に關係なきものとす非常の場合起りしときは任意に技術者及勞働者を雇傭することを得

C募集は每年四月及七月十日迄に浦潮勞働支部に申出ること

前記雇傭關係の規定は大正十五年航海終期迄之を猶豫するものとす

八、爭議調停條項

本契約並に附屬書及補充書の解釋及實行に關し政府並に利權者間の凡ての爭議及不一致はソヴイエト社會主義共和國聯邦大審院之を決定す

利權者並に第三者との間に於ける私權の性質を帶びたる例へば國營機關一般組合其他の機關及び個人間の爭議は通常三方法によりソヴイエト社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す本條は

相互の合意により兩者間の爭議解決を第三者の審問に移すことの權利を排除するものに非す

九、其他要項

利權期間滿了の際引渡すべき財産に對する政府の補償

A利權期間最後の十ケ年間に設備したるものにして償却未濟の額に就ては財産引渡後政府より利權者に對し之を支拂ふこと

B償却率、石造建物「タンク」鐵管三%、機械及設備、七%、本造建物及鮮、五%

九、利權企業を組成する財産は之を沒取徵發其他强制處分の目的と爲すことを得す

十、本契約中別段の規定なき限り利權者は現行の法律及將來公布せらるべき一般法律竝に法律に基く官憲の命令處分を遵守すべし

十一、中央政府又は地方官憲の命令其他の規定又は處分力本契約に依る利權者の權利を制限し又は無效たらしめたるときは政府は其損害を賠償す

十二、政府は其一方的意思に依り契約の効力を制限し又は無效たらしむることなし

猶ほ契約全條項は四十數項であつて右は其の中の重要條項中決定したること明かなるものであるが殘る條項は手續上の問題及び利權者と露國政府との間に爭議の起りたる際に採るべき調停方法の問題でそして調停方法は次の如く決定したのである。

既開各油田、面積

油田名	形狀	全面積	地區數
オハ	長方形	一地區の面積 三、乃至三五、デ二	(三—一〇) (三五—三〇)
エハビ	正方形	九二五、〇五デ (一、五〇〇、エ)	一六
ビリツン	長方形	五九、一、六〇デ (一、六〇〇、エ)	一三
ヌトヲ	多角形	四四三、七六デ (一、一〇〇、エ)	一四
チヤイオ	正方形	九二、四〇デ (一、〇〇〇、エ)	一六
ヌイオ	正方形	五九二、六九、デ (一、六〇〇、エ)	一六
ウイクレツク	長方形	二九五、四〇デ (八〇〇、エ)	一三
カタングリ	正方形	五九、一、六九デ (一、六〇〇、エ)	一三

「デ」はデシヤーチン (一)
「エ」はエーカー (一)

北樺太油田試掘地積の利權契約締結

北樺太未開發油田の名に呼ばれる試掘地域一千平方露里、即ち我三億四千萬坪に亘る地區の利權協定は、前記石油利權契約締結當時露國側にて未調査の故を以て調印後一ケ年內に双方協議の上決定することとなつてゐたので、北樺太石油會社は大正十五年十一月成富道正古澤覺本氏等を交渉委員として露都に派遣し、同年十一月二十五日露國側と中央利權委員會に於て第一回交渉を開始以來折衝を重ねること十一回、技術會議五回に及び既に疑問視せられてゐた北京條約議定書(乙)第二項の地積問題については果せるかな兩國間に解釋上の相違を來し日本側が各地の試掘地積を提議したるに對し露國側は未調査なるツイミ川沿岸の一ケ所を主張して讓らず之が爲め交渉は一時危機に瀕したが元來此の利權には兩國間に利害共通點を有する故レーニン氏の記念祭當日に至り俄然交渉局面の開展を見一月二十九日假調印、二月十八日駐露田中大使立合の席上代表成富道正氏對クリプキシエフ氏に依つて正式調印が行はれたのである。

利權契約大要

一、利權地積は1北部オハ、2エハビ、3クキドキラリン、4ボロマイ、5北部ボアターシン、6南部ボアターシン、7チエメルニインーダーキ、8ガタノキーノオグリン9ムキングーコンギ、10チヤクレーナンビーチヤムグウ、11ヴエンゲリーボリシヤーツプウジの十一ケ所合計一千平方露里

二、利權期限千九百二十五年十二月十四日(既開油田契約當時)より四十五ケ年とし試掘期限は十ケ年とす

三、利權者は十ケ年の試掘期間內に採掘さるべき鑛區をソヴイエト鑛業監督官に報告し採掘鑛區を設定する事

四、採掘鑛區は一九二五年十二月十四日の利權契約に基きソヴイエト政府と利權者が市松方形に分割す

五、試掘中の採油に對する報償は千九百二十五年十二月十四日の契約に依る

因みに此試掘利權は昭和二年中に商工省から七萬五千餘圓の助成金を得て地質調査に着手し、同年度中に四地方丈けは既に調査結了し、採掘鑛區八箇所の劃定作業も約三分の二を年度末までに了り、翌昭和三年度に於ては北オハ及カンタグリーに鋼式各一抗を掘鑿し、其他鑛區劃定地質調査、地形測量等の諸作業にも多くの勢力を跡づけた。

同社の勞働團體契約

露國領土に於て利權を獲得せる外國人は凡て其現地に於ける作業遂行上の勞働には露國勞働法の適用を受けなければならぬ。

北樺太利權會社も其例に洩れず、北樺太の現場に於ける勞働に對しこの露國の社會主義的勞働法の適用を受け、勞働賃銀、勞働時間、傭入、解雇補償、教化、爭議解決方法等全勞働條件はこの勞働法に準據して會社と露國鑛山勞働組合との間に締結されたる勞働團體契約の決定するところとなつてゐる。從つてこの勞働團體契約が利權企業そのものゝ浮沈の鍵を握る程重要性を有してゐることは、我露領林業利權の現狀が如實に之を證明してゐるところである。

此樺太石油會社の最初の勞働團體契約とは如何なる創立後間も無く即ち大正十五年九月四日會社派遣代表と露國鑛山勞働組合中央委員會代表アブラモーキツチ氏との間に月餘の難交渉を費して結締された。ところで此契約期間は一年なので一年目即ち翌昭和二年九月には更新される必要があり、此第二回目の契約改訂交渉は、勞働組合側の勞銀値上要求を中心に兩者の意見一致を見ず紛糾に紛糾を重ね、四箇月の日子を費して漸く妥協一致を見るに至つた。

第三回目の改訂交渉は去る九月初旬以來ハバロフスクに於て兩者の間に交渉繼續中であるが、未だに解決を見るに至らず遷延してゐる。

偖て此重要性を持つ勞働團體契約とは如何なる內容のものであるか、參考のため北樺太石油會社と露國鑛山勞働者組合との間に昭和二年締結の現行團體契約の全文を左に揭げることゝした。

第三回目の勞働團體契約は、昭和三年九月初旬から、會社側稻石代表と、露側、鑛山勞働組合中央委員會代表ゲ・ロフクエフ氏との間にハバロフスクに於て開始された。然るに本交渉に於ては會社側から諸條件の改正案件を整へて交渉した爲と露側から賃銀其他種々主義上の改正要求があつた爲、稀有の難交渉に陷り、殊に會議中露側代表がモスクワ科に出張した等の事由によつて、交渉は益々長びき、迂餘曲折の末、會社側の主張たる雇傭條件の改善は大部分目的を達し、又賃率については露側の希望の一部を容れて勞働者と從業員を別々に取扱ふことゝなり、昭和四年四月に至り、八ケ月目に漸く妥協點に到達し、同月十一日調印の運びとなつた。

現行勞働團體契約の全文を揭ぐれば左の如し。

勞働團體契約

(昭和四年四月十一日調印)

第一章 總則

第一條 一方ノ當事者タル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會(以下中央委員會ト稱ス)ハ千九百二十八年八月二十八日附第三三三—二二七—三二一號中央委員會ノ委任狀ニ基キ行動スル中央委員會員グリゴリイ、セミヨウノウイチ、ロクテフヲ通シ又他方當事者タル北樺太石油株式會社(以下會社ト稱ス)ハ千九百二十八年八月二十八日發給千九百二十八年九月二十七日附第二〇號ハバロフスク市駐在日本總領事ノ證明セル委任狀ニ基キ行動スル會社ノ代表者稻石正雄ヲ通シ兩當事者ニ對シ義務的ナル千九百二十二年發布露西亞社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」共和國勞働法(第十五條乃至第二十六條)ニ基キ且其擴張並ニ追加トシテ本團體契約ヲ締結ス

備考 千九百二十二年發布露西亞社會主義聯邦「ソ

ヴイエト」共和國勞働法ハ以下勞働法ト略稱ス

第二條　本契約ハ千九百二十九年四月一日ヨリ效力ヲ發生シ千九百三十年四月一日迄有效トス
本契約ニ定メタル期間滿了ニ際シ當事者ノ双方ニ於テ契約條件ノ再審ヲ申出テサルトキハ本契約ノ效力ハ將來ニ對シ本契約ニ定メタル繼續期間(第一項ノ延長セルモノト見做ス
當事者ノ一方カ新ナル條件ニ依リ契約ノ再審ヲ希望スル場合ニハ相手方ニ對シ其旨ヲ期限滿了二ケ月前ニ書面又ハ電信ヲ以テ通告スルモノトス右通告カ相手方ニ達シタル後一ケ月以內ニ於テ兩當事者ハ其再審ニ着手スルモノトス
本契約期間滿了セルモ兩當事者ノ協議終了シ得サルカ又ハ協議ノ結果ヲ得サルトキハ本契約ハ新契約ノ締結及效力發生迄本契約ニ定メタル期間(二ケ年)ヲ超ヘサル期限ニ對シ效力ヲ有スルモノトス
契約ノ此效力ハ新契約ノ效力發生ヲ阻止スルモノニ非スシテ其效力發生期ハ新契約中ニ兩當事者之ヲ定ム

備考　本契約締結ノ當事者間ニ於ケル通信ハ左記ノ宛名ニ依ル

(a)　中央委員會(書信用)
モスクワ市ソリヤンカ十二、勞働館「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會
中央委員會(電信用)
モスクワ、ゴルノソユーズ

(b)　會　社(書信用)
東京市丸ノ內北樺太石油株式會社
會　社(電信用)
東京、樺石

前記宛名變更ノ場合ニハ當事者ハ直ニ其旨ヲ相手方ニ通知スルモノトス

第三條　本契約ノ有效期間ニ於テ契約ノ個々ノ條項ハ本契約ヲ締結スル當事者ノ相互協定ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

第四條　中央委員會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合ノ名義ヲ以テ本契約ノ履行ヲ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合ノ極東地方委員會及オハニ於ケル其代理者(以下組合ト略稱ス)ニ委任ス
從テ本契約ノ履行ニ關聯シテ發生スル總テノ問題ニシテ兩當事者ノ協定又ハ解決ヲ要スル事件ヲ生シタル場合ニハ會社ハ組合ト、組合ハ會社ト直接之カ交涉ヲナスモノトス
又組合及會社ハ地方ノ狀況ヲ考慮シ本契約ノ追加及擴張トシテ本契約ノ條件ニ適合セル協定ヲ締結スルコトヲ得

第五條　本條備考ニ記載セル者ヲ除キ本契約ハ會社カ現ニ經營セル若クハ新ニ經營スルコトアルヘキ總テノ基本企業又ハ附帶企業、營造物、及經濟團體若クハ樺太利權地域ニ於テ(會社ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府トノ間ニ締結セル利權契約履行ノ爲メ)會社カ爲シ又ハ會社ノ爲メニスル他ノ總テノ作業ニ、勞働法ノ手續ニ於ケル雇傭ニ依リ就業中ノ又ハ新ニ就業スル勞働者及從業員ノ全部(男女、老幼、民族、宗教、臣籍又ハ國籍、鑛山勞働者職業組合若クハ其他ノ職業組合ニ加入ノ有無ヲ問ハス)ニ完全ニ效力ヲ及ホスモノトス

臨時、季節、森林伐採及建設ノ作業ニ從事スル勞働者ニ關シテハ本契約ハ賃銀ニ關シテハ契約ノ範圍內ニ於テノミ適用サルルモノトス左項ニ列擧ノ勞働者團體ニ對シ前記以外ノ總テノ勞働條件ハ此等團體ニ就テノ當該法規ニ基キ締結シ附錄第一號ヲ以テ本契約ニ添付セル組合ト會社トノ特別協定ニ依リ律セラルルモノトス

臨時及森林伐採勞働者ノ勞働條件ハ現地ニ於テ締結セラルヘキ組合ト會社トノ特別協定ニ依リ律セラルルモノトス

備考　一、本契約ハ高級營理技術部員、高級經理部員、勞働者及從業員ノ雇傭、解雇並ニ勞働評價決定ノ權能ヲ有スル者、會社ノ利益ニ參加スル者ニ對シ其效力ヲ及ホササルモノトス
二、本團體契約ハ個人的請負人並ニ法律的ニ形式ヲ取リ且ツ請負契約ノ手續ニ於テ作業スル團體(アルテリ)、即チ自己ノ器具(機械)ヲ使用シテ作業スル運搬夫(ウオレシチク)其他ニ對シ其效力ヲ及ホササルモノトス

第六條　會社カ本契約ノ違反又ハ不履行ニ依リ勞働者及從業員ニ物質的損害ヲ與ヘタルトキハ之カ賠償(本契約ニ於テ與ヘタル保障額ノ範圍內ニ於テ)ノ義務ヲ負フモノトス
勞働者及從業員ニシテ本契約ニ依ル自己ノ義務ヲ履行セサル場合ニハ勞働法第四十七條內部管理規則及罰則ノ規定ニ依リ處分セラルルモノトス

備考　不可效力(火災、沈沒、海難、時化其他)ニ起因セル契約不履行ハ之ヲ違反又ハ不履行ト認メサルモ其事實ハ最寄當該國家機關(勞働監督官、鑛山監督署、通商代表部、港務部其他)ノ證明ヲ要スルモノトス

第七條　勞働法第三十二條ノ擴張トシテ次ノ通リ定ム
會社ハ自己ノコントラゲント(賃借人、請負人)ト如何ナル契約ヲ締結スル場合ト雖モ北樺太ニ於ケル利權地域(ライオン)ニ於テ利權者ノ爲メ作業ヲ實施スルニ當リ前記コントラゲントカ使用スル總テノ雇傭勞務者ニ對シ本契約ヲ適用スルノ條件ヲ挿入スルモノトス
前記コントラゲントカ本契約不履行ノ場合ニハ會社ハ物質的責任(本契約ノ範圍內ニ於テ)ヲ負ヒコントラゲントカ賠償セサリシ物質的損害ヲ前記勞務者ニ對シ賠償スルモノトス

第八條　本契約適用ニ關スル異議及爭議ヲ解決センカ爲メ且勞働法及本契約ニ於テ評價爭議委員會(PKK)ニ對シ課シタル總テノ任務ヲ遂行實現スルカ爲メ會社及當該組合機關(鑛場委員會、地方委員會其他)ハ共ニ同數ノ代表者ヲ出シ會社ノ企業及營造物ニ於テ評價爭議委員會(PKK)ヲ組織スルモノトス尙地方(ライオン)全體ノ爲メ組合ト會社トノ追加協定ニ依リ地方評價爭議委員會(PPKK)ヲ組織スルコトヲ得右兩委員會ハ本契約添付(附錄第二參照)ノ規定ニ基キ行動スルモノトス評價爭議委員會及地方評價爭議委員會ニ於テ解決スルコト能ハサル爭議ハ勞働法第百六十八條乃至第百七十四條ニ規定セル手續ニ依リ解決セラルルモノトス

第九條　本契約ニ規定ナキ總テノ勞働條件ハ「ソヴイエト」社會主義共和國勞働法及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ現行又ハ將來發布セラルヘキ勞働法及該法規ノ擴張追加トシテ發布セラルル義務的決定、公式釋明、訓令、規定及其他一般立法ニ依リ律セラルルモノトス

第二章　雇傭及解雇

第十條　會社カ(利權契約ニ基キ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域內ニ於テ勞務者ヲ雇傭スル總テノ場合ニ會社ハ條件同等(同一熟練程度並ニ其他)ナルトキハ次ノ場合ヲ除キ職業組合ノ斡旋ニ依リ勞務ニ採用スルモノトス

(イ)　會社カ勞働力雇傭ヲ勞働人民委員會ノ機關ヲ通シテ行フ場合
(ロ)　會社カ所要勞働力ニ就キ地方ノ組合機關ニ相當ノ申込ヲナセル後職業組合員ノ失業者ヨリ次ノ期間內ニ會社ニ申出ヲナササル場合即チ樺太

級定給ニ依リ報酬(一倍)ヲ支拂フモノトス

備考 一、旅行中ノ期間ハ「ソヴイエト」商船隊ノ公表汽船運航表ニ依リ計算スルモノトス

二、若シ勞務者カ樺太ニ殘留スル場合ニハ當該等級ノ月額賃銀定給額ノ解雇手當ノミヲ支拂フモノトス

若シ勞務者カ會社ノ企業ニ於ケル、又ハ企業ノ爲メノ何等カノ作業ニ同意シテ實際之ニ從事(契約關係中絕セスニ)スル場合ニハ勞務者ハ本條ニ定メタル會社ノ義務ニ對スル權利ヲ喪失スルモノトス

三、本條ハ勞働法第三十六條及第八十七條ニ定メラレタル場合即チ雇入ノ際ニ定メタル作業ノ一時的缺如ノ爲メ勞務者ニ對シ其熟練程度ニ該當スル他ノ作業ヲ與ヘタル場合又ハ全然作業ヲ與ヘサルモ雇入ノ際定メタル定給ヲ支拂フ場合ニ於テハ之カ適用ヲ見サルモノトス

若シ勞務者カ自己ノ熟練程度ニ該當スル他ノ作業ニ移ルコトニ同意セサル場合(勞働法第三十六條)ニハ二週間分ノ雇傭手當ヲ支給シ樺太退去ヲ希望スルモノニハ本契約第十六條第一項ニ依リ歸還旅費ヲ支給スルモノトス

第十三條 管理部ハ法律ニ定メラレタル總テノ場合勞務者ヲ解雇スルコトヲ得解雇ノ際ノ補償(解雇手當)ハ次ノ場合豫告ノ有無ニ拘ハラス左ノ額ニ於テ支給ス

(イ) 勞働法第四十七條(イ)(ロ)各項ニ依ル被解雇者ニ對シテハ一ケ月分ノ平均賃銀額

(ロ) 勞働法第四十七條(ハ)項ニ依ル被解雇者並ニ會社ノ企業ニ一ケ年以上引續キ勤續セル者ニシテ自己ノ希望ニ依リ退職スル者ニ對シテハ二週間分ノ賃銀額

以上ノ外別ニ法律ニ定メラレタル場合ニハ解雇手當ハ當該規定ニ定メラレタル手續及額ニ於テ支給スヘキモノトス

第十四條 定員及生産ノ縮少ヲ行フ際熟練程度其他ノ條件同一ナルトキハ先ツ職業組合員ニアラサル者ヲ解雇スルモノトス

備考 三、同一熟練程度ニ於テ同一條件ノ者ニ對シ留職スルノ優越權ヲ有スル獨身婦女ハ定員ノ縮少ニ際シ他ノ條件同一ナルトキハ「ソヴイエト」聯邦市民ノ勞務者ニ對シ別々ニ考慮スルモノトス

第十五條 被解雇者及退職者ニ對シテハ勞働契約解約解除(解雇)ノ日ヨリ三日以內ニ精算ヲ行フモノトス若シ會社ノ過失ニ依リ正當ナル賃銀ニ關スル精算實施ヲ遲延スル場合ニハ勞務者ハ各遲延日ニ對シ自己ノ一日ノ平均賃銀ノ支拂ヒヲ受クルモノトス

備考 一、正當ナル勞働賃銀トハ總テ賃銀帳ニ記載ノ事項ヲ云フ

二、祭日及週休日又ハ特別休日ハ本條ニ定メタル三日ノ期間ニ含マサルモノトス但シ汽船出帆時ノ精算ノ場合ハ此限リニ非ス

備考 三、勞働者カ自己ノ過失ニ依リ精算ヲ受ケサルトキハ精算遲延ト看做サス此場合三日ノ期間經過後ハ鎭場委員會ニ通知シ金錢ハ樺太人民裁判所ニ供託シ得ルモノトス

第十六條 樺太以外ニ於テ雇傭サレタル勞働者及從業員ノ總テノ被解雇者及退職者(期限付ニ雇ハレタル勞務者カ其期限經過前ニ勞働契約ヲ解除スル場合ヲ除ク)ニ對シテハ彼等カ歸還スル場合ニハ會社ハ雇入地迄ノ範圍ニテ直航汽船三等切符代(「ソヴイエト」商船隊ノ公表値段ニ依ル)ヲ支拂フモノトス、樺太退去ノ希望ニ就テハ被解雇者又ハ退職者ハ最後ノ精算實施日迄ニ管理部ニ書面ヲ以テ申出ツルノ義務アルモノトス

會社ハ前記出發者ノ申出ニ依リ本人及其家族ニ對シ本契約第六十四條ニ從ヒ支障ナク本人ノ負擔ヲ以テ食糧品ヲ賣渡スモノトス但シ此場合各人ニ對スル支給ハ二週間分ノ消費標準ヲ超エサルモノトス

航海杜絕後本條ニ該當シテ解雇サレ又ハ退職スル勞務者モ同シク雇入地迄ノ直航汽船三等切符代ニ等シキ金額ニ限リ旅費トシテ受クルモノトス、然レトモ此場合本契約第十三條ニ定メタル勞働法第四十七條(イ)及(ロ)項ノ手續ニ依リ解雇サルルモノニ對スル補償ハ之ヲ增額シ次ノ如キ額ニ於テ支給サルルモノトス

(イ) ニコラエフスク市ニ於テ雇入レラレタルモノニ對シテハ一ケ月半分ノ額

(ロ) 浦鹽斯德市ニ於テ雇入レラレタルモノニ對シテハ二ケ月分ノ額

備考 第三項記載ノ「航海杜絕後」トハオハヨリ經航

船出發後翌年初航船ノオハへ到着迄ノ間ヲ意味スルモノトス

第三章 勞働賃銀標準及支拂手續

第十七條 會社ハ其從事スル作業ニ應シ本契約附錄第四號ノ作業及職務ノ細別ニ從ヒ勞務者ヲ當該賃銀等級ニ依リ區分ス

前記ノ細別ハ組合ト會社トノ特別相互協定ニ依リ正確ニシ又追加スルコトヲ得

備考 季節又ハ臨時作業ニ對シ會社カ雇入レタル各種ノ勞務者ヲ此等作業終了後會社カ恒常的作業ニ殘ス場合ニハ彼等ノ總テノ勞働條件ハ彼等ヲ恒常的作業ニ採用セル時ヨリ臨時及季節勞務者ニ對シテ定メタル部分ノミナラス本契約全部ノ條件ニ依リ律セラルルモノトス

第十八條 會社企業ニ於テ從業員、事務所員及管理技術員ニ對スル第一級定給ヲ三十一留トシ次ノ十七等級ノ賃銀率網ヲ定ム

級別	係數	定給月額 日額	定給月額 哥留	定給日額 哥留
1	1.0	31.	00	1. 29
2	1.2	37.	20	1. 55
3	1.5	46.	50	1. 94
4	1.8	55.	80	2. 33
5	2.2	68.	20	2. 84
6	2.5	77.	50	3. 23
7	2.8	86.	80	3. 62
8	3.1	96.	10	4. 00
9	3.5	108.	50	4. 52
10	4.2	130.	20	5. 42
11	4.6	142.	60	5. 94
12	5.0	155.	00	6. 46
13	5.5	170.	50	7. 10
14	6.2	192.	20	8. 01
15	6.7	207.	70	8. 65
16	7.2	223.	20	9. 30
17	8.0	248.	00	10. 33

第十九條 勞働者及徒弟ノ總テノ團體ニ對スル第一級定給ヲ三十二留四十哥ト定メ其他ノ等級ノ賃銀率網ヲ定ム

級別	係數	定給月額 日額	定給月額 哥留	定給日額 哥留
1	1.0	32.	40	1. 35
2	1.3	42.	12	1. 75
3	1.6	51.	84	2. 16
4	1.9	61.	56	2. 57
5	2.2	71.	28	2. 97
6	2.5	81.	00	3. 37
7	2.8	90.	72	3. 78
8	3.1	100.	44	4. 18
9	3.5	113.	40	4. 72
10	4.2	136.	08	5. 67

備考 團契ニ添付(附錄第四號)ノ賃銀網ノ等級ニ依ル職別ハ本條ニ關シテハ第十級迄適用シ次ノモノヲ除ク(カントルシチク)

第五級ヨリ下級事務員、第六級ヨリ下級事務員、第七級ヨリ下級事務員、第八級ヨリ下級事務員、第九級ヨリ計算方及庶務係

第二十條 日給ノ標準ハ各勞働者及從業員ノ現配屬スル賃銀等級ニ依ル賃銀定給ヲ二十四分シ之ヲ定ム時間給ノ勞働支拂標準ハ前記日額定給ヲ其勞務者ニ對シ定メラレタル通常勞働日ノ時間數ニ割當テ之ヲ定ム

第二十一條 勞働賃銀ハ一ケ月ニ二回勞働時間中ニ支拂フモノトス即チ當月十八日ニ賃銀定給ノ六十%ノ前渡金ヲ支給シ又翌月八日迄ニ前月分ノ精算ヲ行フモノトス

第二十二條 標準化セラレサル勞働日ノ勞働者ニ對スル支拂ハ現地ニ於テ締結セラルル組合ト會社トノ特別協定ニ規定スヘキ手續及額ニ於テ行フモノトス

第二十三條 熟練勞働者及從業員ニシテ臨時的ニ自己ノ專門ニ屬セサル作業ヲナス場合ニハ該時間ニ對シ基本的又ハ一時的勞働ニ相當スルノ等級中高級率ニ依ル賃銀ヲ受クルモノトス

第二十四條 出來高及其他ノ作業形式ハ本契約第二十五、二十六、二十七條ノ規定ニ基キ企業管理部ノ必要ト認ムル總テノ場合ニ於テ許容サルルモノトス

第二十五條 出來高又ハ其他ノ評價並ニ生產高標準ハ會社之ヲ定ム、但シ會社ハ作業開始七日前ニ之ヲ當該組合機關(鑛場委員會)ニ通告シ勞働者ニ知ラシムル爲メ見易キ場所ニ揭示スルモノトス

備考 二週間ヲ超エサル短期作業ニ於テハ組合機關ニ對スル七日ノ通知期間ハ會社之ヲ縮少スルコトヲ得但就業前二日ヲ下ルコトヲ得ス

第二十六條 鑿井及採油ノ作業ヲ除キ總テノ作業ニ於ケル生產高標準ハ該標準カ現行(公刊)ノ課業規定ニ定メタルトキハ該規定ニ依リ且之ニ依リ得タルトコロノ評價ニ對シ十五%ノ割增ヲ加ヘテ作成スルモノトス

出來高評價ハ該作業ヲ實行スル者ノ等級ニ依ラスシテ作業ノ等級ノミニ依リ當該日額定給ヲ一日ノ生產高標準ニテ除シ之ヲ定ム

出來高評價決定ニ際シテハ當該勞働者又ハ團體ノ一有害程度年齡(未成年者)夜間作業ノ場合、祭日ノ前日其他ニ依ル勞働時間ノ短縮ヲ考慮スルヲ要ス

第二十七條 組合機關又ハ各個ノ勞働者及從業員

中會社ノ定メタル評價及生產高標準ニ對シ抗議（本契約第八條ノ手續ニ依リ）スルモ之カ實施ヲ停止スルモノニアラス、此場合爭議中ノ賃銀ハ其地評價爭議委員會ノ終結的ニ決定シタル評價ニ依リ支拂フモノトス但シ右決定評價ハ會社カ作業割當ニ際シ發表シタル評價ヨリ低下スルコトヲ得ス

出來高評價及生產高標準ニ對シ其地評價爭議委員會ヲ經テナス抗議ハ之カ發表ヨリ實施迄ノ間ノ所定（第二十五條）期間中ニナスヲ要ス若シ組合機關（鑛場委員會）カ評價ノ復雜又ハ其他何等カノ理由ニ依リ個々ノ場合ニ於テ右期間ヲ不充分ナリト認ムル場合ニハ彼等ハ之ニ關シ決定ヲ與フヘキ期間ヲ示シ書面ヲ以テ會社ニ通知スヘキモノトス但シ發表ノ日ヨリ二週間ヨリ遲レス然カモ當該作業終了日ヨリ遲レサルヲ要ス右期間中ニ組合側ヨリ抗議又ハ本項ニ規定ノ通知ナキ場合ニハ評價ハ確定サレタルモノトシ將來評價及標準ノ變更ニ關スル抗議又ハ再審（昂上又ハ低下ノ兩方面ニ對シ）ハ企業ニ於ケル勞働能率ノ增減及賃銀額ニ影響アル組織的、技術的又ハ自然的若クハ何等カ他ノ變化アル場合或ハ公式ニ發布サレタル課業規定ノ變更アル場合ニ限リ兩當事者ノ要求ニ依リ行ヒ得ルモノトス

第二十八條　作業ノ性質上必要ナル備品及設備ノ準備並ニ遂致ノ場合若シ出來高評價決定ノ際之ヲ算入セサリシ場合ニハ獨立作業トシテ出來高評價ノ外ニ兩當事者ノ追加協定ニ依リ又ハ賃銀定給ト該作業ニ要セル時間數ニ依リ計算シ勞働者ニ於テハ六日迄ノ間ハ平均賃銀ニ依リ六日以上ハ賃銀定給ニ依リ支拂フモノトス

發生シタル休業ニ就テハ勞務者ハ休業開始ノ際管理部ニ通知スル義務アルモノトシ之ヲ爲ササル場合ニハ休業ニ對シ支拂ヲ受クルコトヲ得サルモノトス

休業期間中勞務者ハ管理部ノ指令ニ依リ彼等ノ職業ニ應シ企業ノ何レカノ作業ニ從事スル義務アルモノトス而シテ作業ニ從事スル者ノ賃銀ハ最初ノ二週間ノ間ハ平均賃銀ヲ下ルヲ得サルモノトシ其後ノ期間ハ自己ノ賃銀定給ヲ下ルコトヲ得サルモノトス

勞務者カ臨時的ニ與ヘラレタル斯カル作業ヲ拒絕スル場合ニハ會社ハ本人ノ二週間分ノ平均賃銀ヲ退職手當トシテ支給シ解雇スル權利ヲ有ス

備考　利用セラレサル（第二項ニ依リ）勞働者及從業員ハ勞働日ニハ每日作業場事務所ニ記入ノ爲メ出頭スルコトヲ條件トシテ作業ヲ免除サレ第一項ニ依ル賃銀ヲ受クルモノトス、記入ノ爲メ出頭セサル場合ニハ缺勤ト看做シ勞務者ハ之ヨリ生スル總テノ結果ヲ受クルモノトス

第三十七條　利權地域外ニ移動ノ場合ニハ勞務者ハ本件ニ關スル現存法規ニ基キ所定補償ヲ受クルモノトス

備考　新ニ雇入レラレタル勞務者ニシテ（一）利權地方ニ輸送サレ該地方ヨリ他ノ地方ニ所在スル作業地ヘ割當テラルルモノ又ハ現地ニ於テ採用サレタルモノナルモ他ノ地方ニ任命セラルル者ハ作業地ニ到達ノ時迄ハ旅行中ノ者ト看做サルルモノトス（斯カル場合ニハ補償ヲ受クス）

利權企業

第二十九條　出來高作業ニ於テ勞働者ノ過失ニ依ラスシテ所定ノ標準ニ達シ得サル場合ニハ平均賃銀ヲ保障サルルモノトス若シ之カ勞務者ノ過失ニ依ルトキハ實施セル仕事ノ量ニ依リ賃銀ヲ受クルモノトス但シ自己ノ賃銀定給ノ三分ノ二ヲ下ルコトヲ得ス

第三十條　長期出來高作業ノ場合之ニ對スル終結的精算ハ作業完了後行フモノトス、此場合作業ニ從事スルモノニ對シテハ作業ノ%ニ相當スル作業期間ニ本人ノ遂行セル作業ノ%ニ相當スル額ー但勞働法第七十二條及第七十三條ニ示サレタル額ヲ下ラスーノ前渡金ヲ他ノ一般勞働者ニ對スル賃銀支拂期日ニ交附スルモノトス

終結的精算ノ際ニハ賃銀ヨリ（若シ不足ノ場合ニハ次回ノ賃銀ヨリ）總テノ前渡金及總テノ定期的支拂額ヲ控除スルモノトス

第三十一條　出來高作業ニ於テ勞務者ノ過失ニ依ラスシテ不良ト認メラルル毀損（フラー）作業（註屑物）ニ對シテハ平均賃銀ニ依リ支拂ヒ若シ之カ勞働者ノ過失ニ依リ支拂ヒ若シ之カ勞働者ノ過失ノ場合ニハ賃銀定給ノ三分ノ二ヲ下ラサル範圍ニテ支拂フモノトス

第三十二條　若シ出來高作業者ニ關係ナキ事情ニ依リ又ハ管理部ノ指令ニ依リ何等カノ指定作業カ終了セサル場合ニハ該作業ノ內遂行セラレタル部分ニ對シテ實際ニ之カ遂行ニ要セシ時間ニ對シ平均賃銀ニ依リ支拂フモノトス

第三十三條　平均賃銀ノ決定手續ハ其適用ノ總テノ場合ヲ本契約ニ添付ス（附錄第五號第六十六條參照）

第三十四條　勞働者又ハ從業員ハ次ノ場合ニ於テハ賃銀ノ定給ヲ受ケス

（イ）當該勞務者ノ爲メ定メタル賃銀等級ニ該當スル作業ニ不適當ナル場合（其地評價爭議委員會ノ認可ヲ要ス）

（ロ）適當ノ作業ナキ場合

下級ニ移サルルコトヲ承諾セル者ニ對シ（イ）及（ロ）項ノ場合ニハ當該解雇手當ヲ支給シテ之ヲ解雇スルコトヲ得

疾病休暇又ハ出張中ノ勞務者ハ之ヲ下級ニ移スコトヲ得ス

下級ニ移ス場合ニハ移動ノ日ヨリ二週間ハ勞働者ニ對シ其從前ノ賃銀ヲ支拂フモノトス

備考　下級ニ移スニ當リ二週間從前ノ賃銀ヲ支拂フコトハ次ノ場合ニハ之カ適用ナキモノトス

一、賃銀改正ニ伴フ移動ノ場合

二、被雇傭者ノ願ニ依ルモノニシテ兩當事者ノ協定ニ依ル移動ノ場合

三、臨時的ノ高級作業ヨリ恒常的ノ作業ニ復歸スル場合

第三十五條　勞働者及從業員ハ本契約ニ定メタル賃銀ノ支拂ヲ受クルヲ以テ普通ノ作業狀態ニ於テ相當ノ素質及標準數量ノ作業ヲ管理部員、技術員ノ指示ニ依リ遂行スル義務アルモノトス

相當ノ理由ナク作業ノ標準數量又ハ管理部員、技術員ノ指示ヲ組織的ニ履行セス或ハ作業遂行不良ナル場合ニハ內部管理規則及勞働法ノ條文ニ規定ノ手續ニ依リ處罰セラルルモノトス

第四章　保障及補償

第三十六條　會社ノ都合ニ依ル休業（註作業中止）ニシテ解雇又ハ他ノ作業ノ提供ヲ伴ハサル場合ニハ前記補償以外ニ時間外作業ニ對スル支拂ヲ要求シ得サルモノトス

第三十七條　樺太以外ノ出張ニ際シ勞務者ハ本件ニ關スル現存法規ニ基キ所定ノ補償ヲ受クルモノトス次ノ場合ニハ出張前ニ管理部ト勞務者トノ事前ノ協定ニ依リ五〇%迄ノ範圍內ニ於テ日當ヲ低下スルコト得

（イ）出張ニシテ一ケ月以上同一地點ニ連續居住スル場合

（ロ）系統的（システマチカル）出張即チ當該作業ノ條件ニ依リ屢々行ハルル出張

（ハ）村落地方ヘノ出張

（ニ）北樺太內ノ出張

勞務者カ管理部ノ指令ニ依リ恒常的作業地ヨリ利權地內ノ他ノ地點ヘ出張ノ場合ニシテ勞務者カ自己ノ標準勞働時間終了後三時間以內ニ恒常的作業地ニ歸還スル可能ヲ有セサルトキニハ斯カル旅行ノ各一日ニ付會社ハ勞務者ニ對シ賃銀日額定給ノ二分ノ一ヲ追加支拂フモノトス、但シ一日一箇六十哥ヲ下ラサルモノトス三時間經過前ニ勞務者カ歸還ノ場合ニハ標準勞働時間ヲ超過スル時間ニ對シテハ時間外勞働トシテ支拂フモノトス

恒常的ニ利權地域內ニ於テ移動的ノ職務ヲ有スル勞務者ニ對シテハ兩當事者ノ特別協定ニ依リ定メラルヘキ恒常的超過勞働ノ手續ニ依リ補償セラルルモノトス

右ニ列擧ノ總テノ場合ニ於テ勞働者カ若シ旅行中管理部ヨリ時間外ニ作業ヲ行フヘキ直接ノ書面又ハ電話便ノ指示ヲ受ケ居ラサルカ或ハ斯カル時間外作業カ現地ニ於ケル責任アル作業指揮者ノ書面ノ指令ニ依リ行ハレタルニアラサル場合ニハ前記補償以外ニ時間外作業ニ對スル支拂ヲ要求シ得サルモノトス

第三十八條　樺太以外ノ出張ニ際シ勞務者ハ本件ニ關スル現存法規ニ基キ所定ノ補償ヲ受クルモノトス次ノ場合ニハ出張前ニ管理部ト勞務者トノ事前ノ協定ニ依リ五〇%迄ノ範圍內ニ於テ日當ヲ低下スルコト得

（イ）出張ニシテ一ケ月以上同一地點ニ連續居住スル場合

（ロ）系統的（システマチカル）出張即チ當該作業ノ條件ニ依リ屢々行ハルル出張

（ハ）村落地方ヘノ出張

（ニ）北樺太內ノ出張

勞務者カ管理部ノ指令ニ依リ恒常的作業地ヨリ利權地內ノ他ノ地點ヘ出張ノ場合ニシテ勞務者カ自己ノ標準勞働時間終了後三時間以內ニ恒常的作業地ニ歸還スル可能ヲ有セサルトキニハ斯カル旅行ノ各一日ニ付會社ハ勞務者ニ對シ賃銀日額定給ノ二分ノ一ヲ追加支拂フモノトス、但シ一日一箇六十哥ヲ下ラサルモノトス三時間經過前ニ勞務者カ歸還ノ場合ニハ標準勞働時間ヲ超過スル時間ニ對シテハ時間外勞働トシテ支拂フモノトス

恒常的ニ利權地域內ニ於テ移動的ノ職務ヲ有スル勞務者ニ對シテハ兩當事者ノ特別協定ニ依リ定メラルヘキ恒常的超過勞働ノ手續ニ依リ補償セラルルモノトス

右ニ列擧ノ總テノ場合ニ於テ勞働者カ若シ旅行中管理部ヨリ時間外ニ作業ヲ行フヘキ直接ノ書面又ハ電話便ノ指示ヲ受ケ居ラサルカ或ハ斯カル時間外作業カ現地ニ於ケル責任アル作業指揮者ノ書面ノ指令ニ依リ行ハレタルニアラサル場合ニハ前記補償以外ニ時間外作業ニ對スル支拂ヲ要求シ得サルモノトス

第三十九條　本契約第五十三條ニ記載ノ期間勤續セルモノニシテ何レノ過失ナルヲ問ハス標準休暇（二週間又ハ三週間）ヲ使用セサルモノニ對シテハ勞働者ノ十二月ノ實際賃銀ノ計算ヲ以テ十二月ニ當該休暇期間ニ相當スル額ノ補償ヲ支拂フモノトス、追加休暇ニ對スル權利ヲ有スル場合ニハ補償ハ之ニ應シテ增加スルモノトス

當該曆年ニ於テ五ケ月半未滿勤續セルモノニ對シテハ定期休暇ノ場合ニハ十二月ニ各勤續月ニ對シ十二月ニ於ケル一ケ月ノ實際賃銀ノ二十四分ノ一ノ額ヲ又定期及追加休暇ノ合算ニ對シテハ十二分ノ一ノ額ヲ支拂フモノトス

右計算ノ場合勤續一ケ月ニ滿タサル月ハ同月ニ於ケル勤務時間ニ比例シテ支拂フモノトス

第四十條　理由ノ如何ヲ問ハス精算ヲ受クルモノ（註解雇）ニシテ休暇ヲ使用セサリシモノニ對シテハ第三十九條ニ依リ補償ヲ受クルモノトス

二週間ノ休暇ヲ受クル權利發生前ニ精算ヲ受クル場合ニハ實際賃銀ヨリ計算シ定期ノ分ニ對シテハ各勤務月ニ對シ一ケ月勞銀ノ二十四分ノ一ノ額ヲ又定期及追加休暇合算ニ對シテハ十二分ノ一ノ額ヲ支拂フモノトス

右計算ニ際シ勤務一ケ月ニ滿タサル月ニハ同月中ノ勤務時間ニ對シ比例的ニ支拂ハルルモノトス

第四十一條　會社ハ被雇傭者ニ對シ之ニ課スル作業ノ實施ノ爲メ無料ニテ器具及設備ヲ提供スル

モノトス若シ傭入レラレタル勞務者カ自己ノ器具ヲ以テ作業スル場合ニハ會社ハ會社ト勞務者トノ相互協定ニ依リ且ツ勞務者ノ賃銀帳ニ記入サレタル額ニ於テ其ノ道具ノ損耗ヲ補償スルモノトス

第四十二條　勞務者ニ交付セサル特別被服ノ補償ハ此等現品ヲ提供不可能ノ場合ニ限リ許容サルルモノトシ此場合ノ補償額ハ交付セサル特別被服ノ實際價格ニ依リ之ヲ定ム

第四十三條　各種補償ノ交付ニ就テハ勞務者ノ賃銀帳ニ記入スヘキモノトス

第四十四條　職業組合及「ソヴイエト」政治機關ニ於テ選擧ニ依ル事務ニ從事スルノ爲メニ選出サレタル勞務者ニ對シ會社ハ彼等カ企業ニ歸還後（選擧ニ依ル該事務終了期日ヨリ遲カラス）從前ノ職務又ハ之ニ相當スル職務ヲ提供スルモノトス此場合右勞務者ノ前記諸機關ニ服務スル期間ニ對シ會社ハ特ニ法律ヲ以テ定メタル場合ノ外其給料ヲ支給セサルモノトス

前記勞務者ニ對シテハ職業組合業務ヨリ企業ニ歸還セルモノヲ除キ會社ハ當該熟練程度ノ職務又ハ作業ニ空席ヲ生シタルトキ之ヲ提供スルモノトス

職業組合ノ作業ヨリ歸還セル者ニ對シテハ會社ハ勞働法ノ條項ニ適應シテ作業ヲ提供スルモノトス

第四十五條　會社ノ企業ニ於ケル作業中不祥事件ニ依リ死亡セル勞務者ノ家族ニ對シテハ會社ハ社會保險ノ扶助料ニ關係ナク死亡者ノ定給三ケ月分ヲ一時的扶助料トシテ支給スルモノトス

備考　勞働者死亡シタルトキハ其事情ノ如何ニ拘ハラス（會社ト勞働契約關係成立中）ソノ勞働者ノ家族カ棉太ヨリ出發スル場合ニハ會社ハ死亡セル勞務者ノ雇入地迄ノ汽船切符代ヲ支給スルモノトス

本備考ニ記載ノ家族トハ死亡者ノ扶養ヲ受ケツヽアリシ勞働不能ノ父、母、妻、幼兒ヲ意味スル

第四十六條　會社ノ鑛場、企業、及營造物ノ爲メ組合ト會社トノ協定ニ依リ作成（勞働法第五十五條ニ適應シテ）セラレ附錄第五號トシテ本契約ニ添付ノ內部管理規則ヲ定ムルモノトス

本內部管理規則ハ現地ノ狀況ヲ考慮シ勞働法第五十乃至五十五條ノ手續ニ依リ地方組合機關（鑛場委員會）ト會社トノ相互協定ニ依リ全部又ハ會社ノ個々ノ鑛場或ハ企業ニ對シ變更スルコトヲ得

第五章　勞働時間及休憩

第四十七條　交替制作業ノ作業表、交替實施及勞働時間計算ノ手續ハ本契約ニ添附ノ組合ト會社トノ特別協定ニ依リ定メラルルモノトス（附錄第六號）

第四十八條　勞働時間ニ添附ノ組合ト會社トノ規定サルルモノトス（附錄第七號）

第四十九條　標準勞働時間ノ長サハ一晝夜八時間ト定ム、但シ夜間作業ノ場合ニハ夜間ノ各一時間ニ對シテハ晝間ノ七分ノ八トシテ支拂フヘキモノトス

第五十條　總テノ勞務者ハ時間拂（月給拂、日給拂）並ニ出來高拂等支拂形式ノ如何ニ拘ハラス規定（勞働法第一〇九、一一一、及一一二條）ノ週休日、特別休日及祭日ヲ除キ曆月ノ總テノ日ニ出勤スヘキ義務アルモノトス

備考　一、本條ハ團體契約又ハ內部管理規則ニ於テ（特定ノ）勞働時間ノ計算及出勤手續ヲ定メタル勞務者ノ種類ニハ關係ナキモノトス

二、缺勤日ニ對シテハ支拂ヲナサス一ケ月中正當ノ理由ナキ缺勤三日ニ及フ時（勞働法第四十七條（ハ）項）ハ勞務者ノ解雇ヲ招致スルモノトス正當ノ理由ト認ムル場合ハ單ニ法規上勞務者カ留職權ヲ喪失セサル場合ノミトス出來高拂ノ勞務者ハ一曆月間二十四日出勤セルトキハ處罰セラレサルモノトス

第五十一條　週休日、特別休日及革命祭日ニ（勞働法第一〇九—一一三條）管理部ノ指令ニ依リ行ハルル總テノ作業ニ對シテハ倍額ノ支拂ヲナスモノトス

備考　一、非勞働日ニ於ケル作業カ他ノ日ニ同一休憩時間ヲ以テ賠償サレ勞働者カ一週間ニ連續四十二時間ノ休憩ヲ消遣ナク受クルトキハ本條ハ適用セラレサルモノトス

二、交替制勞働者ノ出勤日ハ別ニ之ヲ定ム

第五十二條　有害ナル生產及作業ニ於ケル勞働日（註一日ノ勞働時間）勞働人民委員部ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

第五十三條　會社ノ企業營造物及經濟團體ニ於テ五ケ月半以上連續勞務セル總テノ從業員及勞働者ハ一曆年ニ一回二週間ノ定期休暇ヲ受クル權利ヲ有ス

連續十一ケ月以上勤務セルモノニシテ自己ノ希望又ハ會社ノ責ニ依リ五ケ月半連續作業後休暇

ヲ使用セサリシ從業員及勞働者ハ一曆年ニ一回三週間ノ定期休暇ヲ受クル權利ヲ有ス

備考　一、連續五ケ月半ノ作業後二週間ノ休暇ニ對シ補償ヲ受ケシ者又ハ休暇ニ對スル權利ヲ實際ニ行使セルモノハ同年中三週間ノ休暇又ハ之ニ對スル補償ヲ受クルノ權利ヲ喪失スルモノトス

備考　二、作業二ケ年分ノ定期休暇ノ併合ハ之ヲ許ス休暇併合ノ希望ニ就テハ勞務者ハ休暇使用ノ手續ニ就テノ告示ノ日ヨリ一週間以內ニ豫メ管理部ニ屆ケ出ツル義務アルモノトス

第五十四條　特ニ有害且困難ナル作業ノ勞働者及從業員ニ對シテハ追加休暇ノ權利ヲ與フル勞働人民委員部ノ當該作業表ニ依リ二週間ノ追加（普通ノモノニ對シ）休暇ヲ附與スルモノトス

備考　休暇ノ權利發生時迄ニ年齡十八歲ニ達セサルモノト雖モ二週間ノ追加休暇ニ對スル權利ヲ有スルモノトス（第六十三條ニ依ル）

第五十五條　定期及追加休暇ハ同時ニ附與サルヘキモノトス

第五十六條　勞務者カ樺太以外ノ地ニ於テ休暇ヲ使用セント欲スル場合ニハ休暇以外一ケ月以內ノ往復旅行時ヲ與フルモノトス但此往復時ニ對スル賃銀ハ之ヲ支給セス

右ノ場合樺太以外ノ地ニ於テ休暇ヲ使用セント欲スル勞務者ハ休暇使用手續ニ就テ告示ノ日ヨリ一週間以內ニ管理部ニ豫メ通知スル義務アルモノトス

第五十七條　休暇ヨリ歸來ノ遲延セル場合若シ遲延カ正當ノ理由ニ依ルニ非サルトキハ勞働者ニ對シ勞働法第四十七條（ハ）項ヲ適用スルモノト

利權企業

第六章　勞働保護

第五十九條　會社ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員部公布ノ目錄及現地ニ於テ組合ト會社トノ作成スル追加協定ニ基キ勞働者及從業員ニ特別被服、豫防具、特別石鹼並ニ中和劑（脂肪）ヲ給與スルモノトス

上記ノモノハ凡テ現品給與ヲ必要トシ本契約第四十二條ニ記載ノ場合ヲ除キテハ金錢ニ依ル補償ヲ許ササルモノトス

第六十條　十八歲未滿ノ未成年者及乳兒ヲ養育シ又ハ幼兒ヲ有スル婦女ハ何レノ地タルヲ問ハス當人ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ常住地以外ノ地ヘ派遣スルコトヲ得ス

第六十一條　勞働者七十五名ヲ下ラサル作業實施地方ニ於テハ會社ニ一週一回以上總テノ勞務者及其家族ヲシテ無料入浴セシメ得ヘキ露西亞式蒸風呂ヲ設ケ自己ノ計算ニテ之ヲ維持スルモノトス

備考　右以下ノ人數ニシテ現存若クハ新ニ設ケラルヘキ蒸風呂ニ浴シ得サルモノニ就テノ問題ハ現地ニ於ケル兩當事者ノ協定ニ依リ決定スルモノトス

第六十二條　會社ハ組合ト協定シタル期限內ニ應急手當ヲ施ス爲メ小藥筐（必要ニシテ最モ緊要ナル藥品ヲ具備スル小筐）ヲ作業地方ニ整備スルモノトス

第六十三條　未成年者及未成年徒弟ニ對スル定期及追加休暇ノ全期間ハ一曆年ニ一ケ月ト定ム休暇ノ提供ハ五月十五日ヨリ十月十五日迄ノ期間中ニ行ハルヘキモノトス休暇ノ併合及金錢的補償ハ之ヲ許サス休暇ニ對スル權利ハ連續五ケ月半ノ勤務以後發生スルモノトス

第七章　宿舍條件、共産的待遇及供給

第六十四條　會社ハ總テノ勞務者及其同棲家族ニ對シ充分良質ノ食糧品及一般日用品ノ供給ヲ保障スルモノトス各種ノ勞働者及其家族ニ對スル食糧品及一般日用品ノ品揃、交付期日其他ハ現地ニ於テ組合ト會社トノ追加協定ニ依リ之ヲ定ム

備勞　一、外國及「ソヴイエト」內國市場ニ於テ購入スル物資ノ價格ハ利權契約第二十一條ニ依ル實價トス

備考　二、鑛場委員會長ハ食糧品及一般日用品ノ分配及其良質ノ程度ヲ査見スルコトヲ得

第六十五條　會社ハ自己ノ總テノ勞働者及從業員ニ對シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員部ノ當該一般義務的法律及決定ニテ定メタル衞生的宿舍ノ標準及大サニ適スル宿舍ヲ無償ニテ提供スルモノトス

備考　會社カ前述ノ家屋ノ所要數ヲ有セサル土地ニ作業ヲ行フ場合ニハ會社ハ其將來ニ於ケル勞働者用宿舍ノ建築期限並ニ現存宿舍及家屋ノ衞生施設ヲナスコトニ就キ速ニ必要ナル手段ヲ講スル爲メ組合ト協定スルモノトス

第六十六條　會社ハ自己ノ勞働者及從業員ノ共產的待遇トシテ家具、暖房、點燈、給水、便所掃除ヲ提供スルモノトス會社カ行フ共產的待遇ノ提供其大サ並ニ勞働者及從業員ノ之カ使用手續ハ現地ニ於テ組合ト會社トノ作成スル勞働者及從業員ニ對スル共產的待遇支給規定ニ依リ律セラルルモノトス

備考　勞働法第四十七條(イ)、(ロ)、(ハ)及(ト)項ニ依リ會社カ解雇セル常傭勞務者ハ終航船オハ出帆後初航船オハ到着迄ノ間ハ其居住セル住宅ヨリ退去セシメス且ツ總テノ共產的待遇ヲ受クヘキモノトス但彼等カ會社企業最寄ノ村落ニ自己ノ住居ヲ有スルカ又ハ會社ヨリ解雇後他ノ企業又ハ營造物ニ就職セル場合ハ此限リニアラス

勞働者及從業員カ自己ノ希望ニ依リ退職スル場合及理由ノ如何ニ拘ハラス解雇サレタル場合ニハ二週間ノ後居住セル住宅ヲ明渡スヘキモノトス

若シ他ノ企業又ハ營造物ニ轉職ノ場合ニハ該勞働者ハ居住セル家屋ヲ明渡ス義務アルモノトス

第八章　徒弟制度

第六十七條　徒弟ノ總數ハ常傭勞働者總數ノ三、五%トシ總テノ徒弟ハ個人教育ノ手續ニ依リ教育ヲ受クモノトス

備考　個人教育ノ手續ニ於テ教育ヲ受クル徒弟ニシテ持タシメラルル熟練勞働者ハ自己ノ賃銀定給ノ一〇%ノ補償ヲ受クルモノトス

第六十八條　徒弟ノ教育期間ハ研究職業ノ難易及教育方式ニ依リ三ケ年以下ト定ム

備考　徒弟カ一企業ヨリ他ノ企業ヘ又ハ一作業場ヨリ他ノ作業場ヘ移ル場合ニハ管理部ノ同意アルニ限リ此ヲ許シ移ス時迄ノ教育時間ヲモ算入スルモノトス

第六十九條　個人從弟制度ノ手續ニ於テ教育中ノル最初ノ定給ハ一ケ月乃至十二ケ月徒弟ニ對スル最初ノ定給ハ一ケ月乃至十二ケ月經過後徒弟ハ第二級ニ迄ハ第一級トシ十二ケ月經過後試驗ノ結果ニ依リ第三級ニ移サルルモノトス

生產作業ニ於テ二ケ年ノ教育後徒弟ニ對シ試驗的作業即チ教育全課（全期間）ニ對スル試驗ヲ課シ試驗ニ及第セルモノニハ企業現存ノ賃銀網及職別ニ適應スル熟練程度ヲ定ムルモノトス

徒弟ハ所定ノ二ケ年ノ期限前ニモ教育ノ全課ニ對シ作業場指揮者ノ申出ニ依リ試驗ヲ受クルコトヲ得

備考　教育科目ハ試驗科目ト同樣ニ會社ト組合トノ協定ニ依リ之ヲ定ム

第七十條　徒弟ノ勞働支拂ハ短縮勞働日ニ對シ完全ナル賃銀定給ニ依リ行フモノトス（本規定ハ成年徒弟ニハ適用セス）

徒弟ハ勞働者ト同一ノ基礎ニ於テ宿舍及本契約ニ定メラレタル其他總テノ共產的待遇ヲ受クルモノトス然レトモ右ハ徒弟自身ニ對シ附與セラルルモノニシテ彼等ノ家族ニ對シ附與スルモノニアラス但未成年徒弟ニシテ其兩親カ會社企業ニ於テ勞働能力ヲ喪失シ其（註徒弟）ノ扶養ヲ受ケツツアル場合ハ此限リニアラス

第九章　組合及其機關

第七十一條　會社ハ組合機關（鑛場委員會地方委員會其他）ノ維持費トシテ勞働ヲ免除サレタル委員會員ノ給與ヲ含ミ當該企業、營造物又ハ經濟團體ニ於ケル雇傭勞働者及從業員（本契約第五條ニ與ヘラレタル定義ニ依ル）ニ支拂ハレタル賃銀總額ニ對スル三、五%ヲ賃銀支拂日ヨリ三日後當該組合機關（鑛場委員會、地方委員會）ニ納入スルモノトス

備考　一、本條ニ定メタル課金三、五%ニハ總テノ文化教育施設ニ對スル課金ヲモ含ムモノトス

二、實際ノ月額賃銀中ニハ之カ計算ノ總テノ場合次ノモノヲ含マサルモノトス

（イ）總テノ一時的支拂（利益分配賞與、出張ノ日當、解雇手當、休暇代償、工具使用料其他）

（ロ）時間外作業ニ對スル支拂ノ內此ニ就キ（實際賃銀中ニ之ヲ含マサルコト）法律ニ定メタル場合

第七十二條　會社ハ組合ノ委員會（鑛場委員會地方委員會）ニ委員會ノ事務用トシテ總テノ必要ナル設備ヲ有シ採暖點燈附ノ必要ナル室ヲ無償ニテ提供スヘキモノトス（契約改訂プロトコール第十七號、附錄第八號參照）

第七十三條　會社ノ企業ニ於ケル組合機關ノ勞務者及其家族並ニ文化教育營造物ノ勞務者ニ對シ會社ハ現地ニ於テ會社ト組合トノ特別協定ニ依リ宿舍及共產的待遇ヲ利用セシム食糧品及一般日用品ノ供給ハ總テ會社ノ勞務者ト同一ノ基礎ニ於テ行ハルルモノトス

第七十四條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合ノ中央及極東地方委員會及其代理人並ニ組合ノ地方委員會又ハ其代理人ハ前記組合機關ノ命令票ニ依リ會社ノ企業、營造物又ハ經濟團體ニ於ケル總テノ作業ヲ支障ナク參觀スルノ權利ヲ有ス

第七十五條　本契約ハ三部ヲ作成シ兩當事者ノ署名ヲ附シ所定ノ手續ニ依リ登錄サルルモノトス

第七十六條　會社ハ本契約ヲ印刷ニ附シ露西亞語冊子二百部、揭示用五十枚、日本語冊子二百部及揭示用五十枚ヲ千九百二十九年五月二十五日迄ニ組合ノ所要ニ供スルモノトス

第七十七條　本契約ニ左記附錄ヲ添附ス

一、季節及建設勞働者ノ勞働條件ニ關スル追加協定（契約第五條關係）

二、附錄第一　評價爭議員會規定（契約第八條關係）

三、附錄第三　契約第十及十四條ノ效力ヲ受ケサル者ノ表（契約第十條關係）

四、附錄第四　職別（契約第十七條關係）

五、附錄第五　內部管理規則及罰則（契約第四十六條關係）

六、附錄第六　交替制作業表、交替實施及勞働時間計算手續（契約第四十七條關係）

七、附錄第七　勞働時間一ケ月計算ノ作業及職務表（契約第四十八條關係）

ソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會代表者

グー、ロクテフ

北樺太石油株式會社代表者

稻石正雄

附錄第一號（イ）

（團體契約第五條關係）

季節作業ニ於ケル勞働條件ニ就テノ追加協定

一、季節勞働者ニ屬スルモノハ「ソヴイエツト」聯邦及露西亞社會主義聯邦共和國勞働人民委員部發布ノ表ニ包含セラルル作業ニ從事スルモノ並ニ季節作業表ニ包含セラルル作業ニ直接關連スル附帶作業ニ從事スルモノナリトス但右附帶作業カ當該季節作業ノ繼續期間ヲ超ヘサル場合トス

二、季節作業ニ雇入ノ際ノ勞働契約ハ(イ)全季節(ロ)一定ノ期間(ハ)或作業遂行期間(ニ)不定ノ期間ニ對シ締結スルコトヲ得

三、季節勞働者ノ雇入ハ團體契約第十條ニ依リ行フヘキモノトス

四、勞務者カ季節作業ニ雇傭セラレタルコトニ就テハ團體契約第十一條ニ應シテ交付サルヘキ賃銀帳ニ記入スヘキモノトス賃銀帳ニ季節作業ニ雇傭サレタルコトノ記入ナキ場合ニハ勞務者ハ常傭作業ニ雇傭サレタル證據ナリトス

五、常傭作業ヨリ季節作業ニ移サルル勞務者ニ對シテハ彼等カ季節作業ニ移ル時迄ニ權利ヲ有スル未使用休暇ニ對シ團體契約ニ定メラルル補償額ヲ交付スルモノトス

季節作業ニ移サレ後常傭作業ニ移サルル勞務者並ニ六ケ月以上勤續セル勞務者ニ對シテハ未使用休暇ハ季節作業ニ移サレタル日ヨリ起算シテ補償ヲ交付スルモノトス

六、自己ノ勞働カ季節作業遂行ニ直接關連スル管理部員及從業員ノ勞働時間ノ長サ及計算並ニ勞働支拂手續ハ季節作業ニ從事スル他ノ勞働者及從業員ニ對スルト同一ノ手續ニ於テ定ムルコトヲ得

七、出來高評價ハ團體契約第二十四、二十五、二十六及二十七條ノ手續ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

八、會社ハ季節勞働者ニ對シ必要ナル共産的待遇（水、點燈、採暖、寢臺其他）ヲ無料提供スルモノトス

宿舍ハ團體契約ニ依リテ提供シ適當ノ宿舍不足ノ場合ニハ夏期中ハ總テノ設備附ノ軍隊型天幕又ハ薄板張バラックニ收容スルコトヲ得ルモノトス

會社ハ勞務者ヲ季節勞務者ニ雇フニ當リ宿舍ハ單ニ勞務者本人ニ對シテノミ提供ノ旨豫告スルヲ要ス豫告ナキ場合又ハ勞務者本人ト特別協定アル場合ニハ勞務者ノ家族ニ對シテモ宿舍及共産的待遇ヲ提供スヘキモノトス

九、季節勞務者ニ對スル食料供給ノ標準ハ現地ニ於テ組合機關ト會社トノ協定ニ依リ定ムルモノトス

十、全季節、一定ノ期限又ハ一定ノ作業遂行期間ニ對シ雇傭セラレタル季節勞務者ニシテ企業、經濟團體又ハ作業ノ閉止、作業ノ縮少又ハ二週間以上ノ期間作業中止ノ爲メ解雇サルルトキ若シ彼等カ一ケ月以上勤續セル場合ニハ豫告ノ有無ニ拘ハラス一週間分ノ平均賃銀ヲ解雇手當トシテ受クルモノトス此場合會社ノ季節勞務者ハ團體契約第十六條ニ依リ無賃ニテ旅行シ得ルモノトス（但シ團體契約第十六條第三項末ニ記載ノ補償ハ季節勞務者ニハ適用セサルモノトス）

十一、季節勞務者ヲ利權地內ノ新作業地ニ移スニ際シ住所ヲ移ス場合會社ハ移轉日數ニ對シ賃銀日額定給額ノ二分ノ一ヲ食費（註、補償）トシテ追加支拂フモノトス

該補償ハ利權地內ノ移動（調査劃定、其他ノ作業）カ當該勞務者ノ義務ニシテ賃銀帳ニ記入アル場合ニハ支拂ハレサルモノトス

十二、若シ被雇傭者カ雇傭者ノ指令ニ依リ作業ヲ履行セサルトキハ空過時間ニ對スル報酬ハ二週間以內ノ場合ニハ賃銀定給額ヲ支拂フモノトス其他被雇傭者カ自己ニ關係ナキ理由ニ依リ作業ヲ履行セサル場合並ニ雇傭者ノ指令ニ依リ二週間以上作業ヲ履行セサル場合ニハ休業日ニ對シ賃銀定給額ノ半額ヲ支拂フモノトス勞務者ハ休業ノ總テノ場合ニ就キテ管理部ニ通告シ且記入ノ爲メ出頭スル義務アルモノニシテ之ヲ履行セサルトキハ休業日ニ對シ支拂ハサルモノトス

十三、休業ノ場合ニハ被雇傭者ヲ他ノ作業ニ使用スルコトヲ得但臨時作業ニ對スル支拂カ低キ場合ニハ二週間ノ間以前ノ賃銀定給ヲ保有スルモノトス

十四、會社ハ法律並ニ勞働人民委員部及利權本部ノ第六四五―五三七號電報說明ニ依リ次ニ列擧ノ季節作業及同附帶作業ニ於テ六月一日ヨリ十月一日迄十時間ノ延長勞働日ヲ實施スルコトヲ得而シテ實際勤務セル十時間勞働日ニ對シ勞務者ノ賃銀日額定給ノ四〇％ノ額ヲ增額スルモノトス

（一）荷役作業
（二）水上輸送作業
（三）手押トロ運搬
（四）農業、地質及劃定作業（熟練勞務者ヲ除ク）
（五）土地作業
（六）道路開設作業
（七）電氣架設作業

十五、季節勞働者及從業員ノ勞働ニシテ本協定ニ定メナキ部分ハ總テ該種勞働者ニ關シ發布サレタル又ハ將來發布セラルヘキ法律及決定並ニ第十二、十三、二十三、三十四、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十四、五十三、五十五、五十六、五十七、五十八、六十三、六十四、六十六、六十七、六十八、六十九、七十條ヲ除キ團體契約ニ依リ律セラルルモノトス（團體契約第十六條ハ同條末ニ記載ノ補償ヲ除キ適用サルルモノトス）

十六、本追加協定ハ團體契約全有效期間ニ對シ締結セラレ該期間中協定ハ兩當事者ノ協定ニ依リテノミ變更スルコトヲ得ルモノトス

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合
中央委員會代表者
ゲー、ロクテフ
北樺太石油株式會社代表者
稻石正雄

附錄第一號（團體契約第五條關係）

建設作業ニ於ケル勞働條件ニ就テノ追加協定

一、建設作業（產業、宿舍、運輸及其他ノ種類ノ建設）ニ從事スル勞働者及從業員ニ對シテハ大中及小修繕作業及建設作業ニ直接關係アル附帶作業ニ從事スルモノヲ含ミ本協定ノ效力ヲ及ホスモノトス

二、本人ノ勞働カ建設作業遂行ニ直接關係アル管理部員及從業員ノ勞働時間數及計算並ニ勞働支拂手續ハ建設作業ニ從事スル他ノ勞働者及從業員ニ對スルト同一手續ニ於テ定ムルコトヲ得

三、建設勞働者ノ雇入ハ團體契約第十條ニ依リ行フヘキモノトス

四、一時的ニ作業ナキ場合ニハ該作業ニ對スル支拂額ヲ以テ被雇傭者ヲ本人ノ同意ヲ得テ熟練程度ニ近キ他ノ作業ニ使用スルコトヲ得

五、被雇傭者ヲ一作業地ヨリ他ヘ移ス場合ニハ本人ニ對シ實際ノ移轉費（乘物ヲ提供セサル場合）ヲ賠償シ又移轉期間ニ對シ兩當事者ノ協定ニ依リ定ムル額ニ於テ賃銀ヲ支給ス但當該勞務者ノ賃銀定給ヲ下ラサルモノトス

六、會社ハ法律並ニ勞働人民委員部及利權本部ノ第六四五―五三七號電報說明ニ依リ次ニ列擧ノ建設作業及同附帶作業ニ於テ六月一日ヨリ十月一日迄十時間ノ延長勞働日ヲ實施スルコトヲ得而シテ實際勤務セル十時間勞働日ニ對シ賃銀日額定給ノ四〇％ノ增加支拂ヲナスモノトス

（一）タンク（貯油槽）建設作業
（二）送油管敷設作業及總テノ同準備的作業
（三）狹軌道敷設作業

七、其他ノ建設作業ニ於テハ法律（建設作業ニ關スル）第三條ニ依リ時間外作業ヲ適用スルコトヲ得時間外作業ハ管理部ノ命令書ニ依リテノミ行ハレ斯カル場合ニノミ支拂ハルヘキモノトス

八、各種休業ニ就キ勞務者ハ管理部ニ通知シ且記入ノ爲ヌ出頭スル義務アルモノニシテ此場合ニノミ休業ニ對シ當該支拂ヲナスモノトス

九、出來高評價ハ團體契約當該條項ノ手續ニ於テ之ヲ定ム

十、宿舍及共産的待遇ハ團體契約ニ依リ提供シ適當ノ宿舍不足ノ場合ニハ六月一日ヨリ十月十五日迄ノ夏期間ハ勞働者ヲ總テノ設備附ノ軍隊型天幕又ハ薄板張バラックニ收容スルコトヲ得會社ハ勞務者ヲ建設勞務者トシテ雇フニ當リ宿舍ハ單ニ勞務者本人ニ對シテノミ提供ノ旨豫告スルヲ要ス豫告ナキ場合又ハ勞務者本人ト特別協定アル場合ニハ勞務者ノ家族ニ對シテモ宿舍及共産的待遇ヲ提供スヘキモノトス

十一、食糧供給ノ標準及手續ハ現地ニ於テ組合機關ト會社トノ協定ニ依リ定ムヘキモノトス

十二、建設作業ニ六ケ月以下勤續セル被雇傭勞務者ハ自己ニ支拂ハレタル全賃銀ノ二十五分ノ一ヲ休暇ニ對スル補償トシテ受クルモノトス（但シ勤續分ノ賃銀ヲ超ヘサルモノトス）六ケ月以上勤續セル勞務者ハ二週間分ノ平均賃銀ヲ休暇ニ對スル補償トシテ受ケ且解雇ニ際シテハ豫告アル場合ニハ一週間分ノ平均賃銀額ノ補償（解雇手當）ヲ受クルモノトス

十三、建設勞働者及從業員ノ勞働ニシテ本協定ニ定メナキ部分ハ總テ該種勞務者ニ關シ發布サレタル又ハ發布サレ得ヘキ法律及決定並ニ第十二、十三、二十三、二十四、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十四、五十三、五十五、五十六、五十七、五十八、六十三、六十四、六十六、六十七、六十八、六十九、七十條ヲ除キ團體契約ニ依リ律セラルルモノトス（團體契約第十六條ハ同條末ニ記載ノ補償ヲ除キ適用サルルモノトス）

十四、會社ハ法律並ニ勞働人民委員部及利權本部ノ第六四五―五三七號電報說明ニ依リ次ニ列擧ノ季節作業及同附帶作業ニ於テ六月一日ヨリ十月一日迄十時間ノ延長勞働日ヲ實施スルコトヲ得而シテ實際勤務セル十時間勞働日ニ對シ勞務者ノ賃銀日額定給ノ四〇％ノ額ヲ增額スルモノトス

（一）荷役作業
（二）水上輸送作業
（三）手押トロ運搬
（四）農業、地質及劃定作業（熟練勞務者ヲ除ク）
（五）土地作業
（六）道路開設作業

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合
中央委員會代表者
ゲー、ロクテフ
北樺太石油株式會社代表者
稻石正雄

附錄第二號（團體契約第八條關係）

評價爭議委員會規定

（千九百二十八年十二月十二日附第七二二）
（ソヴイエト聯邦勞働人民委員部確認）

一、評價爭議委員會の組織

一、評價爭議委員會ハ雇傭者及企業又ハ營造物ノ營働者及從業員委員會（工場委員會、地方委員會其他）ヨリ各同數ノ代表者ヲ選出シテ組織ス

二、企業又ハ營造物ニ於テ勞働者及從業員委員會ナキ場合ニハ評價爭議委員會ハ勞働者及從業員集合委員會ニ附屬シテ集合委員會及當該爭議ノ當事者タル雇傭者ノ代表者ヨリ構成セラルルモノトス（集合評價爭議委員會）

三、勞働者及從業員ノ獨立又ハ集合委員會ナキ場合ニハ評價爭議委員會ハ所屬職業組合ノ州、地方、郡又ハ之ニ該當スル委員會（本部）ニ附屬

シテ委員會(本部)及當該爭議ノ當事者タル雇傭者代表者ヨリ構成セラルルモノトス

四、評價爭議委員會ハ團體契約ノ存否ニ拘ハラス組織セラルルモノトス

五、各當事者ヨリ評價爭議委員會ヘノ代表者數ハ職業組合ト雇傭者間トノ協定ニヨリ之ヲ定ム當事者ハ適當ニ書面ヲ以テ相互ニ其任命セル代表者ノ氏名及其委任期間ヲ通知シ又其變更セル時ハ其旨通知スヘキモノトス

六、評價爭議委員會ノ會議ヲ行フ爲メ當事者カ交互ニ議長及書記ヲ選出スル此場合同一會議ニ於テハ當事者ノ一方ノミニ於テ議長及書記ノ兩職務ヲ行フコトヲ得ス

七、評價爭議委員會ノ各會議ニ於テ兩當事者ハ次會議ノ議長及書記ヲ選出シ之ニ會議ノ召集並ニ日程及其他會議ノ材料準備ヲ委任ス

八、評價爭議委員會ノ技術的取扱(庶務及書類保管)ハ企業又ハ營造物カ自己ノ計算ニ於テ行フモノトス

二、評價爭議委員會ノ權能

九、勞働條件ノ決定及變更ニ關スル評價爭議委員會ノ權能(評價權能)ニ屬スルモノ次ノ如シ

(イ) 賃銀等級ニ依ル勞務及職務細別ノ確認及變更

(ロ) 生産高標準及出來高評價ノ確認及變更

(ハ) 奬勵的賃銀形式適用手續ノ確認及變更

(ニ) 標準毀損率ノ決定及變更

(ホ) 試驗、試用ノ形式ノ決定及變更

(ヘ) 其他ノ勞働條件ノ決定及變更

右ノ外評價爭議委員會ノ權能ニ屬スルモノ次ノ如シ

(イ) 時間外作業實施必要ノ決定

(ロ) 定期及追加休暇提供手續ノ確認

備考 團體契約ニハ本條前部ニ記載ノ權能實現ノ條件及手續ニ關スル規則ヲ定ムルコトヲ得

十、評價爭議委員會ノ爭議權能ニハ次ノ問題ニ關スル訴訟的性質ヲ有スル爭議ノ審査之ニ屬スルモノトス

(イ) 他ノ作業ニ移ス場合ニシテ賃銀ノ保存又ハ解雇手當ノ交付ヲ伴フ場合

(ロ) 製産高カ標準ニ達セサル場合ノ支拂

(ハ) 不適當ニ依ル解雇及義務不履行ニ依ル解雇、但第十二條(イ)項ニ記載ノモノヲ除ク

(ニ) 勞務者所屬ノ工具使用ニ對スル補償

(ホ) 特種被服及特種食料ノ交付並ニ當該場合ニ於テハ之等ニ對スル金錢的補償、短縮勞働日及延長休暇ノ實施

(ヘ) 代理ヲナス場合熟練ノ異リタル作業遂行ニ對スル支拂

(ト) 休業ニ對スル支拂

(チ) 出來高作業準備ニ對スル支拂

(リ) 未完了出來高作業ニ對スル支拂

(ヌ) 材料設備及製品毀損ニ對スル控除並ニ不合格品ニ對スル支拂

(ル) 勞務混免期間ニ對スル支拂

(ヲ) 休暇ヲ提供セサリシコトニ對スル金錢的補償ノ交付

(ワ) 試驗期間中ノ支拂額

(カ) 勞務者ノ受クヘキ懸賞金額

(ヨ) 時間外作業ニ對スル支拂

(タ) 雇傭者ノ責ニ依リ勞務者カ勞働契約ヲ解除セル場合ノ解雇手當ノ支拂

(レ) 其他勞働法、團體契約、勞働契約及內部管理規則適用ニ際シテ起ル問題ニシテ右ニ列擧セラレサル問題ニ關シテ

十一、第十條ニ列擧セル問題ニ關スル爭議ハ(レ)項ヲ除キ必ス評價爭議委員會ノ審査ニ屬スヘキモノトス此場合第十條(ハ)及(ヌ)項ニ記載ノ問題ニ關スル爭議ハ豫メ(解雇又ハ控除ノ指令前ニ)評價爭議委員會ノ審査ニ附スヘキモノトス第十條(レ)項ニ該當スル問題ニ關シテハ勞務者又ハ雇傭者ハ自己ノ擇ニ依リ評價爭議委員會又ハ人民裁判所ノ勞働裁判ニ訴フルコトヲ得

十二、評價爭議委員會ノ取扱ニ屬セサル事項次ノ如シ

(イ) 雇傭及解雇ノ權能ヲ有スル者並ニ全聯邦職業組合中央評議會ト協定シ「ソヴイエト」聯邦勞働人民委員部ノ確認スル特別表又ハ共和國ノ職業組合評議會ト協定シ聯邦ノ共和國勞働人民委員部ノ確認スル當該表ニ列擧サレタル種類ニ屬スル責任勞務者ノ解雇及復職ニ關スル事項

(ロ) 職業組合ノ要求ニ依リ勞務者トノ勞働契約解除ニ關スル事項

(ハ) 國家的賃銀標準化ノ手續ニ於テ制定サレタル職務ニ對スル俸給並ニ個人的俸給ノ變更問題

(ニ) 定員ノ決定又ハ變更問題

(ホ) 團體契約又ハ勞働契約ニ依ル義務ヨリ發

生セル非サル住屋ノ提供及割當、勞務者生活上ノ需要ヲ充スコト及其他ニ關スル勞務者及雇傭者間ノ爭議

(ヘ) 人民裁判所ノ勞働裁判、調停委員會又ハ仲裁裁判ノ解決セル勞働事件並ニ此等機關ニ於テ審査中ノ勞働事件

(ト) 服務上ノ規律的處罰ニ關スル事項但內部管理規則違反ニ對シ課セラルル罰ヲ除ク

(チ) 職業組合員ナキ企業、營造物及經濟團體ニ從事スル勞働者及從業員ニ關スル訴訟的性質ノ爭議(就中職業組合員ナラサル單獨勞働者及從業員ニ關スル爭議)

備考 本條(チ)項ニ記載ノ爭議ハ人民裁判所ノ勞働裁判所ニ依リ審査サルヘキモノトス

三、評價爭議委員會ヘノ申請書提出期限

十三、評價爭議委員會ニ爭議審査ニ關スル申請書提出ノ爲メ次ノ期限ヲ定ム

(イ) 解雇問題ニ關シテハ一十四日間

(ロ) 時間外作業ニ關スル支拂問題ニ關シテハ一ケ月間

(ハ) 其他總テノ問題ニ關シテハ一三ケ月間

十四、第十三條ニ示サレタル期間ハ次ノ如ク計算スルモノトス

(イ) 義務不履行ニ依ル解雇事件ニ關シテハ一雇傭者ニ對シ解雇ニ關スル問題提起ノ理由ヲ與フヘキ違反ノ日ヨリ

(ロ) 其他總テノ場合ニ於ケル解雇事件ニ關シテハ一勞務者ニ精算提起ノ日ヨリ

(ハ) 其他總テノ事件ニ關シテハ一當該要求提起ノ日ヨリトス此場合金錢上ノ需要ニ對スル權利發生ノ日ヨリトス右權利發生日ハ該企業又ハ營造物ニ於テ一般的ニ規定ノ支拂期限ニ從ヒ當該支拂ノ行ハルヘキ日トス

十五、評價爭議委員會ハ第十三條ニ指定ノ期限經過後提出セラレタル申請書ト雖モ至當(第十六條)ト認ムヘキ理由ニ依リ期限經過セル場合ニハ審査ノ爲メ受理スルコトヲ得

十六、期限經過ノ至當ナル理由(第十五條)ト看做サルヘキモノ次ノ如シ

(イ) 勞務者病氣ノ場合ニシテ臥床療養又ハ湯治療養ヲ要セル場合

(ロ) 檢疫ニ際シ又ハ家族中ノ患者看護ノ爲メ附與セラレタル休暇中

(ハ) 定期又ハ追加休暇中

(ニ) 勞務者ノ拘留中

(ホ) 勞務者ノ出張中

(ヘ) 他ノ作業ニ移ルニ伴フ勞務者ノ移轉

(ト) 人民陪審員ノ義務遂行

(チ) 職務保留中ニ於ケル軍務(スエズド・コンプレツイヤ大會、會議)及其他ニ於ケル勞務者ノ參加

(ヌ) 交通杜絕シ評價爭議委員會ニ訴フルコトヲ得サル場合(洪水、積雪其他)

(ル) 評價爭議委員會ノ決定ニ依リ至當ナリト認メラルル其他ノ事情

備考 本條(ル)項ニ該當スル至當ノ理由ニ就テノ問題ニ關シ評價爭議委員會ニ於テ當事者協定ヲ遂ケサル場合ニハ評價爭議委員會延期ヲ拒絕セルモノトス

十七、第十六條ニ記載ノ事情カ繼續スル期間ハ申請書提出ノ爲メ定メラレタル期間(第十三條)中ニ算入サレサルモノトス

若此等ノ事情ノ經過後殘レル期間カ七日ニ充タサル場合ニハ七日迄延長サルルモノトス

四、評價爭議委員會事務規定

十八、個々ノ勞務者ノ不服ニ關スル事件ハ若シ勞務者ノ不服カ自身又ハ勞働者及從業員委員會ノ代表者ト管理部トノ直接交涉ニ依リ解決セサリシ場合ニノミ評價爭議委員會ニ於テ審査サルルモノトス

十九、評價爭議委員會ニ提出セラレタル申請書ハ其受理後三日以內ニ審査サルルモノトス

二十、利害關係勞務者ニ對シテハ彼カ自己ノ事件審査ニ參加シ得ル爲メ評價爭議委員會ニ於テ自己ノ事件ノ審査サルル日ニ就キ適時ニ通知スヘキモノトス

管理部ハ勞務者ノ離業カ生產條件上許容シ得ル場合ニハ彼ノ事件審査ニ參加ノ爲メ勞務者ヲ評價爭議委員會議ニ解放スヘキ義務アルモノトス倘ホ不適當又ハ義務不履行ニ依ル解雇ニ就テノ事件審査ニ參加ノ場合ニハ管理部ハ總テノ場合ニ於テ勞務者ヲ解放スヘキ義務アルモノトス

二十一、第九條ニ記載ノ一般的價値ヲ有スル問題ニ關シテハ當事者ノ申出テタル提議ノ七日前ニ利害關係勞働者及從業員ニ通知スル爲メ當該作業場、製作工場、支部及其他ニ於テ見易キ場所ニ揭示スルヲ要ス

二十二、評價爭議委員會ノ會議ハ作業時間中ニノミ之ヲ行フモノトス

二十三、個々ノ勞務者關係ノ事件審査ハ若シ彼等ノ出席セル場合ニハ利害關係勞務者列席ノ下ニ評價爭議委員會之ヲ行フモノトス

評價爭議委員會ノ會議ニ於ケル審議及決定採用ノ際ニハ評價爭議委員會委員以外ニハ單ニソノ會議ニ恒常的參加ヲ許サレタルモノノミ出席スルコトヲ得

二十四、評價爭議委員會ノ勞働者側委員ニ對シテハ勞働者及從業員委員會ヨリ賃銀ヲ受クルモノヲ除キ會議時間並ニ當該場合ニ彼等カ評價爭議委員會ニ提出サレタル問題ヲ豫メ準備ノ爲メ作業ヲ免除サル時間ニ對シ其平均賃銀ヲ保存サルルモノトス

同樣ニ評價爭議委員會ノ勞務者側ノ招致セル專門家及證人並ニ會議ニ參加スル利害關係勞務者(第二十三條)ニ對シテハ會議參加ニ要スル時間ニ對シ彼等ノ平均賃銀ヲ保存スルモノトス

若シ交替作業ノ企業ニ於テ評價爭議委員會委員又ハ專門家カ彼ノ課業外ノ時間ニ評價爭議委員會ノ會議ニ參加スル場合ニハ一般的基礎ニ於テ時間外作業ノ支拂ヲナスモノトス

二十五、評價爭議委員會ニ於テ評價爭議委員會委員自身ニ關係ノ事件審査ノ場合ニハ同委員ハ他ノ者ト交替スヘキモノトス

二十六、利害關係勞務者ハ事件審査開始迄ニ評價爭議委員會ノ何レカノ委員ノ該事件審査ノ參加ニ對シ理由ヲ具シテ忌避ヲ申請スルコトヲ得

忌避ヲ許スコトニ就テノ問題ハ(イ)評價爭議委員會ノ勞働者側委員ニ關シテハ―勞働者及從業員委員會ニ依リ(ロ)評價爭議委員ニ關シテハ管理部ニ依リ決定サルルモノトス

二十七、評價爭議委員會ニ於テ事件審査ニ際シ勞働者又ハ雇傭者カ刑法ニ問ハルヘキ行爲發覺セラレタル場合爭議ノ審査ハ之ニ就キ當該勞働者及該刑事事件ノ結果ニ依リ左右サレ得ヘキ場合ヲ除キ中止セラレサルモノトス

二十八、評價爭議委員會ニ於テ事件審査ノ際犯罪的不取締、利慾、橫暴又ハ有害行爲ノ兆候ヲ有スル雇傭者ノ不法行爲發覺セル場合、同樣ニ雇傭者カ勞働法ヲ組織的ニ違反スル場合ニハ評價爭議委員會ノ勞働者側ハ之ニ就キ檢事局ニ通知スル義務アルモノトス

二十九、評價爭議委員會ノ決定ハ單ニ當事者ノ協定ニ依リテノミ採用(會議ニ參加スル各當事者ノ委員數ニ關係ナク)サレ當該會議ノ議長及書記ノ之カ署名後ハ義務的效力ヲ取得スルモノトス

三十、勞働條件ノ決定及變更ニ就テ(第九條)ノ問題ニ關スル評價爭議委員會ノ決定中ニハ該決定適用開始期日ヲ指示スルヲ要ス之ヲ缺クトキハ此等決定ハソノ採用ノ日ヨリ適用サルルモノトス

不適當又ハ義務不履行ニ依ル勞働者ノ解雇ヲ認定スル決定中ニハ解雇ノ行ハルヘキ期間ヲ指示スルヲ要ス若シ勞務者カ同期間中ニ解雇セラレサルトキハ評價爭議委員會ノ決定ハ兩當事者ノ同意アル場合ヲ除キ再審ニ附セサルモノトス該事件

モノトス

三十一、訴訟的性質ヲ有スル金錢的要求ニ關スル評價爭議委員會ノ決定中ニハ各利害關係勞務者ノ受クヘキ正確ナル金額ヲ指示スヘシ

若シ會議席上ニ於テ該金額ノ決定不可能ナル場合ニハ評價爭議委員會ハ管理部カ之ヲ決定スル期間ヲ定ム

三十二、評價爭議委員會ハ特ニ團體契約ニ定メナキ場合ニハ團體契約ノ條件ヲ變更、追加又ハ廢止スル決定ヲナス權利ヲ有セス

三十三、評價爭議委員會ハ該事件ニ關スル評價爭議委員會ノ前決定カ監督手續ニ於テ合働機關ニ依リ廢止サレタルニ際シ之カ與ヘタル指示ニ矛盾スル決定ヲ爲スコトヲ得ス

三十四、雇傭者ノ不法ノ指令ヲ確認スル評價爭議委員會ノ決定ハ無效トス此場合雇傭者ハ刑法上懲戒上及民法上ノ手續ニ於ケル責任ヲ免レス

三十五、評價爭議委員會會議議事錄(プロトコール)ハ添付ノ形式ニ依リ作成サレ會議ノ席上ニ於テ署名スヘシ

三十六、評價爭議委會ノ會議後三日以內ニ

(イ)當事者(管理部並ニ勞働者及從業員委員會)ニハ―證明サレタル會議議事錄ノ寫ヲ

(ロ)利害關係者ニハ―證明サレタル會議議事錄拔萃ヲ送付スヘシ

右書類ハ評價爭議委會ニ於ケル事件審査ノ結果ニ就テノ通知ト看做ス

三十七、評價爭議委員會ノ決定ハ終結的ノモノニシテ何人ノ確認ヲモ要セス

三十八、評價爭議委員會ノ決定ハ兩當事者ノ同意

ニ關シ新規決定ヲ見サルトキハ前決定ソノ效力ヲ保存ス

三十九、雇傭者カ自發的ニ實行セサル評價爭議委員會ノ決定ハ强制的手續(一九二八年八月二十九日付ソヴイエト聯邦中央執行委員會及人民委員會議確認ノ「勞働爭議ノ調停ト仲裁及裁判審査ニ關スル規定」第四十六及四十七條―一九二八年ソヴイエト聯邦法令全集第五六號第四九五條)ニ依リ執行ス

四十、評價爭議委員會ノ決定ハ一九二八年十二月十二日付第七二四號ソヴイエト聯邦勞働人民委員部ノ確認セル「評價爭議委員會、調査委員會及仲裁裁判ノ事務監督ニ就テノ規定」(一九二八年「ソヴイエト聯邦勞働人民委員部通報」第五一―五二號)ニ應シテ廢止スルコトヲ得

四十一、評價爭議委員會ニ於テ當事者協定ヲ遂ケサリシ事件ハ所定手續ニ於テ

(イ)勞働條件ノ制定及變更ニ就テノ問題(第九條)ニ關シテハ―調停委員會又ハ仲裁裁判

(ロ)訴訟的性質ノ爭議(第十條)ニ關シテハ―人民裁判所ノ勞働裁判ノ審査ニ移スコトヲ得

五、附　則

四十二、作業場評價爭議委員會ノ組織及作業ノ手續ハ「ソヴイエト」聯邦最高人民經濟會議及全聯邦職業組合中央評議會ト協定シ「ソヴイエト」聯邦勞働人民委員部ノ發布スル特別決定ニ依リテ定ム

四十三、本規定ハ特別ノ決定ニ基キ行動スル各勞働分派ニ於ケル評價爭議委員會及類似ノ調停機關(協定委員會、調停委員會及其他)ニ對シテハ右決定ニ別ニ定メナキ限リ適用セス

四十四、本規定ハ團體契約ニ於テ變更スルコトヲ得ス

(規定ニハ評價爭議委員會ノ會議議事錄書式添付)

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合中央委員會員兼極東地方委員會議長

ゲー、ロクテフ

北樺太石油株式會社代表者

稻　石　正　雄

附錄第三號

(團體契約第十七條關係)

團體契約第十及十四條ノ效力ニ該當セサル者ノ表

一、高級及中級管理部員、技術部員及經濟部員、警備長、建物及倉庫係、上級人夫頭、倉庫手

二、商店員及無電通信手

三、武裝警備番人、消防手

四、水運勞務者(船舶、發動艇、小蒸氣及クンガスニ於ケル乘組員)

本表ハ現地ニ於テ會社ト組合機關トノ協定ニ依リ變更及追加スルコトヲ得

附錄第四號

(團體契約第十七條關係)

賃銀網等級熟練別

第一級

一―三、小使、使番、ボーイ、郵便物、書信、茶ヲ持運ヒ職務ニ關スル用向、配達ノ性質ヲ帶ヒタル仕事ヲナス

四、住宅掃除夫　住宅內ノ取リ片付ケ掃除洗方等清潔維持ニ任ス

室內洗面器ニ注水シ小修繕(玻璃板ノ嵌メ込ミ窓、戶及其他修理)ヲ事務所ニ通知ス

五、徒弟　教育ニ採用シタル當初ニシテ熟練セス

第二級

一、風呂番　浴場ノ內部ノ監視秩序ノ維持、浴場ノ取リ片付ケ及掃除ヲ爲シ暖爐ヲ焚キ給水ニ注意ス

二、暖爐方　暖爐ヲ焚キ灰、焚殼ヲ棄テ薪炭ヲ運ヒ爐中ノ保溫ニ留意ス

三、番人　住宅及以外ノ建物、家財及其他ノ財產監視ノ當番ニ任ス其職務ニ特別ノ知識ヲ要セサルモ責任アリ殊ニ夜番ヲ爲ス場合緊張ヲ要スル職務ナリ

四、下男　車道、人道、庭、汚物棄穴、汚水溜、塵芥箱、共同便所等(表裏入口階段ヲ除ク)ヲ掃除ス冬期ニハ車道及庭內通路ノ氷ヲ取リ除ク勞務ハ單純ナルモ勞力ヲ要シ不潔ナリ

五、屋外及住宅ナラサル家屋ノ掃除夫

所屬區域內ノ取リ片付ケ掃除ヲナシ清潔及秩序ノ維持ヲ爲シ冬期ニハ氷ヲ割ル

六、徒弟　第二級熟練ノ試驗ニ及第セルモノ若クハ一ケ年以上ノ教育ヲ受ケタル徒弟

第三級

一、平易ナル作業ノ平勞働者　鑛場、倉庫區域ニアル各種材料ノ整理、蘆芥取リ棄テ蒸氣、送油鐵管敷設ニ際シテハ鐵管ノ運搬及支持ヲ手傳ヒ並ニ土工事ニ於テ(土工ノ)下手間ヲ働ク

二、炊事夫　最モ單純ナル料理ヲ爲ス小衆園(十人迄)ノ食品ヲ調理ス大食堂又ハ複雜ナル料理ニ當ル炊事夫ノ下手間ヲモ爲ス

三、醫局付人夫　患者ヲ擔架ニテ運ヒ患者ノ繃帶交換手術及診察ヲ手傳ヒ即チ患者ヲ押ヘ、水下着等ヲ運ブ、患者ノ看護ヲ爲ス即チ其着換ヲ爲シ食品等ヲ運フ、病室ヲ掃除ス

四、驛舍番

五、軌道夫(鐵道)　經驗ニ乏シ

六、丸太運搬夫(馬ヲ用フ)　木材ヲ運搬シ駄馬ヲ御シ馬車ノ荷積及運ヒ來レル貨物ノ取リ卸シヲ爲ス

七、鑛區劃定員及測量員ノ附屬勞働者
鑛區劃定員(測量員)ノ指揮下ニ測量及伐開ヲ爲シ器械照尺ヲ運ヒ境界標ヲ建ツ

八、坑井人夫　鑿井作業ニ際シテ工具、鐵管ヲ運ヒポンプ泥箱及覓ヲ掃除シ鐵管其他ニ鉚打ヲナス

九、水汲(馬ヲ用フ)　水運搬ニ働キ駄馬ヲ用ヒ水樽ニ滿水シテ運搬シ所定ノ場所ニ轉注ス

十、十一、下男、駿廬方　第二級ノ下男ト同樣ノ勞働ヲ爲ス經驗アリ勤續長ク責任アル勞務ニ服ス

十二、運搬夫(人力ニ依ル)　倉庫又ハ賣店ニアリテ商品ノ運搬ヲ爲シ其積ミ重ネヲ行フ

十三、薪切リ　長材ヲ橫挽ニシテ薪ヲ作リ之ヲ割リ其積ミ重ネヲ爲ス

十四、御者　馬夫、馬ノ手入ヲ爲シ給水、飼養ニ任シ馬糧準備ヲ爲シ厩ヲ掃除ス各種馬具ヲ馬ニ付ケ又馬車ニ馬付ケヲ爲シ得且馬ヲ御シ馬車ノ掃除ヲ行フ

十五、從弟　第三級熟練ノ試驗ニ及第セルモノ又ハ一年半以上ノ教育ヲ受ケタル徒弟ナリ

第四級

一、油差シ　原油發動機、氣壓採油機ニアリテハ一室二基以上、電機モーターニアリテハ一鑛區ニテ十二基迄又ハ近接セル二鑛區ニテ八基迄ノ油差シヲ爲シ坑井機構ニアリテハ一鑛區ニテ十坑井迄ノ油差シヲ爲ス

二、杣夫　立木ヲ根伐シ橫挽シ枝拂ヲ行ヒ土場積ミヲ爲ス經驗ニ乏シ

三、炊事夫　第三級ノ炊事夫ト同作業ヲ爲スモ大衆園(アルタウ)又ハ大食堂ニ作業ス

四、木挽下手間　手挽鋸ヲ以テ下方ニ於テ竪挽ヲ行フ

五、鍛夫　鍛(手濟キ又ハ帆走)ヲ操縱ス

六、農夫　各種蔬菜ノ栽培ヲナシ平勞働者ヲ指揮シテ畝掘ヲ爲シ蔬菜ニ水ヲ掛ケ草ヲ取リ成熟シタル蔬菜ノ採收ヲ指揮ス

七、八、困難ニシテ不潔ナル作業ノ平勞働者
原油タンクノ泥掃油溜メ油池ノ掃除、原料倉庫器械工場及其他ニ於ケル重量品ノ解體及取付ケヲ爲ス

九、軌道夫(鐵道)第三級ノ軌道夫ト同樣ノ作業ヲ爲スモ經驗ニ富ム

十、大工、型工　裁材工(枠挽)ノ下手間
就業當初ニシテ熟練ニ乏シ當種類ノ高級者ノ指揮ニ從ヒ簡單ニシテ複雜ナラサル仕事ヲ爲ス

十一、經驗アル土工　各種建造物基礎工事ノ掘割廣場及鋪道下ノ地均斜面突堅メ各種ノ溝堀リ其他ヲ爲ス

十二、坑井人夫　第三級ノ坑井人夫同樣ノ作業ヲ行フモ一層熟練ナリ

十三、相鎚方　就業當初ノ職工ニシテ鎚ノ一方打ヲ冷鉄ノ場合ニ行フ

十四、火夫　汽鑵(アルトウ)附屬部ノ運轉及其調整ヲ監視シ給水ポンプノ運轉停止ヲ爲シ汽管又ハ汽鑵ニ於ケル通氣口ヲ開閉ス但一汽鑵ニ就テ作業ス

第五級

一、油差シ　第四級ノ油差シト同樣ノ作業ヲ行フモ其關係スル電氣モーター若クハ坑井ノ數多ク且範圍大ナリ

二、仕上工　旋盤工、製鑵工、鑄工、電氣手、內燃機關工ノ各下手間　就業當初ニシテ高級ノ熟練ヲ缺ク共職柄ニ從ヒ高級者ノ指揮下ニ複雜ナラサル簡易ノ作業ヲ爲ス

三、杣夫、第四級ノ杣夫ト同樣ノ作業ヲ行フモ經驗ニ富ム

四、木挽　木材ノ上ニ乘リ竪挽ヲ爲ス丸太ヨリ各種材料ヲ挽ク鋸ノ調製及目立ヲ能クス

五、炊事夫、複雜ナル料理ヲ爲シ又ハ食堂及大衆(アル)園ノ賄ヲナシ下手間ヲ指揮ス

六、大工　高級ノ熟練ニ達セス小修繕工事又ハ造船造家ノ大工粗作業ヲ爲ス

七、相鎚方　困難、複雜ノ程度中位ニアル作業及テンデル梁、原油タンクノ鉄打及造船作業ニ鍛工ト共ニ作業シ大鎚ヲ左右ヨリ打込ム

八、火夫　第四級ノ火夫ト同樣ノ作業ヲ行フモ二乃至三ノ汽鑵ヲ擔當ス

九、人夫頭　鑛場、倉庫、繫船岸、伐採其他ニ於ケル種々ナル名義ノモノナリ

十、製材工(枠挽)　丸鋸ニテ作業シ獨立シテ鋸ノ掛ケ外ツシ並ニ目立ヲ爲ス

十一、特難勞働者

十二、アスファルト工

十三、電話線架設修繕夫

十四、鍛夫

十五、番人頭　經驗ニ富ミ一定ノ區域內ニ於ケル番人ノ作業ヲ監視ス

十六、事務員(カトウナ)　就任當初ニシテ高級熟練ヲ缺ク勤續一ケ年未滿ナリ

第六級

一、油差シ　第五級ノ油差シト同一條件ニ於ケル作業ヲ爲スモ一層經驗ニ富ム

二、相鎚方　鍛工ト共ニ大仕事及複雜ナル作業ヲ爲ス各種鍛冶工具ノ用途ニ通シ爐ニ型鐵ヲ入レテ熱シコークス又ハ石炭爐ヲ焚キ型又ハ打込型ヲ鎚下ニ自由ニ取扱ヒ左右兩方ヨリ自由ニ鎚ノ振込ミヲ行フ

三、大工　造家、造船ノ作業、板場張リ、天井張リ、壁下ノ間仕切リ、屋根地ノ組立等ニ作業ス

六、大工　高級ノ熟練ニ達セス小修繕工事又ハ造船造家ノ大工粗作業ヲ爲ス

七、相鎚方　困難、複雜ノ程度中位ニアル作業及テンデル梁、原油タンクノ鉄打及造船作業ニ鍛工ト共ニ作業シ大鎚ヲ左右ヨリ打込ム

八、火夫　第四級ノ火夫ト同樣ノ作業ヲ行フモ二乃至三ノ汽鑵ヲ擔當ス

九、人夫頭　鑛場、倉庫、繫船岸、伐採其他ニ於ケル種々ナル名義ノモノナリ

十、製材工(枠挽)　丸鋸ニテ作業シ獨立シテ鋸ノ掛ケ外ツシ並ニ目立ヲ爲ス

十一、特難勞働者

十二、アスファルト工

十三、電話線架設修繕夫

十四、鍛夫

十五、番人頭　經驗ニ富ミ一定ノ區域內ニ於ケル番人ノ作業ヲ監視ス

十六、事務員(カトウナ)　就任當初ニシテ高級熟練ヲ缺ク勤續一ケ年未滿ナリ

第六級

一、油差シ　第五級ノ油差シト同一條件ニ於ケル作業ヲ爲スモ一層經驗ニ富ム

二、相鎚方　鍛工ト共ニ大仕事及複雜ナル作業ヲ爲ス各種鍛冶工具ノ用途ニ通シ爐ニ型鐵ヲ入レテ熱シコークス又ハ石炭爐ヲ焚キ型又ハ打込型ヲ鎚下ニ自由ニ取扱ヒ左右兩方ヨリ自由ニ鎚ノ振込ミヲ行フ

三、大工　造家、造船ノ作業、板場張リ、天井張リ、壁下ノ間仕切リ、屋根地ノ組立等ニ作業ス

板ノ竪挽ヲ爲シ丸太ノ荒削リ、傾斜止メ、各種枠、混セ箱、石工箱、運搬箱、手押車(註、一輪)其他ヲ製作ス

四、旋盤工　就業當初ニシテ熟練ヲ缺ク

五、鑿井採油工(掘鑿工ブレーキ方)　經驗少ク熟練ヲ缺ク

六、製鑵鉄打方　煙突、焚口下氣孔等ノ汽鑵ノ部分ノ鉄打ヲ獨立シテ行ヒ架橋、建築工事ニ於ケル種々ナル鉄打ヲ能クシ位置ノ便不便ニ拘ラス自由ニ鉄打ヲ行フ

七、鐵管工(鑛場仕上工)　送油管、ガス管ノ修理組立及解體ニ關スル簡單ナル仕上工ノ作業ヲ行フモ三

八、火夫　第四級ノ火夫ト同樣ノ作業ヲ行フモ四個以上ノ汽鑵ヲ擔當ス

九、ボールベアリング盤工、各種垂直、環動及壁旋盤ニコンドクトル及ラズメトカヲ利用シテ一樣ナル鑿孔作業ヲ行フ

十、橫削リ工　種々ナル構造ノ旋盤ヲ以テ各種創ストレートリップ製造シ選擇シ材料ノ質及創ル厚サニ依リ緣ノ應シ旋盤ヲ調製ス

十一、竪削リ工　各種構造ノ旋盤ニ於テ各種設備及工具ヲ使用シ複雜ナラサル責任輕キ鑿リ込ミ作業ヲ行フ

十二、製材工(枠挽)　第五級ノ製材工ト同樣ノ作業ヲ行フ

十三、ボンプ工　深掘ボンプ付仕上工下手間
就職當初ニシテ高級ノ熟練ヲ缺ク

十四、軌道夫(鐵道)　古參ニシテ軌道修繕人夫ヲ指揮シ尺度ニ依ルレール敷設ヲ監視シ枕木置替ヘ轉轍器ノ据付ケ軌道信號裝置ノ設定ヲ指揮シ軌道ノ地均シ軌道下ヘバラスト打チ込ミヲ指揮ス

十五、鍛夫、古參ニシテ多クノ經驗ニ富ム

十六、ロープ工　各種ロープ繼方ヲ爲シ古ロープノ使用ニ堪フル程度ヲ定メ得

十七、ケーシングパイプ鉄方　ケーシングパイプ及壓搾濟ノ鐵板ニ冷鉄打ヲ行ヒテ製鑵工場及鑛場ニ於テ舊管ノ修繕ヲ爲ス

十八、仕上工特ニ正確ヲ要セサル作業(挽キ方切リ方削リ方各種ノ簡單ナル細部ノ摺リ合セ)ヲ爲ス機械ノ單純ナル部分ノ組立ヲ爲シ簡單ナル手用工具ヲ單獨ニ製作ス

十九、製油　工小規模(試驗的)製油所ニ於ケル勞働ニシテ分溜ノ適否其質アツパラトウーラノ正規ノ作業ニ對シタル責任ヲ帶ヒ燃料支出及喪失量ニ對スル責任者タリ比重粘度等製油品ノ物理的性質ヲ檢定シ作業日誌ヲ認ム

二十、發動艇機關方　動力ノ大ナラサル發動艇ニ作業ス

二十一、事務員　簡單ナル事務ヲ扱ヒ謄寫、拔キ書キ、原稿材料ニ依リテ目錄ヲ作製シ用紙欄ニ書込ヲ行フ

第七級

一、旋盤工　旋盤ヲ以テ圓面及見取圖ニ基キ中心(フェシ)

器、型板（パトロン）測板（ブランジャー）ニ依リ各種旋盤作業ヲ爲ス又各種測定器ヲ利用シテ銅、眞鍮、メリヒオル等ヨリ輪環ヲ製作ス

二、横削リ工　諸種ノ構造（竪横其他）ノ旋盤ニヨリ正確ニシテ責任アル各種ノ削リ方ヲ爲ス快速ニシテ正確ナル削リ方ヲ行フ爲削刃ノ準備及撰擇ヲ爲シ旋盤ノ調子ヲ整ヘ作業ノ關係ニ依リテ回轉速度ヲ定ム作業ハ正確ニシテ精巧ニ行ヒデーゼル機及內燃機臺用大型枠、汽船機關車ノ汽機ノシリンダー及其他總テノ削リ作業ヲ爲ス

三、竪削リ工　各種構造ノ旋盤ヲ用ヒテ機械部分並ニ裝置ヲ巧ニ取扱ヒテ總ユル鑿リ込ミ作業ヲ爲ス圖面ニ依リテ製品ヲ速ニ且正確ニ鑿リ込ム爲メ必要ナル工具ヲ撰ヒ尺度、角度器ヲ用ヒテ削リ込ミヲ行ヒ最モ有利ナル盤ノ回轉ヲ定メ各作業ニ應シテ旋盤ノ調節ヲ爲ス

四、ボール盤工（ウヴエルリーシンデク）　製圖又ハ見取圖ニ從ヒ環動、直綿其他鑽孔器ニ依リテ種々ナル孔鑿リヲ爲シ獨立シテ錐ノ磨キ上ケヲ行ヒ且其他ノ工具ヲ修理ス

五、內燃發動機方　動力大ナラサル內燃發動機ニ就キテ作業ス

六、ポンプ工（深掘ポンプ附屬仕上工）　ポンプ及器械ヲ見取圖ニ依リテ修理、組立、解體ヲ爲スポンプ及氣壓管ヲ坑井ニ昇降スル作業ヲ爲ス（指揮ス）

七、掘鑿採油工（鑿井ブレーキ係）　經驗少シ

八、相鎚方、第六級ノ相鎚方ト同樣ノ作業ヲ爲スモ一層熟練ナリ

九、鑄工　熟練ナリ

十、製罐鋲打方　第六級ノ製罐鋲打方ト同シ作業ヲナスモ一層熟練ナリ

十一、製油工（蒸溜方）　第六級ノ製油工ト同シ作業ヲ爲スモ一層熟練ナルカ又ハ大規模（試驗的ニ非ス）ノ設備ニ就キテ作業ス

十二、無線電信機關手　家屋及建物ノ建築ヲ爲ス角材及戸決（トシャクリ）ヲ有スル板材ノ木組並ニ奇麗ナル仕上ヲ行ヒ奇麗ナル簡單ナル切込、壁ノ簡單ナル造作（堀立式家屋、物置及簡單ナル住宅ナラサル家屋）梁ノ組立、壁下作、込入ラサル簡單ノ架橋ヲ爲シ天井及壁ノ手際ヨキ板張、荒戸ノ製作ヲ行フ大ナラサル徑間ノ簡單ナル圓天井及アーチ用圓盤並ニ屋頂、木柵及格子柵、門、潛リ門ヲ造ル材料並ニ工具用ノ丸太建ノ小屋、板張物置、庇及高サ八露尋以內ノ普通丸太ノ足場ヲ建造ス

十三、大工　家屋及建物ノ建築ヲ爲ス角材及戸決（トシャクリ）ヲ有スル板材ノ木組並ニ奇麗ナル仕上ヲ行ヒ奇麗ナル簡單ナル切込、壁ノ簡單ナル造作（堀立式家屋、物置及簡單ナル住宅ナラサル家屋）梁ノ組立、壁下作、込入ラサル簡單ノ架橋ヲ爲シ天井及壁ノ手際ヨキ板張、荒戸ノ製作ヲ行フ大ナラサル徑間ノ簡單ナル圓天井及アーチ用圓盤並ニ屋頂、木柵及格子柵、門、潛リ門ヲ造ル材料並ニ工具用ノ丸太建ノ小屋、板張物置、庇及高サ八露尋以內ノ普通丸太ノ足場ヲ建造ス

十四、發動艇機關方　動力大ナルモーターヲ操ケタル發動艇ニ作業ス

十五、電氣手、架線工事及家內ヘ電話引込工事ヲ爲ス

十六、製材工（枠挽）　丸鋸、帶鋸ノ作業ヲ行フ等ノ記號ナク與ヘラレタル尺度ヲ正確ニ奇麗ニ入念ニ仕上ク

十八、型工　見取圖、下圖及設計圖ヲ單獨ニテ理解シ汽筒、停止シリンター及其部分ノ型ヲ製作ス鑄造作用ノ都合ニテ取外スヘキ型ノ小部分ヲ見取リ製作ヲ爲ス型ノ各種部分ニ於ケル入レ足シヲ行フ

十九、ベーラー製作方　曲ケ板鐵ヲ以テベーラーヲ製作ス切リタル鐵板ヲ繼キ合セテ製作スルト共ニ古キベーラーヲ修理ス

二十、事務員（カントールシナク）　庶務係又ハ計算方ノ指揮ノ下ニ簡易ナル事務ヲ行フ傳票、受領書、表其他ノ印刷用紙ニ記入ヲ行ヒ見本又ハ雛形ニ依リテ書信及文書ヲ認メ郵便物ノ綴込等ヲ行フ

第八級

一、汽機工　中位ノ汽機ヲ扱ヒ其缺點ヲ檢定シ組立及解體ヲ爲シ其運轉ヲ調節ス

二、製油工　古參ナリ

三、無線電信機關方　一層經驗アリ

四、旋盤工　第七級ノ旋盤工ト同樣ノ作業ヲ行フノ外、旋盤及特別ナル機械ニ於テ機械製品ノ各種作業ヲ爲ス例令ハ活塞、活塞輪、活塞桿（ピストン）、偏心輪（エクセントリーシヤフト）、心棒（カウンターシヤフト）、偏心軸（コースシヤフト）、圓錐鞘筒（ハートフオード）、辨（ビーブフック）、中心樁材、ベアリング、偏心軸、回轉ネジ及其他ノ廢方ヲ行フ

五、鍛工　トロ、大槌、銑鐵鋏、氷塊割棒、手鋤煤煙掃除用熊手其他ノ修理、鍛冶作業ヲ爲ス又一般使用ノ型及雛形ノ蹄鐵鍛冶作業ヲ爲ス萬力ヲ用ヒテ簡易ナル仕上作業、鍛工用具ノ調整

理ヲナシ徑三吋迄ノ鐵管及鋼管ノ曲ケ方ヲ爲ス

作業ハ總テ正確ニ奇麗ニ入念ニ仕上ク

十八、型工　見取圖、下圖及設計圖ヲ單獨ニテ理解シ汽筒、停止シリンター及其部分ノ型ヲ製作ス鑄造作用ノ都合ニテ取外スヘキ型ノ小部分ヲ見取リ製作ヲ爲ス型ノ各種部分ニ於ケル入レ足シヲ行フ

十九、ベーラー製作方　曲ケ板鐵ヲ以テベーラーヲ製作ス切リタル鐵板ヲ繼キ合セテ製作スルト共ニ古キベーラーヲ修理ス

二十、事務員（カントールシナク）　庶務係又ハ計算方ノ指揮ノ下ニ簡易ナル事務ヲ行フ傳票、受領書、表其他ノ印刷用紙ニ記入ヲ行ヒ見本又ハ雛形ニ依リテ書信及文書ヲ認メ郵便物ノ綴込等ヲ行フ

第八級

一、汽機工　中位ノ汽機ヲ扱ヒ其缺點ヲ檢定シ組立及解體ヲ爲シ其運轉ヲ調節ス

二、製油工　古參ナリ

三、無線電信機關方　一層經驗アリ

四、旋盤工　第七級ノ旋盤工ト同樣ノ作業ヲ行フノ外、旋盤及特別ナル機械ニ於テ機械製品ノ各種作業ヲ爲ス例令ハ活塞、活塞輪、活塞桿（ピストン）、偏心輪（エクセントリーシヤフト）、心棒（カウンターシヤフト）、偏心軸（コースシヤフト）、圓錐鞘筒（ハートフオード）、辨（ビーブフック）、中心樁材、ベアリング、偏心軸、回轉ネジ及其他ノ廢方ヲ行フ

五、鍛工　トロ、大槌、銑鐵鋏、氷塊割棒、手鋤煤煙掃除用熊手其他ノ修理、鍛冶作業ヲ爲ス又一般使用ノ型及雛形ノ蹄鐵鍛冶作業ヲ爲ス萬力ヲ用ヒテ簡易ナル仕上作業、鍛工用具ノ調整

馬蹄掃除ノ一切ヲ爲シ各種蹄鐵裝蹄、各種硬度ノ鐵材及鋼材ヲ接合ス

六、發動艇機關方　動力大ナル發動艇及小蒸汽船ノ機關ヲ取扱ヒ二年以上ノ經驗ニ富ム

七、大工　經驗ヲ有シ石油坑井櫓ヲ建テ第七級ノ大工ト同樣ノ作業ヲモ爲ス

八、鑄工（職工）　溶鑛爐ニ入ルル金屬、コークス、フラックスノ混セ加減ニ注意シ溶解作用ニ依リテ溶解材料ノ性質ヲ見別ヲナスコトヲ得溶鑛爐ヨリ鑄鐵ヲ杓子又ハ鑄型ニ注入スルニ當リ之ニ注意ス

九、製罐工助手　熟練少ナク高級ノ熟練ヲ缺キ製罐工ノ指揮下ニ作業ス

十、ポンプ工（深汲ポンプ付仕上工）　第七級ノポンプ工ト同樣ノ作業ヲ爲スモ一層熟練ナリ

十一、掘鑿採油工（鑿井停止機方）　鑿井番長不在ノ時ハ交替ロータリー班ノ作業ヲ指揮ス責任アル作業ノ場合ニハ鑿井機盤、發動機ヲ掌ル停止機ヲ利用シテビットノ働キヲ加減シ地質ノ變化及ポンプノ正規ナル運轉ニ注意ス又當直日誌ヲ認ム

十二、電氣手（發電所付）　發電所ノ主要配電盤ニ付キ當直ヲ爲シ配電盤ノ正規ナル電壓ヲ監視シ其調節ヲ行フコンタクトリング、發電機ノ銅刷毛及エキサイターニ作業ス轉輪（コレクトル、銅刷毛挟ミ（ブラッシングホッヂーリング）エキサイター及發電機ヲ掃除シ蓄電池ヲ監視ス

十三、內燃發動機關方　中位ノ內燃機關ニ作業ス

十四、型工　第七級ノ型工ト同樣ノ作業ヲ爲スモ一層熟練ナリ

十五、機械場仕上工　個々ノ部分及機械ノ組立檢定ヲ爲シ詳細ナル圖面及測定器ニ依リテ作業ニ必要ナル型、工具ヲ作リ正確ナル加工ヲ要スル總テノ部分ヲ組立ニ適スル樣製作ス、大量製造ニ依ル複雜ナラサル機械ノ完全ナル組立テ及調節ヲ行フ

十六、事務員（カントールシナク）　第七級事務員ト同樣ノ作業ヲモ一層熟練ナリ

第九級

一、汽機工技手（汽機機關方）　一層經驗アリ

二、無線電信機關方　一層經驗アリテ勤續長シ

三、旋盤工　第八級ノ旋盤工ト同樣ノ作業ヲモ一層熟練ナリ

四、鍛工　第八級ノ鍛工ト同樣ノ作業ヲ爲ス外、圖面又ハ見取圖ニ依リ單獨ニテ種々精巧ナル中小ノ製作ニ從事ス大ナル經驗及練習ヲ要スル特種鋼鐵ノ鍛鍊ヲ行ヒ種々ノ修繕用、工具作業用ノ製作ヲ爲ス各種硬度ノ一定セサル鐵材及鋼材ノ接合ニ通ス

五、大工　下級大工ノ總テノ作業ヲ爲シ得坑井櫓ノ建築ニ關スル總テノ作業ヲ爲シ經驗ヲ有ス

六、鑄工　第八級鑄工ト同樣ノ作業ヲ爲シ經驗ヲ有ス

七、製罐工　內焚式汽罐ノ組立冷熱兩種ノ繼合セ鋲打其他汽罐組立作業、パチ當テ取換ニ關スル總テノ作業、汽罐及各種建設裝置ニ於ケル組立ヲ爲ス冷熱兩種ノ場合ニ曲方ヲ行ヒ諸種ノ製罐作業ヲ行フ

八、ポンプ工（深汲ポンプ付仕上工）　第七級及八級ニ示セルポンプ工ト同樣ノ作業ヲ行フ經驗ニ富ミ勤續長シ

九、鑿井番長（開閉器方）　交替作業班ノ衝撃掘（カ）、鋼索衝撃掘、回轉（ロータリー）掘作業ヲ古參番長ノ不在中代理トシテ指揮ス特ニ責任アル場合ニハ停止器ヲ扱ヒ開閉器ノハンドルヲ採リ調整器ヲ利用シテ作業ス

十、電氣手　單獨ニテ電燈用、モーター用ノ架線ヲ爲シ計器ノ取付電燈及計器ノ調整ヲ監視シ之カ正規ノ狀態ニ對スル責任ヲ有シ製作工場用一般機械器具、モーター、レオスタト檢査器等ノ破損ヲ速ニ發見シコイルノ卷換其他修理ヲ爲ス發電所ニ作業シ小モーター、ウムホルメール及其他ノ開閉ヲ爲ス

十一、製材工（枠挽）　古參ナリ

十二、內燃發動機機關方　強力ノ內燃發動機ニ就テ作業ス經驗アリ

十三、計算方　會計、用度及其他ノ簿記帳ヲ簿記主任指揮ノ下ニ記入シ計算表（支拂ノ分）ヲ作リ精算及支拂書類ノ作成等ニ從事ス

十四、庶務係　獨立シテ書信及交涉書類ヲ作成シ事務日誌ヲ認メ舊書類ヲ保管シ人事其他ニ關スル表ノ記入ヲ爲ス

第十級

一、汽機機關長　經驗ヲ有シ長キ勤續者ナリ强力ノ機械ニ就テ作業シ得

二、ポンプ工（深汲ポンプ付仕上工）　古參ニシテ充分經驗ヲ有シ下級ポンプ工ノ作業ヲ指揮シ得

三、旋盤工　古參ニシテ充分ナル經驗ヲ有ス

四、掘鑿番長（開閉器方）　第九級ノ鑿井番長ト同様ノ作業ヲ爲ス經驗ニ富ム
五、電氣技手
六、大工　櫓建築ノ大工古參ニシテ充分ナル經驗ヲ有ス
七、製鑵工　古參ニシテ充分ナル經驗ヲ有ス
八、鑄工　古參ニシテ經驗ニ富ム
九＝十、計算＝庶務係　第九級ト同様ノ職務ヲ行フ經驗アリ勤續長シ

第十一級

一、鍛工　經驗多ク總テノ鍛冶作業ニ精通シ下級者ノ指揮ヲ爲シ得
二、掘鑿番長（開閉器方）　古參ニシテ經驗アリ
三、電氣技手（電工）　古參ニシテ普通電氣手ト同樣ノ作業ヲ爲スモ最モ經驗豐富ニシテ普通電工ヲ指揮ス
四、鑿井技師（鑿井工）　衝撃掘（鋼索或ハ鐵棒）又ハ回轉掘（ロータリー）ニ依ル鑿井作業ニ通曉シ各種鑿井具ノ用法當該機械ノ組織ニ精シク技術指揮者ノ指揮ノ下ニ（一）種々ノ方法ニ依リ坑井ノ水止ヲ爲シ（二）坑井ノ屈曲ヲ矯正シ（三）坑井中ニ抑留サレタル工具ノ引上ケ挿入管其他鑿孔ヲ行ヒ二三ケ所以上ノ鑿井ノ監視ヲ行フ
五、大工　古參ニシテ充分ノ經驗ニ富ム大工ノ作業ニハ大小トナク精通シ大工團ノ作業ヲ指揮シ得
六、計算方　下級計算方ノ總テノ事務ヲ扱フ一層ノ經驗ヲ有シ計算報告書ヲ作リ簿記主任ノ監視下ニ簿記簿ノ記入ヲ單獨ニテ行フ
七、庶務係　下級庶務係ノ總テノ職務ヲ行ヒ獨立シテ複雜ナル書信文書ヲ作成シ下級ノ庶務係及事務員ノ作業ヲ指揮ス

第十二級

一、鑿井技師（鑿井工）　一層ノ經驗アリ
二、地形測量方　測量器ニ依リテ三角測量、高低測量及地平角測量ヲ爲シ複雜ナラサル地形圖及斷面圖ヲ製ス
三、機械技手　蒸汽及內燃發動機ノ構造ニ精通シ大ナラサル電氣機械ノ構造ニモ心得アリ機械工場ノ作業ヲ掌リ鑿井採油及製油ニ於ケル各種ノ原動機ノ据付ヲ行フ
四、書記（事務部長）　企業事務所ノ總テノ事務ヲ支配シ單獨ニテ報告書、計畫書、重要ナル問題ニ關スル一般報告ヲ作成シ會議其他ノ場合ニ責任秘書トナリ單獨ニテ機密書類保管ノ責ニ任ス

第十三級

一、鑛井技師（鑿井工）　古參ニシテ充分ノ經驗ニ富ム三乃至五ケノ坑井ニ於ケル掘鑿作業ヲ監視ス
二、地形測量方　一層經驗アリ
三、機械技手　一層經驗アリ

第十四級

一、書記（事務部長）　最モ經驗アリ勤續長シ
ソヴィエト社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會員兼極東地方委員會議長

ゲー、ロクテフ

北樺太石油株式會社代表
稻石正雄

附錄第五號

（團體契約第四十六條關係）

勞働法第五十五條ノ手續ニ於テ石油利權北樺太石油株式會社ノ企業用內部管理基本規則

本規則效力適用ノ範圍同變更及追加手續

第一條　石油利權地ノ企業ノ全部ニ於ケル內部管理ハ本內部管理規則ニ依リ定メラルルモノトス利權地個々ノ鑛場企業及經濟團體ニ關シテハ本規則ハ地方的條件ヲ參酌シ地方組合機關ト會社トノ相互協定ニ依リ變更及追加スルコトヲ得尙本規則ハ（イ）現行法令及現行團體契約ノ變更（ロ）作業條件又ハ企業組織ノ變更ノ場合ニ之カ變更及追加スルコトヲ得

總テ規則ノ變更及追加（但上記ノ場合ニ限ル）ハ組合ト會社トノ相互協定ノ後勞働監督官ノ認可ヲ得且企業ノ勞務者ニ告示（鑛場、支部（ブッヂェル）、作業場及事務所ニ於ケル見易キ場所ニ揭示ス）セル後效力ヲ發生スルモノトス

本則ノ一般ニ義務的ナルコト

第二條　內部管理規則ハ企業ノ勞働者及從業員並ニ管理部ニ對シ義務的ナルモノトス

總テ本則ノ違反又ハ不履行ニ對シテハ添付ノ罰則ニ依リ當該罰ヲ課スルモノトス

本內部管理規則ハ何人ト雖モ之ヲ知ラスト云フコトヲ得ス

基本事項

第三條　管理部員技術員ト勞働者間ノ應對ハ相互ニ禮儀正シク且ツ叮嚀ナルヲ要ス

第四條　總テ勞務者及企業ノ生命又ハ財產ノ危險ニ就テハ全勞務者ハ直チニ管理部ニ通知スル義務アルモノトス

作業ニ採用ノ形式

第五條　新ニ就職スルモノハ企業管理部ニ身元證明書又ハ之ニ代ルヘキ證據書類ヲ提出スルモノトス

第六條　採用サレタル總テノ勞務者ニ對シテハ無料ニテ賃銀帳ヲ交付（團體契約第十一條ノ手續ニ於テ）スルモノトス賃銀帳ハ常ニ勞務者ノ下ニ保管サレ必要ナル記入ヲ爲ス時ニハ所定賃銀交付期日七日前ニ事務所ニ引渡シテ代票ノ交付ヲ受クルモノトス

解雇ノ形式

條七條　完全ナル精算受領迄ニ被解雇及退職勞務者ハ企業ヨリ受ケタル工具特別被服、宿舍備品（ファニチュア）及其他ヲ引渡ス義務ヲ有シ之ニ就テノ調書ヲ事務所ニ提出スルモノトス之ヲ履行セサルトキハ計算遲延ノ理由トナリ得ヘク該遲延ノ日數ニ對シテハ支拂ハサルモノトス

作業時間

第八條　標準勞働時間ノ長サハ一晝夜八時間ト定ム但シ此際夜間作業ノ場合ニハ夜間ノ各一時間ハ晝間一時間ノ七分ノ八トシテ支拂フモノトス晝間ハ午前六時ヨリ午後十時迄トス

作業中憩

第九條　休憩及食事ノ爲メ一勞働日中一時間ノ中憩（勞働時間ニ算入セス）ヲ定ム右中憩ナキ場合ノ作業ニアリテハ勞働時間中食事ヲナスコトヲ得

備考　授乳ヲ要スル婦人勞務者ニ對シテハ一般中憩以外ニ各二時間半毎ニ三十分チドラサル追加中憩ヲ定ムルモノトス此中憩ハ勞働時間中ニ算入スルモノトス

特典時間

第十條　機械、旋盤及工具ノ取片附ノ爲メ（普通勞務者ニ對シ作業終了前十五分間ノ猶豫ヲ與フルモノトス

機械ノ取片附ヲ要セサル作業ニ於テハ五分間ヲ與フルモノトス

備考　自己ノ手配所ヨリ遠隔ニ作業スルモノニハ作業場ヨリ手配所迄ノ徒歩時間丈早ク終業スルモノトス

出勤手續及監督規則

第十一條　總テノ勞働者ハ規定時間ニ出勤スル義務ヲ有シ規定時間前ニ退出スルコトヲ得ス

第十二條　總テノ勞務者ハ出勤及退出ノ際當該作業ニ定メラレタル出勤監督規則ヲ正確ニ履行スル義務アルモノトス

監督規則ヲ履行セサル出勤ハ勞務者カ作業セル事ヲ立證セサル限リ缺勤ト看做ス

遲刻

第十三條　勞務者ハ作業又ハ交替開始迄ニ手配所（又ハ他ノ指定サレタル出勤場所）ニ集合スルヲ要ス十五分迄ノ遲刻者ヲ除キ就業セシムルコトヲ得作業開始迄ニ遲刻シ之カ爲メ管理部ヨリ就業ヲ許サレサリシ者ハ正當ノ理由ナキ缺勤者ト看做ス

離業

第十四條　勞働時間中ニ於ケル離業ハ如何ナル場合ト雖モ正當ナル理由ニ依リ且管理部員、技術員（作業指揮者）ノ書面ノ許可アル時ノミ之ヲ許ス

缺勤

第十五條　勞務者カ若シ正當ノ理由ニ依リ出勤シ得サルトキハ前日ニ之ニ就キ自己直接ノ指揮者ニ屆出テ書面ノ許可ヲ受クルヲ要ス

若シ勞務者カ出勤シ得サル理由突發セル場合ニハ當日之ニ就キテ自己ノ長ニ（直接又ハ他人ヲ經テ）屆出テ休業票ノ交付ヲ願フヘシ而シテ當日直チニ該勞務者ハ出勤シ得サル理由ノ至當ナルコトノ證據ヲ提出スルモノトス

至當ノ理由ト看做スヘキハ（イ）診療所票アル病氣（ロ）醫師ノ證明アル家族ノ重患ノ場合ニシテ患者看護ノ爲メ人手無キ爲メ勞務者本人ノ存在ヲ必要トスル時（ハ）法律ニ定メアル公私ノ權利義務遂行ノ場合ニシテ適當ノ證明アルトキ（ニ）天災及檢疫ノ場合ニシテ適當ノ證明アルトキ

時間外作業

第十六條　時間外作業ハ勞働法及團體契約ニ定メタル場合及手續ニ於テ行フコトヲ得

工具、特別被服及其他ノ提供

第十七條　企業ニ就職ノ際各勞働者ハ自己ノ勞働番號、作業ニ必要ナル工具並ニ特別被服及豫防

品ヲ受（勞働人民委員部ノ當該標準ヲ下ルヲ得ス）クルモノトス

工具及生産具

第十八條　勞務者（季節、臨時、森林伐採及建設ヲモ含ム）所屬ノ工具ヲ以テ行フ作業ニ對シテハ次ノ類ノ補償ヲ支拂フモノトス即チペンキ工—賃銀定給ノ六%指物工—四%大工—三%森林伐採夫及土工—一、五%

第十九條　自己ノ工具ニテ作業ヲ行フコトハ管理部ノ書面ノ許可又ハ賃銀帳ニ當該記入アル場合ニ限リ許容サレ斯カル場合ニ於テノミ補償ヲ支拂フモノトス

第二十條　交付サレタル工具及豫防品並ニ旋盤、機械部分及其他ノ生産具ヲ委任サレタル目的以外ニ作業時間外又ハ作業時間中ニ使用スルコトヲ嚴禁ス又勞務者ハ彼等ニ提供サレタル工具及生産具ノ完全及保管ニ對シ周到ノ注意ヲ拂ヒ且ツ細心ノ取扱ヲナス義務アルモノトス

若シ自己ノ責ニ依リ提供サレタル物品及生産具ヲ紛失及毀損ノ場合ニハ法規ニ從ヒテ之カ實際價格ヲ勞務者ノ賃銀ヨリ控除スルモノトス

使用損耗ノ工具ハ必ス倉庫手ニ引渡スヘキモノトス

第二十一條　交付サレタル物品及生産具ハ同時ニ勞務者ノ賃銀帳又ハ工具簿並ニ作業場（又ハ全鑛場）工具帳簿ノ當該勞働者ノ欄ニ記入サルルモノトス勞務者カ賃銀帳又ハ自己ノ工具簿ヲ紛失セルトキハ企業ノ工具簿中彼ノ欄ニ記載ノ物品カ該勞務者ニ交付サレアルモノト看做ス

解雇及他ノ作業ニ轉勤ノ際各勞働者ハ彼ノ受ケタル工具、豫防具及其他ヲ以前ノ作業地ニテ返納スル義務ヲ有シソノ代リニ調書ヲ受クルカ又ハ賃銀帳及工具簿ニ記入ヲ受クルモノトス

特別被服

第二十二條　總テ特別被服ヲ交付セルコトニ就テハ勞務者ノ賃銀帳（又ハ工具簿）ニ記入スルモノニシテ之カ紛失ノ場合ニハ企業ノ帳簿中彼ノ欄ニ記入サレタル特別被服ヲ彼ニ交付シアルモノト看做ス

材　料

第二十三條　勞働者ハ彼等カ作業ノ爲メ受ケタル材料ヲ注意シテ取扱フ義務アルモノトス

若シ作業ノ要求及性質ニ適セサル材料又ハ原料ヲ受ケタルトキハ勞務者ハ之ニ就キ直チニ自己ノ作業指揮者（長）ニ屆出ツルヲ要ス

工具保管手續

第二十四條　作業ノ爲メ勞務者ノ受ケタル工具、器具、豫防及其他ハ規定ノ手續ニ依リテ保管シ又ハ作業終了後工具室ニ引渡スヘシ

受ケタルモノヲ他人、他ノ作業場、支部及製作工場等他ヘ渡シ又ハ持チ出スコトヲ許サス

作業實施手續

第二十五條　作業實施中總テノ勞務者及從業員ハ管理部ノ指令ニ服從スヘシ

第二十六條　作業遂行中ノ總テノ勞務者ト雖モ又ハ自己直接ノ作業指揮者ノ許可ナクシテハ本規則第四十六條ニ定メタル場合ノ外如何ナル場合ト雖モ作業ヲ放棄スヘカラス

總テノ勞務者ハ企業管理部ノ指令ニ依リテ作業ニ轉勤ノ際各勞働者ハ彼ノ受ケタル工具、豫防具及其他ヲ以前ノ作業地ニテ返納スル義務ヲ有シソノ代リニ調書ヲ受クルカ又ハ賃銀帳及工具簿ニ記入ヲ受クルモノトス

特別被服

第二十二條　總テ特別被服ヲ交付セルコトニ就テハ勞務者ノ賃銀帳（又ハ工具簿）ニ記入スルモノニシテ之カ紛失ノ場合ニハ企業ノ帳簿中彼ノ欄ニ記入サレタル特別被服ヲ彼ニ交付シアルモノト看做ス

材　料

第二十三條　勞働者ハ彼等カ作業ノ爲メ受ケタル材料ヲ注意シテ取扱フ義務アルモノトス

若シ作業ノ要求及性質ニ適セサル材料又ハ原料ヲ受ケタルトキハ勞務者ハ之ニ就キ直チニ自己ノ作業指揮者（長）ニ屆出ツルヲ要ス

工具保管手續

第二十四條　作業ノ爲メ勞務者ノ受ケタル工具、器具、豫防及其他ハ規定ノ手續ニ依リテ保管シ又ハ作業終了後工具室ニ引渡スヘシ

受ケタルモノヲ他人、他ノ作業場、支部及製作工場等他ヘ渡シ又ハ持チ出スコトヲ許サス

作業實施手續

第二十五條　作業實施中總テノ勞務者及從業員ハ管理部ノ指令ニ服從スヘシ

第二十六條　作業遂行中ノ總テノ勞務者ト雖モ又ハ自己直接ノ作業指揮者ノ許可ナクシテハ本規則第四十六條ニ定メタル場合ノ外如何ナル場合ト雖モ作業ヲ放棄スヘカラス

總テノ勞務者ハ企業管理部ノ指令ニ依リテ作業ニ轉勤ノ際各勞働者ハ彼ノ受ケタル工具、豫防具及其他ヲ以前ノ作業地ニテ返納スル義務ヲ有シソノ代リニ調書ヲ受クルカ又ハ賃銀帳及工具簿ニ記入ヲ受クルモノトス

特別被服

第二十二條　總テ特別被服ヲ交付セルコトニ就テハ勞務者ノ賃銀帳（又ハ工具簿）ニ記入スルモノニシテ之カ紛失ノ場合ニハ企業ノ帳簿中彼ノ欄ニ記入サレタル特別被服ヲ彼ニ交付シアルモノト看做ス

材　料

第二十三條　勞働者ハ彼等カ作業ノ爲メ受ケタル材料ヲ注意シテ取扱フ義務アルモノトス

若シ作業ノ要求及性質ニ適セサル材料又ハ原料ヲ受ケタルトキハ勞務者ハ之ニ就キ直チニ自己ノ作業指揮者（長）ニ屆出ツルヲ要ス

工具保管手續

第二十四條　作業ノ爲メ勞務者ノ受ケタル工具、器具、豫防及其他ハ規定ノ手續ニ依リテ保管シ又ハ作業終了後工具室ニ引渡スヘシ

受ケタルモノヲ他人、他ノ作業場、支部及製作工場等他ヘ渡シ又ハ持チ出スコトヲ許サス

作業實施手續

第二十五條　作業實施中總テノ勞務者及從業員ハ管理部ノ指令ニ服從スヘシ

第二十六條　作業遂行中ノ總テノ勞務者ト雖モ又ハ自己直接ノ作業指揮者ノ許可ナクシテハ本規則第四十六條ニ定メタル場合ノ外如何ナル場合ト雖モ作業ヲ放棄スヘカラス

總テノ勞務者ハ企業管理部ノ指令ニ依リテ作業ニ轉勤ノ際各勞働者ハ彼ノ受ケタル工具、豫防具及其他ヲ以前ノ作業地ニテ返納スル義務ヲ有シソノ代リニ調書ヲ受クルカ又ハ賃銀帳及工具簿ニ記入ヲ受クルモノトス

帶ヒタル（ハ）作業カ該機構ニ關係ナキ勞務者ヲ機械、機臺、機器及其他ニ從事セシムルコトヲ禁ス

第四十九條　總テ不祥事件（傷害又ハ職業害毒）ニ就キ管理部ハ規定ノ手續ニ於テ勞働監督ニ通知シ發生セル不祥事件ノ原因ヲ究メ且將來同一原因ニ依ル不祥事件反復ノ豫防手段ヲ講スヘキモノトス

火災發生豫防並ニ消防手段

第五十條　企業領域ノ全延長及之カ附近ニ於テハ火ヲ起シ焚火等ヲナスコトヲ嚴禁ス、企業ノ全領域ニ於テ喫煙ハ唯住所及之カ爲メ特ニ區劃サレタル地ニ於テノミ許スモノトス

留守又ハ睡眠中ニ宿舍ニ火氣ヲ有スルコト並ニ夜十二時以後煖爐（ペチカ）及竈ニ火氣ヲ有スルコトヲ嚴禁ス煖爐又ハ自沸器（サモワール）ヲ焚キ付ケル爲メ容易ニ可燃スル燃料ヲ使用スルコト勿論之ヲ禁ス、極突ヨリ濃厚ナル焔ノ表ハルルトキハ直チニ煖爐ノ焚付ヲ中止スヘシ

宿舍ニ爆發性及容易ナル可燃物ヲ有シ且保存スルコトヲ得ス

第五十一條　企業ノ總テノ勞働者及從業員並ニ企業ノ領域ニ居住スル總テノ者ハ火災又ハ生命財産ヲ脅カスカ如キ天災發生ノ場合ニハ直チニ企業管理部ニ通知スル義務アルモノトス

第五十二條　利權鑛區附近ニ山火事發生ノ場合並ニ建物、工場、倉庫及其他ノ火災發生ノ場合ニハ企業管理部指揮ノ下ニ火災防禦及消火ニ關シ總テノ勞務者ニ對スル義務的勞働ヲ行フモノトス天災防止ニ從事スル者ノ範圍ハ原則トシテ消防隊ニ屬スル勞務者ニ限定ス、若シ一層多數ノ勞働者ヲ要スルトキハ管理部ハ自ラ之ヲ任命ス

右手續ニ於テ天災防止ニ從事スルモノニ對シテハ賃銀ヲ保存スルモノトス

第五十三條　火災又ハ天災發生ノ際居合ハス者ハ總テ秩序冷靜規律ヲ遵守シ狼狽ヲ來サシメサルヲ以テ勞銀交付ノ行ハレタル證據トナス

第五十四條　天災防止及豫防ノ細則並ニ手段ハ別ニ之ヲ作成シ廣告ス

第五十五條　天災防止ノ際指揮ニ服セサルモノハ直チニ退去（災害地ヨリ）セシメ處罰スルモノトス

鑛場警備

第五十六條　鑛場警備ノ勞務者ハ之カ爲メ別ニ定メタル規則ニ從フモノトス

賃銀交付期限及手續

第五十七條　賃銀交付ノ一週間前勞務者ハ自己ノ賃銀帳ヲ事務所ニ提出スル義務アルモノトス、右引渡ノ際勞働者ハ代リニ代票ヲ受クルモノトス賃銀帳ハ之ニ計算ノ記入ヲ終レハ代票提出後勞務者ニ返還サルルモノトス

第五十八條　賃銀ノ交付ハ賃銀帳ト共ニ勞働時間ニ行ハレ毎月十八日ニ賃銀定給ノ六〇％ノ額ノ前貸金ヲ翌月八日ニ前月分ノ完全ナル精算ヲ行フモノトス

調査班及近郊（ベリフェリー）ニ於ケル勞働者ノ交付

第五十九條　諸鑛場ノ近郊（ベリフェリー）、海岸、森林伐採調査試掘及劃定ノ諸班並ニ其他現存鑛場ヨリ離レタル土地及地方ニ於テ行ハルル總ユル臨時及季節的性質ノ作業ニ從事スル勞務者ニ對スル賃銀ノ交付及物資供給手續ハ現地ニ於テ會社ト組合トノ追加協定ニ依リ定メラルヘキモノトス

賃銀帳ノ維持

第六十條　勞務者ハ賃銀帳ヲ叮嚀且ツ清潔ニ維持スル義務アルモノトス勞務者ハ賃銀帳ニ如何ナル訂正修正ヲモ行フコトヲ得サルモノニシテ賃銀帳內ニ於ケル如何ナル訂正ト雖モ當該者ノ證明アルヲ要ス

精算不正確ニ就テノ屆出

第六十一條　賃銀帳ニ於ケル不正確ナル計算及記入ニ就テハ勞働者ハ支拂後十日以內ニ管理部ニ屆ツヘシ（但正當ノ理由ニ依ル勞務者缺勤ノ場合ヲ除ク）

賃銀計算手續

第六十二條　月給拂ヲ受クル勞務者ノ解雇ノ際不完全ナル月ノ作業ニ對スル精算ハ當該決定（不完全ナル月ニ對スル賃銀ノ計算手續ニ就テハ一九二四年十一月十四日附第四六七ノ四三九號「ソヴイエト」聯邦勞働人民委員會決定ノ註釋其他）ニ依リ行フモノトス

第六十三條　賃銀帳ニ於ケル不正確ナル計算及記入ニ就テハ勞働者ハ支拂後十日以內ニ管理部ニ屆ツヘシ（但正當ノ理由ニ依ル勞務者缺勤ノ場合ヲ除ク）

賃銀計算手續

第六十四條　月給拂ヲ受クル勞務者ノ解雇ノ際不完全ナル月ノ作業ニ對スル精算ハ當該決定（不完全ナル月ニ對スル賃銀ノ計算手續ニ就テハ一九二四年十一月十四日附第四六七ノ四三九號「ソヴイエト」聯邦勞働人民委員會決定ノ註釋其他）ニ依リ行フモノトス

平均賃銀

第六十五條　月給制勞務者ノ出勤セサル場合ニハ缺勤日ニ對シテハ月額定給ノ二十四分ノ一ノ額ヲ賃銀ヨリ控除スルモノトス

平均賃銀

第六十六條　平均賃銀ノ計算手續ハソヴイエト聯邦及露西亞社會主義共和國ノ勞働人民委員部ノ當該決定（勞働人民委員部通報第三六號所載ノ一九二四年四月十七日附ソヴイエト聯邦勞働人民委員部決定並ニ之カ廢止、擴張及註釋トシテ既ニ發布セラレタルモノ）及將來發布セラレ得ヘキモノニ依リ定メラルルモノトス、此際「前期」ニ（一九二四年四月十七日附ソヴイエト聯邦勞働人民委員部決定ニ指示アル）間ニ於ケル平均賃銀ノ計算不可能ナル場合（例ヘハ新ニ就職セル勞働者ノ平均賃銀決定ノ如シ）ニハ實際勤續期間ニ對スル賃銀ニ依リ平均賃銀ヲ計算スルモノトス

總則

第六十七條　勞務者ノ各種作業實施ニ關スル管理部員、技術員ノ總テノ指令ハ異論ナク實行スル義務アルモノトス

指令ノ不履行ニ對シテハ添付ノ罰則ニ依リ處罰ヲ受クルモノトス

第六十八條　勞務者ハ作業履行ニ際シテ起ル總テノ困難ノ場合適時ニ管理部ノ當該者ヨリ說明及指示ヲ受クルモノトス

管理部員技術部員ハ勞務者カ說明ヲ受ケニ來ルトキハ叮嚀ニ該說明ヲナス義務アルモノトス

其他ノ規律規則

利權企業

第九十九條　法律又ハ企業管理部トノ協定ニテ規定セル場合ノ外勞働時間中ニ診療所、總ユル機關ニ依リ開催サルル集會、會合、會議ニ至ルコトヲ許サス

第七十條　左ノ事項ヲ禁ス

作業ニ總ユル催醉飲料ヲ携帶スルコト、作業場ニ於テ之ヲ飲ムコト、許可セラレサル場所ニ於テ喫煙スルコト、新聞書籍ノ閱覽、規定ノ時間以外ニ食事ヲナスコト等作業中作業ニ關係ナキコトニ從事スルコト、管理部ノ許可ナクシテ作業中作業場ヨリ他ヘ去ルコト、當該作業ニ關係ナキ賭博的遊戲ヲナスコト、人ヲ誘導スルコト

第七十一條　酒氣ヲ帶ヒタルモノハ作業及作業場所ニ容レサルモノトス、而シテ作業場ニ於テ酒氣ヲ帶ヘルコト發覺セルトキハ管理者ハ直チニ作業場ヨリ退去セシム

第七十二條　作業時間ト作業時間外トヲ問ハス集會所、手配所、技術建物及一般ニ作業地方ニ於テ叫喚喧騷各種讒謗、口論、喧嘩ヲ許サス

第七十三條　勞働者ハ事務所カ彼等ニ交付スル工具ノ完全及保全ニ對シ注意シ同樣ニ彼等ニ委任サレタル各種財產及材料ニ對シ細心ノ取扱ヲナシ決シテ窃取セラレサル樣注意スル義務アルモノトス

第七十四條　勞働者及從業員ニハ假令課業時間外ト雖モ管理部ノ許可ナクシテハ作業場ニ於テ自己ノ爲メ又ハ他人ノ爲メ如何ナル作業ヲモナス

會社家屋ノ使用

第七十五條　總テ會社ノ建物ニ居住スルモノハ清潔及整頓ヲ保チ規定ノ宿舍及共產的待遇使用手續ヲ遵守スル義務アルモノトス

供給手續ニ關スル總則

第七十六條　會社ト勞働契約ノ關係ニアル各勞務者ハ單ニ自己及同棲家族ニ供給ノ目的ヲ以テノミ現金拂ニテ鑛場店舖ヨリ物資ヲ受クル權利ヲ有ス

勞務者ニ對シテハ第三者ニ販賣又ハ讓渡ノ目的ヲ以テ店舖ヨリ物資ヲ入手スルコトヲ禁ス

第七十七條　各個ノ勞務者團體ニ對シ販賣スヘキ物資ノ品種及數量ハ現地ニ於テ會社ト組合トノ協定ニ依リ之ヲ定ム

商品ノ販賣

第七十八條　物資ノ販賣ハ購入帳ニ記載ノ番號ノ店舖ニ限リ之ヲ行フ商品ノ販賣ハ帳簿ノ所有者又ハ其家族ニ限リ行ハレ（假令自己ノ爲メ購入ノ目的ト雖モ）帳簿ヲ他人ニ渡スコトヲ許サス

第七十九條　物資ヲ販賣スル勞務者及之ヲ入手スル勞務者ハ相互ニ謙讓ナル態度ヲ持スル義務アルモノトス

第八十條　解雇又ハ他ノ企業（他ノ地方ニアル）ニ轉勤ノ場合ニハ購入帳ヲ事務所ニ返納スヘキモノトス

宿舍及共產的待遇ノ受領及使用手續

第八十一條　就職ノ際勞務者ニ對シテハ室ノ占有及共產的待遇ノ使用權ニ對スル當該傳票（クワルオルスメチシトコフ）ヲ交付スルモノトス

傳票ハ看視（コノシシトル）又ハ宿舍人夫頭ニ渡サレ勞

務者ハ彼ヨリ總テノ指示ヲ受ケ彼ニ提供サルヘキ室及器財ヲ受領書引換ヘニ受領スルモノトス

移轉

第八十二條　管理部ノ許可ナクシテ提供サレタル室ヨリ他ノ室ニ移轉シ又同樣ニ提供サレタル室ヲ如何ナル第三者ニ對シテモ之ヲ渡シ又ハ其一部ヲ讓ルコト勿論之ヲ禁ス

第八十三條　總テ器財、宿舍及其他ノ破損ニ就テハ其使用者(勞務者)ニ直チニ宿舍人夫頭ニ通知スヘシ使用者(勞務者)ノ責又ハ不行屆ニ依リ發生セル總テノ破損ハ同人ノ經費ニ依リ修理サルモノトス

第八十四條　居所ヲ引渡セル後同使用者ハ同所所在ノ器財ト共ニ整頓且清潔ニシテ之ヲ引渡スヘシ

其他ノ使用規定

第八十五條　勝手ニ電線並ニ煖爐ヲ變更スルコト並ニ煖爐及ストーブノ据付ハ管理部ノ許可ナクシテハ勿論之ヲ許ササルモノトス

清潔條件及衞生

第八十六條　總テ會社ノ建物ニ居住スルモノハ清潔及整頓ヲ保チ規定ノ宿舍及共産的待遇使用手續ヲ遵守スル義務アルモノトス

第八十七條　清潔及秩序ノ一般的監視ハ勞務部長及鑛場看視ノ責任トス住屋内及居住地方ニ於ケル清潔及秩序ノ直接監視ハ宿舍人夫頭ノ責任ニシテ常ニ作業ノ行ハルル家屋内ニアリテハ作業長ノ責任トス

第八十八條　治療後勞務者ニ交付サルル病院調書ハ記入ノ爲メ所屬部ノ事務所ニ提出スヘキモノトス

病後又ハ傷害ヲ受ケタル後勞働者ハ全快通知ニ依リテノミ作業ニ服セシメラルルモノトス

第八十九條　明白ナル傳染病患者ニハ勿論共用風呂ノ使用ヲ禁ス

第九十條　總テノ生産勞務者ハ健康ノ爲メ總テノ社會的衞生及清潔規則ヲ履行シ室ノ清潔ニ注意シ自己ノ作業場所ノ秩序整頓ヲ保ツヘキモノトス

企業ニ於ケル洗面ノ爲メニハ洗面器ヲ設ケ石鹸及手拭ヲ備フルヲ要ス

企業ノ總テノ家屋ニハ充分冷却セル飲料水及錫引又ハ白鉄(ブリキ)力ノ適當ノ飲用器ヲ備フルモノトス

食事場ハ衞生的要求ニ適スルヲ要ス

企業ニハ充分ナル數ノ便所ヲ設ケ完全ナル秩序及清潔ヲ維持スヘキモノトス、右目的ノ爲メ定メラレサル場所ヲ使用スルコトヲ禁ス

作業場所ニハ充分ナル數ノ唾壺ヲ備フヘシ

第九十一條　管理部ハ總テノ必要ナル衞生技術手段ヲ講シ總テ生産ノ有害事項ヲ除去スヘシ、作業終了後ハ總テノ製作工場、作業場、支部ニ於テ取片付ヲナシ又好ク通風ヲハカルヘシ

若シ企業ニ於テ數回ノ交替制ニテ作業ノ行ハルル場合ニハ取片付及通風ハ各交替時間ノ中間ニ行フヘキモノトス

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合

中央委員會代表者

ゲー、ロクテフ

北樺太石油株式會社代表者

稻石正雄

罰則

總則

一、内部管理規則違反ニ對シ次ノ罰ヲ課スルコトヲ得

(イ)　戒飾……以下「罰(1)」ト稱ス

(ロ)　作業場(ブラヂニ)又ハ支部ニ公表シ且鑛場委員會ニ告知スル叱責……以下「罰(2)」ト稱ス

(ハ)　解雇……「罰(3)」ト稱ス

二、罰ハ管理部之ヲ課ス課セラレタル罰ニ不服ノ勞働者及從業員ハ之ニ對シ評價爭議委員會ニ訴フルコトヲ得其決定ヲ終結的ノモノトス

課セラレタル罰ニ對シ評價爭議委員會ヘノ訴願提出ハ處罰ニ就キ勞務者ニ告知ノ日以後二週間ヲ以テ其期限トス

三、本「罰則」ノ手續ニ依リ適用サルル解雇ハ解雇手當ノ支拂及二週間ノ豫告ナクシテ行ハルルモノトス

四、本「罰則」ニ依ル非行ノ計算ハ半ケ年ヲ適用ス處罰記入ノ爲メ別ニ帳簿ヲ作成スルモノトス

五、罰ハ非行發覺後遲滯ナク課セラルルモノトス

若シ非行發覺後一ケ月經過セルトキハ處罰スルコトヲ得ス

六、至當ナル理由ナキ遲刻及時間前ノ止業ニ對シテハ

二回迄……罰(1)

三回迄……罰(2)

三回以上……罰(3)

七、企業又ハ作業地ヨリ濫リニ一時的ニ離レタルトキ

一ケ月二回迄　罰(2)

三回目ニ　罰(3)

而シテ缺勤時間ニ對シテハ總テノ場合支拂ヲナサス

備考　一、本「罰則」第六及七條ニ定メタル非行ニ對シ二ケ月間ニ繼續罰(1)及(2)ヲ課セラレタル勞務者ニ對シテハ半ケ年ノ爾後ノ月ニ同樣ノ非行ヲ行フ時ニハ直チニ(3)罰ヲ適用ス

二、管理部ハ組合ト協定シ濫リニ離業ヲ許ササル作業ニシテ其違反ハ解雇ヲ來スヘキ表ヲ作成シテ作業場(ワエフ)ニ掲示スルモノトス

八、至當ノ理由ナキ缺勤ニ對シテハ

一ケ月ニ一回　罰(1)

〃　二回　罰(2)

〃　三回　罰(3)

九、自己ノ專門ノ作業ノ不當ナル拒絶ニ對シ並ニ勞働法ニ定メアリ且所定ノ手續ニ於テ許可セラレタル時間外作業拒絶ニ對シテハ

一回　罰(1)

二回　罰(2)

三回　罰(3)

備考　若シ作業拒絶カ其結果多數勞働者又ハ從業員ノ作業中止ヲ來セル時或ハ材料及機械破損ヲ來ス時ハ罰(3)ヲ適用ス

十、勞務者ニ委任セル作業遂行ニ關スル管理部員技術部員ノ指令ノ不履行ニ對シテハ

一回　罰(2)

二回　罰(3)

若シ安全技術ニ關連スル指令不履行ノ場合ニハ罰(3)

十一、用務ナクシテ濫リニ彷徨シ或ハ他ノ勞働者又ハ從業員ヲ離業セシムルモノハ

二回迄　罰(1)

三回迄　罰(2)

三回以上　罰(3)

十二、酒氣ヲ帶ヒテ出勤シ就業スルトキハ直チニ退業セシムル外該日ニ對シ支拂ヲナサスシテ

二回迄　罰(1)

三回迄　罰(3)

若シ酒氣ヲ帶ヒテ出勤シ就業スルトキ並ニ管理部ノ指圖ナク不調整ノ生産具ニテ作業シ之カ爲メ材料工具、機臺及其他ヲ毀損シタルトキハ

一回　罰(1)

二回　罰(2)

三回　罰(3)

特ニ違反ノ結果危險ナル場合ニハ　罰(3)

十九、機臺、機械及其他工具ノ破損ヲ申告セサルトキ並ニ管理部ノ指圖ナク不調整ノ生産具ニテ作業シ之カ爲メ材料工具、機臺及其他ヲ毀損シタルトキハ

一回　罰(1)

二回　罰(2)

三回　罰(3)

二十、至當ノ理由ナク不調整ノ機臺、機械及其他ノ裝置ヲ使用セシメタル爲メ材料及生産諸器具ノ破損ヲ來シタルトキハ之ヲ命シタル作業場長職工及其他ノ者ニ對シ　罰(1)—(3)

二十一、破損セル機構、機臺、機械、裝置及其他ノ修理ヲ怠リタルトキハ　罰(1)—(3)

二十二　工具、用具、安全裝置及其他ノ紛失セルトキ之ヲ他ノ作業場又ハ支部ニ渡セルトキ或ハ管理部ノ許可ナクシテ之ヲ持出ストキハ賃銀ヨリ控除サルルコトアルト否トニ拘ハラス

一回　罰(1)

二回　罰(2)

三回以上　罰(3)

二十六、機械汽鑵及其他生産具ノ取扱規則ヲ遵守セス警戒方法ニ違反セル者ハ　罰(1)—(3)

若シ非行ノ結果他ノ勞働者ニ不祥事件ノ生シタルトキハ

一回　罰(2)

二回　罰(3)

三回　罰(3)

二十七、不用心又ハ不注意ノ爲メ機械、機臺(スタノーク)、機器(アパラート)ハ安全具及其他企業財産ヲ毀損シタルトキハ　罰(2)　故意ニ依リシコト判明セルトキ又ハ非行反復スルトキハ　罰(3)

十八、不履行カ不祥事件ヲ招致シ得ヘキ規則及指令ノ違反ニ對シテハ

一回　罰(2)

二回　罰(3)

二十三、管理部ノ許可ナクシテ自己又ハ第三者ノ爲メ作業ヲナセルトキハ

一回　罰(2)

二回　罰（3）
同目的ノ爲メ企業ノ材料及部下ヲ使用セル者
ハ　罰（3）
二十四　企業處屬財産ヲ窃取シタルトキ之カ當該
手續ニ於テ決定セル場合　罰（3）
二十五　作業場及手配所ニ於ケル暴言、喧嘩賭博
ニ對シテハ
一回　罰（1）
二回　罰（2）
三回　罰（3）
二十六　勞働者又ハ從業員カ管理部代表者ヲ侮辱
セルトキ若クハ管理部代表者カ勞働者又ハ從業
員ヲ侮辱セルトキハ　罰（2）—（3）
之等ノモノカ行動ニ依リテ侮辱セルトキハ
罰（3）
二十七　利得ヲ得ル爲メ通行券、番號札、鑑札、
作業手配票、病院券及其他ノ書類ノ僞造又ハ之
カ使用權ヲ有セサル第三者ニ渡シタルトキハ
罰（3）
二十八　出勤及退出ノ際監督規則ニ違反セルトキ
並ニ勞働時間ノ監督及計算規則作業能率及良質
作業ヲ實施セサリシトキハ
一回　罰（1）
二回　罰（2）
三回　罰（3）
二十九　發動機ノ發動又ハ停止前信號音又ハ汽笛
ヲ發スヘキ任務ヲ有スル者カ之ヲ行ハサリシト
キ並ニ發動又ハ中止ニ就テ虚僞ノ信號ヲナセル
トキハ　罰（3）
三十　管理部ノ許可ナクシテ無用ノ者ヲ作業場所
ニ入場セシメ又ハ誘導スルトキハ
一回迄　罰（1）
二回迄　罰（2）
三回以上　罰（3）
三十一　管理部ノ許可ナクシテ濫リニ出來高「ア
ルテリ」及「括拂「アルテリ」」ニ屬スル者ヲ變更
スル時ハ、アルテリノ先任者ニ對シ　罰（2）
三十二　濫リニ（勞働時間中及以外ニ）「トロ」ヲ
使用セルトキハ　罰（1）　二回以上　罰（2）
同シク他ノ勞務者ニ不祥事件ヲ來セルトキハ
罰（3）
三十三　天災防止中管理部ノ指示ニ服從セサル
又ハ之ヲ防碍セルトキハ　罰（2）
三十四　清潔維持ニ關スル規則ヲ遵守セサルトキ
並ニ宿舍及共產的待遇使用手續ノ規則ニ違反セ
ルトキハ　罰（1）
三十五　本罰則ニ記載ナキ內部管理規則ノ條文違
反ニ對シテハ　罰（1）（一ケ月計算）
三十六　內部管理規則ノ組織的違反ニ對シテハ
罰（3）
備考　一ケ月間ニ本規則ニ定メアル種々ノ非行四種
又ハ其以上アリシ場合ニハ組織的違反ト看做
ス

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合
中央委員會代表者
グーリー、ロクテフ
北樺太石油株式會社代表者
稻石正雄

附錄第六號

（團體契約第四十七條關係）

當直及交替作業追加協定

第一條　間斷ナク行動スル企業ニシテ交替制ヲ以
テ作業スル企業ニ屬スルモノ左ノ如シ
（イ）鑿井及採油
（ロ）送油及之ニ從事スルポンプ
（ハ）製油所
（ニ）汽鑵場及送汽管
（ホ）送水設備（ポンプ）及給水
（ヘ）發電所及電氣網
（ト）電信及電話
（チ）鐵道及水上運輸
（リ）積卸作業（貨物運輸ノ際）
（ヌ）企業ノ警備（消防、見張及其他）
第二條　當直交替ニ際シテハ當直交替ニ入ル次ノ
如キ秩序ヲ遵守スヘシ
（イ）當直ノ順番ヲ守ルコト（揭示表ニ依リ）
（ロ）當直ヲ引繼クモノハ作業ニ着手スルニ當
リ取扱フヘキ總テノ機械部分、道具及其他又
ハ守ルヘキ財產ヲ檢査スル義務アルモノトス
（ハ）當直授受ノ際表ハレタル不備ハ當直ヲ受
クル際直チニ當直簿ニ記入シ若シ重大ナル毀
損又ハ不正確發覺ノ場合ニハ直チニ最寄ノ作
業指揮者ニ通知スヘシ
（ニ）當直ノ授受者ハ授受ト同時ニ當直簿ニ署
名スル義務アルモノトス
（ホ）當直ノ勞働者ニハ作業場ニ無用ノ者ヲ入

ルコトヲ禁ス
（ヘ）當直ノ勞働者相互間ニ當直ヲ交替シ又ハ
假令相互ノ協定ニ依ルト雖モ所定時間以上當
直ニ立ツコトヲ許サス
（ト）交替カ十分以上遲ルル場合ニハ當直ニア
ルモノハ交替任命ノ爲メ最寄ノ長ニ接スルヲ
要シ當直ヲ引渡ササル內ニ當直ヲ放棄スヘカ
ラス管理部ハ勞務者ヲ交替セシムル爲メ總ユ
ル手段ヲ講スルヲ要ス特別ノ場合ニ限リ管理
部ハ勞務者ヲ抑止スルコトヲ得但一當直以上
タルヲ得ス
第三條　生產ノ條件ニ應シ個々ノ作業ニ於テハ組
合トノ協定ニ依リ企業ニ現存ノ當直ノ形式ヲ變
更スルコトヲ得、又組合トノ協定ニ依リ間斷ナ
ク行動スル企業及作業ノ表ヲ擴張スルコトヲ得
生產ノ條件ニ應シ一交替作業ニ於ケルト同一時
間計算ト支拂條件ヲ遵守シ二交替作業ヲ實施ス
ルコトヲ得
ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合
中央委員會代表者
グーリー、ロクテフ
北樺太石油株式會社代表者
稻石正雄

附錄第七號

（團體契約第四十八條關係）

石油利權、北樺太石油株式會社ノ企業ニ於ケル勞務者個々ノ團體ノ勞働時間計算ニ關シ、ソヴイエト聯邦鑛山勞働者中央委員會ト會社トノ間ニ締結セル

勞働時間計算ニ關スル追加協定

利權企業

第一條　次ノ勞務者ニ對シテハ勞働時間ヲ一ケ月
ノ平均時間數ニ依リ各月ニ對シ計算スルコトヲ
許スモノトス是ニ際シ勞働日ヲ任意ノ長サノ數
部分ニ分劃スルコトヲ得但シ作業中ノ中憩ノ回
數ハ二回以下タルヘシ
（イ）經濟團體及家屋勞務者即チ看視（コノシダント）、警備長
（ディレクタノク）、掃除人建物及合宿所番人、森林番人（森林伐
採ニ於ケルモノ）、警備番人
（ロ）消防隊員（職業的ノモノ）
（ハ）水上運輸勞務者
（ニ）農村經濟（註、農牧）勞務者
（ホ）無線電信勞務者
（ヘ）踏査班、地質調査班及鑛區劃定班勞務者
右表ハ現地ニ於テ組合ト會社トノ協定ニ依リ擴
張スルコトヲ得
第二條　上記列擧ノ作業ニ於テ勞務者側ヨリ常ニ
緊張ヲ必要トセス且休憩シ得ル當直ノ時間計算
ハ現地ニ於テ組合ト協定シ會社之ヲ作成ス
第三條　短縮勞働日ハ千九百二十八年十一月一日
第六四三號ソヴイエト聯邦勞働人民委員部決定
及之カ追加變更又ハ廢止ニ對スル決定ノ手續ニ
於テ適用サルルモノトス（註、短縮勞働日ノ作
業表ニ關スルモノ）
第四條　追加休暇ハ勞働人民委員部ノ當該表ニ記
載ノ作業ニ對シ提供スルモノトス
ソヴイエト聯邦鑛山勞働者
組合中央委員會代表者
グーリー、ロクテフ
北樺太石油株式會社代表者
稻石正雄

附錄第八號

（團體契約第七十二條關係）

團體契約改訂會議プロトコール
抜萃

審議事項
俱樂部及鑛場委員會用室提供ニ關スル問題
協定事項
締結サレタル契約ノ有效期間中會社ハ鑛場委員
會及同機關ノ事務用並ニ委員會及同機關ノ勤務
者居住用トシテ現在鑛場委員會ノ所在スルオハ
鑛場第十六鑛區ニ於ケル建物ヲ其中ニ在ル會社
所屬ノ總テノ器具、設備ト共ニ組合ヘ提供（勞
働法第百六十五條ノ手續ニ於テ）スルモノトス
會社ハ千九百二十九年ノ夏季建設季節ニ右建物
內ニ普通修繕ヲ爲シ又引渡全期間中採暖及點燈
用トシテ蒸汽及電力ヲ無償ニテ供給シ組合ハ會
社ニ對シ勞働法第百六十五條及契約當該條項ノ
手續ニ於テ如何ナル不服ヲモ有セサルヘキモノ
トス
會社ハ建物ノ正規ノ狀態ニ對スル技術的監督權
ヲ自己ニ保留シ又右建物使用ノ場合ニハ會社ノ
建物內居住ニ關シ會社ノ定メタル總テノ條件ハ
之ヲ遵守スヘキモノトス建物ヲ占有スルモノノ
過失又ハ不行屆ニ依リ生セル建物ノ總テノ毀損
ハ彼等ノ計算ヲ以テ修理サルヘキモノトス
俱樂部提供ニ就テノ問題ニ關シテハ兩當事者ハ
會社カ現在ノ俱樂部建物內ニ千九百二十九年內
ニ千九百二十八年ニ行ハレタル增築ヲ俱樂部ノ

延長端迄延ハシ該倶樂部ヲ締結サレタル本契約ノ有效期間中組合ノ使用ニ提供シ（技術的監督權ハ自己ニ保留ス）又蒸氣及電力（採暖及點燈用）ヲ無償ニテ提供シ其標準ハ宿舍提供ニ就テノ契約附錄ニ之ヲ定ムルコトニ協定セリ

此際組合ニ提供サレタル倶樂部ハ假令鑛山勞働者組合員ニ非サルモノト雖國籍ノ如何ニ依ラス會社ニ勞働スル勞務者ノ總テノ團體ハ之ヲ使用スルモノトス

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合
中央委員會代表者
ロクテフ
北樺太石油株式會社代表者
稻石正雄

契約登記ノ際團體契約個々ノ條文ノ意味不明瞭及現行法令ニ一致セサルコトニ就テ極東勞働支部ノナセル說明ニ依リ兩者當事者ハ契約本文及同附錄ニ次ノ如キ修正及變更ヲナセリ

一、團體契約第二條備考(ロ)
宛先「東京丸之內北樺太石油株式會社」及電報宛先「東京樺石」ヲ挿入

二、團體契約第九條備考第二項
「此ニ際シ發生シ得ヘキ總テノ爭議異論ハ本契約第八條ノ手續ニ於テ解決サルルモノトス」ノ文句削除

三、團體契約第十三條(ロ)項
「自己ノ希望ニ依リ……」ノ後ニ「此場合ニ於テハ」ヲ挿入

四、團體契約第二十四條
「……本契約」ノ文句後コンマヲ入レ次ニ「總テノ場合ニ」云々ヲ小字（註）Small letter）ニテ續ク

五、團體契約第三十二條第二項
「若シ……拒絕ノ場合……」ヨリ條文末迄削除

六、團體契約第三十四條(ロ)(ハ)項及備考(四)
(ロ)項全部削除、(ハ)項ヲ(ロ)項トシ其內ヨリ「(ロ)項ノ場合ハ解雇手當無ク又」ノ文句削除備考(四)削除

七、團體契約第三十七條第二及三項
勞務者ノ移動ノ件ヨリ備考ノ前迄（譯者註第二項及三項全部）削除

八、團體契約第五十條（勞働法第百九、百十一及百十二條）ノ括弧ノ後ニ「每週及特別ノ」ノ文句挿入

九、團體契約第五十一條備考(一)
「……他ノ日ニ……」ノ文句ノ後ニ「此場合」ヲ挿入

十、團體契約第五十七條備考(一)ノ(イ)
(イ)項ヲ次ノ條文トスルコト「出發ヲ妨ケタル病氣ニシテ適當ノ證明アルモノ」

十一、團體契約第五十七條備考(三)
末尾ニ「勞働法第四十七條(ト)項合ニハ同條ニ依ルモノトス」ヲ追加ス

十二、團體契約第五十八條第二項
「……爲ヲ」「日」ト訂正（註、一字誤植ノ訂正）

十三、團體契約第六十二條第二項及備考
「重病患者」以下備考ノ終迄（註第二項及備考全部）削除

十四、團體契約第六十六條備考末項
備考最後ノ文句「三日間ニ」ヲ削除

十五、團體契約第七十二條括弧
末尾ニ「……附錄第八號」ヲ追加ス

十六、團體契約第七十六條
條文末ヲ「千九百三十年」ヲ「千九百二十九年」ト訂正

十七、附錄第一號(イ)第五條
「此等勞務者團體ノ爲メ定メラルヘキ額ノ」ヲ「季節作業ニ就業セル日ヨリ計算シテ」ト訂正

十八、附錄第一號(ロ)第八條
「管理部ニ通知シ」ノ次ニ「且ツ記入ノ爲出頭シ」ヲ挿入ス

十九、附錄第一號(ロ)第十二條第二項
「豫告ノ有無ニ不拘」ヲ「豫告有ル時」ト訂正

二十、附錄第五號、第十二條
末尾ニ「若シ出勤セルコトヲ勞務者カ立證セサル時ハ」ヲ追加

二十一、附錄第五號第十六條第二項
「總テノ時間外……」ヨリ條文末迄削除

二十二、附錄第五號第二十條第二項
末文ノ文章「（評價爭議委員會ノ認可ニ依リ）勞働者ノ賃銀ヨリ……」ヲ「法規通リニ勞務者ノ賃銀ヨリ……」ト訂正

二十三、附錄第五號、第二十六條、第一項
「第四十九條」ヲ「第四十六條」ト訂正

二十四、附錄第五號第三十四條
「總テノ……ヲ遂行……」ノ後ニ「總テノ勤務上ノ……ヲ遂行」ト訂正

二十五、附錄第五號第七十條
「作業場ヲ離レル事」ヲ「作業實施中作業場ヲ離レルコト」ト訂正

二十六、附錄第五號罰則第二十四條
「企業財產……」ノ後「當該手續ニ於テ決定セラレタル時」ト追加

二十七、附錄第七號第一條
(イ)項「夜警」削除
(ホ)項「電話」削除
右變更ハ全部契約本文及同附錄ニ可然修正セラレタリ

團體契約第七十二條關係トシテ團體契約改訂プロトコール第十七號拔萃ヲ新ニ附錄第八號トシテ挿入ス

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合
中央委員會代表者
グーロクテフ
北樺太石油株式會社代表者
稻石正雄

本團體契約ハ極東勞働支部ニ依リ一九二九年四月十六日附第一四一號ヲ以テ契約登錄簿ニ於テ登錄セラレタルモノナリ依テ玆ニ署名及支部印捺印ヲ以テ之ヲ證明ス

極東勞働支部長
グニリツキー印
賃銀制定爭議課長
レイゼイベルグ印
相違無シ
秘書官 エルモラエワ印

利權企業

北樺太石油會社の組織

北樺太石油株式會社は前記北樺太利權に關する勅令並に、對露利權契約の基礎に株式會社北辰會の事業を繼承して、大正十五年六月七日東京に於て創立されたが會社の組織要項左の如し

資本金其他

◇資本金一千萬圓、拂込四百萬圓
◇株式二十萬株、株主數二千七百八十八名（創立當時三千六百五十五名）
◇大株主 日本石油（一七、〇七六株）、大倉鑛業（一〇、一九三株）、大阪商事（三、七四四株）、久原鑛業（一六、一三〇株）、中野鑛業（五、〇〇〇株）、旭石油（三、四二〇株）、三菱合資（一、二三九株）、瀨尾喜兵衞（四、五四三株）、中野貫一（三、〇〇〇株）。

役員

◇取締役社長 中里重次
◇取締役 島村金治郎、山田文慈、林幾太郎、櫻井彥一郎、牧田環、松方幸次郎、齋藤浩介、末延道成
◇監査役 津下紋太郎、矢島富造

北樺太石油會社の業績

第一年度

企業開始から昭和二年三月三十一日に至る當營業當年度は、專らォハ鑛場に於て掘鑿並に採油の作業を爲し、新掘井六坑に成功した。採油井は北辰會から引繼いだもの八坑を合して總數十四坑となつた。新掘井の深度は何れも五〇米突乃至二〇〇米突（八十二間五分乃至百十間）の淺層油であつた成功當時は一坑井日產十五瓲乃至四十三瓲（九十石乃至二百六十石弱を）採油した。貯油の爲め五千噸鐵槽五基を增設し合計八基となつた。此外二千噸鐵槽が一基あつて貯油力は總計四萬二千噸である。其他の工作物としては宿舍倉庫廐等が建設された。ヌトウ鑛場に於ては試掘井一坑の開坑準備に着手し尙本年度夏期航行期に於てはォハ原油約二萬噸を搬出した。

第一年度の損益計算書左の如し。

◇損益計算書

收入之部			
原油收入		八七四、三五九・四〇	円
雜收入		一〇七、八七〇・一五	
計		九八二、二二九・五五	
支出之部			
本社費		一二二、〇一九・三七	
鑛場費		七七八、二六七・一六	
計		九〇〇、二八六・五三	
差引利益金		八一、九四三・〇二	
內			
創立費償却		三〇、九一二・九九	
稅金支拂引當金		三、二〇〇・〇〇	
計		三四、一一二・九九	
再差引利益金		四七、八三〇・〇三	

◇此利益金處分

法定準備金　二、五〇〇・〇〇
後期繰越金　四五、三三〇・〇三

第二年度

同社の營業第二年度たる昭和二年度に於ける新掘鑿成功坑井は九坑で、年度末採油井は合計二十二坑となり、産油額も年度初期の日産二百噸内外が漸次增加して年度末二百五十噸内外となり、二年度合計純産油額は豫定より四千噸を增加し六萬九千噸に達した、只輸出量は夏季短期間に限られて居る上昨年八九月中大時化續出した爲め豫定より五千噸を減じて四萬四千八百餘噸に止まり、又同時に送油艀其他社用船數隻を犧牲に供するに至つた。

次ぎに二年度内新設備の重なるものは、オハ鑛場並同海岸に一萬噸タンク四基（從來と併せ貯油能力八萬二千噸）の增設、鑛場及海岸間六哩餘間に亘る六吋送油鐵管線の布設、オハ海岸に於けるタンク船搭載用の爲め海底一哩間に四吋鐵管線の布設、其他多數の宿舍、倉庫、發電所、送油所艀發動艇等の新設である。

又ヌトウオに於いては、元年度以來引續いた試掘井一坑の掘鑿計畫し、その準備作業として湖岸より鑛場迄約十二哩間の軌道を布設し、其他の諸設備をも整へて年度末より開坑に着手した。

又豫て建造中の船汽（總噸數九九〇噸四〇）一隻は二年度末に竣工しオハ丸と命名しすでに航海に就航しつゝある。

第二年度の同社營業全決算を示す損益計算書左の如し。

◇損益計算書

原油收入之部		二、〇七〇、八九八・八〇円
雜收入		九〇、九五六・三八
計		二、一六一、八五五・一八
本社費	二、二七、八七五・三五	
鑛場費	一、四三〇、四七五・七三	
計	一、六五八、三五一・〇八	
差引利益金	五〇三、五〇四・一〇	
內		
財產減價償却金	一〇〇、〇〇〇・〇〇	
稅金支拂引當金	二五、〇〇〇・〇〇	
計	一二五、〇〇〇・〇〇	
再差引本年度純益金	三七八、五〇四・一〇	
前年度繰越金	四五、三三〇・〇三	
計	四二三、八三四・一三	

◇此利益金處分

法定準備金	一九、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	三七、〇〇〇・〇〇
株主配當金（年八分）	三二〇、〇〇〇・〇〇
次年度繰越金	四七、八三四・一三

第三年度

（一）オハ鑛業所に於ては三年度末現在採油坑井は合計三十四坑井に達した。其爲め年度末の日産額大體二百五十噸を上下したるも年度末には日産四百噸を超ゆるに至り、燃料を差引純採油十萬九千五百餘噸、輸出販賣原油量九萬三百餘噸を計上した、之を前二年度の成績に比較すれば、總採油に於て五割八分、純採油に於て五割七分、輸出販賣油に於て十割一分を夫々增加するに至つた。

（二）三年度内オハ鑛業所に於ける新設備中重なるものは、露國政府の諒解を得、且つ海軍省の大なる援助の下に油槽船積込設備として更に八吋海底鐵管一哩を增設し、之と同時に同鐵管の外端沖合に於て艦船繫留設備を設置したる結果一晝夜の送油實績實に五千二百噸を超ゆるに至り從來困難を極めた同地原油積込作業に一段の曙光ヲ見ることゝなつた。

其他貯油槽四萬噸を增加したること（即從前設置の分と併せて、合計十二萬噸に達す……）發電所を擴張し電力を倍加して四〇〇キロワットに增加したること、工場建物、住宅及附屬建物等六十餘棟を增築したること、オハ海岸及鑛場間連絡運輸設備の改善を計り鑛場仲繼間に軌道を敷設し汽罐車を通じ從來の人力トロに代へ大に勞力の節約運送の工程を大ならしめたこと等、昨年總會に於て發表せし豫定計畫通り殆ど故障なく竣工して、夫々能力を發揮し直接間接に事業成績に貢獻して居る。

（三）次にヌトウに於ては未た採掘には到らぬが、從前より引續き掘鑿中の試掘一坑井は三年六月深度二百二十八米に達したとき不幸にして附近大山火事の延燒を被り所員職工は勿論內外大勢の應援者を以て必死防火に從事したが其勢頗る猛烈であつた爲め、技術的建物、事務所、宿舍

材料を初め燃料の薪に至る迄殆んど烏有に歸したが、幸ひ人員には死傷者なく、其後鋭意復舊を計り既に設備萬端の回復を了つて目下引續き掘進中である、此類燒の爲め被つた直接損害は幸にして大ならず既に本年度決算に於て全部償却を終つた。

元來樺太地方には山火事頻々として起り、それが時として廣汎の地域に亘ることがあるが、昨年の此山火事も約二ケ月間數十方哩に及んだのであつて會社及露國官憲に於ても極力防火に盡力したのであるが如何せん火勢甚だ猛烈で手の附け樣もなく辛ふじて降雨により自然に鎭火したのであつて、此の災害に鑑み現在オハ鑛場に於ては大規模の防火地帶の設置を計畫實施しつゝある。

（四）次ぎに一千平方露里試掘地域の試掘作業としては豫定通り北オハ及カタングリの二地方を撰定し夫々作業中であつて、その內カタングリに於ては逸早く本年一月地下百米附近にて相當の油層に達し、同地方は有望視せらるゝに至つたが、其後の作業の進捗方に關し目下露國側と交涉中であるから、早晩利權契約の規定に從ひ新規に會社採掘鑛區の交付を受くるに至るであらう。

◇損益計算書

收入之部		
原油		二、五五八、九〇八・〇五円
雜收入		二四、五二〇・六七
計		二、五八三、四二八・七二
支出之部		
本社費	二、二九七、三三一・六五	
鑛場費	二、二五三、一八一・六八	
計	二、五五〇、五一三・三三	
差引利益金	一、〇三二、九一五・三九	
內		
財產減價償却金	四〇〇、〇〇〇・〇〇	
稅金支拂引當金	三八、〇〇〇・〇〇	
純益金	五九四、九一五・三九	

第四年度

オハに於ては本年度ー（九二九—三〇年度に二十二坑井を新規に掘鑿し、年度末には五十六坑井に達せしめる計畫で目下順調に企業進捗しつゝあり、一方貯油能力を十七萬噸まで增大せしむるため本年度に五萬瓲の貯油タンク新設中である。

昭和四年八月二十三日開會の同會社重役會に於て、油田現場視察より歸來せる中里社長の報告せるところによれば同油田最近の日產頗四百五十噸を算し、一油井平均十二噸三歩を產出してゐる。產油の積取も亦極めて順調に進み、八月二十日までに十萬噸の輸送を終り、九月末の終航までには更に三萬四千噸を積取つて、合計十三萬四千噸の契約額の內地輸送を完了した。

其他油田現場に於ては、陸上送油機關及運輸設備並に工場及住宅の建設等、諸施設の改善を期されてゐる。次に第四年度試掘作業としては、採掘鑛區ヌトウ及び一千平方露里北オハの各一航井を續掘し、其完成後は更に第二號井及ボロマイに新に第一號井をカタングリ第二號井及ボロマイに新に第一號井を掘鑿する事となつてゐる。

以上と稍重復する點があるかも知れないが同會社現在の北樺太油田に於ける企業並に生活狀態を左に摘記する。

會社は每年各利權地域に地質調査をなし掘鑿を行つてゐるが、現在オハ鑛場採掘中の坑井は三十四坑にして、一坑井掘鑿に要する日數は季節に依り異るも平均約一ケ月である。掘鑿法は綱掘式なり。

採油は主としてディープ、ウエルポムプを使用するも此外ポムピングパワーの設備あり、但後者は裝置全部の完成を見ない。鑛場よりの流れ油を集むるため、各地に亘り溝渠及濾過池を設備してゐる採油せる油は櫓下計量タンクより一旦第一送油所に集められ喞筒に依り鑛場タンクに貯藏される。現在鑛場貯油能力は五萬七千瓲（一萬瓲タンク二基、五千瓲タンク七基二千瓲タンク一基）にして鑛場貯油は四月末より十一月始めに亘りて第二送油所ポムプにより、六吋送油（三萬五千尺）を以つて海岸タンクに送油せらる。海岸タンク貯油能力は六萬五千瓲で（一萬瓲六基五千瓲一基）冬期貯藏せられたる原油は夏期航海可能期に至り、八吋海底管（約一哩）を通じて油槽船に輸送す。海底鐵管に依る、原油塔載量は一晝夜約五千瓲である。

鑛場動力としては外焚多管式の汽罐十二基を設置し、油井掘鑿、給水、送油其他宿舍暖房に使用する。海岸汽罐は三基にしてウインチ、タンク建設に使用す。

中央發電所にはデーゼル機三台（馬力總數六百三十馬力）を有し、直結モーターを運轉してゐる。現在は動力用、點燈用とするも、將來は鑛場電化

を計畫中である。其他の技術裝置としては給水所があるモーター直結タービンポムプを運轉し一分間給水量は十七立方呎にして坑井技術建設物及宿舍の給水に當つるものである。鐵工場にはスチームハンマー各種施盤ドリール、シエーパー等を設置し鑛場内の需要に應ずる。動力としてはモーターを使用してゐる。

製材所は内地材のみならず樺太材を製材する。丸鋸、オサ鋸を用ひ一日の製材能力約五十石である。

木工場は樽用材其他建築用材の加工を加ふる。鉋機、バンドソーの設備がある、尚ほ外に製油所ありて鑛場使用の各種低級油類を自家用のため製油する。内地との交信を計るため、十二キロワット交流發電機の無線電信所の設けあり、實驗室に於ては原油の分析等を行つてゐる、技術的裝置並建築物に關しては、露國勞働法並に技術安全衛生規定を適用し勞働監督官、技術監督官の監督の下に作業する、技術建築物は漸次鐵骨トラスコン式に變更されつゝある。

利權企業に於ける勞働條件は勞働法並に露國鑛山勞働組合中央委員會と利權者との間に締結せられたる團體契約により律せられる。斯くして利權者と從業員及勞働者との相互的法律關係は其市民の如何を問はず、團體契約の諸條件に基き、解決さるる事となつてゐる。

鑛場には勞働保護のため勞働者中より選擧せる鑛場委員及勞働人民委員會任命の勞働監督官等の諸機關がある。作業は主として戸外勞働であるから夏期を主とする。

日本人勞働者にして思想上動搖を來せる者はない、對露人との關係も單に作業上に於けるもののみで、不和を生ぜるが如きことはない。

當地には鑛山作業、附帶事業並地下埋藏物保護の監督のため最高人民經濟會議の任命せる鑛山監督官技術的裝置建築物監督の爲め技術監督官及治安維持のため民警、國境保安のため國家保安警察(ゲペウ)並守備隊が駐屯してゐる。邦人にして危害を受けたやうな事例はない。

氣候は冬期嚴寒を伴ふことあるが、春夏秋の三期は一般に良好にして、惡疫傳染病等皆無であつて、勿論剌戟なき極地のことなる故、神經衰弱に陷ることはあるが、一般に健康地である。主なる風土病を擧ぐれば第一に脚氣である。殊にサハリンネフチトレストの如き野菜食料品の缺乏を來たし、輕微なる懶血病にかゝつた者も少くない。

當地にはロシヤ社會保險部の病院藥局の設備あり無料にて診察、投藥をしてゐる。

交通は夏期東海岸、西海岸の汽船便あり、日本浦鹽、尼港方面と交通してゐる、冬期結氷期には橇にて交通するに過ぎない。

北樺太石炭利權

利權者　北樺太鑛業株式會社

利權交涉概要

日露基本條約議定書乙の規定によつて日本政府から推薦された當業者たる北サガレン石炭企業組合は、三菱合資會社參與現理事奥村政雄氏を石油利權を兼ねた交涉願問に任命し、大正十四年七月二十二日から莫斯科中央利權局本部に於て、露側全權ヨツフエ氏、次席メーリニコフ氏等との間に北樺太西海岸土廣、ウラヂミロフスキー、マーチ三地方に埋藏の石炭採掘に關する利權交涉を開始した此交涉經過については姉妹利權ともいふべき前揭石油のそれと重複する點も少くないし、今日では左して重要な意義も有してゐないので、玆には省略するが、同利權は同年十二月十四日奥村氏と間に正式調印を見るに至つたもので、石炭產出の多寡如何が、一國產業の盛衰を決定するにも拘らず本邦炭界の前途必ずしも樂觀を許さぬ現時に於て此大利權獲得の意義は頗る大なるものがあると云はなければならぬ。

右利權契約內容左の如し。

北樺太鑛業會社の利權

契約內容

一、ソヴイエト社會主義共和國聯邦政府は利權者に對し一般法令の除外例として本契約の範圍內にて本契約所定の地域に於て鑛山調査(試掘)鑛山業(採掘)及其附帶事業を營み且其事業より生ずる利益を收得する權利を許與す

前項の目的の爲に政府は本契約所定の期間中本契約に定むる條件を以て本契約に指定せるソヴイエト社會主義共和國聯邦に屬する財產を利權者に使用せしむると共に本契約所定の條件に從ひ新設備をなし及其設備を利用することを利權者に許與す。

利權者は本契約に於て許されたる權利及特權の範圍內に於て行動し又適當に經營せらるゝ商工業に適應する方法を以て其事業を遂行すると共に本契約所載の一切の義務を履行するものとす

二、本契約に特別の規定無き限り利權者はソヴイエト社會主義共和國聯邦領土內に於てソヴイエト社會主義共和國聯邦に於ける現行の一般法令並に將來發布せらるることあるべき一般法令を遵奉すると共に之等の法令に基く官憲の命令に服從するを要す

三、利權者は本契約實行の爲本契約に特別の規定無き限りソヴイエト社會主義共和國聯邦の一般法令に從ひ契約を締結し財產を租借し取得し處分し原告又は被告として裁判所に出頭する權利を有し尚ソヴイエト社會主義共和國聯邦內に存する法人に對する一般規定に從ひ法人としての權利を享有し決算書を公表するの義務を負ふ

四、利權消滅後本契約に從ひ政府に引渡さるべき利權企業を組成する財產は之を他人に移轉し又は擔保の目的となすことを得ざると共に利權者に對する債權者の請求の目的となすことを得ず炭坑設備の修理、模樣替、及完成に際し不用となれる古機械設備品及材料は利權者の完全なる支配に移り政府の許可を得て賣却することを得

本條の規定は現存する設備の外今後輸入せらるべき設備にも適用せらるるものとす

五、利權企業を組成する財產は徵發沒收其他の强制處分を受くることなし但利權者は戰時軍の必要に基く徵發に關する一般規定の適用を受くるものとす此場合には公平なる賠償を受くべし又利權者は交通及聯絡線の用に供する土地の使用除外に關する法律規則に服するものとす

本條はソヴイエト社會主義共和國聯邦に於ける現行の租稅郵便及關稅に關する一般法令に基く徵收手續を變更するものにあらず

六、利權契約の效力發生後に於てソヴイエト社會主義共和國聯邦の中央及地方官憲の發布する命令其他の規定又は指圖により本契約に定むる利權者の權利が制限を受け又は消滅したるときは政府はこれに依りて生ずる總ての損害を賠償するものとす

前項の規定は第三十三條に規定する場合の外期間終了前に於て政府の一方的行爲により利權契約を廢棄又は變更することを意味するものに非ず

七、本契約實施期間中利權企業は絶對に利權者の經濟的使用及支配に屬するも政府は利權者の生產及商業上の行爲の進行を自己の權限ある代表者をして監視せしむる權利を留保す但し政府代表者は右監視に付利權者かソヴイエト社會主義共和國聯邦の法令及利權契約の條件に違反せざる限り生產並に經濟的行爲に對す干渉することを得ず

八、利權者は政府より派遣せらるる地質學者鑛山技師又は技術者が利權企業に於ける作業の研究をなすことを許容する義務を有す尚利權者は一九二三年五月二十二日附命令(一九二三年政府の法令及命令集第四九號四八四條)に基きソヴイエト社會主義共和國聯邦の高等技術學校學生及卒業生を實習のため自己の企業に每年雇入ある義務あるものとす

九、利權者は政府の許可を得たる場合に限り本契約は權利義務の全部又は一部を第三者に讓渡することを得

一〇、政府は利權者に對し本契約に記載せられたる期間及條件を以て北樺太西海岸の下記區域に於て石炭の試掘及採掘の獨占的權利を許與す

(一)土盛地方の境界

a、北方　ウゴリナヤ溪を以てし其河口より第一及第三マカリエフスキー採掘鑛區の西部境界の延長線との交叉迄

b、東方　第一及第三マカリエフスキー採掘鑛區の西部境界と其延長線のウゴリナヤ溪に達する迄、第三及及第四マカリエフスキー採掘鑛區の南部境界線、第二及第四マカリエフスキー採掘鑛區の東部境界の延長線に從ひ第四マカリエフスキー採掘鑛區の東南角より利權者に與へたる地域の南部境界を形成する線との交叉迄

c、南方　オゴロドナヤ溪河口より南方一直線に一露里半の海岸地點より緯度線に從ひて利權者に與へられたる地域の東部境點線の交叉迄

d、西方　ウゴリナヤ溪河口より利權者に與へられたる地域の南部境界線の起點迄の範圍內に於ける海岸線

(備考)　マカリエフスキー採掘鑛區の境界は政府により確認されたる一九一〇年の土地區劃に從ふ而して本契約書に添附されたる一九二五年測量に係る縮尺一萬二千分の一の土盛地方圖面に符記せり

(二)ウラヂミロスキー炭坑地方の境界
a、南方　第三溪河口より緯度線に從ひ東方五露里の地點間
(備考)　第三溪河口はノヤミ河口の南方海岸線に沿ひ約三露里の地點に存す
b、北方　ノヤミ河口より北方一直線に〇・四露里の海岸地點より緯度線に從ひて東方へ
(備考)　右北方境界はムガーチ炭坑のアナスターツエフスキー採掘鑛區を侵害するを得ず
c、東方　南部境界の東端地點より北方え子午線に從ひて利權者に與へられたる地域の北方境界を形成する線との交叉迄
d、西方　第三溪河口より北部境界の起點迄の範圍内に於ける海岸線
(三)マーチ河地方の境界
a、南方　クルジューズナイ河口より緯度線に從ひ東方二露里八分の五の地點間
b、北方　シローカヤ河口より南方一直線に一露里の海岸地點より緯度線に從ひて東方四露里の地點間
c、東方　南北兩境界線の東端地點の結合線
d、西方　クルジューズナイ河口より北部境界線の起點迄の範圍内に於ける海岸線

本條に擧げたる三ケの地域は本契約書による利權地域を形成す

一一、試掘並に採掘の爲利權者に許與せらるへき地域の範圍に存在する政府所屬の建物及備品は利權者の使用に之を引渡す引渡さるべき總ての財産は双方代表者立會の下に共目錄及評價表を作り其の引渡に關し特別なる調書を作成し双方契約代表者之に調印す本調書は本利權契約書に添附せらるへきものとす

一二、利權者は其許與せられたる地域に於てソヴイエト社會主義共和國聯邦の鑛業法規により許されたる方法に則り炭礦調査(試掘)並に採掘を行ふものとす

利權者は本契約の效力發生の日より一ケ年以内に炭層開拓の順序を明示したる利權地域内の一般採掘計畫を極東鑛山局に提出せざるべからず採掘の計畫實行の方法は竪坑及坑道毎に經濟的價値を有する石炭の全部を採掘し一般に埋藏炭の規則正しき且經濟的なる採掘を確保する樣立案せられざる可らず

是等の計畫は五年毎に作成せらるべく而て極東鑛山局の同意を得ることを要す

利權者は試掘並に採掘事業の結果たる總ての材料及技術上及統計上の資料を鑛山監督機關と協定したる期間内に提出せざるへからず右の外鑛山監督機關は利權者が稼行中の試掘及採掘事業を隨時檢閲に際し充分の便宜を與へ其要求によりては試掘明細表圖面及其他技術上報告を提出すべきものとす

一三、本契約の有效期間は本契約の效力發生したる日より起算し四十五ケ年とす

一四、本契約により許與せられたる權利並に特に利權者に對し以下の報償を仕拂ふものとす

總年産額　一〇〇　〇〇〇佛噸迄　五・〇〇%
一〇〇、〇〇〇同　一五〇　〇〇〇同　五・七五%
一五〇、〇〇〇同　二〇〇　〇〇〇同　六・〇〇%
二〇〇、〇〇〇同　三五〇、〇〇〇同　六・二五%
三五〇、〇〇〇同　四〇〇、〇〇〇同　六・五〇%
四〇〇、〇〇〇同　五〇〇、〇〇〇同　六・七五%
五〇〇、〇〇〇同　六〇〇　〇〇〇同　七・〇〇%
六〇〇　〇〇〇同　六五〇、〇〇〇同　七・二五%
六五〇、〇〇〇同　以上　七・五〇%

利權者は報償航海期間中(即ち毎年五月一日より九月十五日に至る)に現物を以て仕拂ふものとす

報償の引渡は各利權企業の積出地點に於て利權者により行はれ汽船の船荷證による FOB 渡とす

報償として利權者より引渡さるべき石炭の炭質並に種類は各炭坑別に販賣炭の平均炭質及種類に應ぜざるべからず而して右は技術上の分析により證明せらるべきものとす

利權者が報償仕拂延滯の場合には不適時引渡に干聯して生じたる損害を賠償するの外未納の報償に對し一ケ月一分の割合を以てする過怠金を仕拂ふものとす報償仕拂の延滯一ケ年に及ぶときは政府の本契約第三十三條に基き利權契約を解除するの權利を有す利權者の責に歸すべからざる事由により九月十五日迄に完了せざりし報償の支拂は翌年航海期迄繰越し之を延滯と看做さず

一五、利權者は何等の支障なく且無稅にて自己採掘石炭を海外に輸出するの權利を有すソヴイエト社會主義共和國聯邦内市場に於ける石炭販賣は各作業年度に於て其數量共穆め當該極東政府機關と協定せさるへからす但利權企業に從事する汽船に供給する焚料炭は以上の協定を要せず

政府は前年度利權企業の採掘數量の五割を超えざる數量に於て内地消費の爲必要なる石炭を利權者より買入する優先權を有す右方法による買入石炭の値段は相互の協定により決定せらるへきものなるも政府の申込前一ケ月間に於ける橫濱 CIF 平均卸値(樺太橫濱港の普通運賃を控除し)より高からさるものとす右自己の希望に就て政府は各作業年度開始前少くとも六ケ月前に利權者に豫告するものとす

一六、裁判費並に本契約に於て特に定められだる稅金及支拂を除く外有らゆる一般國稅地方稅並に手數料の代償として利權者は總產額より政府に支拂ふへき報償を控除したる年額出炭額の樺太 FOB 賣値の 二・三三%を政府に仕拂ふものとす

一七、利權者は利權企業に供給又は設備の爲各種の機械及其部分品又は技術上の物件及材料を關稅及特許料を仕拂ふことなくして輸入する權利を有す又企業に必要にして北樺太に輸入を禁止せられさる勞働者及從業員に供給の食糧品及日常品も亦同然なり

以上の權利を行使する爲利權者は當該年度に於て輸入せらるべき物品の數量を示せる正確なる

明細表を日本に於けるソヴイエト社會主義共和國聯邦の通商代表者の認可を得る爲め毎年提出するものとす

日本に於けるソヴイエト社會主義共和國聯邦の通商代表者の認可を受けたる目錄表に記載さるる總ての物件に對してはソヴイエト社會主義共和國聯邦稅關機關は別個の許可を要せしむへきものとす

利權企業の勞働者並に從業員に對する最も必要なる食料品及物件は外國よりの輸入品たるとソヴイエト社會主義共和國聯邦内の購入品たるとを問はず北樺太鑛山地方の長官の認可したる値段により利權者之を供給するものとす

一八、前項(一七)に從ひ利權者により外國より輸入されたる總ての日常品並に食料品は當該地方政府機關の許可なくしては之を内地市場に販賣することを得

若し右許可の與へられざる場合は利權者は前項記載の物品を自由に且つ支障なく外國に返送するの權利を與へらる

一九、石炭採掘並に調査(試掘)作業に必要なる程度に於て利權地域内の地表を使用するの權利を利權者に許與す、此目的の爲め利權者は前記の地域に於て住宅及住宅に非る建物及各種技術上の建設物等を建設することを得

土盧利權地の南東部分に於て採掘さるゝ石炭運搬の爲利權者はボストカヤ並に同河左岸支流の沿岸一帶及マカリエフスキー鑛區の地域に於て石炭運搬の爲建設せらるへき總ての建設物並に建物かマカリエフスキー炭田の正當なる稼行に障碍とならさる限りマカリエフスキー採掘鑛區地域の地表を使用することを得

利權者の請願により農務人民委員會地方機關は利權者の企業及其勞働者及從業員に供給のため必要なる農村經濟を營む地所及住宅地を利權地域内の地表に於て分與すへし、農村經濟地區の使用は一般法令に準據することを要す

二〇、利權者は利權期限を越えさる期間内利權地域内及本目的の爲め特別の條件に基きて獲得せる利權地域外の地域に於て引込道路修理工場鍛冶場倉庫等の如き企業に直接必要なる各種附帶建設物を建設して之を利用し又利權者の企業の從業員及勞働者の必要とする供給品及日用品の生産の爲各種の工場及糧食倉庫を建設するの權利を有す

其他利權者は北樺太に於て利權地域外に事務所及倉庫(倉庫は其都度地方官憲の許可の下に)並に莫期科ハバロフスク沛潮斯德各市に代理店設置の權利を有す

利權者は地方官憲並に鑛山勞働者職業組合(同盟)との協定により利權企業の勞働者及從業員の爲各種の文化敎育及醫療衛生機關を設置する權利を附與せらる

二一、利權者は利權地域内に於て他人に販賣の目的に非る限り利權企業に必要なる粘土、砂石、石灰等各種の普通埋藏物を無償にて採取することを得利權地域以外に於ける右の普通埋藏物の利用はソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山法の一般規定に基き許可せらるものとす

二二、利權者は詐與せられたる地域内に於て無償

にて水、水面及水力を使用する權利を有す尙之が爲めに利權者は地方官憲の許可の下に各種の營造物を建設する權利を有す
許與せられたる權利を行使するに際し利權者は以下の義務を負ふものとす
イ、水、水面及水力使用に際し隣接地區の利益を侵害せざること
ロ、隣接地區より排水し又は引水する爲め自己の地區內を通してなす溝渠、排水路其他の工作物の築造を許諾する事及隣接地區より利權地域を通過して道路其他の運搬設備の建設を妨けさること
ハ、一般共用の流水に關しては衛生取締規定に準據する事
ニ、水、面及水力使用に際しては如何なる場合に於ても漁業及交通に關し地方住民の利益を侵害すへからす
利權地域外に於ける水の使用に地方官憲との特別なる協定により無償にて許可せらるへし
二三、利權者は販賣の目的に非すして企業に必要なる限り利權地域上に存する森林使用の權利を有す
利權地域外に於て利權者は極東土地廳との協定の下に北樺太に於て自己企業の用に供する爲め必要なる伐木林地區を獲得することを得
利權は自己に許與されたる伐木林地區に於て造材したるものにして利權企業の爲に使用せられざる木材を一般規定に基き外國に輸出するの權利を許與せらる
政府は利權者に開發の爲め許與したる伐木林地區に於て利權者に上記伐木林地區の引渡をなしたる期間中他の伐採者を入れしめざる義務を負ふ
二四、利權者の企業に於ける勞働條件はソヴイエト社會主義共和國聯邦の現行法令並に將來之に付發布する事あるへき法令及利權者と當該職業組合(同盟)との團體契約により規律せらるゝものとす
以上の條件は國籍の如何を問はす利權企業に於ける總ての勞働者及從業員に適用せらるゝものとす勞働者及從業員の社會保險料は同種國營企業と同一率により利權者に於て仕拂ふものとす
二五、利權企業の爲利權者は以下の權利を有す
イ、外國人たる事務員技術者高等の資格ある勞働者及從業員各別に其五割迄雇傭すること
(備考)一、上記ノ制限ハ取締役及鑛山支配人ニ適用セラレス
二、炭切夫ハ高等ノ資格有ル勞働者ト看做ス
ロ、中等及下等の資格有る外國勞働者人夫を總數の二割五分を超えざる範圍にて雇傭すること
(備考)利權契約ノ效力ヨリ發生シタル日ヨリ最初ノ五ケ年間海上ニ於ケル石炭積込ニ從事スル勞働者ハ本條イ項ニ從ヒ五割ノ內ニ含ム
若し極東勞働支部が利權者の要求に對しソヴイエト社會主義共和國聯邦の市民或は其領土內居住の外國人より必要なる數量の勞力を提供すること能はさる場合には利權者は不足數たけの外國勞働者及從業員を任意雇傭することを得
イ及ロ兩項に示されたる外國勞働者及從業員の率は漸次減少せらるべく且三年毎に改定せらるへきものとす
二六、利權企業の勞働者及從業員並に其家族の北樺太出入に際して旅券手續に付合理的なる便法講せらるべしこれが爲めソヴイエト社會主義聯邦政府は東京及函館駐在の自國領事館並に北樺太に於ける外務人民委員會の派遣員に適當なる命令を與ふべし
二七、各利權地區の範圍內に於て其內部連絡を保障する爲め利權者は任意に電話線を新設し又既設線を利用するの權利を許與せらる
利權者が利權者の支配下に非る地域に局部に即ち自己の企業と亞港市又は隣接せさる利權地區間を連絡せしむる爲め電話線架設を希望する場合は右權利は前記電線の架設及使用に付郵便電信人民委員會の規定及標準に準據し且つ該委員會地方機關の監督を受くる條件付にて利權者に許與せらる本條件の利權地域外にある既設電話線にも適用せらるものとす
利權者は利權企業の作業の妨けとならさる限り電話設備を北樺太に於ける政府機關並に其代理人の使用に供すべき義務を負ふ右使用の條件は利權者と政府機關の合意により定めらるへし
二八、利權企業の船舶及利權者の傭船はソヴイエト社會主義共和國聯邦の現行法令に從ひ北樺太海岸に於ける開港場に入港するの權利を有す
北樺太沿岸の他の地點にコレラの船舶の寄港は此地點に付豫め交通人民委員會と協定をなすの條件に於てのみ許可せらるへし此場合に於て船

舶は利權者の選擇により最寄稅關に於て檢査を受け其證明書を得るか又は積荷及荷卸の地點に於て船舶の檢査を受くる事を得後者の場合に於て稅關官吏の派遣費は利權者之を負擔す
開港灣稅は將來北樺太沿岸に於て開港せられたる場合一般規定に基き利權者より徵收さるるものとす
勞務に對する仕拂は一般規定に據る
上記の船舶は利權企業生產品及其設備品並に供給品の運搬、企業の勞働者及從業員の食糧品並に供給品の運搬及勞働者、從業員並に其家族の輸送にのみ使用するものとす
石炭紆の曳船、木材及利權企業上必要なる供給品及勞働者從業員並に其家族の運搬に從事する利權企業の小型補助船舶(六〇馬力迄の小蒸汽船及發動機船)は北樺太西海岸に沿ひ自由航行並に何等の支障なく亞港に寄港するの權利を有す
二九、豫め地方官憲當該機關の承諾を得防波堤積込棧橋及繫留所を建設し並に起重機及其他の荷揚及積込用設備を設置する權利を利權者に許與す
利權者は前項の防波堤棧橋及繫留所附近に於て船舶の積込及陸揚に際し何等の支障なく且自由に海面を使用する權利を有す
若し將來企業發展に關聯し利權者が築港の必要を認むるときは港の位置計畫及築港の條件に付豫め交通人民委員會と協定せさるへからす
利權者の建設したる港は交通人民委員會の支配に移る而して交通人民委員會と協定せる條件に

より港の一定區域を利權者の營業的使用に許與すべきことを豫め決定す
三〇、利權企業の總ての建物及築設物は共總ての設備とも利權者はソヴイエト社會主義共和國聯邦保險機關に自己の勘定を以て政府の名義により附保せざるべからす
利權者に對すら保險料率は同種國營企業と同一とす
火災の爲附保財產消滅又は損害を受けたる場合政府は保險金を利權者の名義によりソヴイエト社會主義共和國聯邦國立銀行に預金す該保險金は政府の監督の下に只利權企業復興の爲にのみ利權者は支出するものとす
三一、利權期間の滿了に際し利權企業物、改良工事設備及備品と共に本契約に從ひ最後の五年間維持せられたる平均生產に劣らざる生產を支障なく可能ならしむる狀態に於て無償にて政府に移轉すへし
但政府は本契約有效期間最後の十ケ年間に於て費用に付政府の承諾を得て利權企業に對し設備せる建物及改良工事にして左記の原價償却せられさる部分を利權者に賠償する義務を有す
卽ち利權者の出費に對する每年原價償却率は石造建築物三分、機械及設備七分、及木造建築物及紆五分とす
材料、食糧品、及供給品にして貯藏中のもの製品、半製品、資金及其他の流動資產は利權者の所有に殘る
利權者の利權期間の終了の日より三ケ月內に本條の條件を守り企業を政府に引渡す義務を有す
此期間中に利權者は政府と總清算を終了せざるべからす上記條件を遂行したる後利權者の所有に屬する財產は利權者に於て一ケ年以內に何等の支障なく且無稅にて利權地域より搬出することを得べし
指定の期間に利權地域より搬出せられざる利權者の財產は無償にて政府の所有に歸す
利權者の如何なる負債及義務は何處にて發生したるを問はず政府に移轉することなし
三二、若し本契約の有效期間中に契約の全部又は一部の履行か不可抗力の爲不可能となりしときは不可抗力の繼續期間中當該義務履行の延期を双互に於て許與する義務を有す但契約の基本期限を延長することなし
三三、政府は左の場合に限り期間中企業を中止するの權利を有す
イ、ソヴイエト社會主義共和國聯邦の裁判機關又は外國裁判機關の法律機關の法律上有效となりたる判決により利權者が仕拂不能の債務者として宣告せられたるとき
ロ、利權者が本契約の第十二條第一項及第三項第十四條末項第十六條及第十八條に記載されたる條件違反の場合
政府は契約破棄前一ケ月の間隔を以て書面により二回の通告を發せざるべからす
是等の場合に於て利權企業は契約中止に際し存在する狀態に於て本契約第三十一條の條件を守り無償にて政府に移轉するものとす
政府は本條項に從ひ利權を中止せすして前條の條件違反により政府に蒙らしたる損害賠償を利

権者に要求し且何時にても右契約違反行爲の排除を要求する權利を留保す

三四、政府は本契約違反により蒙りし損害を利權者に請求するの權利を有す

三五、本契約並に附屬書及補足書の解釋及實行に關し政府並に利權者間の總ての爭議及不一致はソヴイエト社會主義共和國聯邦最高法院に於て決定するものとす

利權者並に第三者例へば國營機關、コペラチーブ其他の機關及個人との間に於ける私權の性質を帶びたる爭議は通常の方法によりソヴイエト社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す

本條は相互の合意により兩者間の爭議解決を仲裁々判に付する權利を排除するものに非ず

三六、本契約の效力發生の日より利權者は本契約第十一條により政府より利權者に引渡さるる財産に對し本契約第十一條に定められたる評價に從ひ此財産價額の四分の割合を以て一ケ年の借料を政府に仕拂ふものとす

借料は各作業年度終了後三ケ月以內に浦潮斯德に於けるソヴイエト社會主義共和國聯邦國立銀行支店に納入するものとす

三七、本利權契約は利權地域內に於て露顯すること有るべき石炭以外の有用なる埋藏物の採掘權利を利權者に許與するものに非ず

三八、本契約は不定金額契約として一九二三年國家印紙稅法適用に關する命令第十三條a項に從ひ普通印紙稅を仕拂ふものとす

本契約に依る比例印紙稅は本契約調印に際し正確に決定し得ざる報償金並に每年年度終了後利權者より政府に仕拂ふべき其他の仕拂金に對し計算せらるるものとす

每年仕拂はるべき比例印紙稅は本契約第十四條に約定したる報償仕拂と同時に利權者によりソヴイエト社會主義共和國聯邦國立銀行當該地方支店に納入するものとす

三九、契約原本はソヴイエト社會主義共和國聯邦人民委員會總務部に保存し利權者にはソヴイエト社會主義共和國聯邦人民委員會書記官の保證したる契約寫本を交附す

四〇、契約調印の日を以て本契約效力發生の日と定む

北樺太鑛業會社の勞働團體契約

初年度の勞働團體契約は、大正十五年九月ハバロフスクにて同社派遣代表と全露鑛山勞働組合中央委員會代表との間に契約締結を見一年間の契約期限を終つて昭和二年難交涉の末契約を改訂更新した。第三年度即ち昭和三年は迂餘曲折の末昭和四年二月に至り漸く調印の運びに至つたが、其諸條件は、文化施設に多少の變化を見た外、賃銀網を始め實質的には殆んど前年度のそれと變化を見ない。左は前年度のそれに示されたる同社團體契約の範例である。

勞働團體契約

第一章 總 則

第一條 ソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會（以下中央委員會ト稱ス）ハ一九二七年五月二十六日附中央委員ノ委任狀ニ基キ行動スル中央委員會員兼鑛山勞働者組合極東地方委員會議長「グリゴリー・セミヨノヴイチ・ロクチエヴ」ヲ通シ一當事者北樺太鑛業株式會社（以下會社ト稱ス）ハ一九二七年六月十五日附發給同年同月十五日附在東京「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦總領事館ノ證明裏書アル委任狀ニ基キ行動スル會社ノ全權小澤仁之甫ヲ通シ—他當事者—兩者ノ爲義務的ナル一九二二年發布露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働法第四章（第十五條乃至二十六條）ニ基キ該勞働法ノ擴張並ニ追加トシテ本團體契約ヲ締結セリ

備考 爾後一九二二年發布露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働法ハ單ニ勞働法（KZOT）ト謂フ

第二條 中央委員會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合ノ名ニ於テ本契約ノ施行ヲ組合ノ極東地方委員會及其「サガレン」ニ於ケル全權（以下單ニ組合ト稱ス）ニ副委任ス

從テ本契約ノ施行ト關聯シテ發生スル總テノ問題ニシテ兩當事者ノ協定若クハ解決ヲ要スルモノニ付テハ會社ハ直接組合ト組合ハ直接會社ト交涉スルモノトス

同樣ニ組合及會社ハ地方的條件ヲ考慮シ本契約ニ定メラレタル勞働條件ニ該當シテ本契約ノ追加協定若クハ本契約ノ擴張トシテノ協定ヲ締結スルコトヲ得

第三條 本條備考ニ規定セル者ヲ除キ本契約ハ其何タルヲ問ハス會社カ現ニ經營セル若クハ新ニ經營スルコトアルヘキ基本的又ハ附帶的企業、營造物及經濟團體ニ從事セル又ハ新ニ就業スル勞働者及從業員ノ全部（性、老幼、人種、宗教市民及國籍又ハ鑛山勞働者職業組合或ハ他ノ職業組合ニ加入シ居ルト否トヲ問ハス）ニ效力ヲ及ホシ會社ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府トノ間ニ締結セル利權契約ニテ定メラレタル會社ノ「サガレン」ニ於ケル利權地域ニテ其何タルヲ問ハス會社カ爲シ又ハ會社ノ爲ニスル作業執行ニ際シ適用サルルモノトス

備考 本契約ハ高級管理部員高級技術員、高級經理部員及勞働者並ニ從業員ノ雇傭解雇並ニ評價制定ノ權限ヲ有スル者及ヒ組合ト會社トノ特別追加協定ヲ以テ作成サルル職務細則ニ基キ會社ノ利益分配ニ與ルモノニ對シテハ其效力ヲ及ホササルモノトス

第四條 本契約ハ一九二七年十月一日ヨリ效力ヲ發生シ一九二八年九月一日迄有效トス

第五條 會社ノ本契約違反又ハ不履行ノ結果會社ノ勞務者又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合機關ニ物質的損害ヲ與エタルトキハ會社ハ之カ賠償ノ義務ヲ負フ但シ不可抗力（火事、船舶ノ沈沒又ハ海難時化其他之ニ類似スルモノ）ニ依リ契約ノ履行カ妨ケラレタルトキハ此限ニ非ス但シ不可抗力ノ存シタルコトハ最寄當該國家機關（商務館、港務管理部、鑛山監督部、勞働監督部、稅關及其他）ニ依テ證明サルヘキモノトス

利權企業

勞働者又ハ從業員中ノ何人タルヲ問ハス本契約ニテ課セラレタル義務ヲ履行セサルトキハ勞働法第四十七條（ニ）項ニ規定セル結果ヲ來スモノトス

第六條 勞働法第三十二條ノ擴張トシテ次ノ通リ定ム

自己ノ「コントルアゲント」（賃借人、請負人、用達及其他）ト其何タルヲ問ハス契約締結ニ當リテハ會社ハ該契約中ニ會社ノ爲ニスル作業執行ニ當リ利權地域內ニテ前記「コントルアゲント」カ使用スル雇傭ニ依ル全從業員ニモ本契約全部ヲ適用スルノ條件ヲ含マスヘキモノトス前揭「コントルアゲント」ノ本契約不履行ノ場合ニハ會社ハ其結果勞務者ニ及ホシタル總テノ物質的損害（本契約ノ範圍內ニ於テ）ニシテ「コントルアゲント」ニヨリ賠償セラレサリシモノヲ遲滯ナク賠償スルモノトス

第七條 契約有效期間中其各條項ハ組合ト會社トノ相互協定ニ依リ變更スルコトヲ得

右變更ハ該協定ニテ他ノ期間カ定メラレサリ該變更ニ係ル協定ニ兩當事者署名ノトキヨリ效力ヲ發生ス

第八條 契約當事者ノ一方カ契約條件ノ再審ノ要求ヲナササルトキハ本契約ニ規定セル期間（第四條）終了後モ本契約ノ效力ハ將來ニ對シ本契約ニ規定セル期間丈延長サレタルモノト看做ス

變更シタル條項ニテ新ニ契約ノ締結ヲ希望スル當事者ハ本契約ノ期間終了一ケ月以前ニ之ニ付書面又ハ電信ニ依ル通知ヲ相手方ニ送附スヘキモノトス右申出受領ノ後三週間ヲ經テ兩當事者ハ其審議ヲ開始スヘキ義務アルモノトス而シテ本契約期間終了直後交涉ノ終了セサリシ時ハ新契約效力發生迄ハ勞働及賃銀條件ハ舊契約ニヨリ規律サルルモノトス新契約ノ效力發生期ハ該契約（新）ニテ定ム

備考 本契約締結ノ兩當事者間ノ連絡ニ當リ次ノ宛名ヲ適用ス

中央委員會（郵便用）莫斯科市「サリヤンカ」十二勞働館內、「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會

中央委員會（電信用）莫斯科、「ゴルノソユーズ」

會社（郵便用）東京市丸ノ內丸ノ內ビルヂング、北樺太鑛業株式會社

會社（電信用）東京、セキタンクミアイ

上記宛名ノ總テノ變更ニ付テハ當事者ハ之ニ付遲滯ナク相手方ニ通知スルモノトス

第九條 本契約適用ノ見地ニ付テ起ル爭論及爭議ノ解決並ニ勞働法及本契約カ一地方評價爭議委員會（MPKK）ニ課スル諸任務ヲ遂行シ及實行スル爲ニ會社ノ企業及營造物ニ本契約附錄規定（附錄第一參照）ニ基キ行動スル會社及當該組合機關（鑛山委員會、坑內委員會、地方委員會及其他）ヨリ同數ノ代表者ヲ出シ一地方評價爭議委員會（MPKK）ヲ組織ス

會社企業ノ全地方ノ爲ニ組合ト會社トノ追加協定ニヨリ地方評價爭議委員會（PPMK）ヲ組織スルコトヲ得之ニ關スル規定モ亦組合ト會社トノ協定ニヨリ作成ス

一地方評價爭議委員會（及地方評議爭議委員會）

ニテ解決シ得サル爭議ハ勞働法第百六十八條乃至第百七十四條ニ規定セル手續ニヨリテ解決スルモノトス

第十條　本契約ニ規定ナキ一切ノ勞働條件ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國現行勞働法又ハ勞働法ノ擴張及追加タル現行若クハ將來發布サルルコトアルヘキ取締規定、公ノ解釋、命令、指令及其他一般立法又ハ關係官省ノ處置ニ依ルモノトス

備考一　本契約ニ於テ勞働法令ノ擴張又ハ增大ヲナサシテ本契約中ニ勞働法令ノ正確ナル引照ヲナセル場合（第四十五條及其他）該法令變更ノ際ニハ之ニ付兩當事者ノ何等特別ノ協定ナクトモ自働的ニ效力ヲ發生スルモノトス

備考二　季節的並ニ臨時勞働者ニ付本契約ニテ規定セサル勞働條件ハ一九二六年六月四日附中央執行委員會及人民委員會ノ季節的勞務ノ勞働條件ニ關スル規定及一九二七年一月十四日附臨時及季節的勞働ニ關スル規定ニヨリ規律ス

第二章　雇傭及解雇

勞働法第二章、第五章及第九章（第五條乃至第十條、第二十七條乃至第四十九條、第七十七條乃至第九十三條）一九二五年一月二日附勞働力雇傭手續ニ關スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會規定並ニ雇傭及解雇ニ關スル其他ノ總テノ法律又ハ處置ノ追加及擴張トシテ左ノ通リ定ム

第十一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ト締結セル利權契約遂行ノ爲會社カ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦市民中ヨリ勞働者及從業員ヲ雇傭セサルヘカラサル總テノ場合並ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域內ニテ勞務者雇傭ノ總テノ場合ニハ會社ハ同資格並ニ其他ノ條件同等ナルトキハ次ノ場合ヲ除キ失業者タル職業組合員ヲ第一順位ニ勞務ニ採用スルモノトス

（イ）、會社カ勞働力ノ雇傭ヲ勞働人民委員會ノ機關ヲ通シテ行フ場合

（ロ）、失業者タル職業組合員ヨリ次ノ期間內ニ會社ニ申出ヲナササル場合

必要トスル勞働力ニ係ル會社ノ適當ナル公告ノ後並ニ該公告ヲ會社ヨリ鑛山勞働者組合地方機關ニ同時ニ提出シタルトキヨリ「サガレン」ニ於テハ三日浦潮斯德ニ於テハ七日及（ハ）、職務又ハ勞務カ特別ノ個人的信任ヲ要スル場合但シ該職務及勞務ノ目錄ハ組合ト會社トノ追加協定ニヨリテ之ヲ定ム

第十二條　會社ハ雇入レタル勞務者ノ雇入地ヨリ作業地迄ノ旅費ヲ負擔シ又乘船ノ日ヨリ旅行期間ニ對シ勞務者カ雇傭セラレタル等級ノ一ケ月ノ賃銀率ノ二十四分ノ一ノ割合ニヨリ日當ヲ支給スルモノトス

第十三條　勞働法第二十八條第三十九條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

技倆試驗ノ結果ニ付法律上ノ試驗期間經過後二十四時間以內ニ通告ヲ受ケサル勞働者及從業員ハ自働的ニ雇入レラレタルモノト看做ス

第十四條　勞働法第二十九條及一九二四年二月二十五日附「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會規定第八三／一〇ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

會社ハ勞務ニ採用セラレタル總テノ者ニ對シ法律ニテ定メラレタル樣式ノ賃銀計算帳ヲ支給シ各勞務者ノ爲セル勞務ヲ別々ニ計算シ遂行セル勞務ノ量並ニ其評價及支拂ヒタル報酬額ヲモ計算帳ニ記入シ自己ノ事務所ヲ經テ直接各勞務者ノ勞務ニ對シ支拂フモノトス

第十五條　一定ノ勞務ノ爲「サガレン」以外ノ地ニ於テ雇傭セラレタル勞働勞務從業員ニシテ作業場所到着後勞務ノ資格ニ該當スル職務又ハ勞務ナキトキハ會社ハ右勞務者ニ其等級ノ一ケ月賃銀率ノ退職手當ヲ支給ス但シ其手當ハ七級以下タルヘカラス若シ右勞務者カ「サガレン」退島ヲ希望スルトキハ會社ハ右ノ外雇入地迄ノ範圍內ニテ歸還地迄ノ旅費ヲ支給シ又雇入ノ日ヨリ汽船上陸ノ日迄ノ全期間ニ對シ當該等級賃銀ニヨリ報酬ヲ支拂フ

備考　被解雇後當該航路ノ第一船ニテ退去ヲ希望セサル勞務者ハ會社ノ費用ニヨリ歸還スル權利ヲ喪失シ唯其賃銀率ニヨリ退職手當及解雇ノ日迄ノ報酬ヲ受クルモノトス

第十六條　勞働法第四十四條乃至第四十九條、第八十八條及至第九十條及一九二五年七月十六日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員會ノ規定第二〇七／第一二六四號追加トシテ左ノ通リ定ム

（イ）、人員並ニ事業ノ縮少ニ當リ同資格及其他

ノ同等ナル條件ノ下ニ在リテハ先ツ職業組合員外ノ者カ解雇サルヽモノトス

備考　本條件ハ本契約第十一條（ハ）項ニ規定セル職務ニ從事スル勞務者ニハ適用セス

（ロ）、幼兒又ハ其他ノ扶養者ヲ有スル獨身ノ婦人ハ人員減少ニ當リテ其他ノ條件同等ナルトキハ勞務ニ殘サルヽ特權ヲ與エラルヽモノトス

（ハ）、勞働法第四十七條（イ）（ロ）及（ハ）項ニ基ク被解雇者ニハ來ルヘキ解雇ニ付勞務者カ豫告セラレタルト否トニ不拘三週間分ノ平均賃銀額ノ退職手當ヲ支給サレ又勞働法第四十七條（ト）項ニヨル被解雇者並ニ二年以上ノ勤續者カ自己ノ希望ニヨリ退職スル場合ニハ來ルヘキ解雇ニ付勞務者カ豫告セラレタルト否トニ不拘二週間分ノ平均賃銀額ノ退職手當ヲ支給サルヽモノトス

右ノ外會社ハ上記ノ總テノ場合「サガレン」ヨリ退去ヲ希望スル者ニハ汽船ニテ歸還セシメ又ハ雇入地迄ノ範圍內ニテ歸還地迄ノ旅費ヲ支拂フモノトス

前揭本人ノ申出アルトキハ會社ハ支障ナク本人並ニ其家族ニ本人ノ費用ヲ以テ本契約第二十六條（附錄トモ）ニ從ヒテ一人ニ付二週間分ノ消費ノ標準ヲ超エサル食糧ヲ配給スヘシ

備考　被解雇勞務者及自己ノ希望ニヨル退職勞務者ノ退去ニ關スル期間及手續ハ船舶ノ噸數、航海ノ狀況其他ヲ考慮シ組合ト會社トノ追加協定ニヨリテ之ヲ定ム

（ニ）、職業組合、政治機關、消費組合及「ソヴイエト」機關ニ於ケル勞務ニ選ハレタル勞務者ニ對シテハ會社ハ企業ニ歸還後從來ノ職務又ハ之ニ相當スル職務ヲ與フヘシ但シ右勞務者カ前揭機關ニテ服務中ハ法律ニ特ニ規定セル場合ヲ除キ會社ハ其給料ヲ支拂ハサルモノトス

備考　前揭ノ勞務中職業組合ノ勞務ヨリ企業ニ歸還セル勞務者以外ニ對シテハ會社ハ資格ニ相當スル職務又ハ勞務ニ最初ニ空席ヲ生シタルトキ之ヲ提供スルモノトス

職業組合ノ勞務ヨリ歸還セル者ニハ會社ハ勞働法第百六十條ニ應シ遲滯ナク勞務ヲ提供スルモノトス

（ホ）、或期間雇傭セラルヘ勞務者ハ雇傭際雇傭期間ヲ明示シタル書面ヲ以テ其旨豫告セラルヘキモノトス

第十七條　雇入解雇ノ際同資格ノ決定ハ同一條件ノ下ニ於テ各個勞働者ノ遂行セル勞務ノ量及質ヲ比較シテ之ヲ行フヘキモノトス

之ニ際シテ起ル爭論及爭議ハ本契約第九條ニ示セル手續ニヨリ解決スヘキモノトス

第三章　勞務ニ對スル支拂ノ標準及支拂手當

勞働法第七章及第八章（第五十六條乃至第七十六條）ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

第十八條　遂行セラルヽ勞務ニ應シ會社ハ本契約附錄勞務及職務ノ細別ニ從ヒ勞務者ヲ當該賃銀等級ニ區分ス（附錄第二參照）右細別ハ組合ト會社トノ特別協定ニヨリ追加スルコトヲ得

右ニ不拘管理部員、技術員及事務所員ニハ本契約ヲ「アレクサンドロヴスク」ニテ入手後一ケ月ノ期間內ニ締結スル組合及會社ノ特別協定ニテ定メラルヘキ範圍及手續ニヨリ追加支拂ヲナスモノトス

之ト關聯シテ生スル總テノ爭論及爭議ハ爭議手續ニ從テ解決ス（第九條）

第十九條　資格アル勞働者及從業員ニシテ一時的ニ自己ノ專門ニ屬セサル他ノ勞務ヲ遂行スルトキハ該時間ニ對シ其本來ノ又ハ一時的勞務ノ等級ノ中高級ニ從ヒ賃銀ノ支拂ヲ受クルモノトス

第二十條　坑外組合ノ勞働者ヲ地下勞務ニ從事セシムル場合ニハ該勞務遂行ノ時間ニ對シテハ本契約ニ地下勞務ニ付規定サレタル勞働時間及淸算係數ノ標準ニ基キ支拂ヲナスモノトス（第三十條及第四十一條）

第二十一條　勞働法第三十六條第六十二條及第六十四條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

勞働者又ハ從業員ヲ高級ヨリ下級ノ勞務ニ移スコトハ評價爭議委員會ノ決定ニ從ヒ左記ノ場合ニ於テノミ之ヲ實行スルコトヲ得

（イ）、當該勞務者ノ爲ニ定メタル賃銀等級ニ相當スル勞務ニ適セサル場合

（ロ）、高級ニ相當スル勞務ナキ場合

下級ニ移ルコトヲ承認セサル者ハ一般規定ニ基キ勞働法第四十七條（イ）（ロ）（ハ）項ニ基ク被解雇者ノ爲本契約第十六條（ハ）項ニ規定サレタル總テノ補償ヲ支給シ之ヲ解雇スルコトヲ得、下級ニ移ルコトヲ承認シタル者ハ低下後二週間ニ

對シテハ以前ノ等級ニ於ケル平均賃銀ノ支拂ヲ受ク、病氣、休暇又ハ出張中ノ勞務者ヲ下級ニ移スコトハ許可セサレサルモノトス

第二十二條　第一級ノ月額賃銀率ヲ二十留ト定ム他ノ等級賃銀率ハ左記十七級賃銀表ノ係數ニ應シテ定ム

一ケ月賃銀	係數	等級
二〇〇・〇〇留	一・〇	一
二四・〇〇	一・二	二
三〇・〇〇	一・五	三
四〇・〇〇	二・〇	四
四六・〇〇	二・三	五
五〇・〇〇	二・五	六
五六・〇〇	二・八	七
六二・〇〇	三・一	八
七〇・〇〇	三・五	九
八四・〇〇	四・二	一〇
九二・〇〇	四・六	一一
一〇〇・〇〇	五・〇	一二
一一〇・〇〇	五・五	一三
一二四・〇〇	六・二	一四
一三四・〇〇	六・七	一五
一四四・〇〇	七・二	一六
一六〇・〇〇	八・〇	一七

本契約第十八條ニヨリ第一、第二及第三級ニ編入セラレタル勞務者ハ第四級賃銀率即チ一ケ月四十留ヲ受ケ該勞務者ニハ此銀賃率ニヨリ本契約ニ規定サレタル總テノ勞務ニ對スル其他ノ種類ノ支拂ヲモ算定サルヽモノトス

備考　賃銀ハ組合ト會社トノ追加協定ニヨリテ爲スモノトス但シ勞務提供ノ時申渡サレタル評價以下ナルヘカラス

第二十三條　本契約ニ於テ規定シタル賃銀給與ヲ受クルニ對シ勞働者及從業員ハ之ニ相當スル勞務ヲ行ヒ其適當ナル實質ヲ保證スヘシ相當ノ理由ナクシテ規定サレタル勞務ノ數回ニ亘ル不履行又ハ不良質ノ勞務ノ履行ヲナストキハ內部管理規則ノ規定セル罰則ヲ受ケ又該當スル場合ニハ一地方評價爭議委員會ノ認可ヲ得テ勞働法第四十七條(一)及(二)項ヲ適用ス

第二十四條　標準決定ヲナシ得ル勞務ノ出來拂（制限ヲ附セサル出來高拂）ヲ採用ス

標準決定ヲナシ得サル勞務ハ定期的（月給、日給、時間拂）ニ支拂フカ又ハ技術上可能ナル所ニテハ課業拂又ハ一括拂ニヨルモノトス

出來高拂、一括拂及箇數拂勞務ニ當リ勞働補助勞務者カ定期的ニ支拂ヲ受クルモノナルトキハ其賃銀率ニ出來高拂勞働者ノ割增ノ三十五「パーセント」及至五十「パーセント」ノ追加ヲ受クルモノトス

第二十五條　出來高拂及其他ノ評價ハ會社之ヲ作成シ作業開始三勞働日以前企業ニ於テ掲示場ニ掲示ス又組合機關（ルドコム、シヤフトコム）ニ通告ス

備考　猶豫ヲ許サヽル例外ノ場合ニハ會社ノ作成セル評價ハ一方評價爭議委員會ノ認可アル迄勞務ニ對シ適用スルコトヲ得又拘束力ヲ有スル但シ此場合勞務ニ對シテハ一地方評價爭議委員會ノ認可セル評價ニヨリ最後的支拂ヲ爲スモノトス但シ勞務提供ノ時申渡サレタル評價以下ナルヘカラス

第二十六條　會社ハ企業全勞務者及其同棲家族ニ對シ充分良質ノ食糧品及一般需用物品ヲ現場ニテ定メラルヘキ範圍及數量並ニ手續ヲ以テ供給スルコトヲ保障ス但シ本契約附錄標準以下ナルヘカラス

供給物資ノ價格ハ八月一日十一月一日二月一日及五月一日現在ノ浦鹽斯德市ノ購賣組合ノ公定價格ニヨリテ定ム但シ一九二七年七月一日現在ノ浦鹽斯德市ノ購賣組合ノ公定價格ヨリ高カラサルモノトス

供給標準及手續ニ係ル目錄ハ現場ニテ會社及組合之ヲ作成協定シ本契約ノ全期間中有效トス

備考　證明書ヲ期間內ニ入手スルコト不可能ナルニ付一日ニ於ケル價格ハ各四半ケ年ノ十五日ヨリ效力ヲ發生ス

第二十七條　組合ニ食糧品及一般需要物品ノ分配、勞務者ニ配給スル總テノ食糧品及物品ノ價格及其良質ナリヤニ付テノ監督ノ權限ヲ附與ス

第二十八條　被解雇者ノ淸算ハ會社管理部ノ決定シタルトキ又ハ勞務者ノ申出ニヨリ管理部カ解雇ヲ承認シタルトキヨリ三日以內ニ之ヲ行フヘシ管理部ノ都合ニ依リ右期間以上ニ淸算ヲ遲延シタル場合ニハ被解雇者ハ引續キ勤務又ハ勞務ニ服シ居レルモノト看做シ淸算執行ノ時迄其平均賃銀額ヲ加算サルヽモノトス

備考一　祭日若クハ每週又ハ特別休養日ハ本條ニ規定セル三日ノ期間中ニ含マス

備考二　月拂ヲ受クル勞務者ノ解雇ニ當リ全一ケ月ニ達セサル勞務ノ淸算ハ該勞務者ノ、一ケ月ノ報酬ノ二十四分ノ一ニ當該月中（一ケ月ニ滿タサル）ニ於ケル勞務ノ實際稼働日數ヲ乘シテ之ヲナス

第二十九條　支拂ノ「プレミヤ」制ハ組合ト會社トノ特別協定ニヨリテノミ許可サルヽモノトス

第三十條　一日ノ賃銀率ハ勞務者カ配置サレタル賃銀等級ニヨリ當該勞務者ニ定メラレタル月額ヲ左ノ係數ニテ除シテ之ヲ定ム

(イ)、傾斜四十五度以上ノ炭層ニテ勞働スル採炭夫、壓搾空氣鑿穿孔夫並ニ竪坑及「サンプ」掘進夫　係數　十八

(ロ)、傾斜四十五度以下ノ炭層ニテ勞働スル採炭夫、穿孔夫、坑道、基本坑道通風坑道及運搬（中間）坑道、橫切坑道、昇及「ブラインドシヤフト」ヲ掘進スル採炭夫（掘進夫）　係數　十一

(ハ)、支柱夫　係數　二十二

(ニ)、其他ノ地下勞働者、鑛山小頭及發破夫　係數　二十三

(ホ)、坑外勞働者及全從業員　係數　二十四

一時間ノ賃銀率ハ前記ニヨリ算出シタル一日ノ賃銀率ヲ本契約第四十二條ニテ當該勞働者ノ爲定メラレタル普通勞働日ノ時間數ニテ除シ之ヲ定ム

第三十一條　出來高拂賃銀ハ勞務ノ等級ニヨリテノミ定メ該勞務ヲ實行スル勞務者ノ等級ニヨラス

第三十二條　出來高拂勞務ニ從事スル未成年者ハ成年者ト同額ノ出來高拂賃銀ヲ受ケ短縮時間ニ對シテハ其一時間ノ賃銀率ニヨル勞銀ノ增拂ヲ受クルモノトス

第三十三條　平均賃銀ハ其適用ノ總テノ場合左ノ如クシテ算出セラルヽモノトス

(イ)、一日ノ平均賃銀ハ最後ノ一ケ月ノ實際ノ一ケ月賃銀（賃銀率、出來高拂割增、一括拂勞務ノ報酬、時間外賃銀「プレミヤ及ナグルーズカ）ヲ其ノ實際出勤日數ニテ除シテ之ヲ定ム

(ロ)、一ケ月ノ平均賃銀ハ最後ノ月ノ一日ノ平均賃銀ニ當該種類ノ勞務者ニ付定メラレタル出勤日數ヲ乘シテ之ヲ定ム

第三十四條　勞働法第七十一條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

(イ)、派出事務所ヨリ勞務場所迄步行ノ時間及其他勞務ニ關聯スル他ノ事情ニヨル步行時間ヲモ勞働時間ニ算入ス

(ロ)、勞務ノ性質上必要ナル補助設備及設備ノ準備並ニ其勞務場所迄ノ運搬ハ若シ該狀況カ會社ノ全窓過期間ニ對シ勞務者ニ其賃銀率ニヨリ支拂ヲナスモノトス

第三十五條　勞働法第八十三條ノ追加トシテ左ノ通リ定ム

出來高拂勞務ノ場合其生產カ勞務ノ進行中「プラーク」ノ或程度ノ普通ノ率ヲ伴フモノナルトキハ「プラーク」カ普通率ナル限リ勞働者ノ賃銀ヨリ何等ノ控除ヲナサヽルモノトス

備考　「プラーク」率ハ會社ニ於テ之ヲ定ム本件ニ關スル爭論及爭議ハ爭議解決ノ手續ニヨリテ之ヲ解決ス（第九條）

第三十六條　勞働者ノ過失ニ非シテ不適當ト認メラレタル勞務ハ其勞務ニ對シテ費消セシ全時間ニ對シ該勞務ニ付定メラレタル賃銀ヲ支拂ハルモノトス

第四章　保障及補償

勞働法第六章及第九章（第五十條乃至第五十五條並ニ第七十七條乃至第九十三條）及之カ擴張（特ニ一九二三年第五十四號「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會ノ出張ニ對スル支拂ニ係ル規定）トシテ發布セル總テノ法律、處置、規定ノ追加トシテ左ノ通リ定ム

第三十七條　勞務者出張ノ際日當ハ平均賃銀ニヨリ支給ス但シ第九級賃銀率以下ナルヘカラス

第三十八條　勞働法第八十七條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

勞務者ノ解雇ヲ伴ハサル勞務中止ノ場合ニシテ會社カ勞務者ニ他ノ勞務ヲ提供シ得サルトキハ會社ハ全窓過期間ニ對シ勞務者ニ其賃銀率ニヨリ支拂ヲナスモノトス

勞務ノ中止カ六日以內ナルトキハ右窓過期間ニ

對スル勞務者ヘノ支拂ハ平均賃銀ニヨリテ之ヲ行フモノトス

第三十九條　恒定的勞務ニ雇入レラレタルモノニシテ會社ニヨリ解雇セラレタル勞務者ハ若シ會社ノ企業地又ハ其附近ニ自宅ヲ有セス若クハ會社ニヨリ解雇サレタル後他ノ企業又ハ營造物ニ就職セサルトキハ其居住スル住宅ヨリ十月十五日ヨリ五月十五日迄ノ期間中ハ之ヲ移轉セシルムコトヲ得ス

本條件施行ノ手續ハ組合ト會社トノ追加協定ニテ確定ス

勞働法第四十七條(イ)(ロ)(ハ)及(ト)項ニ依ル被解雇者ハ會社ノ住宅及其他ノ共產的援助利用ニ對シテ料金ヲ徵收サレザルモノトス而シテ其他ノ被解雇者及退職者ヨリハ「サガレン」革命委員會ノ定メタル當該率ニヨリ料金ヲ徵收ス

第四十條　勞働法第五十條乃至第五十五條ヲ適用シ會社ノ企業及營造物ニ本契約附錄案（附錄第四參照）ニ基キ組合及會社ノ協定ニヨリ內部管理規則ヲ作成ス

勞働者又ハ從業員ハ本契約附錄罰則表ニ明確ニ規定セル場合及手續ニヨリ之ヲ處罰スルコトヲ得ルモ如何ナル場合ト雖モ勞働者ニ罰金ヲ課スルコトヲ得ス（附錄第五參照）

第五章　勞働時間及休養

勞働法第十章、第十一章及第十三章（第九十四條乃至第百二十條、第百三十二條乃至第三十六條及第百六十一條）ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

第四十一條　勞働法第九十四條及第九十五條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

地下勞務及坑外勞務ニ於ケル有害ナル作業ノ普通勞働日ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員會ノ當該目錄ニ示セル勞働者ノ全種類ニ對シテハ六時間ト定ム右ノ外坑道、基本坑道及運炭坑道、通風上連、橫切坑道及昇ノ掘進夫ニ對シテハ六時間ノ普通勞働日ヲ定ム

備考一　短縮サレタル勞働日ハ完全ナル八時間ノ勞働日トシテ支拂ハルルモノトス

備考二　勞働者ノ爲定メラレタル勞働日以上勞働スル總テノ勞働者ハ該時間外勞務ノ最初ノ二時間ニ對シテハ一・五倍ノ支拂ヲ夫以後ノ時間ニ對シテハ二倍ノ支拂ヲ受クルモノトス

第四十二條　勞務ノ普通條件ノ下ニ於ケル一ケ月中ニ於ケル出勤ノ義務的標準ヲ左ノ通リ定ム

(イ)、總テノ地下採炭夫掘進夫及穿孔夫

一ケ月中二十日

(ロ)、支柱夫

一ケ月中二十二日

(ハ)、其他ノ總テノ坑內勞働者小額及發破夫

一ケ月中二十三日

(ニ)、日役又ハ出來高拂ニテ勞働スル坑外勞働者

一ケ月中二十四日

備考一　當該種類ニ對シ本條ニ定メラレタル一ケ月ノ出勤標準ヲ履行セル勞働者ハ其他ノ日ニ勞務ニ出頭セストモ如何ナル結果ヲモ蒙ラサルモノトス

勞働者ノ種類ニ對シ定メラレタル一ケ月ノ出勤標準ヲ履行セサル勞働日ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員會ノ當該目錄ニ示セル勞働者ノ全種類ニ對シテハ六時間ト定ム右ノ外坑道、基本坑道及運炭坑道、通風上連、橫切坑道及昇ノ掘進夫ニ對シテハ六時間ノ普通勞働日ヲ定ム

備考二　勞働者ノ爲定メラレタル勞働日以上勞働スル總テノ勞働者ハ該時間外勞務ノ最初ノ二時間ニ對シテハ一・五倍ノ支拂ヲ夫以後ノ時間ニ對シテハ二倍ノ支拂ヲ受クルモノトス

第四十四條　勞働法第百七四條乃至第二十條及一九二三年八月十四日附「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會規定（普通及追加休暇ニ係ル規則）ノ追加及擴張トシテ左ノ通リ定ム

會社ノ企業、營造物及經濟團體ニ於テ連續シテ十一ケ月以上勞働セル者ハ曆年ニ於テ一回連續シテ三週間ノ普通休暇ヲ受クル權利ヲ有ス其他ノ場合各勞務者ニ對スル普通並ニ追加休暇ノ提供ハ前揭引照法令ニ應シテ之ヲ行フ休暇ノ利用ハ必ス會社ニ依リ勞務者ノ手帳ニ記入サルヘキモノトス

備考一　休暇ノ金錢補償ハ一九二三年八月十四日附「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働

勤標準ヲ履行セサル勞働者ニハ勞働法第四十七條(ハ)項ヲ適用ス

備考一　本條ニ記載セサル勞働者及從業員ノ種類ノ者ハ總テ曆上勞働日勞務ニ出勤ノ義務アルモノトス

此場合ニハ　務ニ出頭セサルトキハ勞働法第四十七條(ハ)項ヲ適用ス

備考二　地下組合ノ勞働者ヲ坑外勞務ニ送ルトキハ本契約ニテ當該坑外勞務ニ付規定サレタル出勤標準及標準勞働日ヲ適用ス但シ此場各勞働者ハ其基本（地下）勞務ニヨル平均賃銀ヲ保存スルモノトス

第四十三條　每週ノ休養日若クハ革命祭日（勞働法第百九條乃至百十二條）ニ於ケル總テノ勞務ハ法律ニテ規定セシ手續ニヨリテノミ許可セラレ二倍額ノ支拂ヲ受クルモノトス

第四十四條　勞働法第百七四條乃至第二十條及一九二三年八月十四日附「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會規定（普通及追加休暇ニ係ル規則）ノ追加及擴張トシテ左ノ通リ定ム

備考一　當該種類ニ對シ定メラレタル一ケ月ノ出勤標準ヲ履行セル勞働者ハ其他ノ日ニ勞務ニ出頭セストモ如何ナル結果ヲモ蒙ラサルモノトス

勞働者ノ種類ニ對シ定メラレタル一ケ月ノ出勤標準ヲ履行セサル勞働者ニハ勞働法第四十七條(ハ)項ヲ適用ス

備考一　本條ニ記載セサル勞働者及從業員ノ種類ノ者ハ總テ曆上勞働日勞務ニ出勤ノ義務アルモノトス

此場合ニハ　務ニ出頭セサルトキハ勞働法第四十七條(ハ)項ヲ適用ス

備考二　地下組合ノ勞働者ヲ坑外勞務ニ送ルトキハ本契約ニテ當該坑外勞務ニ付規定サレタル出勤標準及標準勞働日ヲ適用ス但シ此場各勞働者ハ其基本（地下）勞務ニヨル平均賃銀ヲ保存スルモノトス

第四十三條　每週ノ休養日若クハ革命祭日（勞働法第百九條乃至百十二條）ニ於ケル總テノ勞務ハ法律ニテ規定セシ手續ニヨリテノミ許可セラレ二倍額ノ支拂ヲ受クルモノトス

第四十四條　勞働法第百七四條乃至第二十條及一九二三年八月十四日附「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會規定（普通及追加休暇ニ係ル規則）ノ追加及擴張トシテ左ノ通リ定ム

會社ノ企業、營造物及經濟團體ニ於テ連續シテ十一ケ月以上勞働セル者ハ曆年ニ於テ一回連續シテ三週間ノ普通休暇ヲ受クル權利ヲ有ス其他ノ場各勞務者ニ對スル普通並ニ追加休暇ノ提供ハ前揭引照法令ニ應シテ之ヲ行フ休暇ノ利用ハ必ス會社ニ依リ勞務者ノ手帳ニ記入サルヘキモノトス

備考一　休暇ノ金錢補償ハ一九二三年八月十四日附「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會第三十六號規定第九條乃至第十六條ニ從ヒテノミ許可スルモノトス

備考二　評價爭議委員會ノ決定ニヨリ休暇ノ併合ヲ許可セラルルモ右ハ二ケ年以上ニ亘ルヲ得ス

備考三　休暇ヲ「サガレン」以外ニテ利用センコトヲ希望スル勞務者ニ對シテハ一ケ月以內ノ往復日數ハ休暇中ニ含マス但シ此期間（往復）ニ於ケル賃銀ハ保存セラレサルモノトス

上記ノ場合ニハ休暇ハ（「サガレン」ヨリ出發ノ權利共）勞働法第百十七條及第百十八條ニ示サレタル手續ニヨリ提供スルモノトス

休暇ヨリ歸還遲延ノ場合ハ遲延カ本契約第五條ニ示セル手續ニテ證明セラルヘキ不可抗力ノ爲ナラサリシ場合ニハ勞働者ニ對シ勞働法第四十七條(ヘ)項ヲ適用ス

備考四　休暇（又ハ職業組合、黨及、消費組合ノ勤務又ハ其他ノ出張）中ニ於ケル勞働者及其家族ハ提供サレタル住宅並ニ總テノ其他ノ共產的援助ヲ利用スル權利ヲ保有ス而シテ其家族ハ總テノ勞務者ト同樣ノ基礎ニ基キ勞務者カ休暇（若クハ出張）ヨリ歸還スル迄ハ物資ヲ利用スルノ權利ヲ有ス

第六章　勞働ノ保護

勞働法第十三章（第百二十九條乃至第百三十七條）第百三十四章（第百三十八條乃至第百五十條）及第十七章（第百七十五條乃至第百九十二條）並ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於テ發布セラレタル總テノ勞働保護問題ニ關スル取締規定、公ノ解釋、命令、指令、規則並ニ其他ノ一般立法又ハ關係官省ノ所置ノ擴張及追加トシテ左ノ通リ定ム

第四十五條　會社ハ「ソヴイエト」共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員會ノ公布セシ目錄ニ從ヒ勞働者及從業員ニ特別被服、豫防器具、特別石鹼並ニ中和劑（脂肪）ヲ給與スルモノトス

前記目錄ハ現場ニテ會社ト組合トニテ作成シテ本契約ニ添付ス上記ノ物ハ全部現品ヲ以テ給與スルモノニシテ金錢ヲ以テスル補償ヲ許サス

備考一　特別被服ノ保存並ニ使用手續ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會ノ命令一九二三年七月一日附第三〇九－七八號ニ記載セル物品ヲ受ク

備考二　未成年者ハ同種ノ成年者ト同等ニ本條ニ記載セル物品ヲ受ク

第四十六條　十八歲未滿ノ未成年者及乳兒ヲ養育シ或ハ幼兒ヲ有スル女子ハ如何ナル場所タルヲ問ハス其承諾ナキ限リ常住地外ニ出張セシムルコトヲ得ス

第四十七條　會社ハ地下勞働者ニ每日無償ニテ洗場ヲ使用セシム右ノ外會社ハ自己ノ費用ヲ以テ充分收容シ得ル露式浴場ヲ維持シ企業全勞務者五其家族ノ一週一度以上ノ無償利用ヲ保證ス

第四十八條　會社ハ勞務場所ニ應急救助ノ爲必要ナル藥品及補助器具ヲ備ヘタル小藥室ヲ組織シ

ナル借料ノ下ニ消費組合又ハ株式會社「ナルビート」ニ賃貸スルモノトス

第五十三條　會社ハ會社ノ合宿所ニ掃除夫（番人）ヲ會社ノ費用ヲ以テ保持ス但シ一人ノ掃除夫ハ（番人）居住者ノ總數四十人以内ニ於テハ隣接スル合宿所ニ對シテ勤務セシムルコトヲ得

第七章　徒弟

勞働法第十二章（第百二十一條乃至第二十八條）實行ノ爲兩當事者ハ其擴張及追加トシテ左ノ通リ定ム

第五十四條　會社ノ企業ニ於ケル未成年者ノ割合鑛山業徒弟學校「ゴルプロムウチヤ」組織並ニ維持ノ條件、生徒ノ個人的又ハ團體的教育ノ條件徒弟ノ期間、生徒試驗施行手續及其他ハ總テノ地方的ノ狀況ニ應シ現行法令及省令ニ基キ會社ト組合トノ特別協定ヲ以テ定ム

第五十五條　未成年生徒ノ勞務支拂ハ其實際ノ資格ニヨリ短縮サレタル勞働日ニ對スル賃銀率ノ全額ヲ支拂フモノトス未成年生徒ニ對シテハ本契約ニ未成年者ノ爲定メラレタル總テノ條件及特典ヲ適用シ本契約ノ總テノ條項ノ効力ヲ及ホスモノトス

第五十六條　修業年限ノ三分ノ二以上ヲ修業セル生徒ハ人員減少ニ際シテ解雇シ得サルモノトス

第八章　文化事業

第五十七條　會社ハ「クラスヌイ●ウガローク」ノ爲面積二十五平方米以上ノ三家屋ヲ分與シ土盛「ルドコム」ニ引渡シ又右家屋ニ煖房、點燈ヲ與ヘ水ヲ供給ス右ノ外會社ハ組合ノクラブノ煖房、點燈、給水ヲナシ炭鑛ニ聽取者二百人以上カ聽取シ得ル擴聲器付「ラヂオ」ヲ据付ケ組合ニ提供ス

第五十八條　文化營造物ノ勞務者（倶樂部勞務者教師其他）並ニ其家族ノ爲會社ハ「サガレン」革命委員會ノ規定セシ價格率ニヨリ會社勞務者ノ爲本契約ニテ決定セラレタル範圍内ニ於テ住宅並ニ其他共產的援助ヲ提供スルモノトス而シテ食糧品及一般需要物品ノ配給ハ本契約ニ從ヒ會社ノ勞務者ノ爲定メラレル價格及標準ニヨルモノトス

第五十九條　會社ノ企業地域内ニ會社ノ勞務者ノ兒童ノ爲學校カ組織セラルル場合ニハ會社ハ組合ノ申出ニヨリ該學校ノ爲家屋ヲ提供ス

第九章　組合機關

勞働法第十五章（第百五十一條乃至第六十七條）ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

第六十條　勞働法第百六十一條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

企業並ニ營造物ニ於ケル勞務ヲ免除セラレタル委員會委員ニ對スル支拂ヲ込メ勞務者ノ賃銀支拂ト同時ニ當該企業、營造物及經濟團體ニ於テ支拂ハレタル總テノ賃銀全額ノ三パーセントヲ每月當組合該機關ニ納入スルモノトス

備考　本條並ニ契約第四十九條ニ於ケル賃銀トハ本契約第三十三條ニ記載シタル手續ニテ算定スル實際月收賃銀ヲ云フ

第六十二條　會社ノ企業ニ於ケル組合機關勞務者ニ會社ハ「サガレン」革命委員會ノ定メタル價格率ニヨリ住宅及其他ノ共產的援助ノ利用ヲ提供スル而シテ食糧品及一般需要物品ハ會社ノ勞務者ト同等ノ基礎ニ於テ提供スルモノトス

右ノ外會社ハ組合勞務者ニ一週二回二人宛幸便ヲ利用シ會社ノ小蒸汽船ニテ亞港ニ往復スル權利ヲ提供スルモノトス

航海杜絕期間ハ會社ハ右ノ目的ノ爲右ノ範圍ニテ御者付客馬車ヲ提供スルモノトス

第六十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會委員及其全權並ニ組合ノ地方大管區及小管區及下級委員會委員若クハ其全權ハ前揭組合機關ノ委任ニヨリ會社ノ企業及營造物又ハ經濟團體ノ一切ノ作業ヲ支障ナク參觀スルノ權利ヲ有ス

第六十四條　會社ハ本契約書ヲ露語ニテ本百部揭示用「ビラ」五十枚日本語本二百部及揭示用「ビラ」五十枚支那語ニテ本百部ビラ五十枚ヲ印刷シ組合ノ處分ニ提供ス露語及日本語契約書ハ一九二七年十一月一日迄ニ支那語ノ契約書ハ一九二七年十二月一日迄トス

第六十五條　本契約書ニ左ノ附錄ヲ添附ス

附錄一　一地方評價爭議委員會規定（契約第九條）

附錄二　賃銀網等級別資格細別（契約第十八條）

附錄三　供給ノ標準及手續（契約第二十六條）

附錄四　內部管理規則案（契約第四十條）

附錄五　罰則表（契約第四十條）

附錄六　住宅及共產的援助規定契約（第五十二條）

組合中央委員會會員兼

組合極東地方委員會議長　ゲ●エス●ロクチエヴ

北樺太鑛業株式會社全權　小澤仁之甫

附錄第一（契約第九條）

一　地方評價爭議委員會規定

イ、總則

第一條　一地方評價爭議委員會（PKK）ハ會社ノ總テノ企業及營造物ニ組織サレ其勞働者ハ個々ノ基本的合同機關（坑內委員會、鑛山委員會、地方委員會其他）又ハ組合ノ受任者（委員）ニ依リテ連結セサル評價爭議委員會ノ目的ハ左ノ如シ

（イ）、勞働法及鑛山勞働者組合ト會社トノ團體契約ニ基キ評價爭議委員會ニ課サルル總テノ問題ノ解決

（ロ）、企業、營造物及經濟團體ニ於テ管理部ト勞働者及從業員トノ間ニ起ル爭議ノ解決

ロ、評價爭議委員會ノ職務

第二條　團體契約施行ニ關シ評價爭議委員會ノ職務ニ屬スルモノ左ノ如シ

（イ）、賃銀等級ニヨル勞働及職務細別ノ審査及認可

（ロ）、團體契約ニ應シ評價ノ審査及認可

（ハ）、各個勞務又ハ職業ノ試驗樣式ノ制定

（ニ）、休暇ノ手續及順序ノ制定

備考　（イ）（ロ）（ハ）及（ニ）ノ各項ニ揭ケタル問題ハ豫メ企業管理部ニ於テ作成シ評價爭儀委員會ノ認可ヲ受クルタメ管理部之ヲ提出ス但シ右ハ評價爭議委員會ノ勞務者側ニ於テ該問題ニ付自己ノ案ヲ作成シ評價爭議委員會ノ審査ニ附スルタメ之ヲ提出スル權利ヲ奪フモノニ非ス

（ホ）、內部管理規則案ノ作成

（ヘ）、一般若クハ各個人ノ賃銀ノ不正當ナル清算取調ノ不正當ニ對シ執行サレタル職業試驗ノ取調ニ關シ各個勞務者又ハ組合機關ヨリ申告スル申出ノ審査

第三條　評價爭議委員會ノ爭議權限ニ屬スルモノハ團體契約ノ解釋及施行ニ關シテ企業又ハ營造物ニ於テ走ル爭議並ニ勞働契約ニ關スル爭議ノ決定トス

備考　左ノモノハ評價爭議委員會ノ權限ニ屬セス

一、團體契約ノ本質ニ反對スル爭議、團體契約ニ挿入ノタメ新條件又ハ追加條件ノ要求一部廢止ノ要求並ニ團體契約

二、社會保險及勞働法違反ニ付テ起ル事件

ハ、評價爭議委員會ノ構成

第四條　評價爭議委員會ハ平等原則ニ基キ當該組合機關及會社ノ企業又ハ營造物ノ管理部ヨリ同數ノ委員ヲ出シテ組織ス各企業ニ於ケル委員ノ數ハ兩當事者ノ協議ニヨリ之ヲ定ム但シ双方共二名以下ナラサルモノトス

備考　勞働者及從業員ノ數カ三十人以下ナル會社ノ企業及營造物ニ於テハ評價爭議委員會ノ勞働者側ノ委員ノ職務ハ一委員（受任者）及當該企業又ハ營造物ニ於テハ評價爭議委員會ノ勞働者側ノ委員ノ職務ハ一委員受任者及當該企業又ハ營造物ノ勞働者及從業員ノ總會ニテ特別ニ選擧セラルル者トガ之ヲ遂行ス

第五條　兩當事者ハ相互ニ一名ノ議長及書記ヲ選定ス評價爭議委員會會議ニ於ケル議長及書記ノ職務ハ兩當事者ノ委員交互ニ遂行ス同一會議ニ於テ議長及書記ノ職務ヲ一方ノ委員ノミニテ遂行スルコトヲ得ス

第六條　評價爭議委員會ノ會議ハ公開トス秘密會ハ團體契約ノ解釋及施行ニ關シテ企業又ハ營造物ニ於テ走ル爭議並ニ勞働契約ニ關スル爭議ノ本質ニ反對スル爭議、團體契約ニ挿入ノタメ新條件又ハ追加條件ノ要求一部廢止ノ要求並ニ團體契約

二、社會保險及勞働法違反ニ付テ起ル事件

ハ、評價爭議委員會ノ構成

第四條　評價爭議委員會ハ平等原則ニ基キ當該組合機關及會社ノ企業又ハ營造物ノ管理部ヨリ同數ノ委員ヲ出シテ組織ス各企業ニ於ケル委員ノ數ハ兩當事者ノ協議ニヨリ之ヲ定ム但シ双方共二名以下ナラサルモノトス

備考　勞働者及從業員ノ數カ三十人以下ナル會社ノ企業及營造物ニ於テハ評價爭議委員會ノ勞働者側ノ委員ノ職務ハ一委員（受任者）及當該企業又ハ營造物ニ於テハ評價爭議委員會ノ勞働者側ノ委員ノ職務ハ一委員受任者及當該企業又ハ營造物ノ勞働者及從業員ノ總會ニテ特別ニ選擧セラルル者トガ之ヲ遂行ス

第五條　兩當事者ハ相互ニ一名ノ議長及書記ヲ選定ス評價爭議委員會會議ニ於ケル議長及書記ノ職務ハ兩當事者ノ委員交互ニ遂行ス同一會議ニ於テ議長及書記ノ職務ヲ一方ノ委員ノミニテ遂行スルコトヲ得ス

第六條　評價爭議委員會ノ會議ハ公開トス秘密會ハ團體契約ノ解釋及施行ニ關シテ企業又ハ營造物ニ於テ走ル爭議並ニ勞働契約ニ關スル爭議ノ本質ニ反對スル爭議、團體契約ニ挿入ノタメ新條件又ハ追加條件ノ要

二、評價爭議委員會事務規定

第七條　總テノ問題ハ當該組合機關若クハ委員ヲ通スル兩當事者又ハ各個勞働者及從業員ヨリノ申告ニヨリ評價爭議委員會ニ受理サレ評價爭議委員會會議ニ於テ審議ス

決定ハ議長並ニ書記ノ署名ヲ以テスル議定書ニ部ニ記載シ總テノ附屬書及材料ヲ附シ各當事者一部宛所有ス評價爭議委員會ノ決定ハ二日以內ニ管理部カ掲示場ニ掲示スルモノトス

第八條　評價爭議委員會會議ハ一週一回以上開催スヘシ而シテ爭議ノ性質ヲ有スル事件ノ審査ハ當事者一方ヨリ相手方ニ申告ノトキヨリ二十四時間以內ニ開始スヘシ

第九條　總テノ問題ハ評價爭議委員會ニ於テ兩當事者ノ協定ニヨリテノミ決定ス但シ各當事者ハ會議ニ出席スル委員ノ數ニ關係ナク一議決權トシテ審査スルモノトス

第十條　評價爭議委員會ニ於テ決定ヲ見ルニ至ラサリシ問題ハ爭議問題トシテ該問題解決ノタメ兩當事者ヨリ爭議ニ對シ規定サレタル手續ニ移サル（契約第九條）

第十一條　兩當事者ノ協定ニヨリ採用サレタル決定ハ最後的トシ兩當事定者ニ對シ義務的ノモノニシテ不服ヲ唱フルヲ得ス但シ勞働人民委員會ノ機關カ當該法令ニ應シ監督規定ニテ評價爭議委員會ノ決定ヲ廢止スル場合ヲ除ク

第十二條　評價爭議委員會ニテ爭議ノ審査ニ當リ刑事事件ノ兆候カ發見セラレタル時ハ刑事事件ハ直ニ分離シテ裁判機關ニ移スヘキモノトス

第十三條　評價爭議委員會ノ事務ハ勞務時間中ニ行フ

評價爭議委員會委員ニ對シテハ若シ右委員カ企業ニ於テ勞務ヲ免除サレタル組合勞務者タラサルトキハ企業ノ費用ヲ以テ評議爭議委員會ノ事務時間ニ對シ平均賃銀ヲ保存スルモノトス

組合中央委員會衆

極東地方委員會議長　ゲー●エス●ロクチエヴ

北樺太鑛業株式會社　小澤仁之甫

全權

第二附錄（契約第十八條）

賃銀網等級別資格細別

一　級

一、撰硬夫

イ、家屋內ノ空氣中炭塵ノアル下ニテ撰炭「ベルト」ニ從ヒテ動テ石炭中ヨリ硬ヲ撰出ス

ロ、「エストカード」下貯炭中ヨリ硬ヲ撰出シ之ヲ「バスケツト」ニ入レ一定ノ場所ニ運フ

二、走使

三、通風戶門番

實車又ハ空車ノ一列ノ通過ニ當リ坑內作業場ニテ運搬ノ際通風戶ノ開閉ヲナス、開扉ヲ困難ナラシムル強キ氣流ノ下ニテ作業ス

四、安全燈運搬夫

坑外ニテ火ノ付ケラレタル數箇ノ「ランプ」ヲ受取リ坑內ニ入リ作業場所迄運ヒ消エタルモノト取替フ

二　級

一、通風夫

瓦斯ノタマリタル坑內切羽及其他ノ奥深キ切羽ニ於テ通風ノタメ手ニヨル通風橫ニテ作業ス

二、風呂番

三、車輛掃除夫

四、番人

五、車輛油差夫

坑內車輛ノ兩輪ヲ油差器ニテ油ヲ差ス（心棒口ノ嶽ハレタルモノ）

三　級

一、制動夫

二、木材運搬夫

馬ニヨリ運搬シ得ル點ヨリ遠ク隔リタル準備作業又ハ拂作業場所若クハ馬ニテ運搬不可能ナル時「コーズイ」（坑木臺車）又ハ車輛ニ積ミ手押ニテ木材ヲ運フ

三、坑道掃除夫

四、電話交換手

五、轉轍夫

六、通風壁目塗夫

通風遮斷壁、仕切、風管、「ブフエート」（ビラ其他ニテ通風ヲ遮斷シ又ハ交叉セシムル裝置）及其他通風設備ノ目塗ヲナス、目塗用粘土及「サンドゾン」用ノ「サンド」ヲ運フ（註、岩粉ノコト）

七、撰炭係

目ノ一定セル篩ヲ通シ石炭ノ手撰リヲナス、機械撰炭設備ニテ撰炭ヲ監視ス

八、車輛油差夫

坑內車輛ニテ撰炭ヲ運搬ノ際ニ於テ車輛ノ油差ヲ車體ヲ橫倒ニシテ之ヲナス

九、屋外番人

住宅又ハ非住宅建物、備品及其他ノ財產保護ノ當直ヲナス、勞務ハ特別ノ智識ヲ要セサルモ責任アリ注意ヲ要ス、特ニ夜中任務ニアルトキ然リトス

十、安全燈「マグネツト」係

十一、雜夫

十二、水運搬夫及石炭運搬夫

四　級

一、車輛押夫（註、中押ノコト）

二、船及艀水夫

三、充塡夫

急傾斜炭層ニ於テ Tipler ニテ Blind Shaft ヨリ作業跡ニ硬落シヲナス、碎石ノ塞リタルトキハ階段切双ニ入リ硬ヲ搔キ落ス

四、先導制動夫

車輛制動ノタメ特ニ設備セル手力輪止（註、此中ニハ「ボート」下シヲモ含ム）ニテ制動ス、車輛カ脫線シタルトキハ軌道ニ入レ直ス、車輛ヲ連結シ軌道ノ必要ナル方向ニ配車ス

五、採炭後山

上連（上連及夫ヨリ上方ニアル坑道ノコト）及坑道肩深ケニテ作業ス、（註、薄キ炭層ノ場合坑道掘進ニ際シ其肩ト深ケトノ炭層ヲ採掘シ其空虛ニ上下盤ヲ切リ取リタル碎石ヲ詰メ固メル作業）坑道又ハ上連ノ Packwall 築造ニ際シ採掘サルル石炭、硬及其他ヲ手（スコップ）ニテ投出ス、足下ヨリ又ハ切双面ニテ石炭ヲ搔キ出ス、又拂作業ノ石炭ヲ投出ス、急傾斜炭層ニテハ石炭ノ「シュート」下シヲナシ作業中破損シ又ハ不正確ナルトキハ應急修理ヲナス

六、馬夫、御者

七、土工先山

各種建物土臺下掘割ノ土工作業ヲナス、廣場、道路ノ地均ヲナス傾斜面ノ土端作リヲナシ得、規格通リノ土掘、溝及其他ヲ掘得

八、安全燈係

安全燈ノ掃除、漏風檢查、「マグネツト」取外シ取付、注油ヲナス、安全燈（インヂケーターヲ含ム）ノ分解組立ヲナシ得

九、雜勞働雜夫

十、木挽

手力ニ依ル縱鋸ニテ下方ニテ勞働ス

五　級

一、雜夫特ニ困難ナル勞働ニ斷ヘス從事ス

二、木材搬入夫

急傾斜炭層階段切双ニ又ハ下方坑道ヨリ中部坑道ニ手捲「ロクロ」若クハ手引網ニテ坑木ヲ搬入ス（勞務ハ極メテ困難ナリ）

三、木挽

手力ニ依ル縱鋸ニテ上方ニテ勞働ス、充分鋸ノ目ノ修繕及目立ヲ知ル

四、硬捲夫

急傾斜炭層ニテ作業跡充塡ノ初ニ當リ「シュート」ノ下ニ材ヲ打込ミ、（註、「ズリ」止ヲ施スコ

ト）坑道又ハ上連ノ Packwall 築造ニ際シ採掘サルル石炭、硬及其他ヲ手（スコップ）ニテ投出ス、足下ヨリ又ハ切双面ニテ石炭ヲ搔キ出ス、又拂作業ノ石炭ヲ投出ス、急傾斜炭層ニテハ石炭ノ「シュート」下シヲナシ作業中破損シ又ハ不正確ナルトキハ應急修理ヲナス

六、馬夫、御者

七、土工先山

各種建物土臺下掘割ノ土工作業ヲナス、廣場、道路ノ地均ヲナス傾斜面ノ土端作リヲナシ得、規格通リノ土掘、溝及其他ヲ掘得

八、安全燈係

安全燈ノ掃除、漏風檢查、「マグネツト」取外シ取付、注油ヲナス、安全燈（インヂケーターヲ含ム）ノ分解組立ヲナシ得

九、雜勞働雜夫

十、木挽

手力ニ依ル縱鋸ニテ下方ニテ勞働ス

五　級

一、雜夫特ニ困難ナル勞働ニ斷ヘス從事ス

二、木材搬入夫

急傾斜炭層階段切双ニ又ハ下方坑道ヨリ中部坑道ニ手捲「ロクロ」若クハ手引網ニテ坑木ヲ搬入ス（勞務ハ極メテ困難ナリ）

三、木挽

手力ニ依ル縱鋸ニテ上方ニテ勞働ス、充分鋸ノ目ノ修繕及目立ヲ知ル

四、硬捲夫

急傾斜炭層ニテ作業跡充塡ノ初ニ當リ「シュート」ノ下ニ材ヲ打込ミ、（註、「ズリ」止ヲ施スコト）ノ下ニ材ヲ打込ミ、（註、「ズリ」止ヲ施スコ

ト）面ヲナラシ又ハ其他ノ方法ニテ碎石ノ築上ヲナス（註、Packwall ヲ築クコト）緩傾斜炭層ニ於ケル碎石ノ正確ナル築上ノ監視、餘分ノ硬ヲ坑道肩深ケ其他ニ積重ヌ

五、坑內捲揚運轉手

「スチーム」、電氣及空氣捲揚機ニテ作業ス、斜坑又ハ垂直坑內作業ニテ貨物及人間カ昇降スル時坑內捲場ニテ作業ス、機械ノ取扱ヲ心得此作業ニ付充分ノ經驗ヲ有ス

六、木材伐採夫

七、竪坑「ケツプス」及信號係助手

八、艀舵取

大ナル經驗ヲ有ス、大櫓又ハ帆舟ヲ操縱スルコトヲ得、又若干（二三）艀ノ作業及秩序ヲ監督ス

九、向鎚

十、火夫

常用壓力六氣壓ヨリ八氣壓迄ノ汽罐ニテ作業ス

十一、馬追夫（註、連結炭車馬夫ノコト）

石炭又ハ硬ヲ積ミタル車輛ヲ（大車輛）切双ヨリ主要坑道又ハ竪坑捲立口迄若クハ空車ヲ竪坑捲立口ヨリ切双迄馬ニヨリ運搬ニ從事ス、實車輛脫線ノ時ハ自ラ軌道ニ入レ直シ又信號ヲ心得居ル

七級

一、盤打夫（追切夫）

坑道ノ切上及擴張作業、肩深追切リ（註、一般ノ追切作業）ヲナシ固メヲナシ（註、支柱ヲナシ其裏込ヲナス）硬片付及坑道仕上ヲナス

二、普通作業ノ支柱夫及支柱仕繰夫（註、通風大工ヲ含ム）

通風扉、木造通風壁、仕切ノ取付及移動、昇上連其他ニ通風張切ヲナス、「クロツシング」（風橋）「ブフエート」（ビラ其他ニテ通風ヲ遮斷又ハ交叉セシムル裝置）、床（坑內梯子足場）、梯子、管ノ建設ヲナシ又其ノ修繕ヲナス、各種地下作業ニナシタル支持方法ノ修繕ヲナス、各種地下作業ニナシタル支持方法ノ修繕ヲナス

三、竪坑捲立口「ハンドル」係助手

四、竪坑口「ケツプス」及信號係

竪坑ノ恒定的採掘ニ當リ大「ケツプス」ニテ作業ス、ヨク信號ヲ心得、貨物及空車ノ掛外シヲナシ、人ノ乘降ヲ指導ス

五、車輛夫

地下作業

六、排水機械係

「スチーム」及電力「ポンプ」ニテ作業ス、機械係故障ナキコトヲ注意深ク監視スルヲ要ス、「ポンプ」ノ常態ナラサルトキハ之ヲ直スコトヲ得

七、機關手

發動機船及小力發動機（三十五馬力以內）

八、火夫

壓力八氣壓以上ノ汽罐ニ於ケル作業

九、積込夫

石炭、木材及其他貨物ノ積卸積替ヲナス、石炭ヲ軽ヨリ本船積込ノ作業ヲナス

十、馬具匠

十一、銅匠

各種食器、湯沸シ釜、浴槽、銅及眞鍮ノ任意ノ直徑及形式ノ「パイプ」各種直徑ノ鎖、渦卷型及其他ノ鎖ヲ製作ス、金屬研磨ノタメ各種磨粉及調合劑ヲ調合ス

直徑五吋以上ノ「パイプ」ヲ砂及光明丹ニテ獨力ニテ曲ケ得、任意ノ銅又ハ鐵製品ノ錫引ヲナス（サモワール、浴槽、水槽其他）龍頭口其他ヲ製作ス、古參者監督ノ下ニ各種雛型ノ圖面ヲ作成ス、簡單ナル鎚鍛冶ノ作業（切斷、削切其他）及器具、マウンチング、クランク及其他ノ修繕ヲナス

十二、事務員

困難ナラサル事務所ノ事務、謄寫、原稿其他ニヨル書拔及表ヲ作ル

八級

一、竪坑捲立口「ハンドル」係

採掘物ノ集中スル垂直竪坑捲立口ニテ作業ス、空車ヲ外シ貨物ヲカケ各種材料、角材、「レール」其他ヲ取外ス、信號ヲヨク心得居ルモノトス、人ノ乘降ヲ監視ス

二、採炭夫

特別ノ資格ナク「スカシ」掘ヲナシ得ス、炭理ヲ確メ得ス

三、盤打夫（シユート道作リ）

盤打夫「シユート」道作夫、追切夫

大斷面ノ坑道並ニ斜坑作業ニテ堅牢ナル上下盤ヲ手若クハ「ダイナマイト」ニテ碎キ碎キタル硬ヲ片付又ハ車輛ニ積ム、手掘鑿孔ヲ良ク心得、天井及兩側ノ矢板張リ裏込ヲナシテ固ム、排水

四、穿孔夫

各方面ニ手掘穿孔ヲナス（手掘發破孔ヲナス）、穿孔ノ總テノ方法ヲ知リ獨力ニテ發破孔ヲ作ル

五、竪坑捲揚機械運轉士

六、機關士

三十五馬力以上百馬力以內ノ發動機船及發動機

七、シンキングポンプ係

間斷ナク「ポンプ」ノ作業ヲ要スル垂直掘進並ニ竪坑ニ於テ多量ノ流水アル處ノ足場上ニテ普通ナラサル條件即チ水蒸氣及通シ風ノモトニテ作業ス、機械ノ取扱及獨力ニテ其修理ヲヨクス

八、鍛冶工

各種ノ必要ナル鍛冶作業ヲナス、金屬ノ鑛着ヲナス特ニ鍛工作業ヲナス例ヘハ車輛、長鍛金、鍛冶用火箸、ハンマー、スコツプ、煤煙掻棒其他ノ修理ヲナス、各種受式及形ノ蹄鐵ヲ鍛工スル萬力ヲ使用シテ普通鎚鍛冶ノ仕事ヲナシ又鍛冶ニ必要ナル手持器具ヲ修理ス、各種蹄鐵ニテ馬ノ蹄鐵ヲ入レ蹄ノ有ラユル掃除ヲナス

九、塗師油又ハ膠入塗料ニテ表面（倉庫、物置、家屋地下室及其他）ノ普通染色及其他ノ普通染色ヲナス、曹達、石鹼ニ「ポツタシユーム」ニテ油入染料ヲ洗落ス表面染色用ノ膠入並ニ油入塗料ヲ準備ス、定規ニヨリ壁及天井ノ塗替ヲナス、普通ノ飾ヲナス、新ニ漆喰スル表面ヲ膠入又ハ油入塗料ニテ塗ル、中等品ノ塗紙ニテ壁張ヲナス

十、船大工

十一、指物師

各種木材ヨリ圖面ニ基キ各種製作ヲナス、總テノ木ノ艶出ヲナス、窓枠、普通玄關戶、硝子戶裝飾的切込ノアル戶、「フアネル」張造作ヲ作ル指物作業及艶出ノ總テノコミ入リタル修繕ヲナス

十二、大工　一等

十三、石工

煉瓦壁、隅壁（鋭角及鈍角）、壁腰ヲ築造シ人造石ノ張壁、煙突積、人造石築上ヲナス、同樣ノ鐵筋「コンクリート」作業ヲナス

十四、「ペーチカ」工

焚口付「プリター」付露式「ペーチカ」、普通「パン」燒「ペーチカ」、オランダ」式「ペーチカ」、普通炊事用「ペーチカ」ヲ建設ス、「ボイラー」ノ漆喰捲又ハ煉瓦捲蒸風呂「ペーチカ」、煖房用「ペーチカ」ヲ作ル

十五、一等桶職

獨力ニテ機械ノ助ヲ借ラス硬軟質ノ木ヨリ總テノ形、各種ノ液體及其他ノ貯藏容積ヲ正確ニ守ルコトヲヨクヲ作ル、形及容積ヲ正確ニ守ルコトヲヨク、各種液體ノ各種木質ヲ侵透スルコトニ付テ心得アリ

十六、勞務係（ターベリシチク）

勞務者及履行サレタル勞務ノ計算ヲナス、目錄ヲ作リ、番號、木札、切符及其他ノ交附及受入ヲナス、「ターベリ」ノ書込ヲナス

十七、事務員

事務主任又ハ計算係指導ノ下ニ面倒ナラサル事務所ノ仕事ヲナス、オーダー、請取書、目錄其他ノ印刷セル「ブランク」ニ書込ムコトヲ得、手本及雛型ニヨリ文章ヲ書ク

九級

一　採炭夫

取付鶴先、鶴嘴及其外ノ手持器具ニテ急傾斜及緩傾斜炭層ノ拂採炭並ニ各種準備作業ニ於テ作業ス、作業ヲ正確ニナスコトヲ得（石炭ノ目及其外）作業跡ヲ自ラ固ム（註、支柱スルコト）、切双面ニテ透シ掘ヲナシ得

二、支柱夫

拂作業及炭切作業ニ於ケル各種樣式ノ固メヲナスコトヲ得、又特ニ各種坑道及作業ノコミ入リタル固メ樣式ヲ心得居ルモノトス、危險ナル崩落箇所ノ固メヲナス、高「バレ」箇所ノ固メ直シニ固メノ上ニ木工積ヲナス

三、突孔夫

各種「システム」ノ壓搾空氣「ハンマー」ニテ作業ス、坑道、「クロツスカツト」其外準備作業掘進ニ於テ作業ス、又鎚金取替ヲ心得ルモノトス

四、掘進夫

新ナル竪坑、斜坑及沿層ノ掘進ニ於テ作業ス、各種方法ノ穿孔ヲ知ル、又坑道切上ケ及掘進切双ノ發破穿孔ヲナシ正確ニ掘進ヲナスコトヲ得、臨時固メヲナス、炭層ノ傾斜ニ應シ新斜坑ノ枠組ミ直シヲナス、斜坑掘進ノ正確ナル支柱ヲナシ自身枠組ヲナス、竪坑捲立口ノ枠入、竪坑枠ノ縱橫切梁ノ設置、輸送管ノ設定ヲナス、濕潤ナル掘進ニテ作業ス、岩石ノ堅サニ應シ板圍ヒ又ハ固メヲナシ圓形又ハ角形ノ木材運搬道

掘進ノ作業ヲナス、「ルーズサンド」及其外ノ差切留メヲ設置ス、勞務ハ空氣ノ「アブノーマル」ノ下ニテ普通濕氣アル條件ノ下ニ行ハル

五、發破係

石炭其外採掘物ノ水平掘進、拂作業及準備作業ニ於ケル發破孔ノ爆發ヲナス、爆發方法ニ關スル知識ヲ有ス、瓦斯炭層ニ於テ爆發瓦斯ノ有ルコトヲ正確ニ確メ其量ニ應シ爆發ニ際シ必要ナル保安方法ヲ講スルコトヲヨクス

六、常任鎚鍛冶(仕上工)

各種動力機、旋盤及機械設備、坑內壓搾空氣鐵管排水鐵管及其外ノ修繕、組立及分解ヲナス

七、常任電氣係

電燈線及動力線ヲ獨力ニテ架設ス、信號ヲ設定ス、燈父及信號ノ正確ナルヤヲ監視シ又之等設備ノ狀況ノ正確ナルコトニ對シ責任者トナル、機械場ノ特殊機械、器具、モーター、配電盤、檢查器及其外ニ付破損ヲ速ニ發見シ其修理ヲナス(電線卷直シヲ含ム)發電所從業ノタメ大ナラサル「モーター」及「プレミナリーモーター」其外ノ接續切斷ヲナス

八、截炭機械係

拂作業又ハ準備作業ニテ打擊式又ハ切取式機械ニテ石炭ノ透シ切リ作業ヲナス、機械ノ取扱設置、移動及 双面ニ沿セ運轉スルコトヲ知ル、各部分、齒ノ植エ穴、齒「キストン」ノ取替、電力線ノ架設「キストン」其外ノ連結ヲ知ル

九、機關士

大ナル經驗ヲ有ス百馬力以上ノ機械ヲ動カスコトヲ心得居ルモノトス

十、「サーノチニツク」(ズラ引)

緩傾斜炭層ニテ切羽ヨリ石炭又ハ無煙炭ヲ坑道ノ積込口迄運フ、運搬ハ小橇ニテナス、小橇ハ還ヒ又ハ四ツ這トナリ勞働者ノ肩ニ帶皮樣ノモノヲ取付ケテ運フ、勞務ハ特ニ困難ニシテ又極メテ大ナル筋肉ノ力ヲ要ス

十一、金屬旋盤工

旋盤及特種旋盤ニテ機械作業上ノ各種作業ヲナス、圖面及「スケッチ」ニヨリ旋盤ノ「バトロン」及「プランシヤイブ」ヲ整調シ各種旋盤作業ヲナス、銅、眞鍮、洋銀製鑛ヲ切リ作業ニ際シテハ各種測量具及雛型ヲ利用ス

十二、鑄工

鑄辨爐用混合物(コークス、銑及石灰)ノ適當ナル配劑ヲ監視ス、鑄辨進行中鑄辨材料ノ性質ヲ區別ス、鑄辨爐ヨリ鑄鐵ヲ各種特歩キ用鍋及型ニ流シ込ノ監視ヲナス

十三、汽罐工

蒸氣汽罐ノ組立ニ當リ冷熱兩樣ノ「リベット」打作業ヲナシ及其外汽罐ノ「トラスト」設置及取替ノ總テノ作業ヲナス、汽罐、橋梁ノ「トラスト」其外各種建築設備ノ組立ヲナス、各種「ボイラー」造リニ當リ冷熱兩樣ニテ鐵板ヲ彎曲セシメ又ハ重ネ合ハス

十四、一等鎚鍛冶(仕上工及電氣工)

十五、二等會計係

十級

一、統計係

企業ノ事務所ニ於テ生産統計ノ事務ヲナス、採掘、勞働力、能率、勞銀、輸送、自家用消費炭及其外ノ數字上ノ統計ヲ作成ス

二、一等會計係

會計記帳事務ヲ會計士指導ノモトニス、補助簿ノ記入ヲナシ、金錢及物品收支、「オーダー」、「レポート」ヲ書キ拔萃「決算書」其外ヲナス

三、坑內小頭

準備作業及拂作業ニ於ケル、作業實行ヲ知ル、作業跡固メ方ヲ知ル稼行ノ込ミ入ラサル延取ヲナス

十一級

一、古參鑛山小頭

普通準備作業及拂作業ノ實行ヲヨク知レルノミナラス各種「クロスカツト」、斜坑、昇「ブラインドシヤフト」、沿層掘進、竪坑ノ「コムパートメンド」及竪坑ノ掘進作業ヲモ心得居ルモノトス、固メノ總テノ樣式、坑內軌道敷設ヲ心得居リ各種坑內作業ノ簡單ナル計算ヲナス、作業交替ニ當リ普通小頭ヲ指揮ス

組合中央委員會員兼
組合極東地方委員會
議長 ゲー・エス・ロクチエヴ
北樺太鑛業株式會社
全權 小澤仁之甫

附錄第三(契約第二十六條)

供給ノ標準及手續

供給ノ基本的標準

(イ)食糧品(一ケ月)

	勞働者ノ家族							
	勞働者一人當リ	成年者一人	二歲迄ノ小兒一人	二歲以上八歲迄ノ小兒一人	八歲以上十六歲未滿ノ年者一人	十六歲以上ノ年者一人		
荒目篩小麥粉	六〇	三〇	—	二〇	二〇	二〇	ポンド	
小麥粉	三〇	三〇	—	二〇	二〇	二〇	ポンド	
新鮮牛肉(鮮肉及凍肉)	三•五	三〇	—	一〇	一〇	一〇	ポンド	
魚(新鮮鹽漬トモ同量)各計	一一	一〇	—	五	七	七	ポンド	
クルツパー	一〇	一〇	三•五	五	五	五	ポンド	
馬鈴薯	六〇	四五	一〇	三〇	四〇	三〇	ポンド	
野菜(人參、赤蕪及其他)	三〇	三•五	一〇	三〇	三〇	三〇	ポンド	

右ノ外會社ハ勞務者及其家族ニ充分ナル數量ニテ次ノ物品ニ外套、「シューバ」(短「シューバ」及長「シューバ」雨着、上衣、婦人及子供用外套、長靴下、短靴下、帽子、防寒用絨紗製又ハ騾馬製長靴手袋(註、拇指ノミ離レタル手袋)、手袋(註、指ノ別々ノモノ)ヲ會社ノ各種國籍別勞務者ノ需要ニ應シ供給スルコトヲ保障ス

現地ニテ契約書入手後一ケ月以內ニ組合トノ追加協定ニ依リ各種國籍別(露西亞人、日本人、支那人)ノ勞務者ノ需要ニ應シ追加物資ノ標準ヲ定メ又同樣ニ供給物品ノ配給期間、手續、質及其外ヲ定ムルモノトス

組合中央委員會員兼
組合極東地方委員會
議長 ゲー・エス・ロクチエヴ
北樺太鑛業株式會社
全權 小澤仁之甫

(ロ)物品(一年)

	コノ中新鮮ナルモノ五十%							
玉葱	一•二五	一•二五	〇•五	〇•五	〇•五	〇•五	ポンド	
砂糖	三•五	二	二	二	二	二	ポンド	
茶	〇•五	〇•一五	〇•一五	〇•一五	〇•一五	〇•一五	ポンド	
鹽	二	二	〇•五	〇•五	二	二	ポンド	
バタ	二	二	二•五	二•五	二	二•五	ポンド	
植物油	三•五	三•五	—	—	—	—	ポンド	

(ハ)物品(勞働用外出用)

長靴	二足	—	—	—	—	—	
半靴	—	一足	一足	一足	一足	一足	
オバーシューズ	—	一足	一足	一足	一足	一足	
更紗六〇米	—	—	—	—	—	—	
布二〇米	—	—	—	—	—	—	
綿紗八米	—	—	—	—	—	—	
羅一布度	—	—	—	—	—	—	
石鹼	—	—	—	—	—	—	
煙草三フント	—	—	—	—	—	—	
燐寸五包	—	—	—	—	—	—	

備考 物品ハ半靴及「オバーシューズ」ヲ除キ勞働者及其ノ家族ニ對シテ計算セリ

附錄第四(契約第四十條)

內部管理規則案

內部管理規則ハ勞働法第五十四條ニ規定セル手續ニテ作成シ認可サレ又其ノ中ニ次ノ指定事項ヲ包含スヘキモノトス

一、總則

一、企業ノ管理部並ニ總テノ企業ノ勞務者ニトリ規則ノ義務的ナルコト
二、就職ニ當リ勞務者ノ居住證提示ノ義務及居住證ヲ返還スル手續
三、賃銀手帳受領及使用ノ手續ニ付テ
四、醫療救助利用ノ手續
五、泥醉シテ勞務ニ出頭スルコトノ禁止
六、管理部及勞務者相互間ノ接觸（禮儀正シキ、正當ナル及其他）
七、……

二、勞務ニ出頭、勞務及勞務ヲ離ルル手續

八、企業ニ於テ如何ニシテ勞務ヲ行フヤ一定時又ハ一晝夜
九、勞務ニ當リ交替數、勞務終始ノ時間、交替ノ手續
十、勞務ノタメ地下作業ヘ坑ノ手續及交替ノ手續
十一、遲刻猶豫期間
十二、病氣ノタメ勞務ニ出頭セサル勞務者ニ如何ナル證明カ必要ナリヤ
十三、勞務終了以前勞務ヲ離ルヽ手續（許可ヲ得テ）
十四、國家官憲（裁判所及其他）黨、職業組合、或ハ消費組合機關ノ要求ニ依リ勞務ヲ離ルヽ手續
十五　勞務時間中勞務ニ關係ナキ仕事ニ從事スルコトノ禁止
十六、食事ノ爲ノ中斷ノ時刻及長サ（勞働法第九十八條備考）
十七、同シク乳兒ヲ哺育スル母ノタメ（勞働法第百三十四條）
十八、機械、電氣設備、旋盤ノ掃除、手持器具ノ整理、手洗及更衣ノタメ勞務終了前勞働者ニ提供スル時間ノ長サ
十九、時間外勞務遂行ノ手續
二十、勞務計算ノ手續（切符、記號及其他）
二十一、……

三、企業ノ財産利用手續

二十二、洗面所、更衣所、蒸風呂及其他利用手續
二十三、企業ノ手持器具利用手續及移有手持器具（勞働法第八十五條）利用ニ對スル支拂算出方法）
二十四、特別被服、履物及其他（修理、洗濯）修繕及再支給手續
二十五、中和物（牛乳、脂肪）給與手續
二十六、……

四、秩序ノ監視及保護

二十七、番人及見廻ノ義務
二十八、企業ニ局外者ノ入場ヲ許可スルコトノ規則
二十九、……

五、勞務ノ際ノ警戒及天災撲滅ノ手段

三十、作業ノ機械設備及諸機具ニテ（作業ヲ）許可スル手續、電氣設備取扱規則
三十一、勞務中火氣取扱手續（喫煙、安全燈其他ノ取扱）
三十二、保安方法、爆發物（ダイナマイト）取扱手續）
三十三、天災（崩落、出水、火災及其他）發生ノ際ノ勞務者ノ義務、其不履行ノ責任
三十四、……

六、賃銀、休養時

三十五、勞銀支拂ノ期日及手續
三十六、每週休養日、祭日、祭日ノ前日ノ勞働時間
三十七、間斷ナキ勞務ニ從事スル勞働者ノ出勤日利用手續
三十八、休暇（普通及追加）利用ノ手續
三十九、……

七、義務勞務

四十、管理部ノ指圖ニ依リ課業外時間ニ施行セサルヘカラサル勞務ノ細別及其ノ不履行ニ對スル責任
四十一、天災撲滅ノ勞務
四十二、……

八、內部管理規則變更手續

四十三、……

組合中央委員會員兼組合極東地方員員會議長　ゲー・エス・ロクチエヴ
北樺太鑛業株式會社全權　小澤仁之甫

附錄第五（契約第四十條）

罰則表

一、組合機關トノ協定ニ依リ企業管理部ニテ定メラレタル內部管理規則ハ企業ノ總テノ勞働者從業員及管理部ニトリ義務的トス
二、內部管理規則違反ニ對シテハ次ノ罰ヲ課スルコトヲ得
1　組合又ハ支部ニ公告ヲ以テスル譴責
2　鑛山全部ニ公告スルト同時ニ鑛山委員會（地方委員會）ニ通告スル譴責
3　解雇
三、罰1ハ管理部之ヲ課ス罰2ハ罰ノ原因性質ニ付テ鑛山委員會ニ豫告シテ管理部之ヲ課ス、罰3ハ其總テノ場合評價爭議委員會ノ決定ニ依リ管理部之ヲ課ス
四、本罰則表ノ手續ニテ適用スル解雇ハ退職手當ヲ支給セス又豫定解雇ニ付キ豫告セスシテ之ヲ行フモノトス
五、上記罰ハ曆上半ケ年間ニ於ケル落度（第六、七及八條ノ場合ヲ除ク）ノ計算ニ從ヒテ適用スルモノトス、右期間後ハ落度及課スヘキ罰ノ計算ハ新ニ計算サルモノトス、課セラルル罰ハ管理部ニヨリ特利ノ帳簿ニ記入サル

落度及罰ノ細別

六、相當ノ理由ナクシテ適時ニ勞務ニ出頭セス又ハ勞務ノ時間前中止ニ對シテハ
一ケ月中ニ　一度以上三度迄ハ　1ノ罰
一ケ月中ニ　四度以上六度迄ハ　2ノ罰
一ケ月中ニ　六度ヨリ以上　3ノ罰
右ノ外總テノ場合ニ缺勤時間ニ對シテハ支拂ヲナサス
七、漫リニ企業又ハ勞務ノ場所ヲ一時的ニ離レタルトキ
一ケ月一度乃至三度　1、2ノ罰
四度及總テノ場合ニ於テ缺勤時間ニ對シテハ支拂ヲナサス
八、相當ノ理由ナクシテ缺勤シタルトキ
イ、一ケ月二日迄　1ノ罰
ロ、一ケ月二日ヨリ六日迄　2ノ罰
ハ、一ケ月六日ヨリ以上又ハ連續シテ拂日ヨリ以上　3ノ罰
九、勞務ノ合法的ナラサル拒絕
イ、一回　1、2ノ罰
ロ、二回乃至三回　2ノ罰
ハ、三回ヨリ以上　3ノ罰
但シ勞働者ハ拒絕ノ結果勞務ヲ受ケス
十、勞務ニ出頭及退出ニ當リ監督規則ニ違反シタルトキ
1、2ノ罰
2ノ罰
3ノ罰
十一、通行券、番號札又ハ病院券ヲ外人ニ讓渡シタルトキ、番號札ヲ取外シ又ハ表ニ書キ込ムトキハ
1、2ノ罰
十二、管理部ノ許可ナクシテ勞務家屋ニ局外者ヲ入場セシメ又ハ自己ト共ニ入レシメタルトキ
1、2ノ罰
但シ局外者ノ入場ヲ許可セサル組合支部ノ目錄地下勞務、ダイナマイト倉庫、發電所其外ニハ豫メ揭示場ニ揭ホスヘキモノトス
十三、非番ノトキ勞務場所ニ至リ又ハ勞務ヨリ外人ヲ誘ヒ出シタルトキハ
1、2ノ罰
十四、不用心又ハ不注意ノ爲メ機械、電氣設備、族盤、精巧機具、豫防設備其外企業ノ財產ヲ毀損シ及電氣設備「アルマツーラ」、精巧機械ノ取扱規則違反シタルトキハ1、2ノ罰　故意ナルトキハ3ノ罰
十五、機械及電氣設備取扱規則ヲ遵守セス又ハ警戒方法ニ違反スルトキハ1、2ノ罰若シ右ノ結果他ハニ不幸ヲ來スカ又ハ組織的（三回ヨリ以上）違反ノトキハ3ノ罰、鑛業施行保安規則特ニ瓦斯炭塵爆發豫防方法違反ノトキハ1－3ノ罰
十六、器具、用具、豫防設備及其他ヲ紛失シ、外人ニ讓渡（外組合又ハ支部）シタルトキハ1、2ノ罰、組織的違反ノトキハ3ノ罰、前記物品ヲ管理部ノ許可ナクシテ持出ストキハ1、2ノ罰
十七、自己ノ必要ノ爲管理部ノ許可ナクシテ勞務ヲ行ヒ此目的ノ爲企業ノ材料及之ニ屬スル勞力ヲ利用シタルトキハ1、2ノ罰、組織的違反（三度ヨリ以上）ノトキハ3ノ罰
十八、火事豫防方法ヲ遵守セス、火氣ノ不注意ノ取扱、禁セラレタル場所ニテノ喫煙1－3ノ罰
安全燈取扱規則及爆發物取扱規則違反
1、3ノ罰

十九、勞働者ノ家屋ヲ清潔ナラシムル爲又塵埃ノ適時取片附、便所維持ノ爲之ヲ委任サレタル者カ衛生規則ニ基キ必要ナル方法ヲ守ラサルトキハ1、2ノ罰

二十、就業中睡眠セルトキハ1、2ノ罰、責任アル勞務ニ從ヒ居ルトキハ（汽罐、發動機）1—3ノ罰

二十一、酩酊セル狀態ニテ勞務ニ出頭シ又ハ之ニ從フトキ一回ヨリ二回迄1、2ノ罰、二回ヨリ以上3ノ罰

二十二、旋盤及機械ノ破損ニ付テ申出ス又ハ管理部ノ處置ヲ持タス修理セラレサル旋盤ニ於テ勞務シ材料手持器具又ハ族盤ヲ毀損シタルトキハ1、2ノ罰

二十三、管理部ノ勤務上ノ指圖ニ對スル違反（命セラレタル場所又ハ方法ニヨラサル作業）ハ1、2ノ罰、組織的ノトキハ3ノ罰

二十四、企業ノ管理部員、技術部員ニハ次ノ罰ヲ課ス

イ、相當ノ理由ナクシテ修理セラレサル旋盤、機械、電氣發動機及其外ノ補助設備ニテ勞務ノ履行ヲ命シ其結果材料又ハ作業諸機械器具ヲ毀損スルトキハ違反セル組合主任タル機械工及其外ノ管理部員ニハ1—3ノ罰

ロ、旋盤、機械、電氣設備ノ正確ナルコトニ付テノ不炎分ナル監督及其修理ニ對シ方法ヲ講セサルトキハ管理部中ノ違反者ニ1、2ノ罰落度ヲ組織的ニ繰リ返ストキハ1、2ノ罰、

ハ、旋盤ノ修理ヲ延引セシメ勞務者ヲ窓過セシメタルトキハ修繕責任者ニハ1—3ノ罰ヲ課ス

ニ、勞働者ニ新勞務、材料及手持器具ヲ不適時ニ供給シ其不良指示ノ爲メ窓過ヲ伴ヒタルトキハ1—3ノ罰

ホ、管理部ノ許可ナクシテ豫メ不良貨ト知レ居ルニ不拘不良質ノ材料及手持器具ヲ供給シタルトキハ1—3ノ罰

ヘ、分配係カ自己ノ責ニ依リ主要倉庫ヨリ必要ナル材料及原料ヲ不適時ニ受領シ其結果勞務ニ窓過ヲ來シタルトキハ1—3ノ罰

ト、手持器具ノ供給ヲ遲延シ勞働者ノ窓過ヲ來シタルトキハ1—3ノ罰

チ、管理部ノ責ニ依リ勞務ニ於テ廢物ノ規定%ヲ超過シタルトキハ1—3ノ罰

リ、機械ノ豫防設備ノ狀態ニ付委任ヲ受ケタル管理部員、技術部員ノ一定ノ者カ不充分ナル監視ヲナシタルトキハ1—3ノ罰

組合中央委員會員兼
議員　長　ゲー●エス●ロクチエヴ
北樺太鑛業株式會社
全　權　小　澤　仁　之　甫

附錄第六（契約第五十二條）

住宅及共産的援助ニ關スル規定

一、會社ハ全勞務者ニ充分完全ニシテ設備サレタル住宅ヲ次ノ範圍ニテ提供ス

(1) 容積ハ住宅ニ於テハ勞務者及其家族各一人ニ付二●五立方「サージエン」、床ノ廣サハ各一人ニ付十六平方「アルシン」トス、一家族中五歲未滿ノ小兒一名ハ別々ノ標準（容積及面積）ヲ利用セス、一家族中五歲未滿ノ小兒二人乃至三人分ノ標準（容積及面積）ヲ利用ス、五歲以上ノ子供及未成年者ハ成年者ト同等ノ基礎ニ基キ住宅ノ標準ヲ利用ス、家族持住宅ノ住宅標準（容積及面積）ニハ各部屋ヲ直接連絡スル溫暖ナル廊下ヲ含ムモノトス

(2) 現存合宿所ニ於テハ居住者一人ニ付容積二立方「サージエン」床ノ面積ハ居住者一人ニ付一平方「サージエン」トス

(3) 窓光面ノ床面積ニ對スル關係　住宅ニ於テハ一對八、共通炊事場及食堂ニ於テハ一對十トスヘキモノトス

(4) 手洗ハ合宿所居住者十人ニ對シ一「クラン」ノ割合ニ依リ設備シ手洗所ニ於ケル床ノ面積ハ各居住者ニ付〇●一平方「サージエン」トスヘキモノトス

(5) 各合宿所ニハ濕レタル被服及履物乾燥ノ爲メ暖氣乾燥場ヲ設備スヘキモノトス

(6) 住宅附屬炊事場床ノ面積ハ「ペーチカ」及「ブリター」ノ占ムル面積ヲ除キ二十五人ニ對シ四方「サージエン」以下ナルヘカラス、若シ炊事場カ二十五人以上ノ食物準備ニ使用サルルトキハ炊事場床ノ面積ハ各十人ニ付〇●五平方「サージエン」ヲ增スヘキモノトス

二、會社ハ居住者ノ中立ニ依リ窓枠、戸、硝子、床、天井ノ修繕ヲナスモノトス、又住宅內部ノ壁ヲ一年ニ二回塗替ヲナシ又ハ一年ニ一回壁紙

ヲ張ルモノトス

三、會社ハ住宅ニ次ノ備品ヲ設備スヘシ

(1) 家族持各住宅—簡單ナル食卓、炊事用机、居住者一人ニ付腰掛一、炭「スコヴプ」一及石炭用鐵箱又ハ木箱一、火掻一、清潔ナル「バケツ」二、汚水用「バケツ」一、洗濯用桶一（浴場ニ洗濯場ヲ建設シ設備スル迄）水呑杓一、水用十「ヴエドロー」入木桶又ハ金屬製桶一、手洗一

(2) 獨身勞働者ノ各合宿所—各十人ニ付簡單ナル食卓一、及長腰掛二、居住者一人宛ニ小「シカーフ」一、居住者三人ニ付腰掛一

(2) 合宿所各炊事場—食物煮沸用釜一、熱湯用釜一、食物準備用「ブリター」一、生水用桶一煮沸飲料水用桶及湯呑各一、石炭用箱一、「スコツプ」一、火掻一、床掃除用「ブラシ」又ハ支那箒一

四、燃料ハ次ノ割合ヲ以テ無償支給スルモノトス

月別		
十月 十一月 十二月	一ケ月	家族持住宅「ペーチカ」一本ニ付
一月 二月 三月 四月	……五〇布度	合宿所同上業者組合家屋一立方「サージエン」ニ付 五布度
五月 六月 七月 八月 九月	……二五布度	三布度

五、燈火ハ次ノ割合ヲ以テ無償提供ス

家族持住宅ニ在リテハ各室及炊事場ニ二十四燭光電氣一燈、會社ノ發電所設備替迄各室及炊事場ニ十六燭光電氣一燈トス、合宿所ニハ各机及炊事場ニ五十燭光一燈、會社ノ發電所設備替迄一燈トス、電線送電及「アルマツ」三十二燭光一燈トス、電球ハ半ケ年間）ハ全家屋（家族持及合宿）ニ對シ會社ノ費用トシ無償トス

電燈ノナキ時又ハ破損ノ時電燈ノ代リトシテ同數量ノ石油「ランプ」ヲ次ノ石油ノ割合ニヨリ提供ス—家族持住宅ニハ（十月乃至四月）一ケ月五「フント」家族持柱宅（五月乃至九月）一ケ月五「フント」、合宿所又ハ居住者十人以內ノ同業組合家屋十月乃至四月十五「フント」五月並乃至九月七「フント」各十人又ハ十人未滿ニ付右ノ外冬期ハ五「フント」夏期ハ三「フント」ヲ支給ス

六、家族持及同業者組合家屋並ニ合宿所ニハ居住者一人ニ付一日二「ヴエドロー」ノ割合ニテ淡水ヲ無償供給ス

七、季節的並ニ臨時勞働者ニ對スル住宅標準ハ現場ニ於テ會社ト組合トノ協定ヲ以テ定ム

組合中央委員會員兼
議員　長　ゲー●エス●ロクチエヴ

組合極東地方委員會

利權企業

北樺太鑛業株式會社
全　權　小　澤　仁　之　甫

本團體契約ハ一九二七年十月十二日極東地方勞働支部契約書登錄臺帳ニ第十八號トシテ登錄セラレタリ依而支部ノ署名及捺印ヲ以テ之ヲ證明ス

勞働支部長　グニリーツキー
賃銀爭議部長　レイゼンブルグ
極東地方勞働支部ノ印

北樺太鑛業會社の組織

北樺太鑛業株式會社は北サガレン石炭企業組合の事業を繼承して、大正十四年の北樺太石炭利權契約並に大正十五年勅令第九號の基礎に大正十五年八月二十一日創立を見たもので其組織概要左の如し。

資本金其他

◇公稱資本金一千萬圓、拂込資本金四百萬圓、株數二十萬株、株主數一千百七十八名。

◇大株主—三菱合資（二、一四三株）、三井鑛山（一七、九二五株）、大倉組（一五、二二五株）、大倉喜七郎（七、五〇〇株）、牧田環、七、五〇〇株）、淺野總一郎（三、〇〇〇株）、門野重九郎（三、〇〇〇株）、湯川寬吉（三、〇〇〇株）

役員

取締役會長　川上俊彥
取締役　船田一雄、末延道成、橋本圭三郎、林

幾太郎、藤岡淨吉、加藤五十造
監査役、前川益以、矢島富造

北樺太鑛業會社の業績

第一年度

同社の第一年度は大正十五年八月三十日營業開始を見たため翌昭和二年三月三十一日まで八箇月を以て、一營業年度とする上に、創業早々とて其業績の上に大なる成果は無かつたが、同社が北サガレン石炭企業組合から引繼を受けた貯炭の賣行は頗る良好にして其の販途を確立することが出來た。第一年度中の出炭總額は九千四十八噸、年度末現在職員三十九人、鑛夫職工六百二十八人であつた。

第一年度の損益總決算左の如し。

總收入金　六二二、七三八・六〇円
總支出金　六五一、四八四・四五
差引損失金　一八、七四五・八五

即ち二萬八千餘圓の損失を見たとはいへ、設立目論見書に現れた第一年度の損失豫定額六萬九千五百四十二圓五十錢に對比すれば四萬一千餘圓の損失を輕減したことが知られる。たゞ同社は創立早々工夫の勞働問題で大いに惱まされたため炭坑の諸設備を出來るだけ機械化する方針の下に進むこととなつた。

第二年度

第二年度は前年度企業着手の跡を受け、石炭の採掘及び運搬設備に關する各種起業工事の完成と增加とに鋭意努むるところがあつたが、何れも豫定の進捗を見、土威炭坑將來の經營に付其基礎をも確立することを得た。即ち施業計畫による第二年度出炭高豫想七萬噸に對して、該年度の實際出炭額は九萬五千三百八十四噸といふ二萬五千三百八十四噸增の好成績であつた。又他方石炭の賣行も頗る良好で一般石炭市價の强調は同社炭の販賣上にも必然的に好影響を齎らしたが、たゞ天候不良にして之に伴はず加ふるに積込設備も同年夏期前半までは不完備であつたため其販賣高は四萬噸を多く超えなかつた。

同年度中に於ける株式の異動は、名儀書換件數三百九十六件、同上株數二萬二千九百五十二株、年度末從業員數は職員四十二人、工夫職工數八百四十六人であつた。

第二年度損益計算

收入之部

石炭賣上代　一、五四二、六六〇・二三円
雜收入　一、九九八・八〇
計　一、五四四、二六一・一〇

支出之部

石炭原價及諸掛　一、三八〇、一二八・二九円
本店經費　一〇八、五七七・七三
合計　一、四八八、七〇六・〇二
差引損失　五五、五五五・〇八

損失金處分

當期損失金　五五、五五五・〇八円
前期繰越損失金　四四、二三六・六三
合計　一一、二一八・四五

第三年度

同社第三年度は昭和三年四月一日に始まり、翌四年三月三十一日に終るが、當年度には採炭設備の擴張積取方法の機械化（ベルト、コンヴェール裝置等）其企業經營の上に大なる發展を期し、勞働力增大の爲、現場に於て百二十名、浦鹽に於て百六十名季節勞働者の新增員を行ひ、後者は四月二十九日現場に送り込んだ。これら企業設備の完成勞働力の充實と相俟つて採炭、輸出とも良好に赴き、其實數は何れも十一萬噸以上に達した。當期間中內地一般炭況は需給關係より市況不振を極めたが、同社炭の販賣にはさしたる惡影響が無かつた、と報告されてゐる。第三年度損益計算左の如し。

第三年度損益計算

收入之部

石炭賣上代　一、五四二、六六〇・二三円
雜收入　一、九九八・八〇
計　一、五四四、二六一・一〇

支出之部

石炭原價及諸掛　一、三八〇、一二八・二九円
本店經費　一〇八、五七七・七三
合計　一、四八八、七〇六・〇二
純益金　五五、五五五・〇八

利益金處分

當期利益金　五五、五五五・〇八円
前期繰越損失金　四四、二三六・六三
差引　一一、二一八・四五

第四年度

會社は最初本年度に於て十六萬噸の出炭計畫を立て、內十四萬噸の內地輸送を豫定したが、內地炭況は前年にも增して不良を極めたため中途で計畫を變更した。從つて採炭額は十四萬噸見當、內地輸出額は九月終航までに、十一萬五千噸であつた。各種の企業設備は更に充實擴張され、建設は大體第一期のそれを終つた。尙マーチ炭坑の開拓にも着手する豫定であつたが、之も狀況不良のため、當分中止されることゝなつた。其代り來年度から利權契約によつて決定されたる抗木備林の伐採により、抗木用材を除きたる綾材の內地輸出を試むべく輸出數量は目下の處不明であるが、同計畫が實現すれば、ダリレス造材と共に來年度は十數萬石の北樺太材の內地輸入が實現される筈である。

沿海州森林利權

利權者　露領林業株式會社

利權交涉經過

大正十五年日露基本條約の締結により我露領林業關係者は始めて露國政府當局と利權交涉を開始する基礎を開かれ、關係當業者樺太工業、極東森林、富士製紙、大倉合名、王子製紙、東洋拓殖、日露興業、秋田木材、沿海州木材、亞細亞林業等は露領林業組合なる統一的團體を組織し、大正十五年一月代表梅浦健吉、委員石上林二郎、橫井半三郎、成田忠正、安部宥信、瀧口寅之助、瀨沼恪三郎の諸氏一行九名を擧げてモスクワに派遣二月廿三日露側代表ミンキン氏等との間に正式交涉が開始されるに至つた。會議の劈頭我梅浦代表等は哈府交涉の延長として飽迄之に準據して交涉開始を提議したるも露側は全然新規提案を主張して止まず、遂に我代表側は全然新なる陣容の下に是に衝る事となつたが、爾來滿一ケ年折衝に折衝を重ね幾多の難關に逢着し、其間ロシヤ側の强硬なる態度に一時は決裂を傳へられ代表一行の引揚げ決意を示すに至つたが、露國側より多少の讓歩を示し、曾ては南部林區の割讓を絶對に拒否せし態度をも改め施業案費、工場設置義務案、勞働規定利權期限等の重要懸案についても次第に歩み寄り遂に假調印を見る段取となり、組合は第一回木代金の內十二萬五千留及び施業案費の中七萬五千留を前納して、昭和二年四月二日組合側梅浦代表とロシヤ社會主義共和國農務人民委員代理との間に日露森林利權契約が正式調印を見るに至つた。

利權契約の內容

一、契約期間　一九三三年六月一日まで、搬出は期限後一ケ年、また契約期限は協定延長することを得

二、利權地域　沿海州第七、第十、第十一の三林面區積約百十萬ヘクター

三、行政管理　ロシヤ社會主義聯邦共和國農務人民委員會

四、施業案費　三ケ年間に六十五萬留の分納を要し、納期は每年五月一日と十二月一日の二回で每回一〇八、三三三留宛支拂ひ一九三〇年十二月一日までに完納

五、林業經理案　一九三一年六月一日完成六、伐採區劃料金は一ヘクターに付き一留、納期は每年四月一日、事業年度は十月一日に始り翌年九月三十日に終る

七、造材法　胸高直徑六ウェルショク（我八寸七分）以上の立木にして末口四ウェルショク（五寸八分）以上の幹材全部

八、伐採着手期は一九二七年十月一日で初の利權者の企業上の都合に依り年伐數量を利權期限內の總伐採數量の範圍內に於て調節することを得

九、年伐數量は七百五十萬立方呎以上とす

一〇、寸檢法ルズリスキー法に準じ皮除き末口寸檢五分止め以下四捨五入

一一、土場卷方法　樹種別エゾ・トド落葉は混材差支なし又異りたる材種の混入五%まで許可損傷木の混入は五%まで許可、損傷木中に健全材混入五%まで許可

一二、木材檢收時期三月十五日より四月十五日及八月十五日より九月三十日

一三、雇傭せる勞働者全員の住宅受各種附屬小屋建設義務、此の豫算十二萬留

一四、跡片付は利權者の義務

一五、林務官吏舍建築の義務　此建築費五萬留、林務官々舍一棟同官補官舍二棟、山番舍二〇棟計二十三棟契約效力發生の日より六ケ月以內にロシヤ側より設計書、圖面、見積書を交付せらる、建設期限は效力發生の日より二ケ年內、事務所監理部員住宅、倉庫等は二ケ年內に五萬留

を下らざる費用にて建設すること
十六、木材輸出はソヴィエト聯邦外國貿易法に依り内地販賣は協定を要す
十七、資金送付　資金は外債を以て送付すること
爲替率は浦鹽商品取引當日の公定相場に依り送金義務額は當該年度伐採契約高一立呎に付二十一哥資金證憑書類は露國側に提出する義務がある
十八、物資輸入權　機械、器具、其他物資の輸入は有稅とし輸入額は一萬立方呎に付金六十圓の割但し其の金額は商務官の證明書添付の事
十九、鐵道通路水路使用權並に建設權埠頭繫船所を設置し是を利用する權利を有す
二十、積取船の出入は一般法に據ること港務稅受手數料の支拂（噸稅十哥、布度稅丸太一立方呎二分の一哥）
六〇馬力以内の發動機船所有權
無線電信の使用は港務部長の許可を要し暗號コードの使用は禁止
二十一、電記布設權、無線電信は郵電人民委員會の許可により架設することを得
二十二、義務的建設に要する敷地は無償其他は農務人民委員と協定せる有償、企業に必要なる粘土、土砂、石材等を採取する權利を有す
二十三、木代金
紅松（エゾト落葉）白松薪材
大丸太　一五哥　九哥　一〇哥（立方サージン　R S三、五〇）
中丸太　一一哥　五哥五
小丸太　六哥　三哥五
大中小丸太の定義
十二尺もの、小は末口八寸迄、中は末口八寸八分より尺二寸迄、大は尺三寸以上木代金の改定は經由案の完成後即ち一九三一年六月一日以降とす損傷木の木代は右の半額
二十四、無料拂下材、勞働者の消費する薪材流送用材、造材搬出土場卷用材公共用橋梁道路用材林務官舍勞働小屋用材等
二十五、報償金、七八九月の神戸港大口取太標準で運賃保險料を差引きたる左記の率に依る

F・O・B	三〇哥迄	三一哥	三二哥	三三哥	三四哥	三五哥	三六哥以上
八五〇〇〇	〇・七五	〇・七〇	〇・六五	〇・六〇	〇・五五	〇・五〇	〇・四五
一〇〇〇〇	〇・八五	〇・八〇	〇・七五	〇・七〇	〇・六五	〇・六〇	〇・五五
一二〇〇〇	〇・九五	〇・九〇	〇・八五	〇・八〇	〇・七五	〇・七〇	〇・六五
一五〇〇〇	一・〇五	一・〇〇	〇・九五	〇・九〇	〇・八五	〇・八〇	〇・七五
二〇〇〇〇	一・一五	一・一〇	一・〇五	一・〇〇	〇・九五	〇・九〇	〇・八五
二五〇〇〇	一・二五	一・二〇	一・一五	一・一〇	一・〇五	一・〇〇	〇・九五
三〇〇〇〇	一・三五	一・三〇	一・二五	一・二〇	一・一五	一・一〇	一・〇五

二十六、國稅、地方稅、手數料、關稅、負擔義務
一、木材拂下稅　木代金の二%
二、均等稅　本稅の百%即二%計二%
三、流送稅　一立方米突三五三二立方呎に付十八哥
四、家屋稅　建物價格に對する四分の一%
五、馬匹乘聞稅　馬一頭に付市内二十五留　市外六留
六、普通印紙稅
轉賣は金額の一%　商取引は一%
手形　四分の一%　領收書勘定書六哥乃至十五哥
願書　一留より二留%
七、歩合印紙稅　木代金報償金〇・五%
二分の一%
八、所得稅　純利益の十%
九、港務稅　噸稅十哥　布度稅一立方呎二分の一哥
二十七、木代金納期　一ヶ年伐區　四十一萬二千五百留受　七五〇〇・〇〇〇立方呎エゾ中丸太標準
納期　十月一日、四月十五日分納
決算は造材檢收調書伐區横收調書に基き報償金の納期輸出材に對し事業年度終了後二ヶ月即ち十一月三十日迄に納む
延滯利子　一日に付十分の一%
二十八、納金は露貨又は外貨
二十九、勞働條件
職業組合との團體契約に基く事
社會保險は國營企業同樣
事務員十四%　季節勞働〇・七%
三十、勞働者使用人の制限
使用人團體契約以外の者六名
外は外國人　三十五%以内
外國勞働者　二十五%以内
旅券査證の特典を有す
三十一、裁判は仲裁々判委員會を組織すること
三十二、利權企業財産の歸屬
引渡期限　期限滿了後三ヶ月間
利權者の所有として殘存せる財産は期間滿了後一ヶ年間に無稅輸出
三十三、歩合印紙稅
木代金報償金　〇・五%
納期　木代金受報償金の納期と同時

同社の勞働團體契約

昭和二年六月勞働團體契約交渉の爲露領林業組合は成田忠正氏を代表としてハバロフスクに派遣露國農林勞働組合中央委員會代表との間に六月二十一日より交渉開始したが、兩者間の懸隔甚しく紛糾を重ね、容易に妥協點を見出し得ざる爲利權者側代表は一先づ哈府を引揚げて歸國したが、事態は決裂のまゝ推移することを許さないので、駐日露國通商代表アニケーフ氏が調停に立ち、同年九月十六日に至り、漸く兩者間に妥協點を見出したので、成田代表は再びハバロフスクに赴いて前記露國勞働組合との間に契約調印を了するに至つた。協定された賃銀額左の如し。

（一）最低賃銀額　二十六留（露國側提案二十八留四十哥を二留四十哥讓歩し、日本案二十四留を二留讓歩して成立）。

（二）利權者側は二留讓歩の條件として、露側の要求にかゝる宿舍建設に關する條件を緩和せしめた。

然るに一年を以て期限とする團體契約改訂のため林業會社は昭和三年七月氏家守廉佐藤秀德二代表をハバロフスクに派遣八月初旬より露國農林勞働組合代表との間に交渉開始せしめたが利權者側の提案たる勞働雇傭條件を露國營極東林業トラスト（ダリレス）と同等に更改することの要求と、露國側の待遇改善、條件高上の要求とは正面衝突し交渉は第一囘にて決裂し、利權者側代表は日本に引揚げたまゝ一切の望みを失して今日に及んでゐるのである。

露領林業會社の組織

露領林業組合なる利權交渉團體によつて代表された我沿海州林業關係諸會社は、前記の如く利權獲得によつて第二段の活動に入ることとなり、昭和二年十月二十八日東京に於て露領林業株式會社の創立を見るに至つた。

資本金其他

公稱資本金五百萬圓、拂込資本金二百萬圓、株式總數十萬株）株主總數二百三十三名
大株主　富士製紙（二一、三九五株）、樺太工業（一〇、〇一五株）、日露興業（一四、〇〇四株）、王子製紙（九、七一〇株、大倉組（一、二三八株）、秋田木材（三、二三八株）、東洋拓殖（三、一二八株）。

役員

取締役社長―門野重九郎
專務取締役―藤田好三郎、梅浦健吉
取締役―小笠原菊次郎、高橋貞三郎、檀野禮助
菊地季吉
監査役―長谷川太郎吉、齋藤龜三郎

同社の企業經過

第一年度

露領林業株式會社創立初年度たる昭和二年は勞働團體契約の交渉圓滑を缺き意外の時日を費したため利權現場に於ける企權着手が豫定より著しく遲れた。且つ着業當時降雪少く河川の結氷遲れたるのみならず利權契約並に勞働團體契約による企業は同地方に於て最初の經驗であつたため、新規契約の實施に就ては豫期以上の困難があつた。かうした事情のため豫備的作業に主力を注ぐこととなり、實際の伐採作業は著しく減削されざるを得なかつた。即ち同社の作業計畫に據れば初年度に四十五萬石を伐採する目論見であつたが實際は、翌昭和三年春までの冬山伐採に於て僅かに二十一萬石内外を得たに過ぎず此中日本内地に向け輸出された分量は十五萬一千石内外に留まつた。

斯く企業が圓滑を缺いた主たる原因は、前記の外

（一）利權契約が企業者に不利なること
（二）勞働團體契約も他團體例へば露國極東林業トラスト等に比し可なり不利なること
（三）着業早々とて會社の企業組織が整備されてゐないこと

同社第一年度（昭和二年十二月一日―昭和三年十一月三十日）の損益計算書左の如し

損益計算書

收入之部		
賣上代金	六八六、六五九・一〇	円
雜收入	三、二五〇・一一	
合計	六九一、九〇九・二一	
支出之部		
木材船積原價	一、二一三、四五四・七一	
木材運賃	二三七、八八八・一三	
海上保險料	二、〇七一・八三	

揚地諸掛	一、一〇〇・六三
浦汐經費	一五、八六三・五一
本社經費	六八、〇〇四・〇八
合計	一、五三八、三八二・八九
差引當期損失金	八四六、四七三・六八
損失金處分案	
當期損失金	八四六、四七三・六八
前期繰越損失金	三、八一〇・二九
合計後期繰越	八五〇、二八三・九七

第二年度以後

露領林業會社は第二年度（昭和四年）の事業計畫を立てるに先つて、不利なる勞働契約の更改を行ふ可く、相當強硬なる態度を持し、露側にあたつたが、前記の如く決裂に陷つたため、會社では役員會を開いて善後策協議の結果窮餘の一策として露國國營極東林業トラストに依託經營せしむる議成り、時偶々來朝中のトラスト社長マースレンニコフ氏と交渉するところあつたが、この手續はしかく簡單に纏まる筈なく、昭和四年一月の重役會議に於て、利權契約そのものゝ改訂に決し、ソヴエート中央利權委員會に之が交渉を開始した。然るに其の後中央利權委員會より何等の回答無きため、會社では駐日ソヴエート通商代表兼利權部長アニケエフ氏を經て露側の回答を促してゐるから、露側に於ても同利權企業を現實に生かすため、契約の改訂に應ずるものと豫想されてゐる。

尙同社は昭和二年伐採した殘材六萬石を昭和四年十一月までに積取つて、內地輸送を終へた。

大株主—河崎助太郎、田中讓、森孝三、森田金藏、大阪商事株式會社

役員

取締役社長—河崎助太郎
常務取締役—森田金藏

同社の企業經過

昭和二年七月利權契約本調印直後常務森田金藏氏支配人綿貫和夫氏、久慈技師外通譯、熟練勞働者等より成る一行は、試掘用機械器具、食糧等を携へ、オホツク現場に赴き、利權契約に基き露國勞働組合との間に勞働團體契約を締結して、勞働者を雇傭し勞働者住宅の建設、利權地積の測量、區劃設定、ボーリング等準備作業を成し、ボーリングの結果久慈技師外邦人八名及び露國勞働者を現場に越年せしめて冬季作業を繼續せしむる事とし、森田氏以下一行五名は歸國した。即ち第一年度は試掘準備作業の域にとゞまつた。

前記越年作業と、森田常務等昭和三年夏季再び現場に赴いて、試掘地域約八十萬坪の殆んど全域にわたり、試掘を試みた結果、採算を立つるに足る砂金埋藏鑛區無く、一行は一名の邦人留守番を殘して現場を引揚げ歸國した。

昭和金鑛會社は契約地積試掘の不成績に鑑み露國利權委員會に新鑛區の追加出願中であつたが、昭和四年五月モスクワより歸任せる駐日露國通商部利權委員ベークマン氏は同社に對して、中央利權當局が左記條件で追加鑛區を許可するに決した旨を內達した。

一、場所＝出願のオホツク、リージンスキー鑛區

一、採掘期限＝十箇年

然るに會社側にありては既得三鑛區の契約期限が廿箇年なるに準じ追加鑛區の期限を十五箇年乃至二十箇年に延長せらるべく希望し居るため、此點に就て更に折衝せねばならぬが、兎も角も利權當局が既に許可せる意嚮であるから近く協定せらるゝであらう。

北樺太西海岸アグネオ石炭利權

利權者　阪井組合

本利權は北樺太石油會社並に工業會社のそれと同じく大正十四年一月の日露基本條約の規定に從ひ日本政府から當業者代表の一人として推薦を受けた酒井商會代表酒井隆三氏の獲得せるもので、利權契約交涉は、北サガレン石炭企業組合代表として利權會議に出席せる奥村政雄氏に之を委托し、前記二大利權と同じく大正十四年十二月四日契約締結を見るに至つたものである。

一、利權地域—北樺太西海岸アグネオ河流域
二、利權期限—四十五箇年
一、利權期限—四十五箇年

其他重要諸條件は、北樺太工業會社のそれと大體同樣である。

本利權は成立後既に四箇年を經過するも今日まで企業會社の成立を見るに至つてゐないので、昭和四年七月露國政府より企業計畫書の提出方を要求して來たが、現今の內地炭況では着業に困難に見られてゐる。

北樺太西海岸コスチナ石炭利權

利權者　塚原組合

大正十四年一月、日露基本條約に基き日本政府の推薦にかゝる當業者代表の一人として塚原嘉一郎氏莫斯科に赴き、露國當局との間に北樺太西海岸石炭利權交涉を進めた結果大正十五年二月二十三日契約調印を見るに至つた。但し本利權契約は最初日露基本條約の規定に基き交涉開始されたにも拘らず交涉半にして之を基本條約の基礎によらず、個人の資格に於て獲得することに双方合意成つたのであつた。

一、利權地域—北樺太西海岸アレクサンドロフスク港より南方約二十八哩にして我南樺太國境安別より北二十三哩弱コスチナ河一帶約六露里平方に亘る炭田の試掘及採掘
二、利權期限—三十二箇年

該利權地域は技師プレオブラジェンスキーの調査報告によれば炭層六層にして、現に露出せるもの三層あり、何れも特種の有煙炭であり、且つ此地域は北樺太西海岸に於ける最も有望なる森林地帶であつて、エゾ松、トド松密生し礦區上の森林

オホツク金鑛利權

利權者　昭和金鑛株式會社

利權交涉經過

大正十五年夏季オホツク金鑛地を踏査して歸來せる森田金藏氏等は同じく大阪の實業家にして實業同志會所屬の代議士川崎助太郎氏、後藤伯秘書森孝三氏と共にオホツク地方クフトイ河岸ウラジミルスキー、プラヴイ、レーヴイの三鑛區約八十萬坪を最も有望なる鑛區と認め、駐日露國通商代表部利權委員との間に該鑛區の利權契約交涉を進めた結果商議數ケ月にして、大正十五年十二月十三日在東京露國大使館に於て圓滿裡に假調印を了し、假契約書は其後モスクワ中央利權委員會の審議を經て人民委員會議に附議され、契約文中物資輸入に關する條項に一部修正が成され昭和二年七月十二日承認を得、同十八日駐日露國通商代表部に於て利權者を代表する川崎助太郎、森田金藏兩氏、露國政府を代表する露國大使ドヴガレフスキイ氏（後日函館の旅行先に携行して）通商代表アニケエフ氏の間に正式調印を完了した。

契約全文は三十八條で、人民委員會の修正條項は現場に於ける物資輸入手數料が假契約では無稅であつたものが百分の二パーセントを利權者で負擔することゝなつた。

利權契約要項

一、利權地域は勘察加縣オホツク市外ヴラジミルスキー、レーヴイ、ブラヴイーの三鑛區で總面積約二〇〇ヘクター（二百萬平方米突に相當す）

二、期限は試掘期間は一九二七年航海可能の時期より一九二九年九月一日まで採掘期限は二十ケ年

三、利權者は增償として生產高の五%をソヴエート聯邦政府に納入するを要し且つ租稅は單一稅として生產高の五%を同政府より徵收せらる

四、利權者の生產物は原則として露國政府に優先的購賣權を有するも利權者は無稅にて國外に輸出する特權を有す、露國政府が買上げる場合の値段は、ロンドン市場の公定相場に依る

五、利權者は採金企業に必要なる機械及物資の無稅輸入、電信電話の架設使用の權利を有す

六、勞働者雇傭條件はソヴエート聯邦現行勞働法に準じ外國人勞働者は五〇%まで使用することを得

七、利權者河崎助太郎、森出金藏、森孝三の三者は自ら發起人となつて拂込金百萬圓の株式會社を設立して利權企業に當ること

昭和金鑛會社の組織

前揭オホツク金業利權を開發するため利權者川崎、森田、森氏等は昭和二年五月十五日大阪に於て昭和金鑛株式會社を組織した。

資本金其他

資本金（全額拂込）—一百萬圓、株式總數二十萬株、株主總數五十五名

は利權者伐採の優先權を有してゐるが、これも炭界不況の影響をうけて着業の運びに至らず、昭和三年十二月露國政府に對し再度の試掘期限の延長を請願してゐるが、同四年中も何等の進展を見ない。

失效利權

オホツク、リヂンスキイ金鑛利權

利權者　田中與太郎

本利權契約は大正十四年九月二十三日の締結にかゝり、日本人獲得の最初の利權として注目されたが、規定の期限內に會社を組織せず、數回に亘つて延期を申請し、露國側も之を諒としたが、遂に企業組織の實現を見ず、時效にかゝつて失效した。

黑海汽船引揚作業利權

利權者　深海工業株式會社

昭和二年六月二十八日利權契約締結、利權會社々長片岡弓八氏、本邦より熟練技師、潛水夫等を現場に連行して、昭和二年夏期中作業に從事したが、遂に所期の成果を擧げ得ず失效した。

通商關係

日露貿易の沿革

一、明治時代の通商關係

日露貿易の歷史は日露關係の歷史の如く久しく且つ古い。兩國間に通商修交條約の締結されたのは安政二年（一八五五）であつたが、爾來明治の末期に至る五、六十年の間兩國間の通商貿易にはさして見る可き實績が無かつた。それは次の三つに原因を歸せられる。

一　明治維新前は日本が封建的鎖國主義で外國との通商貿易を欲しなかつた。

二　明治維新後も全體としての日本の對外貿易が尙著しく不振であつた上に幕末から兆した日本官民の恐露乃至憎露的風潮が旺盛であつたため對露貿易は特に振はなかつた。

三　日本の取引の直接の對象たる極東西伯利が經濟的にも文化的にも著しく遲れ且つ人口稀薄であつた。

明治八年樺太千島交換、明治二十七、八年戰役後の三國干涉、或は明治三十四年の極東に於ける第一次自由港制の撤廢、明治三十七、八年の日露戰役等はその中間期に多少とも萌芽した日露間の商取引を刈り取るに十分の因を成した。明治三十六年日露戰役直前に於ける貿易左の如し。

日本の輸出

亞露へ	二、二三九、九八六圓
歐露へ	一、一二五、二五〇圓
計	三、三六五、二三六圓

日本の輸入

亞露より	八、二六七、六五二圓
歐露より	二九一、五五八圓
計	八、五五九、二一〇圓

即ち取引總額一千一百九十二萬四千四百四十六圓に達したがそれにつぐ明治三十七年と八年には兩國の貿易は完全に杜絕した。

然るに日露講和後の明治三十九年並に四十年に於ける兩國取引額は如何なる變化を現したかといふに。

明治三十九年

日本の輸出

亞露へ	一〇、四九四、〇七七圓
歐露へ	七七、九〇一圓
計	一〇、五七一、九七八圓

日本の輸入

亞露より	一、四〇七、二三〇圓
歐露より	四〇、九四一圓
計	一、四四八、一七一圓

明治四十年

日本の輸出

亞露へ	五、〇六七、七二三圓
歐露へ	四四一、五六〇圓
計	五、五〇九、二八三圓

日本の輸入

亞露から	一、六五五、六四九圓
歐露から	一七四、八八七圓
計	一、八三〇、五三六圓

右表に明かなる如く、日露戰直後の明治三十九年には兩國の總取引額一千二百二萬百四十九圓を算し、戰前のそれに比し少額の增進を跡づけたが、翌明治四十年には七百三十三萬九千八百十五圓といふ著しい減少を示した。

更に明治四十三年より歐洲大戰勃發の前年たる大正二年に至る四年間の兩國貿易額は次の如き趨勢を以て推移してゐる。（單位圓）

年次	對露輸出額	日本輸入額	合計
明治四十三年	四、三四七、七九九	九七〇、六二五	五、二八五、三八四
同　四十四年	五、六六六、一〇九	一、〇四三、五七六	六、七一〇、六八五

大正元年 六、〇二、九二三　四二、七七　六、八五五、六三〇
同　二年 九、一六八、八三　七一、四二九　九、九六〇、二六三

歐洲大戰前四箇年間の兩國貿易額は年々相當の增加趨勢を示して來てはゐるが、而も日露戰役直前直後の如く其總額一千萬圓臺を超ゆるには至らず全體として非常に不振狀態を以て推移し來り、之を目して到底國を隣りする兩大國の正常なる貿易額と見ること困難なる狀態を示してゐるのである。之には種々なる原因が擧げられるが、我國の側について見れば、日露戰爭といふ劃時代的段階を通過した日本は其後國內經濟恢復と、滿州及朝鮮に對する企業施設に汲々として露國に手を延ばす餘裕を持たなかつたこと、從つて我國と隣接する極東西伯利市場の如き遠隔の獨逸商品や英國商品によつて充たされてゐたことを指摘しなければならぬ。

又同期間に於ける兩國の貿易が大體我國の著しい輸出超過によつて特色づけられてゐる事實も之を指摘しなければならぬ。

歐洲大戰直前たる大正二年の我對露貿易に現れた重要品目別計數を亞細亞露西亞と歐羅巴露西亞とに分つて示せば左の如し。

大戰前重要輸出品目別對露貿易

亞露へ

蜜柑	五〇五、〇七七圓
林檎	四九六、〇八九圓
生金巾及シーチング	四三四、七一一圓
石炭	四二一、八一七圓
玉葱	二五五、二六二圓
食鹽	一八四、三〇八圓
漁網	一一二、二九八圓
打綿	一〇九、六六二圓
醬油	九六、九七九圓
綾木綿	六五、五二六圓
精米	三三、四七一圓
燕麥	一〇、〇三一圓
蕎藷	三五、八八〇圓
洗濯曹達	三一、五八六圓
藥材化學藥及製藥	一一、五〇九圓
綿織物絲	一四、二八九圓
苧麻繩索	二四、六〇六圓
白木綿	四一、七九八圓
靴足袋	一二、七三〇圓
陶磁器	一〇、四一〇圓
鐵製品	三三、七四六圓
繩索叺及莚蔗製	一六、六四六圓
花莚	二六、九三六圓
木製品	一八、四〇二圓

歐露へ

生糸機械製細糸	四、四一五、二四七圓
同　太糸	三、六二三、三六〇圓
玉糸其他	四〇、七六二圓
石炭	五七、八七二圓
寒天	三五、三四〇圓
樟腦	五四、二二五圓
絲瓜	二一、五五四圓
竹材	一六、九四六圓

大戰前重要輸入品目別對露貿易

亞露より

大豆	三二六、三七四圓
豆糟	七一、九九二圓
糠	一三、七六〇圓
菜子糟	四五、八八八圓
魚毛皮	一七、一二三圓
牛皮及水牛皮	六〇、二四二圓
獸骨	二五、一五六圓

註—歐露より輸入なし

品目別に見た大戰前の日露貿易は其取引總額と正比例して不振貧弱を極め、一品目にして五十萬圓に達するは僅かに輸出の部に密柑あるのみであつた、當時日露兩國の當業者並に識者間には此不振狀態に慨して日露貿易發展策とか日露貿易に關する研究とか一再ならず獻策され報告されたのも當然のことであつた。

二、大戰當時の通商關係

然るに日露貿易に異常なる刺戟を與へ、發展を劃したものは大正三年に於ける歐洲大戰の勃發であつた。一寸前述したやうに大戰前まで歐露は勿論遠隔の極東西伯利に至る全露領の輸入市場を風靡したものは獨逸の商品であつた。當時獨逸の製造業者及輸出業者は露國の國情に適當したる品物の製作に苦心し且つ優良品を低廉に賣捌いたばかりでなく、露國の歷史的な商習慣たる長期延取引に應じ、露領各地に代理店を設置し、或は露國人を自國の製造工場に案內して親善を計る等凡ゆる手段方法を以て自國商品の販路擴張と市場固めに努力した結果、曾て露國市場の風靡者たりし英國商品を追ふて對露貿易の王座を占むるに至つたが、一朝戰亂の結果獨露國交斷絕し獨逸商品の輸入が杜絕するに及んで、露國市場の需要は全然他國に之を振向ける必要に迫られた。ところで英佛兩國は露國と聯盟の間柄であるとはいへ、興亡を賭する大戰のため自國軍需品工業に全力を擧ぐる外他國市場まで顧みる餘裕を失ひ、一方米國は距離遠隔であるといふ關係上、露國の需要は一途に我日本に振向けられることとなつた。

從つて歐洲大戰後の我對露貿易は著しく激增したがその最も顯著なる現れは輸出の方面であつて、殊にその主要品目は戰事工業品乃至一般工業製品であつた。

當時に於ける日露兩國貿易の異常なる發展を明にするため、貿易額と共に、對露貿易の本邦對外貿易に於て占むる順位を示せば左の如し。

本邦對露輸出額と其順位

年次	對露輸出額	本邦輸出總額より見たる露國の順位
大正三年	一二、三八〇、九四〇圓	第八位
大正四年	八九、五三八、四〇二	第六位
大正五年	一五一、一七七、二七〇	第三位
大正六年	八六、七四八、六九二	第五位

戰前大正二年に於ける對露輸出貿易の本邦對外輸出貿易に於て占めた順位は第十一位の低きにあつたが、大正三年には第八位となり、更に翌大正四年、五年には一躍して第三位に進み、米國及支那に次ぐ重要輸出市場となり、從來本邦輸出貿易に於て印度蘭領印度、英國等の占めてゐた地位を打超え、其金額の如きも日露協約の締結された大正五年には一億五千萬圓といふ巨額を算するに至つた。然し之は前述したやうに戰爭といふ變態的現象の產物であつて、この現象の消滅と共に消滅すべき性質のものであつた。このことは其當時に於ても本邦への露國商品輸入額が輸出額に比し著しく低かつた次の事實の中にも反證的に示されてゐる。

本邦對露輸入額と其順位

年次	本邦輸入總額より見たる露國の順位
大正三年	第二十一位
同　四年	第十三位
同　五年	第十七位
同　六年	第十五位

即ち輸出が第三位に上り一億五千萬圓を越えてゐる時期に輸入は十三位以上に出ず、四、五百萬圓臺に彷徨し大戰前のそれとさして大なる變遷（少くとも輸出のそれに於けるやうな）を見ないのである。

そこで當時日本の當局並に對露關係者は本邦對露貿易のかゝる變態的一時的隆昌から、根底的、永久的隆昌にまで押し進む可く、種々考究し、計劃されたが、それは大正六年に於ける露國兩度の大革命による對露關係大變動のため遂に實現を見る段に至らずして止んだ。

三、革命當時の通商關係

大正六年十一月七日露國勞農革命後の日露貿易は前項に示したところのそれとは違つた意味で之又全く常則を脫した變態的な性質を帶んでゐる。それは、勞農革命後の露國が市民戰爭と外國の武力干涉と經濟封鎖の重圍の中に在つたためであり、殊に日本の直接の貿易對象たる西伯利地方が革命反革命の諸勢力相搏つて政局動搖し殆んど常態的性質を失つたがためである。而も此當時兩國取引額が相當巨額に達してゐるのは、各國派遣軍の西伯利地方駐留及び反革命戰亂のための軍需品乃至一般物資需要等に據るものである。兩國輸出入額左の如し。

日露輸出入貿易額

年次	對露輸出額	日本輸入額	合計
大正七年	四〇、二〇四、九七五圓	四五、一一八、三〇八圓	
同　八年	七〇、九六二、七九二	七五、六六二、八九五	
同　九年	二二、二六六、九三六	二九、七九五、八〇五	

同	十	年	一三、七四九、九三一圓
同	十一	年	一〇、五九九、六二八
同	十二	年	四、五二四、〇〇〇
同	十三	年	三、五六三、五七六

對露貿易の本邦對外貿易に於ける順位は輸出に於て大正五年第三位、六年第五位から、七年には十一位に落ち、大正八年には軍需品輸送增加等のため第六位に再轉し、九年十四位、十年十二位を示し、輸入は七年の十七位から八年十九位、九年二十位、十年十九位と不振をつゞけてゐる。

日本軍の沿海州撤退並に露國反革命軍の沒落が完全に實現を見たのは大正十一年秋であつたから、前表の中十二年十三年の輸出品目は十一年以前（日本軍駐兵當時の）のそれとは稍其性質を異にしてゐると見なければならぬ。其當時露國は極東地方をも含めて既にソヴイエト政權に統一されてゐたが、日本との間には尙正式國交の恢復を見ず、大連長春、東京等に於ける交涉瀕踏みの時代であつた。從つて、露西亞革命勃發後大正十三年に至る期間の兩國取引は全然正常な貿易關係としての性質を持つてゐなかつたと云はなければならぬ。

四、國交恢復後の通商關係

大正十四年一月の日露基本條約締結は、兩國關係の諸分野に於ると同樣、通商關係に於ても劃期的なものであつた。兩國間には通商條約こそ未だ締結せられざれ、其基礎はすでに開かれた。殊に同年十二月二十八日、露國の對日通商機關として、露國通商代表部が東京に開設され、次いで函館及神戸に其出張所が設置されるに及んで、露國は此機關を通じて日本の商品を買付け、又日本は此機關を通じて露國の商品を輸入する道が開拓された。前後八年間正規の貿易關係を斷絶してゐた日露兩國は、こゝに復活し、完全に交易し、交換する方法を再組織するに至つた。

尤も復活したとはいへ、それは勿論舊時の通商關係其まゝに復した譯ではない。日本側には大した根本的變化は見られないが露國側は、その革命的變革によつて貿易組織は國家のモノポリとなり、前記の如く駐日通商代表部を通じてのみ、通商が可能となつたことによつてしかも其モノポリの主體が有史以來最初のプロレタリア國家たることによつて、そこに舊帝政露國とは根本的な變化が見られ從つて單に貿易方法に於てばかりでなく、貿易品目に於ても幾多の變更が生じて來た。

露國の經濟年度は每年十月一日に始まり翌年九月三十日に終るが、日露貿易が正規の關係に復した最初の年たる一九二五—二六經濟年度（大正十四年十月一日より大正十五年九月三十日に至る）の兩國取引狀態を露國通商代表部の査定によつて示せば左の如し（但し之はトランヂット貨物を含まぬ純日露貿易額である）

日本より露國へ

漁業用品		一、四六八、〇〇〇圓
洋紙		三九〇、〇〇〇圓
麻繩		一四一、〇〇〇圓
金屬		二四一、〇〇〇圓
ワイヤロープ		六五、〇〇〇圓
樟腦		一〇、〇〇〇圓
其他		五七、四〇〇圓
計		二、八八九、〇〇〇圓

露國より日本へ

木材		七、一七八、〇〇〇圓
魚類		二、七〇〇、〇〇〇圓
其他		四〇〇、〇〇〇圓
計		一〇、二七八、〇〇〇圓

即ち第一年度の成果は、取引總額一千三百十六萬七千圓で內日本からの輸出僅に二百八十八萬九千圓であつたに對し露國のそれは一千萬圓を越へ、戰前に於ける兩國の輸出入關係の位置を全く顚倒せしめてゐる。之はその品目が示すとほり我舊對露主要輸出品たる生糸乃至絹製品を始め一般贅澤品の輸出が杜絶したこと、新しい露國の經濟事情乃至經濟組織が日本の當業者に十分に理解されず、且つ金融關係の圓滑を缺くこと等を一方の理由とし、戰前に無かつた露領沿海州木材の輸入が七百萬圓以上の巨額を示してゐること等を他方の理由とする。

だが、第二年度（大正十五年十月一日昭和二年九月三十日）の兩國取引額は輸出に於ても輸入に於ても可なり著しい增進が見られた。其計數左の如し。

日本より露國へ

漁業用品		四、四六九、〇〇〇圓
洋紙		二〇八、〇〇〇圓
樟腦		五〇、〇〇〇圓
茶		五三九、〇〇〇圓
沃度		二二六、〇〇〇圓
細綱		三五五、〇〇〇圓
ワイヤロープ		七五、〇〇〇圓
其他		一九八、〇〇〇圓
計		六、一二一、〇〇〇圓

露國より日本へ

木材		八、〇三〇、〇〇〇圓
魚類		三、二八三、〇〇〇圓
白金		四二八、〇〇〇圓
豆粕		三〇五、〇〇〇圓
其他		三五六、〇〇〇圓
計		一二、三〇二、〇〇〇圓

即ち日本の對露輸出は、前年度に比し二倍以上の增加を見、品目の如きも前年度になかつた綠茶、沃度、ナメシ皮、セルロイド等が新たに加へられ、著しい發展を跡づけた。

又日本の輸入に於ては前年度に比し、一割六分を增加し、同じく新輸入品目として白金其他重要品目を加へた。

尙昭和二年十二箇月間の日露貿易品目別統計を大藏省主稅局の査定によつて示せば左の如し。但し之はトランヂット貨物を包含してゐるので、純日露貿易額よりも增加してゐる）

品目別對露貿易表

（昭和二年十二箇月間）

輸入の部

品名	金額（單位圓）
粟及稗	一二九、九五六
高粱	六、六九八、〇八八
大豆	一四、八二二
其他の豆類	一一、〇三三
玉蜀黍	八、三三五
小豆	一一三、〇三二
大麻子	一二、一〇七
胡麻子	一七、八三一
麪麥	四八、一八三
小麥	四
小麥粉	六、三一〇
豌豆	一、六四〇
其他穀物及穀粉	一、五〇〇
麥角	二、三一七、七一六
豆糟	七、六一三
其他の穀物及種子	一二、九九八
飼料	五三八、五三九
石炭	二、一六〇
鐵	五五四、〇九三
白金	一六、二〇〇
活動寫眞用フイルム	一九四
蜂蜜	五四四
酒類	五六八
其他ノ飮食物	一、三二三
皮革、毛皮	七〇
珊瑚製品	二五〇
書籍及雜誌	二、六、二六六
サントニン	三五
樂器	四、九四四
石絨及同製品	一、五七五
雲母	八
ゴム衣被覆	八、三六〇
製紙用パルプ	一、〇八一、四五三
白楊	三、六七三、四二三
エゾ・トド	六二、五五七
胡桃	二、〇一五、三七一
パインフワーシダー（甲）	五三八四、九八一
パインフワーシダー（乙）	八九〇、六一六
ドロノ木ハコヤナギ	一二八、四四六
其他木材及板	五〇
木炭	二三〇
木製品	二九六
雜品	二四二、六五一
小包郵便物	二九五、三五九
同 歐露	五、一六一
旅客携帶品	一、九五四
牛骨	五〇
壓搾瓦斯	一二、〇〇〇
其他船舶同部分品	

機械及同部分品　二七五
合　計　二四、三五〇、七九一

輸出の部

米及米粉　九八、四六〇
大豆　二、四七二
其他豆類　一六八
小麥粉　八一、一〇四
蔬菜　四、八〇五
蕃藷　一四、九〇七
穀物及種子　二二、一〇七
玉葱　二六、〇五〇
蜜柑　七、一六九
林檎　五、〇三五
其他蔬菜　四、一七五
昆布及刻昆布　一、七三六
寒天　七七二
醬油　四、七五〇
味噌　一、七一六
食鹽　一、七四一
蔬菜漬物　三、〇三九
酒類　一二七
ビール　二五九
其他魚介類　三六五
絲茶　六二八、八二九
精糖　一、五一七、〇三〇
氷砂糖　一三二、〇〇七
密糖　四、七五三
其他ノ砂糖糖菓類　四九、六〇〇
罐詰食物　魚介類　一五、六五二
同　蔬菜　一、一七一
其他食料品　三六、二九〇
其他飲料　三、五五四
コンデンスミルク　三、七四二
絲　瓜　一、三五四
鮮　魚　五、九五一
綿織絲　七、九七八
綿縫絲　一、一〇四
打　棉　蔬　菜　一、〇五
麻絲麻線　一四、九〇七
麻　繩　二二、一〇七
其他絲縷繩索紐　一六〇、〇〇七
同材料　六、〇九九
繭及絹織物　八八、〇九九
繰木棉　五、〇三五
白木綿　四、一七五
ドリル　一、七三六
綾木綿　七七二
綾金巾デーンス　四、七五〇
生金巾　一、七一六
生シーチング　一、七四一
晒金巾　三、〇三九
色金巾絣　一二七
小倉織　二五九
天笠布　三六五
綿帆布　六二八、八二九
綿絽　一、五一七、〇三〇
綿繻子　一三二、〇〇七
繰木綿地壇　四、七五三
琥珀織ポプリン　四九、六〇〇
綿フランネル　一五、六五二
更　紗　一、一七一
綿織物　三六、二九〇
布團及其他ノ布帛　三、五五四
さるまた　メリヤス　三、七四二
ブランケツト　一、三五四
洋　服　五、九五一
肩　掛　七、九七八
綿手巾　一、一〇四
綿製浴巾　二一、五〇五
マニラロープ　三〇八、六九二
レース絲　一六〇、〇〇七
漁　網　六、〇九九
麻　嚢　八八、〇九九
綿　嚢　三七二、五〇五
其他布帛製品　七一、五三九
メリヤス手袋　二、八一二
テーブルクロース及履物　二九
足袋　メリヤス　四九、三六八
帽子（フエルト）　一三五、二〇〇
同　麥稈　五〇、三二七
同　其他　二六、六一二
其他ノ毛織物　九二〇
羅紗及セルヂス　一八、八一一
同毛製毛綿製　二二、三六二
衣類同附屬品　六五五
被　褥　四九、一五二
身邊雜用糖貨類　五二、二七九
鞄　提　嚢　五九四

綿フランネル　一三、三〇一
更　紗　二、九二一
綿織物　三四、〇五三
布團及其他ノ布帛　二、五五〇
さるまた　メリヤス　二、六七八
ブランケツト　三七、三〇〇
洋　服　八三、〇三〇
肩　掛　二、五四二
綿手巾　八五八
綿製浴巾　七、三五七
マニラロープ　五九、八一四
レース絲　三二〇
漁　網　四三五、三一一
麻　嚢　七、六二〇
綿　嚢　八、〇七〇
其他布帛製品　五二、〇三五
メリヤス手袋　一九、三一六
テーブルクロース及履物　一四六、八五二
足袋　メリヤス　二四、八四一
帽子（フエルト）　六、九一六
同　麥稈　二、三六八
同　其他　七、九四七
其他ノ毛織物　一、八六〇
モスリン　四、八五九
羅紗及セルヂス　二、七七四
同毛製毛綿製　二、八三三
衣類同附屬品　六二、七七七
被　褥　三、四一二
身邊雜用糖貨類　二、七〇二
鞄　提　嚢　四七八

靴　紐　一一五
釦（金屬製）　二六
同（貝製）　一、九五九
同（骨角製）　一二三
帶　類　四五二
帶　子　一七六
貨　幣　入　一、一一七
其他ノ刷子　六九三
ブラシ　齒用　二、四四二
竹行李　鞄　七四九
ワイシャツ肌着　三〇、〇一七
窓　掛　一、一六〇
其他袋物　六、一三五
地　壇　七二、〇四八
釦　懸（セルロイド）　一九五
肌着（其他）　三、四二〇
齒　磨　粉　九七一
白　粉　三六
煙草紙卷　九、四七〇
石鹼　化粧用　一〇、〇三八
同　其他　二、〇七〇
クリーム　一、八四九
鉛　筆　五〇三
インク　三九六
ペーント　八、八一八
染料顏料塗料塡充料　一〇、〇九一
骨角牙類　四、四五八
樟　腦　一〇六、四一四
殺　蟲　粉　三〇四
其ノ他藥材化學藥及製藥　二七、九一六

寶　藥　七七、五五〇
菜子油　九一七
其他ノ油脂臘同製品　一四四、八八八
錯　酸　四、一七一
硫　酸　五、一九〇
阿　膠　三、四七一
硫　黃　六七〇
沃　度　六一〇
硫酸銅　四、九六一
硝　酸　一三、三二〇
炭化石灰　六九九
金屬粉　三、八八三
鉛　炭　七三八
大豆油　一、三四四
鑛　油　一二五、二一五
燐　寸　一九、五〇七
石炭タール及瀝青　二八九
石絨及石墨　一〇六
石　炭　一三五
足袋（其他）　一六七
革　四、五二九
理化學器同部分品　二六六三
其他學術器同部分品　一六、九四三
ポンプ同部分品　四一、八六五
ゴム製品　六八
樂器同部分品　二、九七九
自轉車同部分品　三、〇五〇
車輛同部分品　一、一五八
機械同部分品　七〇四
汽罐同部分品　二、六二〇

電氣機械同部分品　七七、五五〇
電話機同部分品　九一七
船舶同部分品　一四四、八八八
其他硝子同製品　四、一七一
窓　硝　子　五、一九〇
硝　子　鏡　三、四七一
硝子コップ　六七〇
硝子球玉　六一〇
電　燈　球　四、九六一
ランプ同部分品　一三、三二〇
ホース機械用ベルチシグ　六九九
機械用帶革　三、八八三
革　製　品　七三八
掛時計及置時計　一、三四四
繩索叭莚　一二五、二一五
陶　磁　器　一九、五〇七
ナイフ　二八九
玩具（ゴム）　一〇六
同　（其他）　一三五
石　油　一六七
セメント　四、五二九
靴　二六六三
履物（其ノ他）　一六、九四三
汽　船　四一、八六五
硝　子　六八
書籍及雜誌　二、九七九
包裝用紙　三、〇五〇
煙草用紙　一、一五八
塵　紙　七〇四
帳簿及手帳　二、六二〇

封筒	八二
印刷料紙	一九六、五三五
其他ノ紙類	二五、二三三
屑紙(古新聞紙共)	八三、四三一
其他ノ紙製品	一〇八、八三三
鐵(塊及錠)	一〇、八四九
同(條竿及板)	一一五、一二三
同(線)	一、八九〇
同(筒及管)	九一、二五八
同(線索)	五六、七七七
同(其他)	一一六、三七一
鐵釘類	三〇、七七四
鐵鍋及鐵釜	五九六
其他ノ鐵製品	二一三、三四四
銅製品	二、七五〇
銅(其他及線)	一四、四一一
其他ノ金属	一一、六四一
眞鍮及黃銅	一一、七六六
眞鍮製品	六五五
琺瑯鐵器	一一、二三七
ブリキ製品	三八二
絕絲電線	四、八一九
ニツケル鑛製品	一、八七八
アルミニユーム製品	九一五
レール	一、五四八
其他ノ金属製品	一二、二五三
其他ノ鑛物及同製品	七、六〇五
金属工木工機械	二二、五〇七
木材及板	九五、五〇八
型紙	一八二
農具及工匠具	三九、五三〇
木製品	二四、六〇四
雜品	六六、六七四
連史紙	二、一四九
印刷物	一、〇九〇
屑綿絲屑綿	三三五
ゴム製品	一〇七
雜品種々(其他)	二六、三二八
小包郵便物	六九
同(歐露)	三六五
計	七、九二八、七四四

註　本表は昭和二年一月より十二月に至る全一ケ年間に日露間に行はれた商取引の總決算を大藏省主稅局の資料によつて品目別に統計したものでこの中には純然たる兩國間の取引以外浦潮經由本邦對滿蒙間のいはゆるトランヂット貨物が含まれてゐる。

昭和三年の日露貿易

一、取引額の激増

一九二七―二八經濟年度（昭和二年十月一日―三年九月三十日）の日露貿易額は駐日露國通商代表部の査定に據れば二千九百七十八萬圓に達したが此中露國から日本への輸入額一千九百五十九萬五千圓で日本から露國への輸出は一千十八萬五千圓であつた。

之を最近數年間の取引額と比較して示せばその發展趨勢左の如し。（單位千圓）

年度	日本の輸入	輸出	合計
一九二五―二六年	一〇、七八	二、八三	一三、一六
一九二六―二七年	一三、六一	五、八九	一八、五一
一九二七―二八年	一九、五五	一〇、二金	二九、七〇

註―一九二七―二八年度に於ける露國より日本への輸入品價額は、兩國の實際勘定に於ては前揭額よりも遙かに少く一千三百萬圓乃至一千三百五十萬圓程度である。從つて一千九百五十九萬五千圓中にはS―F及露國より日本への輸入の約三割額を占むる日本船舶傭船料が露國の對日支拂勘定として加算されてゐるのである

パーセンテージによつて日露貿易の發展趨勢を示せば、一九二六―二七年度には前年即ち一九二五―二六年度より四割一分を增加し、又一九二七―二八年度には一九二六―二七年度よりも六割を增してゐる。一九二六―二七年度に於ける露國より日本への輸入額は、二五―二六年度に於けるそれよりも二割四分を又二七―二八年度に於けるそれよりも五割四分を增加してゐる。更に日本より露國への輸出を見るに二六―二七年度には二五―二六年度よりも十割四分を、二七―二八年度には二六―二七年度よりも五割一分を增加した。

二、露國より日本への輸入

一九二七―二八年度の日露貿易は前年に比し著しい增進を跡づけたが、就中日本から露國への輸出は激增し、即ち一九二六―二七年度に其前年の二倍高を示したものが、二七―二八年度には更に

二六―二七年度のそれよりも二倍に近い增加を示すに至つた。

露國より日本への輸入は現今に於てはすでにその基本的品目を決定するに到つたが、その中には木林魚類、白金サントニン等を擧げられる。それらの品目別金額左の如し。（單位千圓）

品目	一九二六―二七年 金額	總額との比率	一九二七―二八年 金額	總額との比率
木材	八、九五八	六八%	一二、二四一	六二・一五%
魚類	三、三三六	二六%	四、二三五	二・五%
白金	四二八	三・四%	一、三三六	六八%
サントニン	一	—	八二五	四・二%
其他	五九	四・六%	九八三	六・七%

露國より日本への輸入增加趨勢を品目別比率によつて見るに木材、魚類は、白金、サントニンのそれにやゝ劣つてゐるが、これは後二者の一九二七―二八年度に於ける著しい進出に起因するものである。

勿論前揭の諸品目は露國が日本に向つて輸出することの出來る品目の全部とその限度とを示してゐるのではない。例へば新輸出有望品としての豆粕、亞麻、石油類、鐵鑛、滿俺鑛、銀鉛鑛、鹽、加里鹽、石炭、木炭等は、露國より日本への輸入品目の範圍を擴張し同時に輸出額をも現在以上に增進せしめることが出來る。

三、日本より露國への輸出

日本より露國への輸出入は曾てその分野に於て第一位を占めてゐた漁具並に漁場用品を始め、幾多の諸品目から成り立つてゐる。個々別々に記せば、黑色金屬、漁網、糸、船舶、綱索、食料品、特殊衣服、器械、防水布、藥製品等等である。

この輸出の基礎を成す商品をより具體的に示せば次の如し。

品目	金額	輸出總額に對する比率
黑色金屬	一、九九三、〇〇〇圓	二〇%
漁網及糸	一、九二〇、〇〇〇圓	一九%
船舶	一、二七五、〇〇〇圓	一二・八%
商品及食料品	一、〇三〇、〇〇〇圓	一〇%
絲茶	八一一、〇〇〇圓	八%
機械類	六四一、〇〇〇圓	六%
沃度	六〇〇、〇〇〇圓	六%
マニラロープ	四五八、〇〇〇圓	四・六%
紙類	三八二、〇〇〇圓	四%
モーター	一四八、〇〇〇圓	一・五%
樟腦	九五、〇〇〇圓	一%
其他	六四七、〇〇〇圓	六%

日本よりソヴイエト聯邦への前記輸出品目の性質について數言を費すことは必しも興味のないことではない。例へば黑色金屬の中には蟹及魚類罐詰用の賦力窒罐が六十五萬圓の多額を占め、造船用鐵材及鐵板が三十三萬五千圓、殘額は罐用及屋根葺用並に其他鐵材によつて占められてゐる。而してそれら鐵材の大部分は純日本製品ではなく日本の再輸出品であることは注目に値する。

漁網の日本より露西亞への輸出に於て同樣に注目を要するのは、日本の統計によると露西亞側の漁網買付が日本に於ける同品の全輸出高の約八〇%を占めて居り、全生産高の二〇%に相當することである。

船舶類では漁撈用カッター（小形曳舟）及クンガース（大形ボート）が六十萬圓に上つてゐるが、中二十五萬圓は蟹工船一隻の購入費である。

特に注目を要するのは日本綠茶の露西亞への進出で一九二七―二八年度は前年度に比し四十萬英封度の增加を示した。即ち一九二六―二七年度に於てはその輸出額は百萬封度であつたのに、一九二七―二八年度に於ては百四十三萬封度を算した。これは日本に於ける同品の海外輸出總額の七・五%に當る。

上記の諸材料から明らかな樣に、日露兩國の物資取引は已にもはや極東露領と日本との交換物資にのみ止まらない。反對に、現在では日本の輸出物資が露西亞內地に深く入込んで居り、恐らくその一部はトルケスタンの市場へも入つてゐるであらうと同時に、日本へ行く露西亞の物資もその產地が極東でないものまで加入されてゐることである。白金、サントニン、亞麻等がそれである。

四、貿易發展の障害

兩國間の物資取引發展の障碍は、同通商代表の指示した通り、露西亞側經濟團體の意見によれば、他の諸國に於けるよりも日本に於て比較的商品買付の條件が有利でないといふ點である。具體的に云へばクレヂットの條件である。これらの障碍の克服はクレヂット問題の圓滿な解決の意味に於て兩國の物資取引の、又日本商品の對露輸出の發展の眞實の要因の一をなすものである。

日露貿易の一考察

商工省商務局貿易課發表

商工省商務局貿易課は昭和四年貿易課第二十五號を以て、日露貿易の諸統計に關する考察を發表したが、種々參照になる點も多いので其全文を再錄することとした。但し同發表統計に屬する部分中大藏省昭和二年日露貿易統計は、本年鑑前揭のものと重複するので省略し、駐日露國通商代表部註文帖による日露貿易品目細別表のみ揭げることゝした。(編者)

日露貿易の一考察と云ふも、正確なる貿易統計があつて之を論ずるのではない。只之に關する數字が方々から發表されて居り而も其出所に從て非常の相違があるから其の何れが實際の數字に近いかを判斷する爲めに如何なる方面から發表されて居るかを列記し、之に幾何の斟酌をして見るべきかを多少說明を加へるに過ぎない。

先第一には大藏省の統計を擧げねばならぬ。從來何れの國との貿易を論ずる場合にも大藏省統計を正確なる根據として取扱つて居る。然るに日露貿易に關する限りは此大藏省の數字は其儘之を引用することが出來ない、之は不正確と云ふ意味ではないが他の不要の數字も混つて居るからである。其何れの點が不要にて、那邊に其原因が存するかは追て其項に於て說明する。

次に露西亞側の發表である。之が露國稅關の發表であると可也正確と云ひ得るが稅關の發表は非常に後れ、且つ之を得ること甚だ困難である、從て唯一の利用し得る數字は通商代表部の發表より外にない。然るに此發表に係る數字も亦幾分實際の輸出入額と齟齬し居るからして、全部之を採用すると云ふことも出來ない。其不合理の點も各項に於て述ぶる。

尙露西亞側の發表と大藏省側の分と異る主要點は期間の差異である。後者は曆年によるが前者は前年の十月から今年の九月に至る會計年度によつて居る。即ち三ケ月の喰ひ違いがある。併し露西亞側の發表は稅關の發表を除いては多く注文高又は契約高である(殊に通商代表部發表の分は然りである)から其實際は大藏省の分と一致する場合が多い。殊に輸入品の大宗たる木材魚類は積取時期たる夏期の輸入が大部であるから三ケ月の喰違いは問題でない。

一、大藏省統計

大藏省の數字によると一九二七年には輸出(第一表)八百六十四萬五千圓、輸入(第二表)、二千六百十三萬二千圓となつて居り、可也の數字に上つて居る。併し之は北滿行の所謂通過貿易額をも包含するもので、實際の日露貿易額と相距ること非常に遠い。砂糖の如き或は綿布の如きは可也多額に露西亞に輸入される樣計上されて居るが實際露西亞に入るのは此一小部分で年によりては殆どないと云つてもよい、又日本が輸入する大豆、豆粕の如きは全部北滿産品で、只極少量の豆粕が輸入されて居る位である。露西亞よりは當分輸出の能力すらない。

右の樣な事情であるからして正確なる數量を知らんとせば之等を控除せねばならない、即ち浦潮に於ける通過貿易額を控除せねばならぬ。然るに此通過貿易高は浦潮の分を得ることが六ケ敷い、浦潮稅關では單に數量のみ概括的に擧げて居るが、國別細目になると極大さつぱで要領を得ない。尙滿鐵にて此種の發表をして居るが、之は國境驛に於ける輸出(第七表)、輸入(第八表)、であつて其仕向先仕入先を日本と限つて居らぬ各國向乃至は各國からの統計である。

大豆の如き大部は歐洲に出され(一九二八年浦潮輸出大豆八十七萬七千七百五十六英噸中歐洲行八十一萬三千三百五十英噸なり)、砂糖綿布の如き瓜哇、上海より直接輸入されて居る高が多い。從て之も單に參考となすに止り、正確なる對露貿易額を算出するについては餘り重要性に乏しい。

斯樣な具合で、何れの統計も長短があつて、純貿易高を算定し得る的確なる材料となるものがない。

更に本論に立戻つて、對露貿易を論ずるに當り、大藏省統計中彼是對比し、補足して見るべき數字がある。其一は輸入水産物であつて、今一つは出漁船漁業用特別輸出品である。

イ、輸入水産物

之は勿論貿易品と見るべきであるが、日本の統計には特別輸入品となつて居て、一般貿易品の中に包含されて居ない。其內容(第十、十一表)を見ると大部は露領からで、其れ丈け對露輸入額は多い理である。併し此水産物中には明かに賣買され一般輸入品と同一視すべきものと、利權關係によつて日本人によつて捕獲され、貿易品として見

るを妥當としない數字がある。露西亞側の貿易高發表には必ず前者のみを發表して居る、(利權による分は之を包含せしめず)、從て露西亞側の發表した魚類の輸入額は、大藏省發表の一般貿易品中の魚類の輸入高に比し非常に多いが、特別輸入の水産物の高に比すれば、非常に少い數となつて居る。之は前述の如き理由によるものである。併し其實際賣買による輸入高は幾何かと云へば、露西亞側の數字を標準とするのが實數に近い樣に思ふ、但し後に記する如き矛盾はある。

ロ、出漁船用漁業用品

通商代表部の漁具の輸入高は四百四十六萬九千圓(一九二六—七年)にて、漁網丈にても、九十萬圓に上つて居る、然るに大藏省の分にては、四十七萬五千四百七十八圓に過ぎなくて、此兩者の間に大なる開きがある。一方日本の統計にありては一般貿易統計の外に、特別輸出品として、出漁船用漁業用品として可也計上されて居る、其內容は詳細に知り得ないが、船具の外網もあり、網もあつて、漁網の如き此形式にて輸出されるもの相當額に達して居ると思ふ。此內容を知れば兩者の關係判明するが、遺憾ながら之は得られない。只、或程度迄此名目の下に漁業用品の輸出され居ることを推定するのみである。其高も亦通商代表部發表の數字より多少多いと思ふ。從て此出漁船用の特別輸出品でも一般貿易品として計上すれば、對露輸出高は相當多額に上る。

次に木材なるが、之も主要輸入品であるが正確なる數字が得られず又日露兩側にて其發表數字が非常に相違して居る。其相違を來す理由は、北滿材を前者は區別せずして合算し、後者は之を除外して居る、又森林利權による材木の輸入高を前者は合計し、後者は除外して居るからである。

二、通商代表部發表統計

露西亞の外國貿易は國家の獨占であつて、國家の許可なくては、輸出入共出來ない。而して海外に於ける其統轄管理は通商代表部が之を行つて居る。之を以て此實權を掌握する通商代表部が發表する貿易統計は、純然たる露西亞の數字でも、會計帳簿上の數字程度に於ては之に越すものがない理である。併しあつて、克く調べないと間違權による輸入高は通商部發表の統計から除外されて居る、從て玆にも幾分齟齬を來すのみならず、魚類については甚だ面白からざる數字が計上されて居る。即決濟完了の取引即ち代金受授の濟んだ取引丈けが計上されて居ることである、從て現品は既に輸入されて居ても代金未濟のものは計上されず(普通殆ど全取引が代金前渡の制度故代金未濟にて輸入さるゝ場合は實際上絕無なるが)又反對に代金の受授の濟んだものは來年度の契約でも計上されて居る。之は主として會計部の數字が發表されて居る結果である。尙材木につきても亦利權による分は除外され、又代金決濟濟なると否とにより年度が判然しない、從て不用の數字が加算されて居る。之等は會計部の發表數字と事業部の發表數字との兩方面から見なければならぬ大事な點で、或る方面から見ると前記の如き相違を生じて、不正確なりと云ひ度くなる所以である。

然らば魚類木材につきては何れによるを最も實際的かと云へば、魚類につきては、大體に於て大藏省の數字(特別輸入の水産物の高共)によるべく(利權による分は既に述べし如く考慮の必要あるが)、木材につきては大藏省の數字より滿鐵發表の通過品たる木材の數字を控除したるものを實際の數字と見るべきである。蓋し露領材にして北滿を迂回して日本に輸入せらるゝものは皆無と見てよいからである。

三、東京通商代表部註文高

右に述べし如く、日露貿易に關する數字は根據とするに足るものが誠に少い、而して通商部發表と輸出高とは殆ど合致すると見て大過あるまい。更に輸入の方面に於ても、魚類及木材の如き利

の統計も分類が大雑漠であり、且つ分類しないと同然な程に内容が不明である、例へば漁具として四百萬圓を計上し居るが此の中には、漁網、浮子等は勿論、漁場用の綱索金物、艀等迄も含まれて居る、餘りに不親切である、依て東京通商代表部の註文帖を一々拾つて表を作つて見た（第十七、十八表）只玆に一寸斷つて置きたいことは分類の點で一個所に上げた品名のものは全部此の中に含まれ、他の場所には總量であると云ふ具合になつて居ないことである。例へば或一種の藥品が、或一個所では其品名が明記され居るからとて他に同藥品が絶無とは限らぬ、「其他の藥品」中に入つて居る場合もある。之は一つの註文には同藥品が多額に上つて居るも、他の註文には極少量の場合は一々列記するのを避けて「其他の藥品」中に入れたからである。又金物中、條鐵と帶鐵と幾分混淆して居る嫌はあるかも知れん、又亞鉛引鐵板と、ナマコ板との分類の如きも甚だ曖昧である。之等は實際に分類し統計を作くると假定して、大日に見て貰ひたい。

更に之等表中著しく數字の差異の目立つは沃度で、第十七表は七十萬圓、第十八表は、十九萬八千圓で、通商部發表（第十六表）の數字は前年度二十二萬六千圓、次年度六十萬圓である。之は納入が兩年度に跨つた爲めで、一部を一九二七—八年度に繰越したるに、註文帖から調べた十七、十八表は全部註文期の區劃に據つたからである、其證據としては兩種統計の兩年度分を合計せば、何れも九十萬圓になつて居る。

對露輸出貿易

（自一九二七年十月一日 至一九二八年九月卅日）

駐日露國通商代表部註文帳ニヨル調査

露國へ輸出の部（但シ東京通商代表部ノミノ分）

商品名	價額
綠茶	八〇七、九九〇圓
豚脂	七、〇四〇
寒天	二、〇三五
コンデンスミルク	二、八〇一
蜜柑	九、一〇〇
ケブラホ	一九、六〇〇
ミモーザー皮	二三、八八二
ワニス	一、三二六
ゴム板	一八〇
ゴム管（醫療用）	二一〇
塗料	二、一二九
オリブ油	一、〇〇〇
フオルマリン	一六、七六八
亞硫酸瓦斯	二八九
酸性粘土	一五〇
鹽化マンガン	一五二
メントル	一九、七六五
寫眞用乾板	一一
沃度	一九八、一五七
シンユナ皮	二、五〇〇
ペブシン	一二七
鹽化キニン	三、六三五
デフテリア注射液	六七六
猩紅熱同	一五五
其他の工業藥品	二三九
脫脂綿	一、〇八〇
ガーゼー	三二
繃帶	二、一八〇
油紙	一九五
其他の各種藥品	四、〇七九
綿帆布製防水**テント**	一七、三四一
綿帆布	一一〇、三三四
マニラ綱	二八七、二〇六
マニラ紐	五一、五八八
綿手袋	一九、一二〇
救命帶	四三〇
漁網用綿撚絲	五九、五八四
漁網	九二二、〇四〇
帆布製桶	八、一四〇
ラミ製漁網	一、二四〇
ラミ製紐	二三、五三二
衣服及雜貨	四八、八七二
印刷料用	一六二、九八一
羊皮紙	一一、一七二
新聞用紙	一六六、四五〇
ボール紙	一四九
書簡紙	二一、〇一一
フールスキヤツプ	八四二
タイプライター活字	三〇、六七八
文具類	二一四
セルロイド枚板	一三、四九〇
同	二三二

商品名	價額
鳥模型	一五〇
眼鏡	三六〇
セルロイド眼鏡	一七〇
探海燈	四五〇
ランプ	一三二
錫	一一、一七九
鋼	六七八
アルミニユーム棒	七二五
鉛	五二〇
アンチモニー	八八〇
鑄鐵	四、七〇〇
熟鐵	五一〇
クロム鐵	四五七
マンガン鐵	二、六四七
硅素鐵	二、六二〇
其他ノ種類ノ鐵	九、三八三
熟銅	八二
汽罐用鐵板	一四七、五三八
亞鉛引鐵板	五六、九二二
帶鐵	一五二、二九七
條鐵	一五、三四五
棄鐵	一、一六〇
角鐵	二四、七一九
瓦斯用鋼管	七、八四八
船舶用鋼板	八二、八一七
汽罐用丸、角鋼	二三、四六四
鋼製管、筒	三四、四五二
汽罐用鐵管	六五、〇六〇
瓦斯管	一、二五六
ポンプ用管	八、九九四
ボルト	一二〇
釘	七、五〇一
鉄力	一、七七三
ニツケル鍍金鐵	八八七
鋼索	一六、二〇〇
輕便レール	六四〇
同附屬品	六六二
トロツコ	二、一六二
轉轍板	四、七四〇
輕鐵用橫桁	六、五一〇
シリンダー	二二
同附屬品	九三六
ダライ盤及附屬品	七七、八一三
各種大工、手工具	一四、一〇〇
銅臼	一、七六〇
銅板	三六九
銅釜	五、六五一
銅製碗	三、二五〇
鉛線	四二二
眞鍮（條）	七八〇
亞鉛（板）	二三四
金網	二七九
亞鉛引鐵線	二、〇七八
絕緣電線	一四〇
鐵條網	五四
裸電線	二三二
ゴム被線	四九四
ランプコード	二五七
電纜	一、八五九
海底電線	八、六八七
ランプロ金	二、二二一
滑車	一一六、六九五
鑢	一、一三四
鋸	九八、〇五八
錨	七四、四〇七
プロペラー	一一、二四五
液體容器包裝用鐵	四、〇〇〇
暖房設備	四、一一八
ヒーター用ボイラー	三五五
同上附屬品	二、五〇〇
ツボ釘	二、〇五六
蓄電池用鐵	七、九五五
輕便家屋	二〇、二六八
トタン葺倉庫	九〇
銑	一、五〇〇
ナイフ	五、二八〇
磨盤	六、四二六
モートル絞盤	一四五
其他ノ鐵製品	二、六三六
オイルフイルター（トラ・スフオマー用）	四二〇
蓄電池	六、一四三
乾電池	六、一二八
ダイナモ	二、六七五
同上用機	三三三
コンデンサー	七、三六五
ラヂオ	一、五一八
ラヂオ部分品	一、一七三
スウツチボールド	一、三五〇
ダイナモ附屬品	一五、七三〇

碍子	一、六二一
電氣用鐵箱	一七一
トランスフオーマー	一二、四三八
ターボゼネレーター	三、〇〇〇
卓上電話	一〇〇
電話附屬品	二、三六七
點燈設備及附屬品	一五、四六四
船用及其他ノ**モーター**	三九、二〇〇
モーター附屬品	二〇、八七六
自働變壓機	六、〇七二
モーターポンプ	四、九五九
其他ノ電氣用品	三、九四七
石油採掘用設備品	一九、二八〇
レザーバー	二二、六五〇
デーゼルエンジン	七九、六七〇
同　部分品	三三六
汽　罐	九、四〇〇
同　附屬品	二、五一四
蟹罐詰用機械	二四、二一四
製材所用　同	五、二六四
發電所用　同	一〇一、六九八
汽　船	一七八、〇〇〇
モーターボート	一〇、八〇〇
其他ノ船	一一、四五〇
船用品	六、九七八
タンク材料	五五、一二〇
動力**ハンマー**	一〇、九七二
破碎機	四八八
穿穴機	四、三九四
絲切斷用機	一、八四六

起重機	六四〇
同　附屬品	三六〇
其他ノ機械	三三〇
檢微鏡	七五〇
寫眞機	四五〇
同　附屬品及材料	六〇〇
望遠鏡	一、三三〇
遠心分離機	五〇
轉鏡機	一、〇〇二
バロメータ	二八二
測量機	六四
比重計	一、〇七〇
計算器	二五六
地質學實驗用品	五二七
其他ノ科學用器具	七〇〇
コンパス	二九四
寒暖計	六三〇
ロツヾ	九、三六〇
天文學用器	五七一
目醒時計	五、〇三五、〇七〇圓
爆發器	
步數計	
高度計	
其他ノ測量機	
秤	
製圖具	
其他ノ各種器具	
活動寫眞機	
スクリン	
外科用品	

切解用機	一、七九〇
產科用機	七三六
齒科用機	二三、六七八
眼科用機	一、六六三
耳科用機	六六〇
鼻科用機	二、六三六
其他ノ醫療機	五五三
病人用椅子	三〇
調帶	一、一五二
肉切機	一、〇七〇
圓砥石	三四四
蠶種紙	一二
桑種子	六八四
其他ノ種子	二〇三
鍊炭用釜其他	六六六
マイカ板	五六五
卸製造用**ココア**實	一、六二九
コルク皮	三二五
其他雜品	一、一三五
合　計	三七二
品目別對露貿易表	四八〇
（昭和三年十二箇月間）	六三
輸出の部	一八
（單位圓）	四六
百合根	三〇
其他ノ動物及植物	六九八
精米	六八一
米	一、〇七八

其他ノ米（籾ヲ含ム）	三五、六一八
大　豆	八一八
小　豆	三、二六一
隱元豆	三〇九
其他ノ豆類	二、五八六
小麥粉	二三六、四五四
澱粉	二、一六二
其他ノ穀物	一二二
芥子	二
其他ノ穀物及種子	二八、〇二九
玉葱	二四、四五一
馬鈴薯	三四、〇六四
其他ノ野菜	一〇、三八三
乾藍	六
椎茸	二六
乾大根	一、七二五
其他ノ乾物	五三八
蔬菜漬物	一一、〇八二
密柑	一二、七三五
林檎	二〇〇
栗	一七、四二〇
其他ノ夥多核子	二〇〇
綠茶	一三、一六五
同（歐露）	一、八一七
其ノ他ノ茶	八〇四、五一六
精糖	二、五〇一
氷砂糖	二二四三、九九二
其他ノ砂糖	八八、三五三
菓子	一六、三八五
昆布	二〇、八二二
	一一、二二六

鰑	八一八
其ノ他乾魚	三一、二六一
鮭及鱒	三〇九
其他の鹹魚	二、五八六
煎魚	二三六、四五四
貝柱	二、一六二
乾鰕	一二二
海鼠	二
鰹節	二八、〇二九
海苔	二四、四五一
寒天	三四、〇六四
味噌	一〇、三八三
醬油	六
鏡水	二六
其他ノ飲料	一、七二五
コンデンスミルク	五三八
罐詰、壜詰（鳥肉）	一一、〇八二
同　（蟹）	二、七三五
同　（鮭、鱒）	二〇〇
同　（其他ノ魚）	一七、四二〇
同　（鮑）	二〇〇
同　（其他ノ貝）	一三、一六五
同　（筍）	一、八一七
罐詰、壜詰（其他ノ蔬菜）	八〇四、五一六
同　（調味料）	二、五〇一
同　（其他）	二二四三、九九二
清酒	八八、三五三
ビール	一六、三八五
其他ノ酒類	二〇、八二二
	一一、二二六

食　鹽	三六二
其他ノ食料品	七八〇
紙卷烟草	一、四四九
其他ノ烟草	二三六
毛　皮	九八八
其他ノ毛皮角牙類	三、一〇九
機械用帶	一六〇
其　他	一二八
其他ノ皮毛牙類	二〇〇
亞麻子油	三三六
大豆油	一一七
菜子油	一七、九四五
其他ノ鑛油	一二、三七四
化粧用石ケン	七、二五七
其他ノ石ケン	二八〇
化粧用クリーム	四、九二九
香水及香油	四、五二九
其他ノ油脂臘及同製品	五、七〇三
膠	二、二七八
硫　黃	六、二八一
ヨード	四、九八四
醋　酸	二六〇
硫酸酸	一、〇五五
硝酸酸	六七七
炭化石炭	二、三三〇
樟腦	二、九九七
薄荷腦	一五、二〇七
殺蟲粉	三、八五五
蚊取線香	五四四
齒磨粉	一、〇七五

鰑	一、八五九
其ノ他乾魚	八一、六四二
鮭及鱒	一〇、四三五
其他の鹹魚	二、五七四
煎魚	一、四九二
貝柱	一三、四六四
乾鰕	二、〇三四
海鼠	四、八四五
鰹節	四〇七
海苔	一、五七六
寒天	四、五三九
味噌	一、〇四一
醬油	四七、八三三
鏡水	四、九八九
其他ノ飲料	五、七二三
コンデンスミルク	二、一一〇
罐詰、壜詰（鳥肉）	一、一八五
同　（蟹）	四六、五四四
同　（鮭、鱒）	四六
同　（其他ノ魚）	三六
同　（鮑）	五、二〇五
同　（其他ノ貝）	一、一九三
同　（筍）	一、〇〇二
罐詰、壜詰（其他ノ蔬菜）	一
同　（調味料）	八、五三八
同　（其他）	四、九〇二
清酒	一八、六五〇
ビール	一、〇四二
其他ノ酒類	二八七
	一、四〇七

白粉 二〇二
其他ノ油製薫香類 一、七九一
ガーゼ、脫脂綿、ホータイ材料 三、〇六八
賣藥 六八五
其他ノ藥材化學藥 五三、三九九
爆發藥 二、〇八五
燐寸 三、七〇四
金屬物 二九
鉛丹 九一四
コールタール及ピツチ 二、四九〇
鉛筆 一、六四二
インク 二四〇
ペイント 三一、二一八
其他ノ顏塗染墳充料 六、四〇五
石綿及同製品 一、九一五
石炭 五、四六三
セメント 二三、〇七八
其他ノ鑛物及同製品 一四、八四二
陶磁器 二五、三三九
同（歐露） 一六九
窓硝子 五、五八四
其他ノ壜 四一六
コツプ 六八三
食器 一、一〇九
眼鏡 四五四
鏡 一、九八九
其他ノ硝子製品 六、一〇三
マンガン鑛 二、五一六
鐵（塊及錠） 五、九一六
同（線及竿） 一三六、八二一
同（板） 二〇二
同（線） 一、七九一
同（線索） 三、〇六八
同（圓及管） 六八五
其他ノ鐵 五三、三九九
銅（塊及錠） 二、〇八五
同（板） 三、七〇四
同（線） 二九
其他ノ銅 九一四
鉛管 二、四九〇
安知母尼 一、六四二
眞鍮及銅（條竿） 二四〇
同（板） 三一、二一八
同（線） 六、四〇五
其他ノ眞鍮 一、九一五
其他ノ金屬 五、四六三
絕緣電線 二三、〇七八
農具 一四、八四二
工匠具 二五、三三九
鐵釘類 一六九
双物 五、五八四
縫針 四一六
琺瑯鐵器 六八三
鍋及釜 一、一〇九
ブリキ製品 四五四
其他ノ鐵製品 一、九八九
銅製品 六、一〇三
眞鍮製品 二、五一六
安知母尼製品 五、九一六
アルミニユーム製品 一三六、八二一
ニツケル鑛製品 三六、八七八
其他ノ金屬製品 一二、一八三
掛時計 一、五二七
置時計 一、六八三
醫療機 三一、四四四
理化學機 一七、三一九
樂器 六七〇
電話機 七、一八〇
其他ノ學術機 一〇、七八一
自轉車部分品 一〇〇
ゴムタイヤー 三一七
其他ノ車輪部分品 二三、二〇七
汽船 二一二、六〇八
其他ノ船舶 三六二、八七九
汽罐 一一八、六四七
電機機械 八二、一四一
ポンプ 三三、三九七
金屬工及木工機械 六八、六一七
印刷機 三〇、五六四
其他ノ機械 二六二、八四九
絲瓜（ヘチマ） 五五〇
竹材 四、七二八
其他ノ竹製品 三、八五六
鐵道枕木 二二〇
箱板及樽板 五〇
其他ノ挽板 二四〇、一一二
丸太割材 三、五七八
木炭 一、五四七
繩索叭及莚 二三二、七一八
花莚（草製） 六六五
同（四〇番迄） 六二四
同（六〇番迄） 一、〇二二
綿縫糸 五六二
麻類（屑及故を含む） 四一二
毛糸 四、三九一
紡績絹絲糸 二、七五九
屑糸及屑綿糸 一五、四二四
其他ノ糸纓及同材料 四、七五四
生地綿布（白木綿） 一一、七四二
同（綾木綿） 二六、八九四
同（金巾） 一、八五六
同（シーチング） 五二一
同（天竺布） 六〇
同（帆布） 一、二六八
晒木綿（白木綿） 一一、五三五
同（綾木綿） 一一、九五三
同（金巾） 九、〇九五
同（天竺布） 一、四一七、五五四
其他ノ綿布（綾木綿） 三九
同（細綾） 一三、六七九
同（小倉織） 四、二一一
同（金巾） 三一
同（モスリン） 一〇六、六三五
同（ポプリン） 六九四
其他ノ綿布（其他） 三、四六一
カンヴアス 三〇〇
其他ノ麻織物（綿入ヲ含ム） 一、九六四七
モスリン 一、九一五
羅紗及セル地 一〇、一八二

疊表 六六五
其他ノ蓆 一、四一七
和傘 一三二
木製品 五三、三二七
漆器 一一二
ゴム製品 六、六九九
セルロイド 七、五六六
同製品 一四八
ブラツシユ（髮用） 四四八
同（齒用） 九四七
同（衣服用） 二六四
同（其他） 四、〇一六
電球 四、五九七
提灯 二二
ランプ 一八、〇七八
行李旅櫃（竹） 一四〇
同（柳） 二、一四一
同（革） 二、二七〇
貝楠蓁口 二、五六六
玩具（セルロイド） 八、六五五
同（陶磁器） 一七六
肥料 二九
其他ノ雜品 一二七、二二四
小包郵便物 三五八
同（歐露） 七五一
麻繩 四三一、八五九
麻糸及麻線 四一、五六四
其他ノ線繩紐類 一〇〇、三二三
打綿 二、四四〇
綿絲糸（二〇番迄） 一、五六三
其他ノ毛織物（綿入ヲ含ム） 四、〇七一
繻子 一〇一、三〇七
琥白織及ボプリン 一、〇二六
富士絹類 一、六〇四
縮緬 一
其他ノ絹織物（綿入ヲ含ム） 九一
縐穀 三五、〇八八
其他ノ布帛 三二、八九六
ブランケット 一、三八二
ブランケット（毛製及毛綿製） 七、四四九
テーブルクロース 一、八四二
リボン及レース類 六〇、七〇一
打紐眞田紐類 二八四
綿手巾 五四、八九一
綿タオル 一、六〇六
蒲團 一、八一〇
敷布 二、八三九
漁網 二、三七二
ランプ心 二五一
ホース及機械用ベルチング 二一九
麻袋 六〇九
別項ニ揭ゲザル絹製品 九七
其他ノ布帛製品 一九二
ワイシヤツ 一、三八九
其他ノワイシヤツ 八八五
カラー及カフス 三、四九〇
綿メリヤスシヤツ 二〇六
綿縮製シヤツ 三
其他ノシヤツ 三、六〇〇
布帛帽子 八、一六九

フエルト帽子　三、六九七
麥稈帽子　二四九
其他ノ帽子　二四九
メリヤス手袋　三、六七三七
メリヤス靴下(其他)　二三、一四八
足袋　五、八三七
靴　四三、〇〇三
靴(ゴム製)　一〇一、七〇五
スリツパー　九九一
其他ノ履物　三、七一七
鈕釦(貝製)　五五六
同(其他)　一、二七三
其他ノ身邊粧飾用品　一八三
帶類　一一
腿子　一、〇四三
メリヤスさるまた　一、八五〇
洋服　一一五、四六四
其他ノ衣類及同附屬品　一〇二、二四六
印刷用紙　三九四、三〇七
煙草用紙　九二
連史紙　三、四五八
板紙　三九九
半紙及美濃紙　五、二〇一
包裝用紙　八、一九六
塵紙　六五〇
其他ノ紙　六、八八五
帳簿及手帳　六、五三八
封筒　二七三
紙製ナプキン　五〇
レーベル　二七五

書籍及雜誌類　三一六
其他ノ印刷物　二四九
屑紙　二四九
其他ノ紙製品　三六、七三七
輸出合計　二三三、一四八

輸入ノ部

小麥　五、八三七
粟黍及稗　四三、〇〇三
高粱　一〇一、七〇五
玉蜀黍　九九一
大豆　三、七一七
大麻子　五五六
其他ノ穀物及種子(醫藥用ノモノヲ除ク)　一、〇四三
其他ノ核子(1)　一、八五〇
菓子(1)　一一五、四六四
魚介類　一〇二、二四六
其他ノ魚介類(1)　三九四、三〇七
鹹魚　九二
乾魚　三、四五八
其他ノ魚介類(2)　三九九
其他ノ酒類(1)　五、二〇一
紙卷煙草(1)　八、一九六
蜜　六五〇
蜂　六、八八五
其他ノ核子(2)　六、五三八
蜂蜜　二七三
菓子(2)　五〇
其他ノ魚介類　二七五

天然バター　六〇
人造バター及ギー　九九八
天然醱酵ニヨル葡萄酒(壜入モノ)　五九
其他ノ葡萄酒　六七四
其他ノ酒類(2)　一、〇一四
其他ノ酒類(3)　一一二
鹽　一
紙卷煙草(2)　九六〇
其他ノ毛皮　二、七七六
豚毛　一、九六〇
獸骨(醫藥用ノ物ヲ除ク)　一三一、七二四
獸角(同)　一三
獸蹄　五、二三四
貝殼　一
其他ノ皮革(牛、水牛、馬、緬羊及山羊)　二二八
其他ノ牛、水牛及馬革　一三
魚油　一一三
原油及重油(二〇以下)　三、一九三、二二六
同(廿五以下)　一三三、〇六〇
同上(廿以下)　二八
重油及原油其他　四
其他ノ鑛油(比重〇・九二八以下)　一六
石鹼(薰香ヲ付シタルモノ)(歐露)　一八
石鹼(其他)　二二
香水(其他)　四五
歐露　一四八
其他ノ油脂蠟　七
其他ノ油脂蠟(歐露)　一

一、六〇八
二、五九四
一五九、二〇八
五、七〇六
一一、七六一、七三三圓

部

八八、五九四
三
九、三四六
一四、五四六
一、六三七
一九、一五二
一、三八二
二八五
九〇
一、二九三、一五二
四三、五九一
一、二八、六七二
一四、六八五
五、六五八
七〇一
八〇〇
一〇〇
八
三五九
四、四五八
一、七二五
二、五〇五
三八二

其他ノ布帛製品　二三
同(歐露)　五
ボロ　七〇
同右(歐露)　一五七
其他ノ屑又ハ繊維(歐露)　一五
大麻(歐露)　一四〇
亞麻及苧麻　一一、一四五
其他ノ鑛物及同製品(歐露)　八
ポートランドセメント(歐露)　四六五
コークス(歐露)　一七
石炭　一、三九一、九三二
石綿同製品(歐露)　二一、四八二
石　二
硝子、同製品(歐露)　一〇
鑛及金屬　一、一八〇、五七一
同(歐露)　七六一、八八三
機械(歐露)　二三〇
パインファーシダー　二九、九四六
其他ヘムロツク及ブルス一五〇m/m以上　一〇、三五三、六二七
同右(其他丸太及割材)　二、三〇六、〇九九
ドロノ木及ハコヤナギ　三三、八六九
桃
經木　九、五八二
其他ノ木材　七七、〇六〇
石炭(燃料用)　五四
木製品其他　一一二
同(歐露)　七九
齒磨粉其他調製薰香類(歐露)　一〇
其他ノ藥材化學及製藥ノ調合品(歐露)　一〇
ビツチ　二一〇

紙、紙製品書籍及繪畫　三一六
同同(歐露)　五八、八二四
寫眞用フイルム(歐露)　三九〇
ビリヤード、クリツケツト等ノ遊戲具及同附屬品(歐露)　二三五
飼料　一六、五六八
麪　一六、三九六
骨粉　一四〇
豆糟　一五七
フイシユグアノ　一五
其他ノ肥料　一一二
小包(贅澤品課稅分)　七九
小包(其他)　一一二
同(歐露)　七九
旅客携帶品　一一、七六一、七三三圓
同(歐露)
同上其他
同(歐露)
輸入合計　二三、八六七、八三一圓

大藏省發表(七箇月間)
昭和四年の日露貿易

昭和四年一月—七月

本表は大藏省査定の外國貿易統計から露國の部を拔萃したもので、こゝに掲げられた品目は我國の對外貿易全體に於ける重要品目で、必ずしも對露貿易のそれではない。例へば對露輸入品目中魚類、サントニン、白金の如きは極めて重要な位置を占めてゐるが、我輸入貿易全體の位置から見れば比較的低位にあるのでこゝには省略され、其他品目中に概括されてゐる。これは我對露輸出品目中、第一位にある漁網其他についても云へることである。又本表のそれには、浦汐經由北滿地方へのトランヂット貨物が含まれてゐることも既掲の昭和二年乃至三年のそれと同樣である。(單位圓)

輸入の部

	本年七ケ月	前年七ケ月
豆類	四、四五一	一、六三七
石炭	七七一、四五五	六一〇、三一六
木材	三、六六六、〇〇九	四、四〇六、〇二四
油糖	九九、四二〇	一〇、一〇六
其他	一、二四七、二八三	一、七九二、九二一
合計	五、七六八、四五八	六、九一〇、九〇四
歐露	一三五、〇七五	三五四、六七七
總合計	五、九〇三、五三三	七、二七五、九八一

輸出の部

米及籾	一二、七八一	一八〇、二四四
精糖	九一九、七八三	八六七、三七八
罐詰食料品	二四二、二九七	九二二、二九七
紙類	四一六、四二一	三四五、八〇〇
鐵	四一六、三三一、八七七	四八六、三六一
鐵製品	一、六三三、八七七	六〇二、四三六
機械同部分品	八二八、八三七	三九九、九二〇
其他	八、二九七、七一五	四、四九七、〇八三
合計	一二、五八三、五七一	七、四六三、五二九
歐露	一、四一〇、三三四	一、五八六、四七〇
總合計	一三、九二三、九〇五	九、〇四九、九八九

通商代表部發表（十一箇月間）

駐日露國通商代表部の取引にかゝる露國本經濟年度十一箇月間（一九二八年十月一日—一九二九年八月末）の日露兩國貿易額を右通商代表部の發表によつて示せば總額三千三百三十萬四千圓に達し、前年度十二ケ月間のそれに比してすら可なり增額であるが、輸出入內譯は、

日本の輸出	一八、八一六、〇〇〇圓
日本の輸入	一四、四八八、〇〇〇圓
合計	三三、三〇四、〇〇〇圓

で、輸出、輸入共に增進を跡づけた。尙此期間の取引內容については詳報されてゐない。駐日露國通商代表部の概計によれば同年度十二ケ月間の取引總數は三千五百萬圓を下るまいと見てゐる。

通商代表部發表（八箇月間）

駐日露國通商代表部の取引にかゝる露國本經濟年度八箇月間（一九二八年十月一日—一九二九年五月末）の日露兩國貿易額は二千六百三十五萬六千九百七十一圓で、前年度同期間の二千百二十萬九千三百二十八圓に比し五百十四萬七千六百四十三圓（即ち二割四分）の增加となつてゐる。此中露國より日本への輸入は

木材輸入	八、六八四、九二七圓
其他輸入	六、〇三〇、四七七圓
計	一四、七一五、四〇四圓

日本より露國への輸出は

輸出總額	一、六四一、五六七圓
輸出入合計	二、九九七、〇〇〇圓

右表によつて明らかなる如く日本より露國への輸出は、前年同期に比し三百七十四萬九千四百七圓（四割七分）の激增で、露國より日本への輸入增加が百三十九萬八千二百二十六圓即ち一割であるに比し、顯著なる發達テンポと云はなければならぬ。此期間の對露主要輸入品目（但し木材を除く）左の如し。

魚及魚製品	三、一六九、六七四圓
鐵屑	四〇七、五八八
白金	八〇二、六六六
ロヂユームサントニン	五、六五二
豆粕	九五一、三八八
石油	一八七、四二〇
獸骨	一一四、五〇〇
麻	一〇一、六一四
苛性曹達	一〇六、〇〇〇
甘草	七六、一四七
熊の膽	七、五八七
計	七、五〇〇
	二二、四二〇

輸出入合計　二六、三五六、九七一圓

右表によつて明らかなる如く日本より露國への輸出は、前年同期に比し三百七十四萬九千四百七圓（四割七分）の激增で、露國より日本への輸入增加が百三十九萬八千二百二十六圓即ち一割であるに比し、顯著なる發達テンポと云はなければならぬ。此期間の對露主要輸入品目（但し木材を除く）左の如し。

魚及魚製品	三、一六九、六七四圓
鐵屑	四〇七、五八八
白金	八〇二、六六六
ロヂユームサントニン	五、六五二
豆粕	九五一、三八八
石油	一八七、四二〇
獸骨	一一四、五〇〇
麻	一〇一、六一四
苛性曹達	一〇六、〇〇〇
甘草	七六、一四七
熊の膽	七、五八七
計	七、五〇〇
	二二、四二〇

其他輸入	二、九九七、〇〇〇圓
計	九、六一六、〇〇〇圓

日本より露國への輸出は

輸出總額	五、九八四、〇〇〇圓
輸出入合計	一五、六〇〇、〇〇〇圓

輸出入增加が百三十九萬八千二百二十六圓即ち一割であるに比し、顯著なる發達テンポと云はなければならぬ。此期間の對露主要輸入品目（但し木材を除く）左の如し。

魚及魚製品	三、一六九、六七四圓
鐵屑	四〇七、五八八
白金	八〇二、六六六
ロヂユームサントニン	五、六五二
豆粕	九五一、三八八
石油	一八七、四二〇
獸骨	一一四、五〇〇
麻	一〇一、六一四
苛性曹達	一〇六、〇〇〇
甘草	七六、一四七
熊の膽	七、五八七
計	七、五〇〇
	二二、四二〇

其他輸入	二、九九七、〇〇〇圓
計	九、六一六、〇〇〇圓

日本より露國への輸出は

輸出總額	五、九八四、〇〇〇圓
輸出入合計	一五、六〇〇、〇〇〇圓

輸出入增加が百三十九萬八千二百二十六圓即ち一割であるに比し、顯著なる發達テンポと云はなければならぬ。此期間の對露主要輸入品目（但し木材を除く）左の如し。

魚及魚製品	三、一六九、六七四圓
鐵屑	四〇七、五八八
白金	八〇二、六六六
ロヂユームサントニン	五、六五二
豆粕	九五一、三八八
石油	一八七、四二〇
獸骨	一一四、五〇〇
麻	一〇一、六一四
苛性曹達	一〇六、〇〇〇
甘草	七六、一四七
熊の膽	七、五八七
計	七、五〇〇
	二二、四二〇

其他輸入	二、九九七、〇〇〇圓
計	九、六一六、〇〇〇圓

日本より露國への輸出は

輸出總額	五、九八四、〇〇〇圓
輸出入合計	一五、六〇〇、〇〇〇圓

之を最近二年間に於ける各半期の兩國輸出入額と比較する時は

木材輸入	一九二七年度上半期	三、八二四、〇〇〇圓
	一九二八年度上半期	五、五三二、〇〇〇圓
其他輸入	一九二七年度上半期	一、二四五、〇〇〇
	一九二八年度上半期	五、五四〇、〇〇〇
輸出總額	一九二七年度上半期	一、五四〇、〇〇〇
	一九二八年度上半期	六、六九、〇〇〇
輸出入合計	一九二七年度上半期	四、五九、〇〇〇
	一九二八年度上半期	一〇、三〇〇、〇〇〇

即ち一昨年度より一九二九年度に至る期間に兩國の取引額は不斷の增進を示し、就中昨一九二七—二八經濟年度上半期に於ては一九二六—二七年度上半期に比して十一割八分の激增を跡づけたが一九二九年度上半期の增進率は稍低く前年同期に鮭、鱒鮮魚の輸入が行はれたに反し一九二九年度は後半期に繰込まれたからで、若しも之を昨年度同樣上半期の取引として加算するならば兩國取引總額の增加率は二割見當となる譯である。

日露貿易の構成要素を檢討するに日本より露國への輸出が他の要素即ち輸入に比しより顯著な發展のテンポを示し前年度よりも四割の增率を見せてゐる事實並に露國よりの木材輸入數に於ては增加しながら概して緩漫なる發展をしか示してゐない事實を發見される。最近二ケ年半に於ける日本の對露輸出總額二千一百十二萬七千圓を各半ケ年別のパーセンテージに割當てゝ見ると

一九二六—二七年度上半期	後半期	七、三%
同		一六、二%
一九二七—二八年度上半期		二〇、一%
同	後半期	二七、一%
一九二八—二九年度上半期		二九、三%
計		一〇〇、〇%

之等對露輸出の增進は沿海洲、勘察加、オホーツク、北樺太等の極東露領に於ける露國の漁業、油田企業、其他鑛業の發達に負ふところ極めて多く、殊に一九二九年度に於ては從來我對露輸出品目となつて來たマニラ、ロープ、ゴム製オヴアーシユス、木製品、建造カツター其他が露國に於て輸入を中止され若しくは減額されたにも拘らず我對露輸出額の激增を見た事は注目に價する現象である。一九二九年上半期對露輸出品中最高額を占むるは、蟹工船及材料で一百六十九萬圓に達し、次に鐵輪一千八百九噸、極東製作所（ダリザウオード）用銑鐵及鋼鐵、洋紙（十三萬圓）漁網、カツター、漁船等が主要輸出品である。

一九二九年度上半期の木材以外の對露輸入は前年同期のそれに比し取引額に於て又輸入品目に於て著しい變化を跡づけられた、例へば一九二八年上半期には鮭、鱒、鮮魚一百九十萬五千五百圓を輸入したに對し本年度は前記の如く之を後半期輸入に繰越され又一九二八年上半期に五十一萬四百六十三圓を輸入した古鐵は同じく後半期輸入となり、此合計二百四十一萬五千九百六十三圓が上半期から後半期に繰越された事は一九二九年及一九二八年上半期取引額の上に根本的な變動を齎し、對露輸入額は昨年上半期の四百六十八萬七千百三十圓から二百九十九萬六千九百十圓へ一百六十九萬二百十五圓（三割六分）の減額を示した。商品別に見て著しく輸入增加せるはサントニン、豆粕、牛骨等で此外數種の新商品が新に輸入目錄に上つたが木材を除く輸入商品の品目別取引額を昨年度との比較に於て示せば左の如し。

品目	一九二九年度上半期	一九二八年度上半期
鮮魚	—	一、九二五、五〇〇圓
鹽魚	七八、八九圓	一、三六八、四九八
罐詰	五三、七九	—
魚肥	三、九〇七	—
筋子	二六八	—
燻製	三、九三一	—
鰊	一、七八	—
鐵屑	—	六四五
牛酪	—	一、五二五
穀粉	—	一九一
麥奴	—	四三〇
肥料	—	二、七九〇
白金	六八、五八一	三、二三三
ロジウム	五、六五二	—
豆粕	一八七、四三〇	—
甘草根	七、一七	—
牛骨	一六、六二四	—
剛毛	—	二、七九〇
スペルミンサントニン	八三五	—
高粱	七四、〇九二	—
藥草	五三、九六〇	—
雲母	一、一六二	—
屑	一、一五〇	—
亞麻	一〇七、〇〇〇	—
紅松實	三四八	—
トロクニヤンカ	—	一、五〇〇
石墨	一八	二六、〇〇〇
紙屑	三一〇	—
櫂櫓	二九七	—
牛角	四、〇九八	—
洋酒	—	五四
石松	八三	五四
膽石	八三	—
熊膽	七、五〇〇	—
ドブロク	—	四七
繭	二三〇	—
ベク、シビケリ	—	七〇
鳥餌	—	四四
茸	—	五〇

木材の一九二九年上半期に於ける輸入は極度の市況不良に禍された。即ち一九二九年一月頃から米國材も北洋材（其中に露領材を含む）も日本市場に於て弱氣を示し價格は漸落步調を辿つたがそれにも拘はらず上半期露材輸入は前年及前々年同期のそれに比し、價格に於ても數量に於ても左の如く增進を跡づけた。

年度	數量（千立方呎）	增率	金額（圓）	增率（%）
一九二七年上期	四、五四〇	一〇〇%	三、八二三、九二八	一〇〇
一九二八年同期	七、四三二	一六四、五	五、五三二、三五二	一四六、四
一九二九年同期	一〇、二九	二三二、四	六、六九、八八〇	一七三、六

即ち一九二九年度上半期の一九二八年度期に對する增率は數量に於て三割六分四厘金額一割八分六厘で之は勿論本年度に於ける木材價額の弱氣を裏書するものである。

日露兩國間の大口取引

日露木材會社の露領木材一手販賣

日露兩國の通商關係は復活以來、輸出入貿易を通じて兩國間取引の最重要品目となり、決定的な位置を占めてゐるものは木材で、露國より我國への木材輸入額は次の如き趨勢を示してゐる。

日露木材の露材輸入高（但し單位千石）

材種	昭和二年	同三年	同四年（上期）
紅松	九〇一	一、一四九	二五〇
中丸太	三七八	一六〇	一六
白松	一三五	一四五	二
白楊	一四〇	一七〇	八一
電柱	九	一五	—
杭木	—	七	—
其他	四五	一七	—
合計	一、六〇八	一、六六三	三四九

備考　露領木材の輸入は主として六月以降の沿岸解氷期に行はれる關係上上半期の輸入は尠なき例とし下半期に大部分輸入さるも、但し浦汐積に限り年中輸送さるものとす。

革命前の日露貿易が年々出超を以て特長としたのに、革命後新輸入品目として木材が出現して以後は、斷然兩者の位置顚倒し、日本は露國に對する入超國となつた。

かくの如く日露貿易に大なる役割を持つ木材の獨占的輸入機關は日露木材株式會社で、露國に於ける取引機關は「エクスポルトレス」（國營輸出木材株式會社）である。

右二機關の取引關係並に組織營業狀態左の如し。

日露木材株式會社

一、沿革

神戸鈴木商店が沿海州材を組織的に我國へ輸入する目的を以て去る大正十四年ソヴエート社會主義共和國聯邦國營極東林業トラスト「ダリレス」との間に、日本市場に於ける一手販賣の契約を結び其直系會社たる大陸木材工業株式會社をして其衝に當らせたのである。然るに第三期の契約即ち昭和二年五月に至り財界の變動により事業の遂行困難に陷つたので、大陸木材は王子製紙會社に之が援助を求めた。王子製紙は右事業の性質が國家的意義あることに鑑み即時之を引受け、大陸木材と共同出資の形式により昭和二年六月資本金一百五十萬圓拂込濟みの當會社を設立し以て鈴木對「ダリレス」の契約を繼承し之が經營に任じ、爾後引續日露木材の手に依り年々契約を更新し現在は既に第五期の契約に移り居るのみならず契約内容も昭和三年度より委託販賣に變更し今日に及んでゐる、但昭和四年度より契約名義は全露輸出木材株式會社「エクスポルトレス」となつた即ち「ダリレス」は造材事業專門となりて「ダリレス」始め其他の機關に於て造材さるゝものゝ輸出は凡て「エクスポルトレス」を通じて行ふことになつたのである。

倘當社の資本金は昭和四年六月二十七日の定時株主總會に於て金五百萬圓に增加の決議され目下其手續中に係り隨て社礎も段々强固になり事業も極めて順調に推移しつゝある。

二、昭和四年度第五期契約に依る事業概要

イ、契約材の種類及數量

紅松、白松、白楊、サスナ丸太
白松、落葉松、紅松……中丸太　約　二百萬石
落葉松……電柱杭木長丸太

ロ、契約の販賣區域

日本全國及朝鮮、關東州に於ける一手販賣。

ハ、契約上の特權

販賣の獨占

「エクスポルトレス」は契約品目の木材は勿論其他の木材と雖も前揭販賣區域内に於て日露木材以外に販賣又は委託することを得ざるものとす。

ニ、木材の運搬

契約數量に依り各積出港の契約中に於ける積出數量を算出し、之に對する所要船腹を決定し積出し「プラン」を作製し之に適應する傭船契約を當初に日本船會社と締結し以て運搬の正確を期す。

ホ、融資

日露木材は「エクスポルトレス」に對し融資をなす。

其範圍は契約木材の船積港ＦＯＢ假定單價の七〇％の前渡金、木材の海運賃、保險料、到着港に於ける荷役賃及木材販賣完了迄に要する附帶經費の立換拂。

ヘ、融資に對する保證及返還方法

(一)木材の入荷前はゴスバンクの保證、入荷後は木材を以て保證擔保となす。

(二)融資は之を木材賣上代金より差引す。

ト、金錢授受の場所及貨幣

「エクスポルトレス」日露木材間の金錢取引は總て日本貨幣を以て東京市に於て之をなす。

チ、契約の始期及終期

契約は毎年更新されるものにして十二月末日迄に新契約の調印を終るものとす、契約木材の販賣完了を以て契約の終期となす。

リ、契約の正文

本契約は東京市に於て英文を以て作成し之を正文とす。

ヌ、仲裁手續

本契約の效力、解釋、履行に關し當事者間に解決付かざる問題起りたる場合は次の仲裁手續によるものとす。

(一)仲裁手續は東京市に於て行はる。

(二)仲裁手續に參加する仲裁委員は參名と定め「エクスポルトレス」日露木材より各壹名宛を選定し他の壹名は「エクスポルトレス」日露木材協定して之を選定す、若兩者間に協定出來ざる場合は之れが選定を日露協會に依頼すること。

「エクスポルトレス」

（國營輸出木材株式會社）

我日露木材會社と提携して年額二百萬石内外の露領材を日本市場に供給してゐる露國の國營木材株式會社「エクスポルトレス」は全露國に於ける木材輸出トラストなるダリレース、セウザプレース、トウインスレース、其他多數の國營木材トラスト並に通商人民委員部並に聯邦人民經濟最高會議を株主となすもので今や第三回目の營業年度に達した。同社は海外市場に於ける露材貿易事業の約七割五分を占め更に將來の發展を講じてゐる。露國の製材に對する同社の販路は殆ど歐洲諸國極東諸國及米國の一部に亘り在外露國通商代表者をして取扱はしめてゐる。同社は去る六月の株主總會で前年度（一九二七年九月末日）の營業報告の審議を遂げたが、ＣＩＦ賣上價格八千一百萬留の總收入に對し三千五百五十萬留のバランスを承認した。

之を前年度の總收入に比すれば八割八厘の增加で株主總會は會社當局に對し次期の宿題として商品の改良、商品目錄の擴張、造材作業の機械化、新市場の擴張、仕樣書の改善及運輸積載港内荷役統一等の事項を提出した。現在同社の資本金は二千萬留なるも營業擴張に從ひ四千五百萬留迄增資すべき事を決議しモスクワの本部役員にケ、フ、ダニシエフスキイ氏、イ、エヌ、ゴスロフ氏、エ、ヤ、ボール氏、イ、ゲ、リユーテル氏、エム、ア、フルイストフ氏を選擧し、カンジダートとしてエル、エム、タマルキン氏及びヤ、デ、レイツマン氏を選定した。

生魚取引

魚類は木材に次ぐ我對露重要輸入品となつて居り、日魯漁業會社林兼商店等は年々相當巨額にわたつて露國より之を輸入して居る。即ち露國通商代表部の發表によれば一九二五―二六年度に二百七十萬圓、二六―二七年度に三百二十八萬三千圓二七―二八年度には四百二十三萬二千五百圓を輸入して同年度の輸入總額に對する比率二割一分五厘を示してゐる。

本年度（一九二九年）に於て駐日露國通商代表部は、日魯漁業會社、林兼商店、島田商會、其他二三の邦人漁業家に對して鮭鱒生物三百八十二萬五千尾を賣渡したが、此中日魯漁業の分は二百二十萬尾に達し、カム川、オゼルナヤ、ボリツシエレーチカ方面漁場の紅鮭五十萬尾を始め、西海岸、オホック、ニコラーエフスク方面漁撈の鮭鱒である。ニコラーエフスク、タムラオ方面の買魚受渡は八月二十日頃より始まり、九月十日頃までに完了し、林兼其他の分も大體順調に受渡を終つた。

前記日魯、林兼を始め本年度邦人の對露買魚高を露國輸出機關別に示せば左の如し。

	紅魚	鮭	シマ
「アコ」	一〇〇、〇〇〇尾	五〇〇、〇〇〇尾	尾
「ダリゴストルグ」	〃	四二〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
國營漁業シンヂケート	〃	八五〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
極東地方組合	〃	二〇〇、〇〇〇	〃
私營漁業家	三八〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
計	四八〇、〇〇〇	二、〇二〇、〇〇〇	一、四一〇、〇〇〇

北樺太石油會社と全露石油シンヂケートの原油賣買契約

露國「サハレンネフチ」(北樺太油田)社長ミルレル氏は全露ネフチシンヂケートをも代表して昭和三年三月三十日本邦に來朝、同四月中旬より北樺太ォハに於ける「サハレンネフチ」所屬油田の開發に要する資金を北樺太石油株式會社より借入れ、其代償として、同油田より産出する原油を供給する爲の契約交渉を開始し、諸條件につき折衝を重ねたが、簡單には折合はず、ミルレル氏は交渉中途にして歸國したので駐日露國通商代表代理トレチヤコフ氏及び法律顧問ベークマン氏が之に代つて露國側を代表し、交渉約六箇月にわたつて昭和三年九月五日に至り契約成立の運びとなり、東京市麻布區材木町吉田公證役場に於て北樺石油社長中里重次氏、露側(石油シンヂケート代表の資格に於て)トレチヤコフ氏との間に正式調印を了した。此契約は日露兩國最初の大口石油取引の實現として、又北樺太に於ける日露油田の企業遂行を圓滑ならしむる上に、少なからぬ意義を持つものである。

契約内容左の如し。

日露原油賣買契約内容

一、全露ネフチシンヂケートは北樺太石油會社に對し三ケ年間に原油六萬五千噸を賣渡す。

二、受渡は昭和四年一萬噸、同五年に二萬噸、同六年に三萬五千噸とす。

三、北樺太石油會社は同原油代金の一部として調印と同時に百萬圓をシンヂケートに支拂ふ。

四、原油の單價は山元渡し値段で算定され、前渡金は最後に引渡さるべき原油を以て計算する。

五、前渡金に對して露國々立銀行は原油の不渡りの場合辨濟保證をなす。

六、契約は日露兩文を以て正文とす。

七、契約文の解釋は日本法規に基く。

八、本契約に關し不幸にして繫爭問題を惹起したる場合は仲裁手續により解決することを約す。

九、仲裁手續は東京に於て行ふこと。

十、仲裁手續に參加すべき仲裁委員は三名と定め當事者双方より各一名と更に當事者双方に於て第三者より一名を擧げる。

十一、第三者より擧げらるべき仲裁委員の詮衡につき當事者双方の意見が一致せざるときは之が詮衡を日露協會に一任すること。

十二、仲裁手續に於ける本契約の解釋は勿論日本法規に基く。

此契約に基き全露石油シンヂケートは昭和四年度にサハレンネフチ生産の原油一萬二千噸を北樺石油會社に受渡した。即ち契約に比し二千噸の超過で、サハレンネフチの企業成績が極めて順調に進捗しつゝあることの結果である。

對露白金取引

露國は白金の世界的産地であるが、數年前まで我國では殆んど之が輸入を米國方面から仰ひでゐた。然るに昭和二年に至つて露國より直接白金の輸入が開始され、一九二六―二七年度に四十二萬八千圓、一九二七―二八年度には一百三十二萬六千圓に增加し、其對輸入地位は第三位となり、總額の六分八厘を占めるに至つた。現在露國通商代表部を經て「ルスプラチナ」との間に輸入契約を締結し現在順調に取引を實施せるは株式會社田中一郎商店で、昭和三年九月締結の現行契約要項左の如し。

一、一ケ月の責任輸入高一千二百オンス

二、白金の品位は九九・九%以上

一、取引は東京に於て行はれ、値段は英米市場の世界賣出相場に準ず

一、本契約は一ケ年を以て期限とするも、双方より契約更改の提議なき限り存續すること

一、本契約存續中ルスプラチナは日本領土内は田中商店以外に販賣せず、田中商店は日本領土内に限り一手販賣す。

サントニン輸入元契約

サントニンは露國の特産物として世界の藥劑市場に珍重せられて居り、我國でも以前は第三國から再輸入の形で近年は個々の藥種商、貿易會社等により露國から直接之を輸入されて來たが、三井物産會社は昭和四年七月二十二日付を以て、駐日露國通商代表部との間に左の如きサントニンの輸入元引受契約を締結した。

一、契約期限は三ケ年とす

一、一ケ年の引受數量は三千六百瓲

一、取引相場は最高の場合と最低の場合とを規定す

一、輸入元は輸入價格より一割以上の高値取引をしないこと、同時に安値取引をしないこと

一、契約不履行の場合双務的に五萬圓の罰金を出すこと。

尙露國通商部は三井に對し倫敦在庫のサントニン千八百瓲を擔保とする百萬圓の融資方を要望したので折衝の上三井は之に應じた。尙本邦サントニン需要者は三井の手から之を購入することゝなつた。

對露漁網輸出

別項漁業關係の項記載の通り、露國の極東漁業計畫の進捗につれて漁業用品、特に漁網輸出は著しい增加を示しつゝあり、露國に於ても之が自給計畫を立て、昭和四年七月製網機械類の見本的輸入を試みた程であるが、製網には日本獨得の技術を要し、單純に達成困難な點があるので漁網輸出は今後も永續的に行はれるものと思惟される。

鮭・鱒・鰊及蟹漁網の對露輸出額は、

昭和三年　一、九二〇、〇〇〇圓

同　四年　三、二〇〇、〇〇〇圓

で現在迄のところ輸出先は殆んど極東露領である が、今後歐露裏海方面にも擴張し發展せしめる可能性が多い。

次に駐日露國通商代表部を通じて露國に輸出しつゝある主なる邦商及昭和四年の取引額は、

函館　製網船具株式會社　一、二〇〇、〇〇〇圓

伊勢　東洋漁網商會　九四六、〇〇〇圓

同　三重製網合資會社

同　網勘製網株式會社　東洋漁網取引額中ニ包含ス

同　平田製網株式會社

同　大野製網工場

下關　日本漁網船具株式會社　五二〇、〇〇〇圓

伊勢　山本製網工場　四四四、〇〇〇圓

神戸　横山商店

東京　坂崎商店(網田綿糸)　五〇、〇〇〇圓

同　西川商店(ラミー糸)

對露綠茶輸出

我重要輸出品たる綠茶は、對露貿易に於ても重要なる地位を占めてゐる。而もそれは左表の如く年々著しい增加の趨勢を示してゐることは注目に値する。

年度	數量(單位千英斤)	金額(單位千圓)
一九二六年	四〇〇	二六〇
一九二七年	一、〇〇〇	五七八
一九二八年	一、四〇〇	八〇五
一九二九年	二、八〇五	一、六一〇

本年度露國が買附契約を結びたる茶商は左の四社である。

	(單位千英斤)
一、アウィン・ハリソンス	一、七五六
二、富士製茶會社	八三七
三、ヘリヤ商會	一〇〇
四、長崎茶業組合	一〇〇
五、靜岡茶業組合	一〇
六、包種茶	二

其他のソ聯邦輸入品、例へば漁場供給品、機械類船具等も昨年度に比し著しく增加した。本年度九ケ月間の貿易總額は二千九百七十三萬八千圓で既に昨年度全期の貿易總額を超過してゐる。或る商品の價格が低下したことと、數量の增加したことを考慮に入れるならば、貿易總高は猶ほ著しき增加をなしたるものと云はなければならない。

對露鉱力罐輸出

露國は極東漁業十年計畫に基き日本に對應して沿海州、オホーツク、勘察加沿岸に鮭鱒蟹漁業の進出を試みつゝあり、來年度からは露國漁業五ケ年計畫に基き現在の蟹工船四隻を七隻乃至八隻に增加するを始め陸上を根據とする鮭、鱒、蟹漁方面にも大々的に進出すべく既に國營機關は諸般の準備に着手したが、このことは何よりも先づ露國の鉱力罐需要激增に反映し、昭和四年九月駐日露

商代表部は國營アコ會社、ダリゴスルイブトラストの要請により三井物産㈱館出張所に對し製罐材料として鉄力板價格七十萬圓を注文すると同時に日本製罐會社に右材料により來年度分として蟹罐詰半封度用空罐二十二萬㈱の製罐方を請負はせることになり三井は既に八千㈱分の鉄力を日本製罐會社に供給して製罐に着手した。

日本製罐は來年四月十五日迄に全部の受渡を終る契約であるがこれによつて露國の來年度の蟹漁業發展計畫は裏書された譯である。尚通商部の三井に對する支拂條件は一部分を現拂とし、外大體日本製罐が露國々營に製罐の受渡を終るまでに決濟することになつてゐる。

因みに昭和三年度の空罐輸出額は六十五萬圓であつたが、今昭和四年度には更に增加し、來年度分は前記の如く、二十二萬㈱に達するのでそれに二十二萬㈱分の木箱代をも加へて總計は七十萬圓に達する見込である。

尚鉄力罐の外に、年々相當巨額を輸出されるは造船用鐵材、製板、モーター、其他の金屬製品船舶である。

日露貿易有望品目

（駐日露國通商代表部査定）

日本の對露輸出有望品

歐露向

沃度、樟腦、薄荷油、メントール、木蠟、寒天、綠茶、各種の機械設備、規那、害虫驅除劑、煙草の紙、漁網、綿織物、洋紙漁網、電氣機械類、手工用材料（此の中にはセルロイド等を含む）製紙工場用のフエルト、同じく金網類、製粉工場に用使する絹ぶるい、護謨。

歐露及亞露向

漁網漁業用物資、船舶類、罐詰空罐、食糧品、マニラロープ、ワイヤーロープ、造船材料、銅眞鍮等（俗に光り物と稱する金物類）、加工綿糸、製革用劑、コプラ樹脂、染料、塗料、鹽酸加里、各種化學藥品、エーテル油、パラフイン、特種の鐵銅等並に其の製品、各種電線、紙類卷紙、ボール紙、絕緣用紙、工業用硝子製造用、手工業用諸機械、化學材料、ブリキ、皮革製靴用諸機械、化學工業用、製紙用複寫用、煙草製造用、電氣用、林業用、製圖硝子製造用、手工業用諸機械用品、市街測量用具、ベルト類、各地國營發電所設備、各種電氣施設、電氣製品、畜産用材料、各種藥品及其原料、醫療器械、米、砂糖、香料、アルミニーム食器類、鉛筆、ペン、ガラス。

露國の對日輸出有望品

鮭鱒類、鹽、木材、重油輕油等、白金、小麥、燕麥、亞麻纖維、豚毛、昆布、豆糟、蜂蜜、食用バタ、肉類、アスベスト雲母、其他の鑛石類、サントニン、トルクニヤンカ、其他藥草、肥料、獸骨、苛性曹達

駐日露國通商代表部

露國通商代表部官制

（一九二三年四月十八日附ロシヤ社會主義聯邦共和國勞働國防委員會布告一九二三年ロシヤ社會主義聯邦共和國法令集第三二號三五九頁）

一、通商事務ニ據ル外國派遣規則

第一條　國家機關ノ委任ヲ受ケ通商事務ヲ帶ヒ外國ニ派遣スル場合ヲ今後左ノ如ク定ム

（イ）國營企業又ハ一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及ヒ人民執政委員會告示ニ據リ外國通商事務ヲ遂行スル權利ヲ有スル國營企業合同機關ノ委任ヲ受ケタル場合（一九二二年ロシヤ社會主義聯邦共和國法令集第六五號、八四六頁）

（ロ）一九二三年四月十二日附全露中央執行委員會及ヒ人民執行委員會議告示第五條ニヨツテ其代理人又ハ外國ニ於ケル通商代表部内ニ特別代表者ヲ有スル權利ヲ得タル國營機關ノ委任ニ在リ

第五條　通商代表部ヲ經由シテ行フ注文ノ遂行ニ關シ其ノ技術的援助ヲ爲スタメ派遣セラレタル者ノ證明書ニハ（第一條ハ項）證明書持參人ハ通商代表部ノ命ニヨツテ派遣セラレタル者ナルコトヲ記載ス。而シテ該證明書ヲ通商代表部ノ命令ニヨツテ派遣セラレタル者ノ證明書ニハ（第一條ハ項）證明書持參人ハ通商代表部ノ命ニヨツテ派遣セラレタル者ナルコトヲ記載ス。而シテ該證明書ヲ通商代表部ト交換スヘシ

第六條　第一條二項ノ特許規則ニヨリ注文遂行ノ爲メニ派遣セラレタル者ニ下附セル證明書ニハ、通商代表部ノ命令ニヨツテ派遣セラレタルモノナルコトヲ記載ス。被派遣者ハ取引締結權ノ代理權ヲ有ス、此ノ代理權ハ輸出人ノ特許及ヒ證明ニ關スル人民委員會議告示第十六條ノ規定セル場合ニ於テノミ行使スルコトヲ得。證明書及ヒ委任狀ノ形式ハ附錄第四第五號ノ記載ス

第七條　一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及ヒ人民委員會議告示ニ依リ外國ニ於テ常時事務遂行ノタメ派遣セラルヘキ國營企業及ヒ官廳ノ代表候補推薦ニ內外商務人民委員部ノ同意ヲ經サルヘカラス

第八條　通商事務ニ依ラシテ外國ニ行ク者ニ對シテハ國家機關通商上ノ利益ヲ代表スルコトヲ禁ス

第九條　通商代表部ノ駐在スル國ニ常時居住スル者ニ對シ通商代表ノ同意ヲ得ルコトニヨツテノミ國家機關ノ代表者ニ任命スルコトヲ得。

任ニヨル場合。

（ハ）國家輸入計畫案ニヨツテ通商代表部ヲ經由シテ爲シタル注文ノ遂行ニ技術的援助ヲ爲スタメ派遣セラレタルモノ

（ニ）特許規定ニ依リ注文ノ遂行ヲ援助セシメルタメ國家機關カ委任ヲ命スル場合。

（ホ）內外商務人民委員部勞働及國防委員會及ヒ人民執政委員會議ノ特別委任ニヨル場合。

第二條　外國ニ派遣ヲ命セラレタル代表者ノ委任狀及ヒ證明書ニハ內外商務人民委員部ノ裏書ヲ備ヘ、是ニ副本二通ヲ作成シ、其中一通ヲ內外商務人民委員部ニ殘シ、他ノ一通ハ內外商務人民委員部ニ於テ當該通商代表部ニ送附ス

註一　被派遣者ノ旅券ニハ「通商事務」ニヨル旨ヲ明記ス

註二　外務人民委員部及ヒ內務人民委員部ハ若シ被派遣者ノ證明書ニ內外商務人民委員部ノ裏書ナキ場合ハ通商事務ニヨル出國査證を與へず

註三　「通商事務」による旨ヲ明記シタル旅券ニ若シ證明書及ヒ委任狀ニ通商代表ノ裏書ナキ時ハ派遣サレタル者ノ指定國到着後ノ査證ヲ外國駐剳ロシヤ社會主義聯邦共和國ノ全權代表ニ於テ査證ヲ爲サス

第三條　第一條イ項ニ記載シタル國營企業ニヨツテ派遣セラレタル者ノ證明書及ヒ委任狀ハ附錄第一、第二號ノ形式ニヨリ作成セラル

第四條　第一條ロ項ニ揭ケタル國家機關ノ代表者ハ特別委任ヲ受ケルコトヲ得ス、其ノ權利ハ證明書ニ記載セラル、證明書ノ形式ハ附錄第三號ニ在リ

第十條　外國商社トノ商談カ具體的範圍ニ達シタル時ハ、國營企業ノ代表者ハ其ノ商談ニ就テ豫メ當該通商代表ニ報告スル義務ヲ有ス

第十一條　通商代表ハ其ノ商取引ニ反對ノ意アル時ハ二日以內ニ國營企業ノ代表者ニ其旨ヲ通告シ若シ同期限內ニ何等ノ回答ニ接シサル時ハ代表者ハ商談ヲ繼續スル權利ヲ有ズ

第十二條　國營企業ノ代表者ハ其ノ一切ノ疑問及ヒ推定ヲ商工業者ニ發スルト同時ニ、又通商代表部ニモ是ヲ通告スルモノトス、而シテ國營企業代表者ハ同シ方法ニヨリ其ノ注文及ヒ代理ヲ通商代表部ニ委任スルモノトス。商社トノ商談終了後國營企業代表者ハ通商代表部ニ取引條件ヲ報告ス。取引カ二晝夜ノ期間內ニ通商代表ノ反對ヲ受ケサル場合ハ反對ナキモノト認メラレル。但シコレハ取引所ニ於テ相場ノ變動アル商品ノ場合ニシテ、然ラサル他ノ商品ノ取引ニ就テハ反對表明期間ハ五晝夜トス

通商代表ハ如何ナル取引ト雖モ、ソレカ商業上政治上、或ハ國家ノ計畫上不利益ト認メタル場合ハ禁止ヲ命スル責任ヲ負フ。取引ニ關シ商業上不利益ト認メ反對ノ意ヲ示シタル通商代表ハ他ノ商社或ヒハ他ノ國ニ於テ同樣ノ取引ヲ爲スタメニ有利ナル條件ヲ國營企業ニ提出シ、或ヒハ輸出商品ヲ擔保トシ相當額ノクレヂツト設定ヲナス義務アルモノトス

第十三條　通商代表部ハ其ノ部員タル官廳ノ代表者カ爲シタル注文ヲ通商部ニ於テ履行スルコトヲ拒絕スル場合、或ヒハ個人商社カ提供シタル有利ナル條件ヲ代表者ニ與ヘ得サル場合、當該

官廳代表者ノ申出ニヨリ自己ノ名ヲ以テ國家機關ノ指定シタル個人商社ト、指定シタル條件ニヨツテ該國家機關ノ計算ニ於テ契約ヲ締結スルモノトヌ

通商代表ハ其ノ契約カ政治上或ヒハ商業上不可能又ハ不利益ト認メタル場合、其ノ契約ノ締結ヲ拒絶スルコトヲ得

第十四條　長期ノ委託契約締結ヲ爲スニハ國家機關ノ代表者ハ當該通商代表部ノ同意ヲ得國外商務人民委員部ノ認メタル中央機關ノ許可ヲ受ケサルヘカラス

第十五條　國家機關ノ代表者ハ通商代表以外自己ノ駐在先ノ中央政府機關トノ交涉ヲ禁シラル

第十六條　利權及ヒ外國資本ノ誘入ニ關スル交涉ハ一九二三年八月二十一日附聯邦人民委員部發布ノ聯邦人民委部會內利權本部ノ設立ニ關スル規定ニ準據シテ行フ

三、決算及ビ會計規定

第十七條　國家機關及ヒ國營企業ノ代表者達ハ通商代表部ニ對シ通商代表ノ提示セル期間內ニ一定ノ形式ニ從ヒ自己ノ爲セル業務ニ就テ會計總決算ヲ通商代表ニ提示ス

第十八條　國家機關及ヒ國營企業ノ代表者ハ通商代表ノ要求又ハ通商代表カ委任シタル者ニ自己ノ帳簿全部及ヒ監督上必要ナル往復文書ヲ提示ス

第十九條　通商代表ハ一切ノ往復文書ノ副本或ヒハ其ノ一部ヲ國家機關又ハ國營企業ノ代表者ニ對シテ要求スル權利ヲ有ス

第二十條　國家機關及ヒ國營企業ノ運用金ハ總テ通商代表ノ當座勘定ニ繰入レ當該國家機關ノ代表者ノ通知又ハ指定ニヨルニ非サレハ通商代表ニヨツテ支出スルコトヲ得ス。通商代表ハ國家機關及ヒ國營企業ニ對シ、當座勘定ニ繰入レタル金額ノ支拂ニ關シ責任ヲ負フ。

四、派遣手當ニ關スル規定

第二十一條　外國ニ派遣セラレタル國家機關及ヒ國營企業ノ代表者ニ對スル派遣手當ノ支拂ハ內外商務人民委員部ノ特別指令ニヨリ關係官廳ノ同意ヲ經タル上支給セラル

外國ニ駐在スル國家機關及ヒ國營企業ノ代表者ノ俸給ハ派遣機關ノ運用金中ヨリ通商代表部ノ爲メニ規定セラレタル額ヲ以テ支給セラレル

五、本施行令ニ反セル場合及ビ意見ノ相違ヲ生シタル場合ノ規定

第二十二條　國家機關ノ代表者ト通商代表部トノ間ニ本施行令外ノ問題及ヒ許可ノ手續ニ關シ意見ノ相違ヲ來シタル場合、當該國ノ駐在全權代表ニ於テ是ヲ決定ス

第二十三條　特別重要ニシテ且ツ急ヲ要スル場合ニ於テハ例外ナク通商代表ハ國家機關或ハ國營企業代表者ノ職務ヲ關係機關ニ遲滯ナク通告シタル後免スル權利ヲ有ス

第二十四條　本施行ヲ遵守セサル場合ハ中央執行委員部及ヒ外國商務人民執行委員會告示ニ違反セル場合ト同樣ノ取扱ヲ受ク（同告示第八條）

第二十五條　全露中央執行委員部及ヒ一九二三年四月十二日附人民執政委員會議ノ告示第七條ニヨリ本施行令ノ發布ト共ニ一九二二年十月十六日附人民執政委員會議ノ施行令ハ其ノ効力ヲ失フ（一九二二年「ロシヤ」社會主義聯邦共和國法令集八六二條）

附錄第一號

（書　式）

施行令第一條イ項ニヨリ外國ニ派遣セラレタル國營企業代表者ニ下附スル證明書認方

證　明　書

本證ハ市民某ニ某機關代表者クル證明トシテ下附ス

某ノ目的ハ……

全露中央執行委員部及ヒ一九二二年十月十六日附外國通商人民執政委員會議告示ニヨリ某ハ外國ニ於テ「ロシヤ」共和國通商代表ノ直接指揮及ヒ監督ノ下ニ行動スルモノナリ

某カ爲スヘキ總テノ事務ハ是ヲ通商代表ニ豫メ通告スヘキモノトス

外國ニ於ケル自己ノ事務遂行ニ關シ某ハ全露

中央執行委員部及ヒ一九二二年十月十六日及ヒ一九二三年四月十二日附外國通商人民執政委員會議告示竝ヒニ勞働及ヒ國防會議轉載サレタル規定ヲ遵守スヘシ

某カ契約シタル取引ハ總テ通商代表ノ承認ヲ經テノミ……但シ此ノ承認ハロシヤ共和國政府ニ對シテ其ノ取引ヨリ生スル事件ニ關シ何等ノ責ヲ負ハスコトナシ

當證明證ハ指定地ニ到着後四十八時間內ニ通商代表部ニ登記セサルヘカラス

署　名　印

註　餘白ノ箇所ハ代表者ヲ派遣セシメル機關ニ於テ記入スヘキモノニシテ委任事項ヲ詳記スヘシ

附錄第二號

（書　式）

施行令第一條イ項ニヨリ外國ニ派遣セラレル國營企業ノ代表者ニ下附スル委任狀書式

委　任　狀

本狀所持者……ハ……行爲ノ範圍ニ於テ……代表者ナリ。所持者（氏名）ハ……全權ヲ有ス……前記使命ヲ遂行スルタメ某ニ對シ……ノ權利ヲ與フ

全露中央執行委員部及ヒ一九二二年十月十六日附人民執政委員會告示ニヨリ、某ノ爲シタル總テノ取引ハ……本委任狀ニ依リ……ニ於ケル「ロシヤ」共和國通商代表ノ承認ヲ必要トス

某カ爲シタル取引及ヒ契約ニ就テハ例外ナク本委任狀ニ準シ、副代理人ハ……（國營企業機關ノ名稱ヲ揭ク）ニ對シテノミ取引上ヨリ生ズル一切ノ抗議ヲ爲シ得ヘク國家通商代表人民執政委員會或ハ中央機關並ヒニ其ノ監督下ニアル……（國營企業ノ名稱ヲ揭ク）……ニヨリ効力ヲ發ス

註　餘白ノ箇所ハ代表ヲ派遣スル機關ニ於テ記入シ委任事務及ヒ權限ノ範圍性質ヲ詳記ス

署　名　印

附錄第三號

（書　式）

施行令第一條ロ項ニヨリ外國ニ派遣セラレル國立機關代表ニ下附スル證明書

證　明　書

本證明書ハ……（國立機關ノ名稱ヲ揭ク）ノ代表者トシテ「ロシヤ」社會主義聯邦共和國通商代表部ノ命ニヨリ……ニ向ケ派遣セラレタルモノナルコトヲ證明ス

某ハ全露中央執行委員會及ヒ一九二三年四月十二日外國通商人民執政委員會議告示第五條ニヨリ通商代表部員トシテ外國ニ於テ通商事務ヲ取扱フ

本證明書ハ本證持參人カ指定地ニ到着後四十八時間內ニ通商代表部ニ提出シ、通商代表部ノ交附スル證明書ト交換スヘシ

署　名　印

註　餘白ノ箇所ハ代表者ヲ派遣スル機關ニ於テ記入シ、委任事務ノ內容ヲ詳記ス

附錄第四號

（書　式）

特許規定（指令第一條二項）ニヨリ注文ノ遂行ヲ補助セシメル爲メ國立機關ノ職員ヲ外國ニ派遣シタル場合ノ證明書

證　明　書

本證ハ內外商務人民委員部ノ特許規定ニヨリ注文遂行ヲ補助セシメルタメニロシヤ共和國通商代表部ノ命ニヨリ某ヲ……ニ向ケ派遣シタルモノナルコトヲ證明ス

前記ノ委任事務遂行ト關聯セル一切ノ事務ハ輸出入特許及ヒ證明ニ關スル人民執政委員會議及ヒ外國通商人民執政委員會議告示並ヒニ前記告示ノ施行令ニ準據シ、又「ロシヤ」共和國通商代表ノ直接指導ノ下ニ外國ニ於テ行フ

輸出入特許及ヒ證明ニ關スル人民執政委員會議告示第十六條ノ揭クル場合ニ某ハ其ノ委任狀ニ基キ通商代表ノ許可ヲ得テ委任事務ニヨル取引上ノ契約ヲ爲スコトヲ得、此ノ場合其ノ取引ハ通商代表ノ承認ヲ受クヘキモノトス。但シ通商代表ノ承認ハ其ノ取引ヨリ生スル事件ニ關シ「ロシヤ」共和國政府ニ對シ何等ノ責任ヲ負ハシメス

本證明書ハ指定地ニ到着後四十八時間以内ニ通商代表部ニ登錄セサルヘカラス

署名　印

附錄第五號

（書式）

特許規定ニヨリ注文ノ遂行ヲ補助セシメルタメニ國立機關ノ部員ヲ外國ニ派遣スル場合ノ委任狀

委任狀

本狀持參人ハ……內外商務人民委員部ノ交附セル特許事務實行ノタメ……ニ派遣サレタルモノニシテ、……ノ全權ヲ有ス

前記事務遂行ノタメニ持參人ノ通商代表部ニ……スル權利ヲ有ス

全露中央執行委員部及ヒ一九二二年十月十六日附人民執政委員會議告示ニヨリ……ノ契約セル總テノ取引ハ本委任狀ニヨリ、……ニ於ケルロシヤ共和國通商代表ノ承認ヲ必要トス

本委任狀ニヨリ……（氏名）ノ爲セル取引及ヒ契約ニハ例外ナク次ノ一項ヲ挿入スヘシ、副代理人ニ取引ヨリ生スル一切ノ抗議ヲ……ニ限リ（代表ヲ派遣セル機關ノ名稱ヲ掲ク）爲シ得ルモノナリ、但シ國家通商代表部、人民執政委員部或ハ中央機關及ヒ其ノ監督下ニアル機關ニ對シ何等ノ抗議ヲ爲スコトヲ得ス、」

本委任狀ニヨル取引ハ當該取引ノ完成ヲ許可セル……駐在通商代表ノ本委任狀ニ爲セル署名ヲ得テ初メテ有效ナリ

署名　印

註　餘白ノ箇所ハ代表ヲ派遣セル機關ニ於テ記入スルモノニシテ又委任事務ノ內容ヲ詳記セサルヘカラス

駐日露國通商代表部の資格

ソヴイエト聯邦は外國貿易の國營主義に則りて前揭の官制に基いて聯盟各國に通商代表部を設置し、この總關をして輸出入貿易に關する事務を管掌せしめてゐる。通商代表部は、駐在各國に於ける（イ）外國市場及商業の調査、貿易人民委員部に對する當該調査の報告、外國政府及實業界に對する露國の經濟乃至商業現況並に通商條件の紹介（ロ）ソヴイエト聯邦の對外貿易並に物資交易狀況の視察等をなす外に

國家經濟諸機關の爲めに駐在國に於て物資の賣買を爲す

我國に於ては國交恢復せる大正十四年十二月二十八日通商代表部が設置され通商代表は駐日ソヴイエト聯邦大使館附商務參事官として外交官の待遇をうけてゐるが、通商代表部そのものは勿論日本國法の規定による商事會社と異なるところなく通商代表部員は何等の特權を有しない、從つて外交官の資格所有者たる通商代表は直接商取引にたづさはることなく部員をして其の衝に當らしめてゐる。大正十五年六月二十八日駐日ソヴイエト大使館より我外務省に對し通商代表部は左記の者に對し同代表部の名に於て商取引を爲し且つ右取引に基く契約書證書及其他の商用書類に署名する權限を與へた旨通告した。

ア・イ・ズイグリーヌ氏
ア・エム・ミリアイエフ氏
ア・エム・ベクマン氏
エム・イ・フインケル氏
ヴエ・エム・エレツシュ氏
テ・エム・ボリソフ氏

日本政府はこれを官報紙上に公告し代表部職員及其の職權範圍に變更があつた時は其旨告示することになつてゐる。即ち昭和四年十月一日現在の右權限を有するもの左の如し。

イ・エ・トレチヤコフ
ア・エム・ベツクマン
イ・ア・デヴアトコフ
ア・エム・ザイドネル
ヴエ・エル・デメンチエフ
ア・ヤ・ベレンキイ
ゲ・イ・フルイノフスキイ
ア・ゲ・ステツエンコ

駐日露國通商代表部職員

所在地　東京市麻布區笄町四番地

通商代表兼利權委員會長　ペ・ウエ・アニケエフ
通商代表代理　イ・エ・トレチヤコフ
輸出部長　ウエ・エル・デメンチエフ
商務事務　ウエ・エヌ・シビインデル
木林部長　イ・オ・デヴヤトコフ
同　代理　エム・ア・サラジンスキー
同部統計會計係　ラズドイニ
同部事務員　ルウチン
計算係　ア・エム・ミハレーウイチ
同部通譯　高橋德成
輸入部長　ア・エム・ザイドネル
同副部長　デ・ヤ・スウムスキイ
同部商務事務兼通譯　穗積永賴
同特許部員　ヴイトウシキン
會計部長　ア・ヤ・ベレンキイ
同部簿記係　イ・イ・ヲローニン
同　ペ・イ・スプラフツエフ
同部出納係　コロストイレフ
法律顧問兼利權委員書記官　ア・エム・ベークマン
經濟部長　ア・イ・レードニコフ

通商代表部函館出張所

所在地　函館市末廣町十六番地

出張所長　ゲ・イ・フルイノフスキイ
書記　ヤ・ア・モルゴリン
簿記主任　ア・デ・イワノフ
通譯　櫻井
同　所商務事務　エヌ・イ・ストレコブイトフ
アコ代表　ア・エヌ・コロレフ

通商代表部神戶代理事務所

所在地　神戶市播磨町五十三番地

事務所長　ア・ゲ・ステツエンコ
書記兼商務取扱　ビターデ

本邦對露取引關係者一覽

本欄に掲げた對露取引關係者とは現在露國との間に直接取引關係を有つもの即ち利權、一般、貿易金融及運輸船舶業者に止め日露漁業條約による露領漁業者を省いた、然し露領漁業者の中でも貿易に關する業務にたずさはつてゐるものは貿易業者として掲げまた外國商社でも本邦に於て取引してゐるものは之も網羅して一般讀者の參考に供することゝした。

輸出及輸入

名稱	營業種別
東京	
日露木材株式會社	木材輸入
日魯漁業株式會社	魚類輸出入
株式會社田中商店	ブラチナ輸入
三菱商事株式會社	紙機械各種金屬穀類輸出入
三井物産株式會社	一般輸出入
古河電氣工業株式會社	銅線及ケーブル輸出
大倉商事株式會社	一般輸出入
日本トラスコン鋼材株式會社	鋼製組立建築材
淺野物産株式會社	造船企業
日本沃度株式會社	沃度各種藥品輸出
株式會社新潟鐵工所	各種モーター機械類輸出
東洋バブコック商會	機械輸出
北光商會	魚類輸入
帝國製麻株式會社	亞麻輸入
株式會社池貝鐵工所	デイゼルエンヂン輸出
日本漁網船具株式會社	東京營業所漁網船具輸出
本德商店	製材木工用並ニ其他機械類
沖電氣株式會社	電機及材料
清水貿易株式會社	機械類其他一般輸出
對露輸出組合	輸出入
日露實業株式會社	漁網用ラミ糸輸出
西川商店	綿帆布類輸出
株式會社大村五左衛門商店	各種ロープ類輸出
東京製綱株式會社	各種ロープ、トワイン、ツイヤーロープ輸出一般輸出入
八坂商事株式會社	各種藥品輸出入
友田合資會社	サントニン及各種藥品輸入
鳥居商店	各種藥品輸出入
株式會社小西新兵衛商店	サントニン及各種藥品輸出入
株式會社田邊五兵衛商店	サントニン及各種藥品輸出入
日本商事合資會社	一般輸出入
昭和倉庫株式會社	倉庫業
株式會社野澤組	輸出入
坂崎商店	漁網用綿糸
大日本鹽業株式會社	鹽
庄司七兵衛合資會社	
東洋葉煙草株式會社	葉烟草輸入
島貿易株式會社東京支店	タンニンエキス化學用品藥品輸出

大阪

株式會社住友電線製造所　パイプ類電線
東洋製罐株式會社　空罐及木箱輸出
大同洋紙店　紙類輸出
株式會社武田長兵衛商店　各種藥品輸出
株式會社鹽野義商店　各種藥品輸出
島貿易株式會社　タンニンエキス、化學用藥品輸出
丸善藥店　化學藥品輸出
岩井商會　輸出入

神戸

株式會社田中洋紙店　紙類輸出
株式會社協信洋行　穀類輸入
横山商店　漁網船具類輸出
株式會社本田商店　モーター輸出
高瀬三郎商店　輸出入

横濱

コルナウ商會　輸出入
カラーエフ商會　船舶具輸出

函館

日本製罐株式會社　空罐及木箱輸出
函館製網船具株式會社　漁網船具輸出
日本漁網船具株式會社　漁網船具輸出

小樽

北海製罐倉庫株式會社　空罐及木箱輸出
清水貿易株式會社　船、漁具、金屬製品

札幌

一柳商店　船具輸出

靜岡縣

富士製茶株式會社　綠茶輸出
山田馬次郎　綠茶輸出
玉置金八　綠茶輸出
津村重舍　綠茶輸出
和田正雄　綠茶輸出
柳下藤五郎　綠茶輸出
倉持長吉　綠茶輸出
山崎信興　綠茶輸出
間々田長治　綠茶輸出
小林富次郎　綠茶輸出
秋元源彌　綠茶輸出
齋藤誠司　綠茶輸出

京都

澤京次郎　綠茶輸出
篠崎又兵衛　綠茶輸出
宮木宇太郎　綠茶輸出
鈴木三郎助　綠茶輸出
細沼淺四郎　綠茶輸出
保々誠次郎　綠茶輸出
濱田五郎　綠茶輸出
河瀨豐太郎　綠茶輸出
島津源藏　綠茶輸出
稻畑勝太郎　綠茶輸出
今永駒吉　綠茶輸出
伊藤兼吉　綠茶輸出
藤井善助　綠茶輸出
富田常三郎　綠茶輸出
太田卯兵衛　綠茶輸出
田中知四郎　綠茶輸出
上山英一郎　綠茶輸出
中谷庄兵衛　綠茶輸出
溝畑正吉　綠茶輸出

田中杢次郎　綠茶輸出
宮田藤左衛門　綠茶輸出
中西儀兵衛　綠茶輸出
八坂雅二　綠茶輸出
野田德松　綠茶輸出
山崎龜吉　綠茶輸出
松崎伊三郎　綠茶輸出
松本豐三　綠茶輸出
小西孝治　綠茶輸出
阿部成康　綠茶輸出

齋藤熊三郎

田崎忠恕　綠茶輸出
宮崎庄太郎　綠茶輸出
樋口太吉　綠茶輸出
鈴木惣八　綠茶輸出
池谷作太郎　綠茶輸出
大久保惣左衛門　綠茶輸出
市野瀨潛　綠茶輸出
塚本太吉　綠茶輸出
井上增石衛門　綠茶輸出
石井勝次郎　綠茶輸出
稻葉伊之助　綠茶輸出
矢野丑乙　綠茶輸出
西澤清次　綠茶輸出
三木雄藏　綠茶輸出
川上保太郎　綠茶輸出
高桑順　綠茶輸出
谷野彌吉　綠茶輸出
中山太一　綠茶輸出
長濱增治　綠茶輸出
松本平次　綠茶輸出
藤森源之助　綠茶輸出
芦森武兵衛　綠茶輸出
由解新七　綠茶輸出
川村五郎　綠茶輸出
新井清太郎　綠茶輸出
藤尾末治　綠茶輸出
田中光次郎　綠茶輸出
吉田吉兵衛　綠茶輸出
村上順三郎　綠茶輸出
井坂彥治　綠茶輸出
佐川恒七　綠茶輸出
篠原正次　綠茶輸出
細野捨次郎　綠茶輸出
西口利平　綠茶輸出
中村鎌吉　綠茶輸出
山地寅太郎　綠茶輸出
松浦五兵衛　綠茶輸出
稻木喜作　綠茶輸出
荻田芳三郎　綠茶輸出
土田幸作　綠茶輸出
村上正外　綠茶輸出
山田仙之助　綠茶輸出
松井文太郎　綠茶輸出
石田謹造　綠茶輸出
葉加瀨宇三郎　綠茶輸出
西澤小平　綠茶輸出
小笠原末松　綠茶輸出
加藤藤吉　綠茶輸出
植山常太郎　綠茶輸出
藤岡貞次郎　綠茶輸出
小林喜重　綠茶輸出
北村松次郎　綠茶輸出
湯淺讓　綠茶輸出
松浦吉松　綠茶輸出
今井完造　綠茶輸出
松葉志郎　綠茶輸出
山崎保之助　綠茶輸出
高瀨三郎　綠茶輸出
熊澤甚太郎　綠茶輸出
夫馬勘次郎　綠茶輸出
大幸喜三九　綠茶輸出
安倍邦太郎　綠茶輸出
神野正武　綠茶輸出
三輪常次郎　綠茶輸出
淺井竹五郎　綠茶輸出
水上源太郎　綠茶輸出
望月益之助　綠茶輸出
西野藤助　綠茶輸出
河合彌平　綠茶輸出
中島與作　綠茶輸出
八木繼太郎　綠茶輸出
安本吉次郎　綠茶輸出
坂田雅美　綠茶輸出
井垣三四郎　綠茶輸出
西岡平藏　綠茶輸出
外海省三　綠茶輸出
大島多郎治　綠茶輸出
津田政吉　綠茶輸出
久保彥次郎　綠茶輸出
松原洋行　綠茶輸出
小杉瀧平　綠茶輸出
木村小市　綠茶輸出
菅村與一　綠茶輸出
武久剛仁　綠茶輸出
重政近太郎　綠茶輸出
和田治五郎　綠茶輸出
磯野進　綠茶輸出
西嶋與吉　綠茶輸出
壽原重太郎　綠茶輸出
清水靜吉　綠茶輸出
金原與吉　綠茶輸出
渡邊瀧次郎　綠茶輸出
菊谷茂吉　綠茶輸出
柏木末吉　綠茶輸出
增山次三郎　綠茶輸出
北川作治郎　綠茶輸出
木村良次郎　綠茶輸出
碓井榮太郎　綠茶輸出
大塚笹一　綠茶輸出
御前喜八郎　綠茶輸出
岡本康太郎　綠茶輸出
新谷專太郎　綠茶輸出
松下高　綠茶輸出
小笠原甚平　綠茶輸出
福田市之助　綠茶輸出
井上宗一　綠茶輸出
森清次　綠茶輸出
松葉志郎　綠茶輸出

通商關係

利權及金融

東京

北樺太石油株式會社　石油利權
北樺太鑛業株式會社　石炭利權
露領林業株式會社　林業利權
坂井組合　石炭利權
塚原組合　石炭利權

大阪

昭和金鑛株式會社　金鑛利權

對露輸出組合員氏名

井上小四郎　市川喜七
今井五介　池田藤兵衛
松本福松　濱野茂
堤清六　村山令藏
伊藤琢磨　大澤慶作
淺井辰三郎　大澤亨
堀井新次郎　星野錫
戸村理順　藤田謙一

銀行

東京

朝鮮銀行東京支店　各種銀行業務
第一銀行本店　各種銀行業務
川崎第百銀行　各種銀行業務

函館

北海拓殖銀行函館支店　各種銀行業務
第一銀行函館支店　各種銀行業務

神戸

極東銀行（東京へ移轉申請中）　各種銀行業務
朝鮮銀行神戸支店　各種銀行業務
第一銀行神戸支店　各種銀行業務

海運

北日本汽船株式會社　船舶賃貸
川崎汽船株式會社　船舶賃貸
國際運輸株式會社　船舶賃貸
合同運輸株式會社　運送業
東京海上火災保險株式會社　海保特約

大阪日露貿易協會規約

第一條　本會ハ大阪日露貿易協會ト稱ス
第二條　本會ハ日露兩國ノ親善ヲ圖リ貿易ノ發展ヲ期スルヲ目的トス
第三條　本會事務所ハ當分大阪商業會議所ニ置ク
第四條　本會ハ大阪市及ヒ接續町村ニ於ケル對露貿易業者ヲ以テ組織ス

役員氏名

會長　稻畑勝太郎　副會長　矢野丑乙
理事　大阪商船株式會社、大日本除虫粉株式會社、芦森武兵衛、高桑順、合資會社今永商會、小倉清之助、湯淺七左衛門商店。
評議員　日本郵船會社支店、大日本セルロイ

ド株式會社、株式會社島田硝子製造所、井上商事株式會社、株式會社山田洋紙店、株式會社中井商店、株式會社鹽野義商店、小畠元三郎、合資會社新田帶革製造所、森平兵衛、中山太一、石井勝次郎、中谷庄兵衛、川上保太郎、奥田理一。

（會員數　現在約八十名）

神戸對露貿易協會

一、本會は神戸對露貿易協會と稱す。
一、本會の事務所を左の所に置く。
（神戸商工會議所内）
一、會頭　森田金藏
會員　協信洋行、鈴木商店、佐川商店、湯淺貿易株式會社、日清製油株式會社、熊澤商店船井商店、日本貿易信託社、野澤組、大阪商店會社神戸支店、亞細亞海運株式會社、三井物産會社神戸支店、合同燐寸株式會社、千代田帽子店、森商店、瀧川事務所、森新次郎、小澤商店、高瀨商店、藤田商行、大森廻送店日本毛織株式會社、日本蠟燭製造所。其他

名古屋日露貿易研究會

一、本會は日露貿易研究會と稱す。
一、本會の事務所を市立貿易語學校に置く。
一、本會の目的左の如し。
日露修交關係の改善通商促進に關する一切の事業。

一、本會は左の會員を以て組織す。
一、正會員　二、贊助員。
一、本會への加入は會員の紹介により委員會の承認を得るものとす。
一、本會に左の役員を置く。
一、委員　五名　二、會計　一名
三、顧問及評議員若干名

設立當時の役員氏名

評議員	名古屋市助役	矢田績
同	新愛知新聞主筆法學博士	山宮鼎
同	名古屋市助役	信夫淳平
同	同上　教育部長	安藤七郎
同	愛知縣社會課長	小笠原豐七
同	名古屋市立貿易語學校教諭	川村秀文
同	陸軍教授	薄井忠一
同	愛知縣地方事務官	白井直隆
同	名古屋新聞主幹	椎名悅三郎
委員	名古屋市立貿易語學校教諭	與良松三郎
同	日露通商組合理事	吉村忠三
同	名古屋新聞記者	山中實
同	新愛知新聞記者	村田信夫
同	日本火災保險會社員	松古喜一
同		野澤英夫

小樽日露貿易協會

第一條　本會ヲ小樽日露貿易協會ト稱シ事務所ヲ小樽市色内町六丁目三十番地ニ置ク

第二條　本會ハ我國對露貿易ノ振興ヲ計ルヲ以テ目的トス

第三條　本會々員タラントスル者ハ本會則ヲ承認シ本會々員全部ノ加入承諾ヲ經ルヲ要スルモノトス

會員名簿

幹事長		新谷專太郎
幹事	今井孝	笹田茂
	杉江仙次郎	戸羽亨
	土居禎夫	加藤豐彥
	田邊泰三	成田正穗
	益山義平	小柳文七
	三野得二	柴野仁吉郎
	森久則	本間勘次

哈爾賓商品陳列館

本館は日露兩國及滿蒙地方に於ける貿易の發展助成並に諸事業の勃興を圖らんが爲めに大正七年七月日露協會の設立に係るものにして
一、日露兩國並に滿蒙地方の商品及參考品の展示說明。
二、一般商取引の取纏め指導仲介並に商工業者の指導及紹介。
三、露國及滿蒙地方向商品改良の指導。
四、巡回販賣並に見本市の主催及其の指導。
五、露亞時報、經濟時報（露文）、パンフレット、週報等の發行並に圖書雜誌の供覽。
六、商工業に關する内外の諸機關と本館との間に於ける通信、印刷物の交換並に展示品の貸借及

七、貿易及企業に關する調査報告及其應需。
八、一般企業に關する紹介及仲介。
九、巡回講演並に視察者の指導。
十、其他貿易及企業促進に資すべき諸施設。
等々は本館の實行し居る事業にして過去拾有餘年間の結果は左の如し。

事項	大正七年	同十三年	昭和二年
出品人數	三〇人	二四九人	四〇五人
出品種類	五〇點	三六〇點	四三〇點
出品點數	七二品	一五二三品	一九一〇三品
參觀人員	—	一〇九、〇〇人	六八、〇〇〇人
商取引成立數	五口	一〇三口	一六七口
調査件數	三七件	八四件	一九七件
情報發行數	五回	三六回	二回
露亞時報發行數	一回	二回	二回
露文雜誌（エコノミーチエスキウエストニツク）	—	一回	二回
パンフレット發行數	—	二回	二四回
週報發行數	—	四八回	五一回
其他印刷物發行數	—	四回	六回

舘長　森　御蔭

金融關係

對露貿易金融問題

一、概　說

由來露國の貿易は其特殊な經濟的關係から、その輸入貿易において外國輸出業者の長期並に短期

のクレヂツトを必要とし、之なしには對露貿易を十分に發展せしむること困難である。で露國との間に親密なる經濟關係を有する諸國——例へば獨逸、米國、英國の如きは皆露國に對して三ケ月以上數年にわたる延取引を實施し、政府は輸出業者に對して特殊銀行を通じ、一般的なもしくは特殊的な方法による融資の便を開いてゐる。我國に於ても對露貿易は年々相當目覺しい進展を示してゐるとはいへ、我對外貿易の大勢から見れば尚極めて微少にして、之が發展の爲の大なる難關となつてゐるものは政府當局の特別補償による對露クレヂツト制の確立である。

これについては我貿易業者は勿論、主務官廳たる商工省あたりでも疾に之が必要を認め曩に商工審議會に於て對露輸出補償制度制定の要を決議したが、豫算關係から大藏當局の握潰しに逢つた。

今此對露輸出金融問題の現況と英米に於ける實狀を紹介すれば左の如くである。

二、日露貿易の現在及將來

最近三年間の日露貿易額は左記の通りであつて毎年增加を示して居る。

年度	輸出	輸入	合計（單位千圓）
一九二五—六年	一〇、三九八	二、八三	一三、二八
一九二六—七	三、六八	五、八九	一八、五八
一九二七—八	九、五五五	一〇、一五五	二九、七〇
一八二八—九（十二ヶ月）	—	—	三四、三〇五

而して勞農通商代表部の本年度豫想額は輸出入合計約四千萬圓になつて居ると云ふ話で、一九二八—九年度上半期の實績は輸入九、六一六千圓輸出五、九八四千圓合計一五、六〇〇千圓に過ぎぬ。然し下半期に這入つてからは食糧品、漁業關係品製茶類等相當大口の手合を見た樣であるからして、九月年度末迄には大體豫想額に達するものと思はれる。執れにしても計劃經濟の勞農露國の事でもあり、此數字には大した狂ひはないものと見做しても差支あるまい。尤もイ、西伯利の人口が稀薄であつて、購買力も旺盛とは云へぬ事、

ロ、日本品は歐露市場迄進出して外國製品と競爭し得る見込のない事。

ハ、通商代表部が我輸出品の大宗たる生糸、羽二重、絹糸布等の輸入には目もくれず主として漁業關係品、機械器具等を買付けるに過ぎぬ事。

ニ、通商代表部の買付品は自國民の生活必需品か産業立國に必要な物ばかりで、他國へ轉賣品を含まぬ事。

ホ、勞農財務當局が露貨相場維持政策上容易に輸入制限の手を緩めさせぬ事。

ヘ、對露輸出は一般に延取引で我對露貿易業者の資金が半年以上も固定する事。

等の理由によつて差當り我對露輸出額を五千萬圓以上にする事は相當骨と見ねばならぬが、露國からの輸入品としては從來の木材、魚類以外にも石油、食糧品、滿俺鑛、大麻、白金等相當有望品も尠くはなく、且つ西伯利の利權事業、移民其他、極東の經濟的開發に伴つて前記の障害は漸次緩和撤廢される見込であるから、對露貿易の前途は極めて有望なのであるが、目下の所此方面の金融機關がない爲めに、當業者は長期手形を抱へて金繰

に窮して居る様な狀態である。

三、對露輸出貿易金融の現狀

其處で對露輸出金融の現狀如何と云ふ事になるのであるが、輸出邦商は船積書類を通商代表部に交付すると同時に若くは其數日後、普通六箇月期限の約束手形を受取つて之を內外銀行で割引くのであるが、其れには

イ、直接自己の取引銀行で割引くもの

ロ、自己の本支店出張員若くは取引銀行經由で以て神戶の極東銀行で割引くもの

ハ、前記イ、ロ、の兩法を併用するもの

の三通りあり、長期手形の關係上、哈爾賓某銀行支店の勞農通商手形割引開始當時の取扱振りに則つて三箇月目毎に手形の切替を實行して居る關係上、神戶極東銀行や敦賀、靜岡等の地方銀行で割引した手形を更に是等の銀行がナショナルシチイ銀行や鮮銀第一其他の內地銀行で再割引した様な場合には相當手數が掛る上に直接割引の方は內地銀行が勞農露國の事情に通じて居らぬ爲め其態度が極めて消極的であつて、各行共依賴ロ本位の割引限度を設けて居るので輸出邦商の中には金繰上折角の注文を外商筋に奪はれて了う様な事も尠くないから、何とか金融方法を改善して貰ひ度いと云つて居るのである。

四、對露輸出關係者の立場

乍然對露貿易金融改善に就ては一應關係者の立場も研究して見ねばならぬ。

イ、自己の振出約手を極銀が割引される事は勞農露國全體の立場から觀れば現金買も同樣であつて延取引の主旨に副はぬ。

ロ、極銀がナショナルシチイ銀行や日本側の銀行で再割引した場合には右の缺點丈けは除き得るが譯であるが、割引料は結局自己負擔であるから極銀割引は金利高となり損である。

ハ、自己振出約手が自國銀行支店以外の銀行で直接割引出來ぬ樣では通商代表部の信用に關するばかりでなく、本國政府に對しても面目を失する。

ニ、極東銀行一行では毎年漸增する日露貿易金融を一手に引受ける事は無理であるから、將來は是非共日本側銀行の直接割引に俟つ外はない。

對露貿易業者の立場

イ、手形の割引料は通商代表部に轉嫁するから構はぬが、極銀割引は一々手形を神戶に送り中途切替等相當手數であるから、時間と費用とに關する。

ロ、極銀では通商代表部振出手形を手一杯抱え込んで居る關係上手許に餘裕なく、且銀行の都合で何時でも再割引出來ると云ふ譯にも行かず、極銀ばかりを賴りにしては資金の繰廻しがつかぬ。

ハ、通商代表部から極銀で手形を割引かず直接日本側銀行割引を强要され、其位の信用のない店からは將來買はぬと云ふ態度に出られるので大口の注文を取る爲めには是非共內地銀行に直接割引の姿を開く外はない。

金融業者の立場

イ、神戶極東銀行

自國政府保證手形を割引く樣なもので、最も安全な業務であるから內外銀行が再割引の限度さえ擴張して呉れゝば、直接割引に俟つ必要はない。

ロ、內地銀行

通商代表部が大會社、大商店から買付けるならば、直接割引も結構であるが、貸出期間は勿論當座取引もない小店から買漁るので、小口は一纏めにして極銀其他の子銀行の再割引とする外はない。

ハ、外國銀行

駐日勞農通商代表部が米國商人から買付けて呉れるのは表面は日露貿易でも實際は米露貿易となるからして割引取扱を開始したのであるが成績が極めて良好なので日本商人の賣込分も割引して見た迄の事である。

前記の通り研究の結果は各關係者の利害は必ずしも一致せず反つて利害相反する樣な點も少くはないので、是等關係者の間では我對露貿易金融問題を討議して見ても結局一致した解決點を見出し得なかつたのである。

五、英米の態度と輸出補償案

其處で對露貿易關係者の意見は政府の援助を仰ぐのが最も捷徑だと云ふ事に歸着して、對露輸出組合等が中心となり關係方面に運動した甲斐あつて外務、商工當局でも相當考慮の上種々斡旋に努めて呉れたのであるが、對露輸出補償案は大藏省で豫算査定の際に削除されて前期議會に提出する迄に到らなかつたので其後は日露協會の盡力に依り前會頭故後藤伯を煩はして政府當局者に建白書を提出すると共に當業者は主として內地銀行の直接割引の擴張せんことに努めて來たのである。

乍然直接割引に依る金融方法も其後大した進展を見せず、從て對露輸出貿易も急激の增加を期待し得ぬ樣な狀態に在るのである。之を國交斷絶若くは恢復迄に到らぬ英米兩國が政治的には表面多少の惡聲を放つて第三國の勞農露國接近を阻止する樣な態度を示し乍ら裏面に於ては經濟的親露主義を捨てず隣國の日本とは全く桁違ひの商賣をして居るのに比較して見れば、殆んど同日の談ではないのである。

我政府當局も此點に鑑み日露通商條約締結の際には金融機關の問題も考慮に入れるそうだし、對露輸出補償制度の必要も認めて呉れ、近來關係各方面の意見を徵して居る樣であるからして遠からず對露諸懸案も解決されて對露關係者の間にも一陽來復の時が近いて來るかも知れぬのである。

六、通商條約と補償制度の效果

若し一度日露通商條約が締結され對露輸出補償制度が實施せられる樣な事になれば我國の實業界でも愈々政府の肚が定まつたと看て取つて多少共乘氣になるに相違なく從つて一般の經濟關係も相當進する事と思はれる。

乍然對露取引の方法は通商代表部開設以來の商習慣と勞農露國の手形法、印紙稅法、露貨相場等の關係で差當り荷付手形として露領內に仕向けられるものは大して增加せず、從來の通商代表振出約手が對露貿易商振出、通商代表部引受の爲替手形に變る位のものであらうと思はれるが、現在の對露輸出貿易關係者の立場には非常な變化を及す見込である。

一、勞農通商代表部の立場

對露貿易業者振出、自己引受の爲替手形は急に信用が出て第三項イ、ロ、ハ等の缺點を一掃しニの目的も達し得る事になるからして、餘勢を驅つて長期取引を强制し、商品借款の目的達成に邁進するであらう。

二、對露貿易業者の立場

第三項イ、ロ、の不便と缺點を除き得ると共に第三項イ、ロ、の不便と缺點を除き得ると共にハ、の目的も達せられるが、手形上の責任には何の變化もなく、對露輸出組合の統制に俟たなければ、結局長期取引の競爭に惱まされる事にあるのであらう、外商筋は日本人と共同して日本法律に依る會社でも新設しなければ補償制度の恩惠に浴し得ないと早合點して居る樣であるが、日本製品さへ賣込むなら目下の所其心配には及ばぬ見込である。

三、對露貿易金融機關の立場

イ、神戶極銀は指定銀行に這入らぬから漸次過渡時代の金融使命を終ると共に資金を通商代表部注文品製造所や日本えの輸入方面に活用する事となるのであらうが他の外國銀行は甚しく日露貿易金融上の意義を失墜するであらう。

ロ、指定銀行は安心して直接割引出來る樣になる代り、金利關係で對露貿易商に制肘される處があるから、先づ第一に金利の協定をして競爭を避けると思はれるが尠くとも政府の補償料は下げさせられるものと見ねばなるまい。孰れにしても對露輸出補償制度が實施されるとなれば、內地は勿論、浦潮、哈爾賓等の邦商も矢張り均霑する事になるからして對露輸出額は漸增するし、對露輸出手形も好箇の放資物となる關係上一流銀行中には弗々對露貿易金融に就て研究の歩を進めて居る向もある樣に聞いて居るから、將來は對露金融上にも種々面白い場面が展開さるゝ豫想である。

朝鮮銀行と對露金融關係

一、鮮銀浦汐支店

朝鮮銀行は明治四十二年の創立に係り、公稱資本四千萬圓、日露貿易金融機關として露領に支店を有する我國唯一の銀行である。即ち周知の如く同行浦汐支店は北滿哈爾賓支店と相呼應して對露經濟戰の第一線に立つてゐる。

浦汐支店＝朝鮮銀行浦汐支店の歷史は相當に古い。大正五年日露貿易金融の爲當時同地に在つた松田銀行部を買收して、大正七年八月現名稱に改め其後幾多の變遷を經て今日に及んでゐる。

同行浦汐支店は早くより極東銀行、國立銀行、極東國營通商局、コオペラチヤ同盟等と取引關係を有し、且つ浦汐港經由の北滿輸出雜穀に對する金融業務を行ひ益々發展せしめつゝある。

哈爾賓支店＝朝鮮銀行の哈爾賓支店開設は大正六年七月である。乍併對露金融としては爲替本位であつて露人に對する金融は爲替思惑資金の貸出に過ぎず、純然たる商品擔保貸付の如きは寔に僅少で殆んど論ずるに足りなかつた。勿論革命後ず

ムスク政府やセメノフ關係の御用商人側に對する貸出は始まつたが、畢竟一時的現象に外ならず、實際の對露金融が實行されだしたのは我が撤兵前後であつた。即ち東支鐵道に對し、北滿特産商將た又た輸入雜貨商に對する手形割引等は此時代から始められた。而かも東支鐵道に勞農側が幹部として重要なる椅子を占め、幾多國營機關が北滿方面に開設されて露國政局の一段落を裏書するに及んでから、叙上各經濟機關に對する貸出、輸出入商に對する純商取引に基く貸出は逐日增加し、その取扱年額は浦汐支店を通算せば無慮三千萬圓臺を上下して今回の露支紛爭迄繼續されてゐた。

二、內地鮮銀の對露融資開始

然し日本內地に於ては、一般銀行は勿論朝鮮銀行本支店も露國との取引關係を有たなかつた。之がため我國の對露取引業者や露國側當業者の蒙る不便は少くなかつたが、對露輸出資金の融通に關して極東銀行との間に協定を遂げ、露國通商代表部が自國に輸入するため我國に於て物資の購買をなす場合に、賣主に對して振出せる長期手形を昭和三年四月以來極東銀行經由再割引の方法に由り同行神戸支店をして融資の途を開始せしむることにしたが、更に鮮銀東京支店は通商部振出手形の直接割引をも開始するに至つた。割引條件として鮮銀は通商部との間に特殊の取極めをして居らぬが、大體左の範圍に於て行はれてゐる。

一、金額の多少、依賴人の信用程度、手形期限等を考慮して割引くこと。

一、手形期間は原則として三ケ月を限度とし止むを得ざる場合に限り六ケ月とすること。

一、割引利率は依賴人の資產、信用狀態及手形期間の長短によつて一定しないが、大體露國側の極東銀行割引利率日歩二錢三厘三毛より高からざること。

三、通商代表部振出手形の再割引

我國に於ける露國側唯一の金融機關たる極東銀行神戸支店と駐日露國代表部では、昭和三年一月朝鮮銀行に對して、日本より自國に輸入する物資買付資金の融通方に就き、

一、朝鮮銀行は通商代表部が日本に於て輸入品買付に際し對露輸出商に宛て振出せる長期拂約手形（概して六ケ月）を割引されたし。

二、極東銀行が通商代表部振出に係る前記約手を割引して賣主に融資せるものは朝鮮銀行に於て再割引に付せられたし。

の二案を提示して交涉を進めて居たが、鮮銀側は之が對策に就て愼重審議の結果、昭和三年三月第二案により極東銀行が割引した通商代表部振出の手形をば左の如き條件の下に鮮銀神戸支店をして取扱はしむることに決定した。

一、再割引の取扱期限は特約せぬ。

一、賣主の信用狀態、手形期限をも再割引の條件とする。

一、長期手形は大體三ケ月目に書換をなすこと。

對露貿易が露國側の延拂のため金融難に陷つてゐた折柄、鮮銀の通商部手形再割引實現は、縱し二百萬圓內外を限度としてゐるとは言ひながら、勘からず對露資金の融通を緩和することゝなつた。

年併忌憚なく言はゞ尙ほ隔履搔痒の感なきを得ざるは遺憾である。朝鮮銀行の責任は重且つ大である。若し夫れ北滿の如きは日、外、支財界三分の地點である。滿鐵烏鐵の北滿貨物爭奪戰は、這次の露支紛爭が如何に解決せらるゝとも將來愈々目覺しい展開を見せるであろう。而かも一方にありては日支金銀劵が雌雄を決する中原であると同時に、英は香上銀行、米は花旗銀行を中堅に、孰れも北滿經濟界襲斷を策してゐる。換言せば鮮銀は腹背に敵を受けてゐるのである。勿論營利を度外視し得ぬ株式組織ではあるれども、蓋し宮內省、朝鮮總督府等の政府筋が多數の株を有ち、大藏省預金部が多額の低利資金を融通してゐる所以のものは、實に朝鮮銀行をして本來の使命たる、朝鮮を中心とせる極東露領及滿蒙の天地に於ける經濟的發展の彈機たり心臟たるの重責を十二分に遂行せしめんがために外ならぬ。

極東銀行と對日金融關係

一、極東銀行本店

株式會社極東銀行は一九二二年に創立された本店所在地は極東西伯利ハバロフスク市である當行存立の目的は極東に於ける各種產業商業及日露貿易に對する資金供給にある。

當行創立當初の資本金は金壹百萬金ルーブルであつたが逐年業務發展の結果現在では金壹千萬金ルーブルに增加し諸積立金三百六十萬三千五百三十九金留を有す。

當行支店所在地は左の如し。

ハブロフスク市　ブラゴウエシチエンスク
ウラジオストック　チタ、神戸
（莫斯科市には當行代表部を有す）

當行本店重役の氏名左の如し。

取締役會長　ア・エル・レウイタス
取締役　エス・イ・ゴルヒン
同　カ・エヌ・アレクセーフ
同　ゲ・イ・コゾローフ
同　エム・ゲ・カルジスキー
同　イ・ペ・カルマノーウキチ

二、神戸支店の營業趨勢

極東銀行神戸支店は一九二五年十月大藏大臣の許可によつて開業した。

當行神戸支店の主たる目的は日露貿易に對する資金供給にある。從つて當支店は日露貿易に參與せる日本商工業者及ロシヤ商業機關に對して能ふる限りの援助と利便とを與へつゝある。

加之神戸支店は一般銀行業務を營み、信用狀の發行手形割引、貸付、送金等の依賴に應じ且つ各種預金の取扱を爲す。

當行神戸支店の日露貿易發展の爲めに行へる割引貸付の取扱高は逐年貿易額の增加に伴ふて著しき激增を示した。

今玆に該勘定逐年の趨勢を列記すれば左の如し

一九二五年拾貳月末現在	三〇〇、二五九、二〇圓
一九二六年六月末現在	三三〇、一八五、七七
一九二六年拾貳月末現在	七二八、七五二、〇七
一九二七年六月末現在	一、〇七二、四九四、一〇
一九二七年拾貳月末現在	一、二二〇、八〇九、七二六
一九二八年六月末現在	三、七七四、七八八、九五
一九二八年十二月末現在	八、八五三、九一三、三八
一九二九年六月末現在	九、五一八、四七六、四三

以上列擧せる數字に依り視るに一九二六年一月一日より一九二九年六月末迄即ち三年六ケ月間に金三〇〇、二五九圓より金九、五一八、四七六圓即ち三十一倍（三一七二・六%）に增加した。

他方又右期間の當神戸支店貸借對照表殘高合計は左の如き正比例を以て其の金額の著しき增加を示した。

一九二五年十二月末	五〇七、七四五、七一
一九二六年六月末	一、四五〇、四二六、一五
一九二六年十二月末	二、八五九、一七二、七三
一九二七年六月末	四、九四四、五五〇、七九
一九二七年十二月末	五、八六六、五三五、九九
一九二八年六月末	八、八一八、一三四、四五
一九二八年十二月末	一六、五〇三、三八八、〇八
一九二九年六月末	一八、九四八、七三七、九〇

上記の如く當支店の貸借對照表殘高は三年六ケ月間に金五〇七、七四五圓七一錢より金一八、九四八、七三七圓九〇錢即ち三十七倍（三七三七・二%）に增加した。

即ち右の如き逐年の增加は當支店の極めて順調なる營業成績の結果による事を雄辯に表述せるものである。

猶當支店手形割引高は左の如し。

自一九二五年十二月至一九二六年九月末	金八三八、二四六圓六四錢
自一九二六年十月至一九二七年九月末	金四、八八七、六三八圓五六錢
自一九二七年十月至一九二八年九月末	金一三、〇八一、四一〇圓七〇錢
自一九二八年十月至一九二九年九月末	金一五、三三九、五五六圓一九錢
合計	金三四、一四六、八五二圓〇九錢

上記の如く、當支店は日露貿易の爲め前記年度間に三千四百萬圓の巨資を融通した。

三、神戸支店の取引先

當神戸支店は多數の銀行と取引を有するも就中株式會社第一銀行及朝鮮銀行とは最も密接なる關係を有して居る。第一銀行は極東銀行のコルレス先にして當行の依賴せる業務萬端は同行東京、大阪、橫濱、函館及小樽等の各支店を通じて全國各地へ最も敏捷に處理されつゝある。

當神戸支店は海外英、米、獨、佛、支及蒙古等に左記直接取引銀行（コルレス先）を有す。

英國に於ては
ロンドン　ウエストミンスター銀行

同　エクブキトラストカンパニー
同　ロシヤ商業銀行

米國に於ては

ニューヨーク　エクブキ・トラスト・カンパニー
同　エクブキ・イースタン・バンキング・コーホレションチエズ・ナショナル・シチーバンク
同　獨逸　デイテシエバンク
伯林
佛蘭西
巴里　モスコーフスキー・ナロードヌイ・バンク
蒙古
ウルガ　トルゴウオーブロムイシレンヌイバンク

四、神戸支店職員

猶當行神戸支店職員には七名の露人行員及六名の日本人行員計十三名が勤務して居る。

然して當行支店代理權所有者は

支配人　ピ・ベイリン
副支配人　エム・コトローフ
營業部長　セ・リザレーウキチ
總勘定部長　エヌ・スコピン

當支店總勘定係として栗原不二雄管掌す。

當行神戸支店所在地は神戸市仲町六六番地。

目下當支店は日本大藏省に對し當支店を神戸市より東京市に移轉すべく認可を申請して居る是迄の經驗によるに東京は日露貿易の中心地にして取引の大部分は同地にて成立し居りソヴェート通商代表本部も同地にあり且つ當支店と取引を有する大商店及銀行本店も同地に存在して居る。

東京に存在する三菱商事株式會社、三井物産株式會社を初め四十の大商店は當支店の東京移轉を認可され度き旨大藏大臣宛請願書を提出した。

第一銀行本店及朝鮮銀行も前記當支店の申請を援助して居る。

極東銀行本店は當支店の東京移轉に關し多額なる支店資金の增加を準備して居る。

斯るが故に當支店の東京移轉により日露貿易發展のため一層大なる援助を與へ得る事を期待されて居る。

日露間の送金方法

日露間に於ける送金の方法は、尙ほ日露郵便爲替約定が成立されぬ今日にありては、是非共朝鮮銀行か露國極東銀行によらねばならぬ。然るに露領内に於ける鮮銀支店所在地は浦汐一箇所であり極東銀行は神戸に存在するのみである。玆に日露郵便爲替約定の締結を急がねばならぬ理由があるのである。

彼我の送金は、留の市場相場が高低常なく而かも公定相場との開きが少くも五割以上である關係上、金圓で行ふことが慣例となつてゐる。例へば浦汐から東京に送金する場合には、留を金圓に兩替して鮮銀に依賴せねばならぬ。但し外國から露領内に對する送金額は無制限であるが、露領内から外國に宛てゝの送金額は極端に制限されてゐる。即ち一般商取引の場合には輸入許可證の交付を出願する必要がある。所が貿易國營主義の立場から、此輸入許可證の制度も殆んど有名無實である。更に普通の送金は一人宛每月百留と制限され正規の手續を踏んで國立銀行に赴けば、百留までは公定相場によつて金圓に交換して呉れる。十月一日現在の浦汐市中留相場は、百留對日貨二十圓であるが、公定相場によつて百留を約百十圓内外に兩替して呉れるのである。

然らば托送は怎うかといふに國外帶出制限法によつて完全に食止められてゐる。即ち通貨の國外帶出は、一年半以上の居住者に限り一家の主人三百留、其家族二分の一即ち百五十留に限定され、その範圍内ならば帶出し得ると同時に國立銀行では、公定相場に基いて外貨と兩替して呉れる。故に縱し日露郵便爲替交換の取扱が始まつても、此極端な制限法が緩和されぬ以上は、到底十二分に在留同胞の希望を達成せしむることは出來ないのである。

對露輸出補償の制定に關する建議

前記の如く對露輸出組合が中心となり、日露協會の盡力により後藤新平伯を煩はして政府に向け昭和四年三月四日付、對露輸出補償制度の制定に關し、建白書を提出したが其内要左の如し。（編者）

我國は露支兩大國と接壤の關係にあり而も我の地域比較的狹少にして資源乏しきに反し彼は地域頗る廣大にして資源に富むを以て常に是等諸國と善隣の交誼を結び以て有無相通ずるを經濟上の國策となさゞるべからず

今之を日露兩國の關係に就て觀るに一九一七年露西亞國内に勃發したる革命事變のため兩國の國交は一時杜絶したりと雖も一九二六年一月北京に於ける芳澤、カラハン兩氏の締結にかゝる日露基本條約により修交再び舊に復して企業に貿易に兩國の經濟關係は漸次其の緒に就きつゝあり

然れども飜て既往三箇年間の實績に徵するに兩國の間には未だ通商條約の締結を見るに至らず又露國の國情及び其の財政狀態は曩日の如くならざるを以て動もすれば經濟關係の圓滑なる伸張に支障を來さんとすることあり就中我國の對露輸出貿易に於て其の然るを認む是れ吾人の夙に遺憾とする所にして玆に一案を具して政府に陳情する所以のもの亦この支障を除き依て以て兩國の經濟關係を愈々益々密接にし前に述べたるが如き露支兩大國に對する我國の經濟的國是の一端を實現せしめんとする微意に外ならざるなり

對露輸出の現狀を述ぶるに當り先づ以て一瞥を要するは歐洲戰爭前に於ける日露貿易の數字と國交恢復後に於ける日露貿易の最近數字との比なり歐洲戰爭前に於ける日露貿易額は我國對外貿易總額に對比し眞に九牛の一毛とも言ふべきものにして其の最も高潮に達したる大戰前四箇年の貿易額すら左に表示するが如き程度に過ぎざりき

自明治四十三年至大正二年對露輸出入總額（單位圓）（日本大藏省統計に據る）

年次	對露輸出額	日本へ輸入額	對露輸出入總額
（一九一〇年）明治四十三年	四、三一四、七五九	九七〇、六二五	五、二八五、三八四
（一九一一年）明治四十四年	五、六六六、二〇九	一、〇四三、五七六	六、七〇九、七八五
（一九一二年）大正元年	六、〇八二、九一三	七四二、七一七	六、八二五、六三〇
（一九一三年）大正二年	九、一六八、八三三	七九一、四二九	九、九六〇、二六二

然るに國交恢復後の兩國貿易趨勢は日尙ほ淺きに拘らず益々增進に向ひつゝあることは次表に示す所を以て明白なりとす

自大正十四年至昭和二年對露輸出入總額（單位圓）（日本大藏省統計に據る）

年次	對露輸出額	日本へ輸入額	對露輸出入總額
（一九二五年）大正十四年	三、六四〇、九〇八	一四、九六九、七六一	一八、六一〇、六六九
（一九二六年）昭和元年	五、三〇四、六一八	一四、六七七、五九九	二九、九八二、二二七
（一九二七年）昭和二年	八、六四五、五九四	二六、一三二、六二七	三四、七七八、二二一

註　日本大藏省統計は北滿通過貿易貨物價額をも輸入品總額の中に含み居れり

尙參考の爲め在東京露國通商代表部の統計を示せば左の如し

自一九二五—二六年至一九二七—二八年對日輸出入總額（單位圓）

（在東京露國通商代表部統計に據る）

年次	露國へ輸入額	對日輸出額	對日輸出入總額
（自大正十四年十月一日至同十五年九月卅日）一九二五—二六年	二、八八三、〇〇〇	一〇、二七八、〇〇〇	一三、一六一、〇〇〇
（自大正十五年十月一日至昭和二年九月三十日）一九二六—二七年	五、八九九、〇〇〇	一二、六八一、〇〇〇	一八、五八〇、〇〇〇
（自昭和二年十月一日至同三年九月卅日）一九二七—二八年	一〇、一八五、〇〇〇	一九、五九五、〇〇〇	二九、七八〇、〇〇〇

即ち大正二年の貿易總額九百九十六萬二百六十二圓は昭和二年度に至り三千四百七十七萬圓に上り正に四倍弱の增進に當れり斯る貿易額の增進は露西亞より木材、漁類、白金、サントニン等の輸入頗に多きを加へたるが爲にして露國資源を活用せんとする我國の見地より考ふるに於て頗ぶる喜ぶべき現象には相違なきも曩に我國の對露貿易が常に輸出超過を持續したるに今は却て位置顚倒し年々輸入超過を續くるの實狀となれることに就ては特に考慮を費す必要あり

右述ぶるが如き輸出入の關係は歐洲戰爭の當時露西亞の事情に通ぜる我國當業者が國交の復舊を待ちて露國より原料品を買付くることゝなれる結果我國への輸出激增したることを一原因に數へざるべからずと雖も更に他の方面に於ては露國の貿易方針が當面の必要品以外は決して購入せざるにあること、露國の財力疲弊して購入せんと欲するも其力なきこと等よりして我國の對露輸出が兎角不振に陷らんとすることも亦重なる原因と見ざるべからず但し過去三箇年間の對露輸出統計に徵すれば大正十四年には僅々三百六十四萬圓に過ぎざりし輸出額が昭和元年には五百三十萬四千圓となり昭和二年に至りては更に一躍して八百六十四萬五千圓となれり蓋し對露貿易は輸入超過に相違なきも我國の輸出自體としては次第に增加し今後も尙ほ大に伸張力の存するものと見ざるべからず而して玆に看却すべからざる一事は現在の對露輸出貿易の取引條件たるや他國の場合に見受け得ざるほど常道を逸せると是れなり我國より露西亞へ輸出せらるゝ商品の大部分は六ケ月なる未會有の延拂條件の下に取引せられ而も其の支拂に當り露國通商部より振出されたる手形は右手形受取人の信用を以てするにより振出されたる手形は右手形受取人於ても割引せられざる狀態にあり斯る環境の裏にありて對露輸出の爲め第一戰線に於て奮鬪せる我が當業者の苦心慘憺は實に想像以上なりと言はざるべからず國交恢復の當初三百六十四萬圓に過ぎざりし對露輸出が僅か三年間に八百六十餘萬圓まで躍進したる所以のもの一に當業者努力の成果と稱して可なり然れどもこの種當業者の努力には自ら限度の存するあり今や我國の對露輸出は其の限度に達し假令露國側にて從來以上に我國商品を購入せんと欲するも當業者側に於て之に應じ得ざる實情に際會しつゝあり是れ洵に日露兩國の經濟關係にとりて痛恨に堪べざる次第と言はざるを得ず。

左に昭和二年度對露貿易重要輸出入品統計を示す

昭和二年度對露貿易重要輸出入品統計（單位圓）

（日本大藏省統計に據る）

統計略

尙參考の爲め在東京露國通商代表部の統計を示せば左の如し

一九二七―二八年（自一九二七年十月一日至一九二八年九月卅日）對日貿易重要輸出入品統計（單位圓）

（在東京露國通商代表部統計に據る）

統計略

以上の品目を點檢すれば直に理解し得る如く露國が我國より購入する商品は主として輿業其他の方面に必要已むを得ざるもの〻みに止まり生活必需品等にして我國より當然購入せらるべき商品の尙ほ大に殘存することは毫も疑を容れざる所なり一昨年の秋季ハバロフスク市より極東政廳經濟財政方面の幹部擧つて我國に來朝し產業其他各方面の視察を試みたる際の如き我國商工業の發達著しきに喫驚し斯の如くんば何を苦んで歐米諸國より態々商品を購入する必要あらんとさへ洩したる位なり是れ決して一場の辭令に止らざることは其後我國商品を購入せんがため屢々交涉ありしに徵しても明なり前記輸出品の外露國側にては電氣機械並に其の用具を相當多量に購入せんと欲する希望なきにあらざるも如何せん我國當業者は其の取引條件の容れ得ざるため拱手して之を傍觀するの外なき實情にあり

飜て露國と密接なる通商關係を有する諸外國の狀態を觀るに對露輸出に就ては敦れも皆大同小異の苦き經驗を嘗め其の結果政府に於て信用補償制度信用保險制度或は低利資金の長期貸付等種々なる特別施設を實施し以て當業者の對露輸出を助成しつゝあるは周知の事實に屬す

惟ふに露國は我邦の隣接國として特種の位置に在るのみならず其の極東に於ける產物の多くは我國民日常生活必需品たる水產物、農產物或は工業の原料品にして我邦經濟生活上一日も缺くべからざるものなり如之此等の物質は多くは大量輸送を必要とするものにして露國以外の國に其の供給を求めんとしても地理的關係よりして極めて不利不便たるを免れず一面露國特に極東地方の經濟狀態は國民生活必須品の缺乏甚しく又工業の合理化及

び農業の電氣化等露國々策促進のため各種機械類の必要は焦眉の急にして此等は皆其供給を外國に仰ぐべきものなり而して最近に於ける諸外國の對露通商關係を見るに獨逸は極東に於ける我國の地位と同樣西歐に於て特種の關係を有する結果自國將來の經濟的發展に資するため多大の犧牲を惜まずして對露貿易の進展に努力し又英米二國は一は國交斷絕一は國交未開始の狀態にあるに拘らず其對露貿易關係は前者は第三位後者は獨逸に次で第二位を占め我邦對露貿易額の數倍に上り居る狀態なり如之此等諸國は世界大戰後自國製品の販路擴張に意を用ひ露國に對しても競爭的に貿易關係の進展に努力しつゝあり事情斯の如くなる中に獨り我邦は極東に於ける其地理的關係よりしても將又經濟上より考察しても露國に對し前記諸外國に讓らざる特殊地位に在るに拘らず其の貿易の現狀は縱令露國が其經濟組織に於て特殊の制度を採用するが爲めとは言へ餘りに退嬰的たるの感なきを得ず勿論露國の現制度は相互經濟關係發展を阻碍すべき幾多の缺點ありて圓滑なる進展を期すること殆んど不可能なりと言ふ一部の論旨は一應考へ得らるゝ所なるもさりとて之が爲何等積極的方法を講ぜず拱手して事の成行に任かせ彼よりの狀勢轉換の期至るを待ちて始めて歩を進めんとする如きは策の得たるものにあらず假し時至るも機既に逸して有利なる市場は他國の掌握する所となりて我の入るべき餘地皆無となり獨り空しく落伍者の悔を殘すに至るべし今日一歩を遲るゝは將來百歩を失ふ基なり此際多少の犧牲を拂ひても國家百年の長計よりして將又極東に於ける我邦の立場よりしても露國との經濟的接近彼我貿易の發展は吾國の國策として當然の事に屬し政府は之が助成に一臂を假すことの必要ある今日より急なるはなしと信ずる此の場合更に犧牲的精神を對露實業家に求めんとするもさなきだに前述の如く多年引續きての不況に苦難しつゝある際なれば最早如上の奮鬪を望むことは不可能に屬す只今日に於ては政府が國策樹立の高所よりして我國對露貿易の進展に留意せられ假令之が爲に多少の犧牲を拂ひても即時機宜の所置を講ぜられんことを希望す而も兩國の通商條約締結も早晚成就すべきを以て此際諸國の實例を參酌し又刻下對露輸出業者の嘗めつゝある苦艱を察し我國に於ても對露輸出補償の制定實施を最も時宜に適したる急務なりと思考す聞く所に依れば商工省は曩に商工審議會の議決を經て輸出補償制を立案し今期議會の協贊を求めんとしたるも大藏省の豫算査定に於て其の經費を削除せられたるがため遂に今期議會への提出を見合せられたりと言ふ

按ずるに他國への輸出は暫く已むを得ざるの事情として默し得べきも對露輸出に至りては由來特種の事情の下にあり目下の狀勢に於て一刻を忽にすべからざるものあるを以て政府に於ては一般的の輸出補償と切り離しても特に對露輸出補償制定を緊急已むを得ざる施設として考慮せられんことを切に要望して已まざる次第なり

右の提案に對しては我國朝野に於て多少非難の聲なきにあらざるべきを豫想す例へば露國の經濟組織未だ安定するに至らず財力亦頗る疲弊せるを失ふ甚なり此際多少の犧牲を拂ひても國家百年の長計よりして將又極東に於ける我邦の立場よりしても露國との經濟的接近彼我貿易の發展は吾國の國策として當然の事に屬し政府は之が助成に一臂を假すことの必要ある今日より急なるはなしと信ずる此の場合更に犧牲的精神を對露實業家に求めんとするもさなきだに前述の如く多年引續きての不況に苦難しつゝある際なれば最早如上の奮鬪を望むことは不可能に屬す只今日に於ては政府が國策樹立の高所よりして我國對露貿易の進展に留意せられ假令之が爲に多少の犧牲を拂ひても即時機宜の所置を講ぜられんことを希望す而も兩國の通商條約締結も早晚成就すべきを以て此際諸國の實例を參酌し又刻下對露輸出業者の嘗めつゝある苦艱を察し我國に於ても對露輸出補償の制定實施を最も時宜に適したる急務なりと思考す聞く所に依れば商工省は曩に商工審議會の議決を經て輸出補償制を立案し今期議會の協贊を求めんとしたるも大藏省の豫算査定に於て其の經費を削除せられたるがため遂に今期議會への提出を見合せられたりと言ふ

按ずるに他國への輸出は暫く已むを得ざるの事情として默し得べきも對露輸出に至りては由來特種の事情の下にあり目下の狀勢に於て一刻を忽にすべからざるものあるを以て政府に於ては一般的の輸出補償と切り離しても特に對露輸出補償制定を緊急已むを得ざる施設として考慮せられんことを切に要望して已まざる次第なり

右の提案に對しては我國朝野に於て多少非難の聲なきにあらざるべきを豫想す例へば露國の經濟組織未だ安定するに至らず財力亦頗る疲弊せるを失ふ甚なり此際多少の犧牲を拂ひても國家百年の長計よりして將又極東に於ける我邦の立場よりし

ても露國との經濟的接近彼我貿易の發展は吾國の國策として當然の事に屬し政府は之が助成に一臂を假すことの必要ある今日より急なるはなしと信ずる此の場合更に犧牲的精神を對露實業家に求めんとするもさなきだに前述の如く多年引續きての不況に苦難しつゝある際なれば最早如上の奮鬪を望むことは不可能に屬す只今日に於ては政府が國策樹立の高所よりして我國對露貿易の進展に留意せられ假令之が爲に多少の犧牲を拂ひても即時機宜の所置を講ぜられんことを希望す而も兩國の通商條約締結も早晚成就すべきを以て此際諸國の實例を參酌し又刻下對露輸出業者の嘗めつゝある苦艱を察し我國に於ても對露輸出補償の制定實施を最も時宜に適したる急務なりと思考す聞く所に依れば商工省は曩に商工審議會の議決を經て輸出補償制を立案し今期議會の協贊を求めんとしたるも大藏省の豫算査定に於て其の經費を削除せられたるがため遂に今期議會への提出を見合せられたりと言ふ

按ずるに他國への輸出は暫く已むを得ざるの事情として默し得べきも對露輸出に至りては由來特種の事情の下にあり目下の狀勢に於て一刻を忽にすべからざるものあるを以て政府に於ては一般的の輸出補償と切り離しても特に對露輸出補償制定を緊急已むを得ざる施設として考慮せられんことを切に要望して已まざる次第なり

右の提案に對しては我國朝野に於て多少非難の聲なきにあらざるべきを豫想す例へば露國の經濟組織未だ安定するに至らず財力亦頗る疲弊せるを失ふ甚なり此際多少の犧牲を拂ひても國家百年の長計よりして將又極東に於ける我邦の立場よりし

經濟の立場を以てせざるべからず對露輸出貿易は廣く我が對外貿易の見地より考ふるも將又單に日露貿易の輸出入關係より察するも此際政府に於て大に長養策を講ずべきものにして其の策たるや殆ど危險を伴ふことなし約言すれば最少の助成に依りて最大の效果を齎し得べきものたることは寸疑を容れざる所なり。

即ち吾人は日露貿易の振興は對露輸出の伸展より急務なるはなく對露輸出の伸展は政府に於て對露輸出補償制を設くるより急務なるなきを確信して此に當局に建議し恭て裁鑒を仰がんとす。

昭和四年三月四日

日露協會會頭伯爵　後藤新平

濱口內閣と輸出補償問題

濱口內閣の成立するや極端なる緊縮方針を聲明して着々實行に取懸つたため、叙上懸案中なる輸出補償制度實施計畫は一時その成行を氣遣はれてゐたが、八月に入るや金解禁に對する重要施設の一として、輸出增進策たる該制度の實施は爛額焦眉の急務なりとの意見が經濟界は勿論政府當局間にも俄然有力となり、終に商工省は八月中旬豫算編成に際し必成を期して之が經費約三十萬圓を明年度豫算に計上すると同時に、該制度施行に關する法律案の作成に着手した。

其適用の地域に就て、商工會議所及當業者としては此際、南洋、印度及支那をも包含せしめたき希望であつたが、斯くては新市場開拓の精神を滅却するものとして嘗て商工審議會及經濟調査會に於て決定せるロシヤ、中米、南米、バルカン並に亞弗利加に限定することになつた。

大藏省も四圍の情勢に鑑み、商工省の立案に基き各方面の意見を聽取して考慮を廻してゐるが大勢に於て議會提出の捗となる模様である。一方國際貸借改善審議會にては濱口內閣の重要政策たる國際貸借の改善に對して最も有效且つ適切なりと して審議を重ね、其後各關係方面の之が實現に期待すること益々濃厚となつたため、商工省は愈々決心の臍を固め來議會には是非共通過せしむべく準備を進め、九月下旬以來川久保局長は屢々正金銀行を訪問して實際上の運用に就て交渉を重ねてゐる。

同案實行の曉には我國貿易の新天地たる亞弗利加、中南米、近東及ロシヤへの輸出貿易は非常に增進すべく期待され、殊に露支紛爭の結果最近激增せし日露貿易に就ては一層の躍進を見るものと豫想されてゐる。尙ほ同案の實施さるゝ新市場に對する過去三年間の我輸出貿易の概算數字は、大藏省統計に依れば左の如くである。（單位千圓）

地方別	昭和三年	昭和二年	昭和元年
中米	五、四一〇	五、五四二	四、四六八
南米	二一、一三〇	二〇、八八二	一六、八三一
バルカン	三、八八五	三、四六八	五、〇四二
アフリカ	四三、九二四	五一、二三四	四三、一五四
ロシヤ	一二、三九五	八、六四五	五、三〇四
【合計】	八六、七四五	八九、七九五	七四、八〇一

交通郵電聯絡關係

歐亞運輸聯絡協定

一、國際的運輸聯絡の發端

我國に於ける運輸機關の國際的聯絡の歷史はさして古いことでは無く、未だ纔に廿餘年に過ぎぬ。我國の國際的運輸聯絡と言へば、（第一）北滿、沿海州を經由して歐露又は歐洲諸國と聯絡する日滿西歐聯絡（第二）日支聯絡（第三）太平洋航路を介して北米大陸と聯絡する米亞聯絡—の三つに大別するのであるが、我國は明治四十年六月、日滿聯絡に就いて露國と交涉を開き、四十二年三月日滿旅客聯絡の協定を結んで玆に我が國際聯絡の端を啓いた。爾來我が聯絡運輸機關の手は逐次歐洲各國に延び、大正二年には汎く歐洲諸國の鐵道と完全に握手し得たのであつた。

米亞聯絡に就いては大正七年四月、日支兩國の鐵道と、太平洋の汽船會社の代表者が協議を始めて成らず、次で大正十五年復び該問題の再燃となり、而かも今日尙ほ何等豫斷を許さざる狀勢にあるが、一方支那との聯絡は遲ればせながらも大正二年春、我が鐵道と支那國有鐵道京奉線との間に、先づ旅客聯絡の協定成立して同年十月より實施の捗びとなり、其後幾許ならざるに貨物聯絡の實現に引續いて着々擴張の步武を進めてゐる。

所が三系統中殆んど完璧に達した彼の歐亞聯絡は、世大戰界に伴ふ當然の結果として微塵に打壞され、加之日露兩國の乘離は其復舊をば全く望み無からしめてゐたのである。

二、歐亞聯絡運輸復舊の動機

日露國交の回復は言ふ迄も無く、我が國際聯絡復舊の勳機であつた。即ち大正十四年一月、日露國交の回復すると同時に早くも其機運は醞釀され、之が前提として同年十月、日中露聯絡運輸復舊會議が莫斯科に開かれたのである。

當時の參加者は日本鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、南滿洲鐵道會社、大阪商船會社、ソヴイエト鐵道、東支鐵道及支那國有鐵道の各代表者で、約定、運輸規則に關しては略ぼ協定を見たけれども直通運轉問題に對して日露間の意見一致を得ず、終に十一月廿四日惜しくも會議は決裂して帝國代表者は莫府を引揚げて了つた。斯くて日中露聯絡運輸復舊會議は不成功に終つたが、兎も角も此の開催そのものが、歐亞聯絡運輸第一回會議の導火線となつたのである。

三、歐亞聯絡運輸會議莫府第一回會議

日、中、露聯絡運輸會議の直後に、歐亞聯絡運輸會議を莫斯科に開催することは、各協定參加國間で取極められたプログラムであつた。であるから日、中、露會議の決裂前、「ラトヴイヤ」「エストニヤ」「リトワニヤ」獨逸、佛蘭西及び波蘭の各鐵道代表者は、既に莫斯科に到着して開會の準備を整へてゐた。そして縱し日、中、露會議が不成功に了つても、豫定の會議を開かうといふのが彼等の意嚮であつた。是に於て日本側代表者は、本協定に因く實施は東支鐵道の參加するまで保留することを條件として、愈々此の會議に參加することを決し、玆に歐亞聯絡運輸第一回會議は十二月七日から開催され左の事項を決議した。其出席者は日本「ソヴイエト」、「ラトヴイヤ」、「エストニヤ」、「リトワニヤ」、獨逸、佛蘭西及波蘭等八箇國の關係運輸機關代表者三十餘名であつた。

（1）參加運輸機關—前記八箇國の關係運輸機關とすること。

（2）徑路—「極東」に於ては（1）浦潮「ハバロフスク」經由、（2）浦鹽、哈爾賓經由、（3）哈爾賓釜山經由、（4）哈爾賓、大連經由とし、「莫斯科以西」に於ては總て「リガ」經由とす。

—「ワルソー」經由は「ソヴイエト」波蘭間の國境驛に必要なる技術上の設備なき故當分設け

ぬこと。
(3)聯絡列車—八輛三十二軸の直通國際列車を運轉すること。
(4)諸規則—(1)運輸機關間の關係を定むるために約定を締結すること、(2)運轉機關對旅客の關係を定むるものとしてベルン協約をその儘採用して運送規則とし、その細則として賃率規則を作ること、(3)關係運輸機關間の計算手續を定むるため計算規則を作ること。其他乘車券の樣式、運賃表示及計算に使用すべき貨幣、手荷物運送等の問題を審議して十二月十六日各代表は議事錄に署名したのであつた。乍去此の第一回會議は單に協定を成立せしめたのみで、其實施に就ては第二回會議迄に更に其方法を研究することゝしたのである。

四、歐亞聯絡運輸の復舊＝伯林第二回會議

歐亞聯絡第二回會議は、大正十五年十月を以て伯林に開かれたが、蓋し此會議の目的は前述の如く、莫府第一回會議の協定を補足完成し、其實施方法を研究しやうと云ふのであつて、その重なる協定事項の要領は次の如くであつた。
(1)參加運輸機關の擴張—第一回會議に於ける八箇國の運輸機關以外に、東支鐵道、支那、白耳義、伊太利、墺太利、「チツコスロヴアキヤ」の五箇國の鐵道の加入を承認し、尙ほ「ワルソー」經路を追加す。
(2)運送規則の簡易化—第一回會議に於ける運送及賃率規則が各九十餘箇條にして頗る繁瑣なりしを努めて簡單にし、實用的の條文のみに止めて四十八箇條の一規則に簡約した。
(3)乘車券の有効期間—歐洲側の要求によつて六十日とした。
(4)携帶手荷物の制限—歐洲内多數の鐵道に於ては重量の制限があるのを、本聯絡では其制限を撤廢して座席の上下に收容し得るものは凡て携帶し得ることゝし、一面無賃重量を認めないために旅客の受くる不利益を緩和することゝした。
(5)鐵道の責任—獨立責任に改めた。
(6)大及小荷物—聯絡運輸の取扱をせず。
(7)航路運送—之に關する條文も僅に六箇條に減じ、敦賀、浦鹽は大阪商船會社及「ソヴイエト」國營商船部共に之に當り、門司、大連間は大阪商船のみ之に當る。
(8)貨物聯絡運送—暫く之を行はず、郵便物は西伯利急行列車に特に郵便車を準備する。
(9)運賃料金—公平を期するため第三國貨幣たる米弗を以て表示する。
(10)聯絡事務—莫斯科の交通人民委員會内に聯絡運輸事務管理局を設けて之を取扱はしむること。
(11)開始の期日—昭和二年五月十五日。
十一月十八日議事錄に署名した各關係運輸機關は、爾來極力その準備を急いだが、範圍の廣汎と運賃や乘車券が複雑なために進捗遲々たりしのみならず、其間種々な事情もあつて段々と延期されて何時實施さるゝが豫測かつかぬと云ふ有樣であつた。そこで我國では頻りに事務管理者たる「ソヴイエト」鐵道に督促した結果、兎も角も「ソヴイエト」鐵道から申來れる所の、「ソヴイエト」「エストニヤ」及「ラトヴイヤ」鐵道の聯絡取扱驛たる左記十一箇所の驛着に限りて、先づ乘車券の發賣を始むることゝした。豫定より遲るゝこと正に二箇月半昭和二年八月一日であつた。

◇聯絡取扱

(1)ハバロフスク
(2)ブラゴエシチエンスク
(3)チタ
(4)イルクーツク
(5)オムスク
(6)スウエルドロフスク
(7)莫斯科
(8)レニングラード
(9)ハリコフ
(10)ターリン
(11)リガ

其遲延せる理由に就て「ソヴイエト」側の報ずる所によると「ソヴイエト」鐵道「エストニヤ」鐵道及「チエツコスロヴアキヤ」鐵道は何時にても實施に應ずるが、波蘭鐵道は準備未だ成らず、獨逸及伊太利の鐵道は最近運賃を改正したので、此の改正運賃を聯絡運賃に換算適用した上で實施したき希望を有し、白耳義の鐵道は各關係鐵道が聯絡に加入するまで一時參加を保留すると云ひ、佛蘭西鐵道は萬國寢臺會社の車輛を編成した西伯利特別急行列車の運轉を「ソヴイエト」鐵道で承認するまで一時參加を見合せると稱し、「リストニヤ」及墺地太利鐵道よりは何等回答がなかつたと云ふことであつた。

五、第三回會議リガ會議

斯く昭和二年八月一日から、不充分ながらも開始された歐亞運輸の聯絡は、我が當局の豫想の如く各參加機關を刺戟せずには置かなかつた。果然同年十月から十一月にかけて、第三回歐亞聯絡運輸會議はリガで開催され、第二回會議事項を更に改訂補足して之が完璧を期し、愈々昭和三年五月十五日を以て實施することになつた。即ち歐洲及亞細亞の運輸機關間に於ける旅客及手荷物の運送を增進する目的を以て、「西伯利亞經由歐亞旅客及手荷物聯絡運輸」なる名稱の下に、聯絡運輸は玆に再び設定せられたのであつて、參加した運輸機關は左の十九箇であつた。
(1)日本鐵道省(在東京)
(2)朝鮮總督府鐵道局(京城)
(3)南滿洲鐵道株式會社(大連)
(4)大阪商船株式會社(大阪)
(5)中華民國交通部(北京)
(6)東支鐵道理事會(哈爾賓)
(7)ソヴイエト社會主義共和國聯邦交通人民委員會(莫斯科)
(8)ソヴイエト國營商船部(莫斯科)
(9)エストニヤ國有鐵道局(ターリン)
(10)ラトヴイヤ國有鐵道局(リガ)
(11)リトワニヤ國有鐵道局(カウナス)
(12)波蘭交通省(ワルソー)
(13)獨逸國有鐵道會社(フランクフルト・オーデル)
(14)チエツコ・スロヴアキヤ鐵道省(プラーグ)
(15)墺國聯邦國有鐵道總局(維納)
(16)伊太利國有鐵道總局(羅馬)
(17)白耳義北鐵道會社(リエーヂユ)
(18)白耳義國有鐵道會社(ブルツセル)
(19)佛蘭西北鐵道會社(巴里)

尙ほ同聯絡運輸の取扱驛は
「日本側」—東京、横濱、名古屋、京都、大阪、三ノ宮、神戸、下ノ關、門司、長崎。
「ソヴイエト側」—ハバロフスク、ブラゴエシチエンスク、チタ、イルクーツク、オムスク、スウエルドロフスク、莫斯科、レニングラード、ハリコフ。
「リトワニヤ側」—カウナス。
「波蘭側」—ワルソー、ロツツ、ストルプツエ、ホイニツエ、チエフ、ダンチツヒ。
「獨逸側」—伯林、漢堡、アルトナ、ケルン。
「白耳義側」—ブルツセル、リエーヂユ、オスタンド。
「佛蘭西側」—巴里、カレー。
「チエツコ側」—プラーグ、カルルスバード、マリエンバード。
「墺地太利側」—維納。
「伊太利側」—羅馬、ゼノア、ミラノ、ヴエニス。
等であるが、其聯絡經路は、「極東方面」では、
大連—哈爾賓—滿州里
敦賀—浦鹽—哈爾賓—滿州里
敦賀—浦鹽—ハバロフスク—チタ
であつて又た歐洲に於ける經路は、
「モスクワ」—「ワルソー」
「モスクワ」—「リガ」
である。

乘車券は一、二、三等の片道券に限り發賣し、ソヴイエト鐵道に於ては一等は優良軟床車、二等は通常軟床車、三等は硬床車と稱する板張りになつてゐる。乘車券は冊子形として發賣運輸機關の檢印が押してある。乘車券の通用期間は六十日、途中下車回數は各國それ〴〵異にするも、日本側とソヴイエト側には其制限が無い。又た大連、哈爾賓の乘車券を以て旅行する者が、三ノ宮、神戸と下關、又は門司との間を經由する場合に於て日本國有鐵道又は大阪商船會社の何れに由るも差支ないことになつてゐる。

手荷物の携帶に便なるものは無賃で車内に持込むことが出來るが、稅關、入市稅廳、收稅廳、警察署其他の行政官廳の規定に牴觸することなく、又車内を毀損する憂なきものでなければならぬ。そして旅客は其占有する座席の上下の外其の携帶手荷物を置くことを許されぬ、其保管は勿論旅客の責任である。

尙ほ旅客の自用に供する物品にして、旅行鞄、トランク、手提籠、手鞄帽子函其他之に類似の荷造を爲せるものは手荷物を看做し、更に左の物品は伊太利發着の場合を除き、旅客の必需品にして迅速且容易に手荷物車に積込み得るものに限り、

手荷物として之が運送を受託さるゝ規定である。
(イ)病人用移動椅子及小車。
(ロ)小兒車。
(ハ)商品見本。
(ニ)箱、匣又は其他の容器に收納した携帯樂器類及樂譜臺。
(ホ)芝居道具にして其内容、容積及重量上之を容易に手荷物車内に積込むことを得るもの。
(ヘ)長さ四米突以下の測量機械及手工用具。
(ト)自轉車、一人乘自動自轉車にして附屬品を全部取外し且つ排出栓附揮發油タンクを完全に空となしたるもの、一人又は二人乘橇、スキー、スケート用帆。
所で第三回會議でも、犬及小荷物の聯絡運送は第二回會議同樣否決されて了つたのであつた。

第四回歐亞聯絡會議

第四回歐亞聯絡會議は昭和三年十一月十三日からチエツコスロヴァキアの首府プラーグに於て開催され、同月廿九日を以て終了した。出席運輸機關は左記廿七個、但し英國鐵道以下は新參加機關である、重要決議事項は十五項であるが、その内重もなるものは英國、和蘭、瑞典、芬蘭の運輸機關の加入と小荷物聯絡運輸の設定であつた。即ち和蘭鐵道の加入によりて獨逸より白耳義又は佛蘭西を經由せずして英國迄の直通聯絡が可能となり瑞典及芬蘭の鐵道及汽船會社の加入によりてスカンヂナヴヰヤ經路による聯絡運輸が出來るやうになつた。

唯だ玆に留意すべき數年來の懸案たる、萬國寢臺車會社の車輛を以て編成せるシベリヤ特急運轉の件が解決されぬことであつて、今次小荷物聯絡運輸の提案に對して、調査期日なしとの口實の下に歐洲諸國が回避した理由も左こそと首肯かるゝ。即ち萬國寢臺車會社の列車を浦潮まで直行せしめやうといふのが獨、佛其他の底意らしいが、露國としては萬國寢臺車會社に對する從來の行懸りもあり而已たらず國策上近き將來に於て能く之を受容れ得るや否やは頗る疑問である。而かも此妥協點が見出されぬ限り、折角今次設定された小荷物聯絡運輸の便法も、畫龍點晴を缺くの憾たきを得ないのである。

一、出席運輸機關

日本鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、南滿州鐵道會社、大阪商船會社、支那國有鐵道、東支鐵道、ソヴエート國有鐵道、ソヴエート國營商船部、エストニヤ國有鐵道、ラトヴイヤ國有鐵道、リトワニヤ國有鐵道、波蘭國有鐵道、獨逸國有鐵道、白耳義國有鐵道會社、佛蘭西北鐵道、チエツコスロヴアキヤ國有鐵道會社、オーストリヤ聯邦鐵道、萬國寢臺車會社、英國ロンドン・エンド・ノース・イースタン鐵道、同サザン鐵道、ジーランド汽船會社、和蘭鐵道、芬蘭國有鐵道、瑞典國有鐵道及同汽船會社。

二、主要決議事項

一、英國ロンドン・エンド・ノース・イースタン鐵道、サザン鐵道及ジーランド汽船會社加入の件（可決）
二、オランダ鐵道加入の件（可決—第三回會議鐵道省提案）
三、瑞典及芬蘭國有鐵道並汽船會社加入の件（可決—第三回會議鐵道省提案）
四、獨逸鐵道ミユンヘン、ライプチツヒ及エーラ、シヤベル驛を聯絡驛に追加の件（可決）
五、ソヴエート鐵道ウエルフネウジンスク及ノウオシビリスク驛を聯絡運輸驛に追加の件（可決）
六、小荷物の聯絡運輸設定の件（鐵道省提案）
差當り日本側運輸機關、東支鐵道、ソヴエートエストニヤ、ラトヴイヤ及リトワニヤ鐵道間に於てのみ設定することに設定（別項參照）
七、他線の急行券、寢臺券發賣手續設定の件（鐵道省提案）
次回會議迄保留することに決定。
八、手荷物の保稅運送に關する件（鐵道省提案）
通過國に於ては手荷物の稅關檢査を爲さゞることに決定。
九、團體旅客輸送手續設定の件（鮮鐵及滿鐵提案）
將來の會議に留保。
一〇、往復乘車券設定の件（否決—滿鐵提案）
一一、乘車券の樣式簡易化の件。
次回會議迄留保、但し波蘭及東プロシヤ以東の運輸機關は綴込式乘車券を採用し得ることに決定。
一二、運賃拂戻規則制定の件（第三回會議滿鐵提案）
歐洲諸國鐵道間聯絡運輸規則に倣ひて新規則を制定した。現在の運賃拂戻に就ては「乘車券の通用期間經過六箇月以內」の期間の制限があるが本會議に於ては拂戻以外の請求は「乘車券の通用期間經過後一箇年以內に之を爲すことを要す」と決定し、尙ほ現行規則によれば諸稅金即ちソヴエート鐵道の運輸敎育稅及赤十字稅並に佛蘭西の印紙稅等は旅客が前記鐵道の區間を全く乘車せざりし場合（手荷物に就ては前記區間に於て全く運送せざりし場合）に於ても運賃拂戻の際は之を拂戻さざることになり居れるが、右は不合理なるを以て之が修正を爲すべく滿鐵より第三回會議に提案し今回の會議迄保留されて居たものである。本會議では規則修正を右の範圍に止めず現に歐洲諸國鐵道間聯絡運輸に適用されつゝある新拂込規則に準據して左の要領に制定した。

(1)拂戻處理道輸機關—(イ)原則として乘車券の發賣又は手荷物の發送を爲したる機關(ロ)拂戻が一運輸機關にのみ關係ある場合は當該運輸機關(ハ)旅行中止又は運送中止の場合は當該中止區間の屬する運輸機關に於ても拂戻を處理することを得。
(2)拂戻額—(旅客運賃)—既收運賃より既乘運賃に對する普通運賃を差引きたる殘額—(手荷物運賃)—既收運賃より既運送區間に對する運賃を差引きたる殘額。
(3)拂戻手數料—乘車券印刷費、乘車券發賣手數料（拂戻額の一〇パーセント、但し最高二弗、最低〇、五〇弗）を控除す、即ち諸稅金、旅客運賃〇、一〇弗迄、手荷物運賃十キログラムに付〇、〇三弗迄の改正は賃率規則の改版迄實施せざることに決定。
一四、極東側時刻表制定の件（可決）
一五、次回の會議の時日場所
千九百廿九年十一月十二日よりレニングラードに於て開催することに決定。

三、本聯絡運輸の成績

千九百廿七年八月一日より千九百廿八年六月卅日に至る十一ケ月間の營業成績は左の如くであつた。

運輸 旅客

機關	乘車券發賣數	收入（金弗）	手荷物 發送重量	收入（金弗）	收入計（金弗）
	大人	小兒			
鐵道省	一四八	八	一八、〇一〇・六〇	一	一八、〇一〇・六〇
鮮鐵	五	—	五三三・八七	—	五三三・八七
滿鐵	一	—	八七・一五	—	八七・一五
大阪商船	三	—	三〇〇・五一	—	三〇〇・五一
東支鐵道	一、七六八	九二	一三五、四七一・九五	一	一三五、四七一・九五
ソヴエート鐵道	二六	一	二、一〇五・〇四	一	二、一〇五・〇四
計	一、九五一	一〇一	一五六、四五二・七六	一〇六	一五六、四五八・八八

各運輸機關の分配收得額及事務管理費分擔額（單位金弗）

	分配取得額	事務管理費分擔額
日本側運輸機關	六、三六五・八二	二〇二・六二
東支鐵道	四、四九七・一八	一、四一六・三五
ソヴエート鐵道	一〇九、一八七・九九	三、四七五・一九
波蘭鐵道	八五四・二五	二七・二一
ライヴイヤ鐵道	二七二・一九	八・六六
エストニヤ鐵道	二〇・〇五	〇・六四
リトワニヤ鐵道	八二・五〇	二・六三
ドイツ鐵道	二一〇・四八	六・七〇
計	一六一、四九〇・四六	五、一四〇・〇〇

四、小荷物聯絡運輸規則要領

一、取扱驛港＝鐵道省、鮮鐵、滿鐵、大阪商船、東支鐵道、ソヴエート國有鐵道、エストニヤ國有鐵道、ラトヴイヤ國有鐵道及リトワニヤ國有鐵道の驛港に限る。

二、運送經路＝手荷物に準ず。

三、小荷物として取扱ふ物品＝(一)通常小荷物―商品及手荷物として受託し得る物品（生絲、絹糸、絹製品を含む）但し次の物品は之が取扱をなさず。

イ、爆發物、危險品、生動物、腐敗し易きもの他の荷物を損傷する虞あるもの、旅客列車を以て運送せざる物品、輸出入禁制品。

ロ、重量五十キログラム、長さ三米突、容積一立方米突を超ゆるもの。

ハ、特殊小荷物―高價なる皮革及同製品竝活動寫眞フヰルム

四、荷造＝聯絡手荷物の荷造に關する規定の外各國の稅關規則及運送規則に依ること尙「小荷物」と記載したる赤色符票を帖布すること、特殊小荷物に就ては特に嚴重なる荷造及封印を爲すことを附することを要求し得ること。

五、運送＝小荷物は旅客列車又は旅客船を以て運送すること、小荷物は檢査後一ケ年を經過せざる荷物車に積載すること。

六、運賃＝金弗貨を以て表示したる地方物運賃又は特に定めたる運賃の合併額とす。

日本側運輸機關は普通運賃の五割減、東支鐵道は東支、中國國有鐵道聯絡運賃（約五割減）ソヴエート國有鐵道は急行列車便、准急列車便及普通旅客列車便運賃中最低のもの即ち普通旅客

八、引渡利益の表示及損害賠償は地方的規則に依ること。

九、稅關檢査＝通過國に於ては禁制品在中の款なき限り稅關檢査を行はず。

一〇、經路變更と荷受人變更は之を認めず。

一一、運送支障及引渡支障＝(イ)國境驛以遠の運送を爲し得ざること判明したる時は發驛港を通じ荷送人に通知し其指圖を仰ぐこと(ロ)引渡不能の場合亦同じ(ハ)通知後三ケ月以內に荷造人の指圖なきときは地方的規則に依り之を競賣に附し得ること。

一二、小荷物證書＝記名式五片より成る、一定の事項は荷造人に於て記入すること。

一三、運輸機關間の計算＝歐亞旅客及手荷物聯絡運輸に準じて行ふこと。

一四、特に定なき事項は各運輸機關の地方的規則に依ること。

所要時間と運賃

此の聯絡によつて所要時間が短縮されたのは今更云ふ迄もない。今一例として釜山、哈爾賓、「ワルソー」經由の時間を計算して見ると大約左の通りである。

東京―莫府間―十一日十八時五十五分。

東京―伯林間―十三日二十時五分。

東京―巴里間―十四日十八時卅一分。

東京―倫敦間―十五日四時十五分。

東京―維納間―十三日十七時四十分。

東京―羅馬間―十五日十八時〇分。

即ち東京を每週水曜、土曜日の午後九時十五分發直通列車に乘り、釜山經由をとれば十三日目の午前九時十分には莫斯科に到着し、若し浦鹽（黑龍線廻）大連經由をとれば孰れも一日遲れで莫斯科に着くことになる。

本協定の運賃は金弗を以て決濟することを原則とし、各國ともに對米爲替相場に依りて歐亞聯絡運賃をば、自國の貨幣に換算して乘車券を發賣するのである。

であるから爲替の變動によつて賃銀も從つて變動せざるを得まい、依つて玆には小兒に對する割引規定の原則と、運賃計算の一例を擧げて稿を結ぶことゝする。

四歲以下の小兒は別に座席を使用せざる場合に限り乘車券を要せず即ち無賃である。

五歲以上十歲迄の小兒と、叙上四歲以下の小兒にして座席を使用するものは、「ソヴエート」鐵道では大人運賃の四分の一其他の鐵道では二分の一に割引されることになつてゐる。

運賃表には金弗貨を以て示せる全區間に對する旅客運賃及手荷物運賃が各別に揭げられてあるが、佛蘭西鐵道の區間に對する運賃は、佛蘭西の場合に限りて法貨で表示されてゐる。

旅客運賃は總ての列車に依る旅客に運用せらるゝ片道運賃を示してゐる。旅客が特別急行列車、普通急行列車遠距離直行列車及び番號附座席又は寢臺を有する列車に乘車する場合は、各鐵道の地方的規定に依りて特別追加料金を納めねばならぬ更に旅客運賃及手荷物運賃の總額は、發驛哈爾賓又は浦鹽斯德及び哈爾賓又は浦鹽斯德著驛間の運賃の合算額である。

區間		旅客運賃（金弗）			手荷物運賃（金弗）每十キログラム	
		一等	二等	三等	リガ經由	ワルソー經由
伯林―東京						
【イ】リガ―ワルソー	九八・一四	九〇・六〇		六〇・三九	六・三六	五・八〇
【ロ】リガ―ワルソー	三三・〇八	二一・三九		九・二〇	〇・三七	〇・三七
▲合計	一三一・二二	一一一・九九		六九・五九	六・七三	六・一七
【イ】リガ―ワルソー	一〇五・九二	八七・九八		五七・四四	五・六一	五・六一
【ロ】リガ―ワルソー	五三・八五	三六・一一		一八・三〇	一・一五	一・一五
▲合計	一五九・七七	一二四・〇九		七五・七四	七・三一	六・七六
【イ】リガ―ワルソー	一〇五・九二	八七・九八		五七・四四	六・一六	五・六一
【ロ】リガ―ワルソー	六〇・八二	三八・九四		二一・〇八	〇・八六	〇・八六

伯林―東京

【イ】リガ―ワルソー　ハバロフスク、浦鹽港經由。
伯林、浦港間
浦港、東京間

【ロ】リガ―ワルソー　哈爾賓、浦鹽港經由。
伯林、哈爾賓間
哈爾賓、東京間

【ハ】リガ―ワルソー　釜山經由。
伯林、哈爾賓間
哈爾賓、東京間

▲合　計		一六六・七四
【ニ】リガ【ワルソー】	大連經由。	
	伯林、哈爾賓間	一〇五・九二
	哈爾賓、東京間	六四・一五
▲合　計		一〇七・〇七
◎北京——ハバロフスク		
	北京、哈爾賓間	三二・九〇
	哈爾賓、ハバロフスク間	二六・七九
▲合　計		五九・六九
		一二六・九二
		八七・九八
		四二・二四
		一三〇・二二
		二一・四五
		二〇・七四
		四二・一九
		七八・五二
		五七・四四
		二一・三六
		七八・八〇
		一一・四五
		一三・二七
		二四・七二
		七〇二
		六・一六
		〇・七五
		六・九一
		—
		—
		—
		六・四七
		五・六一
		〇・七五
		六・三六
		(〇・八四)
		(一・二九)
		(二・一三)

露國入國案内

一、旅券と査證

海外へ旅行するに第一必要なのは旅券であるが、旅券を得たならば先づ本邦駐在ソヴィエト聯邦領事の査證を得なければならぬ。査證は現在に於ては通過は容易であるが入國には可なり嚴重な制限がある。手續としては旅券に調書(三通)並脫帽半身の手札形寫眞(三枚)を添へて提出するのである。査證料の外に手數料約五圓若し入國とすれば更に莫斯科への照會電報料十五圓を要する査證の有效期間は入國一ケ月通過は十四日で一ケ所一晝夜以上滯在の場合は屆出を要する。而して入國の場合は入國後直ちに滯在地に於ける執行委員會外國旅券課より居住券を貰受けねばならぬ。一般に各種屆出手續の際は寫眞の添付を要することが多いから寫眞は十數枚携帯するが便利である。

二、手荷物

携帶手荷物は座席の上下のみを使用し得る程度のものは其重量に制限なく持込むことが出來る。從つて大型鞄の携帶は成可く避け服入鞄(曲尺二尺四五寸)卷鞄其他小型の手鞄等を携帶する方が便利である。

託送手荷物は發驛から目的の驛迄直通の取扱をすることゝなつてゐるが當分の間は國境驛で稅關檢査を受けねばならぬ。またこれ等の荷物に對しては滿洲里驛でトランジットの扱を稅關吏に申出れば容易にソヴイエト内ボンドの手續をしてくれる。たゞ現在ソヴイエトでは二〇瓩を單位としてボンド料を定めて居るので小さな荷物に對してはボンド料は割高となることがある。又ソヴイエトと波蘭の國境驛(ストルブツエ)から伯林へもボンド扱をして貰へるが波蘭の國境でボンドの調をする爲め取卸さるゝことがあるから注意を要する。

三、稅關檢査

手荷物の稅關檢査は

安東、大連、浦鹽斯德、ポグラニーチナヤ、滿洲里

リガ經由—ビゴソーオ、インドラ、メイテーネヨニシキス、ウイルバリス、アイドクーネン、マリエンブルグ、フイルヒヤウ、アーヘン、エルグンラード、ジユーモン、エルクリーンス

ワルソー經由—ネゴレロエ、ストルブツエ、ズバシユイン、シユテンチ、ベトロウイツエ、ブレクラヴア、ベルンハルツタール、アーノルドシユタイン、シユタイナハ、クーフシユタイン、タルヴイシオ、ブレンネロ

瑞典經由—ベロオストロフ、ラジヤジョキー、ヘルシングフオルス、ストツクホルム、トレルブルグ、ザスニツツ等

の各國境驛に於て行はれる。

急行列車の場合は携帶手荷物は客車内に於て、託送手荷物は驛内檢査場に於て檢査される。

檢査は場所に依り多少寬嚴の差あるも箱物、鏽入類は一應開かるゝこと多く、又豫め英露文等にて携帶品目錄を作製携行すれば檢査は比較的簡單に濟む。

ソヴイエト入國の場合には無關稅にて携帶し得る物件數量にいろ〳〵制限があるが通過の場合はあまり制限されて居らぬ。即ち左記は入國に際し旅客が無關稅にて携行し得る主なる物件數量であるが通過の場合は無論次表より幾分超過しても差支ない。寫眞機ラヂオ機等も一箇だけなら差支ないが撮影にはソヴイエト内に於ては官憲の許可を要する。また書籍文書印刷物等に就ては出露の場合一九一七年以降ソヴイエトに於て出版せられたるものに對し檢閲せられることがある。

一、オーバコートの類一著(此外毛皮厚外套一著を許す)

一、帽子　一箇(此外冬毛帽子一箇を許す)

一、靴　一足　衣服　二著　(男女共一人に付)

一、下衣類　六枚　(男女共一人に付)　一、卷煙草　二五〇本

一、刻煙草　一瓩　一、葉卷煙草五〇本

一、旅行者の需要量を超過せざる被服類、頭飾手拭、毛布、枕、化粧品

交通郵電聯絡關係

一、旅行に必要なる限度の食料品

一、成年者一人に付一フントを超えざる金製、白金製並三フント以下の銀製品專門家(醫師美術家等)の職業用の手用器具及用品

猶旅行者の携行する書籍、其他の印刷物並原稿は國家保安部代表立會の上檢査を受くることがある。

滿洲里驛にはジヤパン・ツーリスト・ビューローの出張員の日本人で荷物の世話をする人も居つて相協力して通關代辨其他の世話をして居る。

四、貨　幣

東支鐵道線内では大洋、ソヴイエト本位チエルウオーネツ紙幣並補助貨額紙幣が使用されてゐる。

チエルウオーネツには一、二、五、チエルウオーネツは邦貨約十圓に相當するチエルウオーネツの十分の一單位の留紙幣があり、其他一、二、五哥等の銅貨一〇、一五、五〇哥等の銀貨も行はれてゐる。

旅行中現金を携帶するは種々不便なるを以て必要なる旅費以外は信用狀或はトラベラースチエックにて携帶するが便利である。

殊にソヴイエトに於てはソ貨の携入、携出を許されざるに付ソ國入國又は通過の旅行者は入國後又は國境に於て國立銀行の公定相場に依りソ貨を買入れなければならぬ。從てソ貨はソ國内の旅行に必要なる程度(シベリヤ經由ソ國通過の費用はモスコー見物費を含め七、八〇留)を買入れて置くのか便利である。若し出國に際してソ貨に殘額ある場合は國境の官憲に於て受領證を交付して之を沒收する。此の受領書は六ケ月間有效であつて再入國の際之と引換に沒收せられたソ貨の交付を受けるか又は在モスコー日本大使館を介し該受領書を提出して返還の請求をせねばならぬ。

外國貨幣は金額に制限なく携入を許してゐるが携出は國外より携入したることの證明あるものに限られてゐるから國境通過の際稅關に之を提出して自己の旅券に登錄證明を求めて置く必要がある。トラベラースチエックは圓貨、磅貨、弗貨共ジヤパン、ツーリスト、ビューローで發行してゐる。又小額の兩替には國境驛に兩替店あり容易に其の國の貨幣に兩替することが出來る。尤も信用狀、小切手等だと之を現金にするのに餘裕のない場合があるから、英磅貨又は米弗貨を少額準備して行けばホテル、食堂車内等どこでも適當な率で地方貨に換算して取つて呉れる。

五、ホ　テ　ル

莫斯科、レニングラードに於ては室代は一人室七留(約八圓)以上、ワルソーにて十八ゾロチー(約五圓)以上、巴里にて二十五法(約四圓)以上、伯林にて十馬克(約五圓)以上、倫敦にて十志(五圓)以上である。

浦鹽斯德　旭館、扶桑舍、ウエリサーリ、ゾロトイローグ

ハバロフスク　第一—第五公立旅館、ウオグザールヌイエ、ノーメラ

哈爾賓　北滿ホテル、名古屋館、モデルン、グランド

滿洲里　ニキーチン、日本ホテル、大正旅館

チ　タ　チタ
イルクーツク　グランドホテル
ノーウオシビルスク　コムナリヌイエノーメラ
オムスク　ヨーロツパ
莫斯科　サボイ、ボリシヤヤモスコフスカヤユーロープ
レニングラード　ユーロープ

日滿直通輸送協定

一、日滿直通運輸の沿革

日滿直通輸送は一九〇九年に締結された旅客及び手荷物輸送協定を以て最初のものとし、一九一六年以來今日まで此の直進輸送協定には各種の追加改訂が加へられた。

北滿洲より日本に至るに三交通路の存在する事は何人も知るところで、それは浦鹽を經由して敦賀に至るもの、奉天を經由して釜山に至るもの、及び大連を經由するものの三交通路である。

戰後東方行交通路は停止し、朝鮮及び大連經由は繼續したが、旅客及び手荷物の運賃及び輸送規程は著しく現今の生活狀態に適せず、新規改正の必要を促した。此の結果東支鐵道は歐亞聯絡に加入することとなつたため西部歐洲から極東諸國への通路開かれ、玆に東方交通路復活の機運が起つた。

二、昭和二年東京會議

昭和二年東京に於て十一年振りにて第六回日滿聯絡會議が開かれ、參加機關たる

日本鐵道省　在東京
朝鮮總督府鐵道局　在京城
南滿洲鐵道株式會社　在大連
大阪商船株式會社　在大阪
東支鐵道　在哈爾賓
烏蘇里鐵道　在ハバロフスク
ソヴイエト國營商船部　在莫斯科

の七機關の間に日滿旅客及手荷物聯絡運輸に關する約定を締結するに至つた。

三、昭和三年哈爾賓會議

昭和三年四月二十六日には哈爾賓に於て前揭關係機關の間に日滿輸送聯絡第七回會議が開かれ、日滿聯絡の改善法に就て協議した。是と同時に歐亞聯絡に關係ある極東諸國の發着時間に關する會議を開き前記關係諸國團體の代表者の外、支那政府の鐵道代表者も參加した。代表者は二十六名であつた。會議及び發着時間割會議は四月二十六日に初まり、五月四日に終つた。

此の期間に行はれた會議數は總協議會二回、運賃協定委員會議三回で計算委員會一回、發着時間評議會五回、是等の會議に於て決定せるもの十四件、此の中第一回委員會に於て四件、總協議會一回であつた。而して是等の諸問題は旅客に對する便宜方法に關するもので、例へば本線以外の廻遊切符の發行、輸送規則一部分の改訂、切符販賣計算法、直通切符所持旅客との精算、旅客中止の場合の精算法等の簡易化、旅客吸收を目的とする直通賃率の低下、北滿洲團體旅行發展策に關するものであつた。

四、旅客關係規約要項

直接旅客に關係ある第七回會議の規約中特筆すべきは左の諸項である。

一、米原より名古屋、横濱、東京又は門司より長崎行往復補助切符の出發驛發賣を決定したこと、是によつて日本漫遊客は後に途中下車下船の切符を別に買ふ必要なく、且つ本切符同樣の割引を以て日本各主要地を觀光することが出來ることとなつた。

二、本線以外の方面に立寄る團體割引補助切符の發行。

三、ウスリイ鐵道全線には從來手荷物の價額を通告することを必要としたが、其れを廢止したること。

四、歐亞及び日滿聯絡賃銀の均等化。

五、輸送規則の必要なる部分を記載したる賃銀表の發行。

右諸事項の一部は實施の發表を見合せ、一九二九年五月京城に開催せらるべき第八回會議に於て再審議することとなつた。

第七回會議は日本諸輸送會社代表者等と「プラツカルト」の相互發賣及び豫備船室の設備等に關する問題を審議した。

以上の協定成立によつて、日本からの乘客は豫め直通切符、此の中には「プラツカルト」、東支鐵道及びソヴイエト聯邦鐵道による直通切符を包含するものであるが、購入することが出來るやうになつた。

他方東支鐵道の商業部及び其の各驛に於て南滿鐵道、朝鮮鐵道、日本鐵道省の鐵道による急行

券、「プラツカルト」、本切符をも購入し、浦鹽、釜山、大連より出帆する總ての日本汽船に部屋を豫め注文することが出來るやうになつた。

斯して北滿より日本及び日本から東支鐵道各線に行く旅客及び西行する者にとつて必要なる書類は各鐵道線共前以て入手する便宜を得られたわけである。

五、昭和四年京城會議

第八回日滿聯絡運輸會議は日本鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、滿鐵、大阪商船、北日本汽船、東支鐵道、ウスリー鐵道、ソウエート國營商船隊關係運輸機關各代表列席の下に豫定の如く一九二九年五月十五日午前九時京城の總督府鐵道局に於て開催され、同月廿四日を以つて終了を見たが、該會議にて可決せる諸事項左の如し。

一、片道、往復、及廻遊券に異級聯絡乘車券設定の件（前回會議未決定問題）

二、旅客手荷物運賃の改正は最短二ケ月の豫告を以つて毎年四月一日、十月一日より實施する件（日本鐵道省新提出）

三、報告書類の大きさを一定する件（前回）

四、運輸機關の責に依り旅客が旅行を中止の場合拂戻を爲すべき運賃料金の送付に要する費用は當該運輸機關に於て負擔するの件（滿鐵新提出）

五、團體乘車船券に對する日本鐵道省線内の徑路追加の件（前回）

六、團體乘車船券のサイドトリップ乘車券を其サイドリップ區間の往復に限らず環狀區間ある場合は之が區間に對しても發賣の件（前回）

七、事故の爲め旅行を中止したる場合前途の驛より旅行を繼續する事に關する件（東支鐵道新提出、多少修正の上可決）

八、拂戻請求の提出期間を六ケ月とする件（前回）

九、途中驛に於て手荷物の取卸を爲す場合乘車券を提出せしむる件（前回）

以上の外了解濟みの件二、審議濟の件三、次回迄延期の件三、撤回三件であつた。

東支鐵道と露支關係

一、敷設以來の經過概要

歐亞聯絡の幹線として東支鐵道敷設利權案。

斯くて翌年九月、露國は東支鐵道敷設利權を取得したが、ウイッテ伯は國際紛議を避けんがため諸外國が支那に鐵道を敷設する際の常套手段に倣ひて露國の資本を以て北滿に私設鐵道を敷設せんとし、一切の交涉は單に經濟上露國人の利益を保護するの形式に據つた。之より先き露國は千八百九十五年十二月の締結による露清銀行條約に基き、資本金六百萬金貨留を以て露清銀行本店を聖彼得堡に設立したが、之れ實に同行をして其業務中に規定せられたる＝清國内に鐵道及電線の敷設に關する權利の讓與を得ること＝の課目を實行せしむるためであつた。其出資者は露國政府、佛國大銀行及支那政府にして支那政府の拂込額は僅に五百萬兩（一兩は一留廿哥＝一留五十哥）であつた。而して千八百九十六年九月八日、支那側代表許景澄氏と露清銀行重役會とは北滿洲に鐵道を敷設して之が經營を同銀行に委任するの協約に調印したが、其協約の主要點は左の如きものであつた。

（一）露國大藏省にて設計したる東支鐵道敷設利權案。

（二）露國は東支鐵道敷設利權を取得して更に又た北滿經濟の大動脈として重要なる役割を演じつゝある東支鐵道は、帝政露國が支那領土内に殘せる唯一の大事業である。千九百三年七月一日開業以來三十年に垂んとする間の歷史は波瀾重疊を極めてゐるけれども、國際的交通路として貢獻しつゝある功績は、今次の露支斷交によつて吾人に一層深い印象を與へてゐる。若し夫れ東支鐵道を繞れる關係諸國勢力の分野消長を論へば眞に興味津々たるものがあるが、玆には只過去に於ける要領を略記するに止めよう。千八百九十五年の事である。北京駐在露國公使カシニ伯は支那政府に對して左の二公文書を交附した。

（一）下の關に於ける日清講和條約に露國が干涉した爲め支那は容易に日本人から手を切り得た事實及北滿を縱斷する鐵道を敷設するは總ての關係上支那に有利なる事を記載したる露國外務省の覺書。

更に尚ほ、會社は八十年間同鐵道を經營することゝし、期限滿了と共に無償にて支那政府に移讓せらるべく、鐵道の運輸開始後卅六年（千九百四十年）を經る時は、支那政府は同鐵道を買收する權利を有す、但し此場合に支那政府は本事業に授ぜられたる總ての資金、鐵道用として會社が起したる社債、借入金、並に之に付せられたる利子を會社に支拂ふを要す、支那政府は五百萬兩を露淸銀行に拂込み同時に銀行の損益に比例參加をなす＝と制定した。此東支鐵道の定款は千八百九十六年十二月十七日を以て認可され、玆に東支鐵道株式會社は資本金五百萬留を以て創立さるゝと同時に、同鐵道の根本的、組織的及財政上の重要問題の審議解決は西伯利鐵道委員會に委任され、千九百五年同委員會の廢止まで此規約は續けられた。而して會社の高等監督權及設立者たる露淸銀行に對する高等監督權は大藏大臣に委ねられたのである。

一方鐵道敷設工事は迅速に行はれ、千九百年義和團事件のため敷設完了せる大部分を破壞せられしに拘らず千九百一年には早くも旅客及軍事並に郵便物輸送の一部を開始した。但し豫定公式運轉期日たる千九百三年七月一日に至るも、大部分は未完全の狀態にて區間によりては全然未着手の地點があるといふ有樣であつた。統計に依れば當時迄に豫算面及工事に支出した金額は三億九百五十萬留と註せられた。故に同鐵道の敷設に投資したる資金の利子及償却金並に支線に役じたる金額を合算せば相當巨額に達すべく、その總計費は四億留を超過することは疑も無いが、千九百七年一月一日付東支鐵道會社作成の營業報告に依れば、總支出額は七億五千萬留と計上されてゐる。如上の巨資は大部分露國の國家豫算中から交出されてゐた。即ち總額五百萬留の全株式資金は順次貸付金の形式によりて國庫から支拂はれ、その大藏省の出資は佛國大銀行「コントワール、ナショナル、デスコント」の出資であつた。而かも最初の社債發行額千五百萬留を除いて約二億留の大社債は全部大藏省の支出であり、其他敷設臨時費、運轉改良費、損失補塡費、社債保證費其他合計六億留も露國大藏省から支出されたのである。

其後、露國十月革命の後、東支鐵道は聯合國の保護下に置かれて千九百十八年三月「露國民の福利を增進せん事を希望する聯合國」の共同宣言發表され、同時に露國內政に干涉する國家の代表者によりて東支鐵道の國際管理委員會が設けられたが、千九百廿一年共同管理を解いて露支に返還された。更に露淸銀行は千九百十年十月露都にある佛國系大銀行ノールと合併して露亞銀行と改稱したが、莫大な投資をしてる關係上絕えず東支鐵道に對する自己の權利を主張し、オストロモフ氏が佛國側から推されて東支鐵道長官たるに及んで交通總長棄恭緋氏との間に交涉を開始し、千九百二十年十月「東支鐵道管理に關する續訂契約」を締結し、鐵道管理局に於ける支那人數を露人より多らしむること並に千八百九十六年契約に依りて支那政府に課せられたる五百萬兩を東支鐵道から支那政府に支拂ふべきことを規定した。

超へて千九百廿四年五月卅一日支那駐剳特令全

權代表エル、エム、カラハン氏は東支鐵道に關して支那政府と契約を締結したが、同協約中には同鐵道新重役會組織の日より半ケ年間に在來の定款を審議すべき條項及び同鐵道を一商業機關として露支同權に基き管理するの條件あり、而して同年十月三日には既に新定款により第一回重役會議は開催されたのであるが、一方にありては同年九月廿日、奉天に於て張作霖氏との間に露奉協約が調印され、ソヴエート聯邦は東支鐵道に對して同等の權利を形式上に於て得たと同時に、事實上に所有權を行使し得るに至つたのである。

所でこの千九百廿四年の露支協定及露奉協定締結に際して、ロシアの外交委員次席カラハンは、ロシアが帝政時代に締結した所の、支那の利益及主權を侵害する一切の條約、協定を廢棄することを聲明した。更にユーリンは極東共和國の代表としてロシアは支那に對して機會均等、權利平等の主義に立脚する新方針を宣言した。之が爲めに或者ば曰ふ―然らばロシアの帝政時代に獲得せし特殊利益中の第一に位する東支鐵道の特權は、彼の愛琿條約によつて不當に獲得した松花江の航行權等と共に、眞つ先に抛棄せられねばならぬ問題である。然るに露支、露奉の兩協定共に、一方には此の如き條約を廢棄すると宣言しつゝ而かも松花江の航行權並に東支鐵道の特權をば、計畫的に保留維持せんとして居るのである。＝と。

勿論回收期八十年を六十年（千九百五十五年）に短縮したけれども、露國にして沿海州を放棄しやうと考へぬ限り、東支鐵道を抛棄することは思ひも寄らぬ所である。終に今次の露支紛爭の禍因

は醞醸され、昭和四年五月廿七日、支那官憲が哈爾賓露國總領事館に開かれた北滿共產黨會議を檢擧せしに端を開いて所在露國機關に對する彈壓が行はれ、七月九日管理局長エムシャーノフの罷免と范其光の任命、同月十一日副管理局長エイスモントの強制的罷免から形勢は急轉直下して七月十四日の露支斷交となつて玆に一時的ながらも東支鐵道は全く支那側の掌握する所となつた。

二、組織と營業狀態

東支鐵道は幹線總延長千七百廿六吉羅五一、哈爾賓を中心として東、西、南の三段に別たれ附帶事業として土地貸付、倉庫、運送、稅關、保險、其他札賚諾爾炭坑の經營を行つてゐる。

幹線―一、七二六・五一粁

內譯、滿洲里―哈爾賓	九三四・七二
哈爾賓―綏芬河	五四九・〇六
哈爾賓―寬城子	二三八・四六
哈爾賓中央驛―同埠頭驛	四・二七

其職制は理事會、監事會、督辦公署、北京支社及管理局の五部に分れ、管理局が一切の實權を握つてゐる。蓋し管理局長問題が露支交涉の暗礁になつてゐるのは之がためである。從業員數二萬六千人、其內露人は一萬二千人であつたが時局以來退職者三千人、九月中の露人從業員は七千人となつた。更に幹部は之に反し昭和四年四月現在の幹部員總計百九十九人中、支那人僅に四十八、其殘餘百五十一人は露人の占むる所であつた。

飜て營業成績を見るに千九百廿二年の輸送數量は二百四十八萬三千六百四十噸なりしもの同廿四年には三百二萬六千八百卅六噸、同廿六年、四百廿三萬三千四百卅四噸に增加し、從つて收益も特別企業を通算せば千九百廿二年五百六十七萬八千百卅三留、同廿四年、一千百卅二萬五千九百五十二留、同廿六年、一千九百六十八萬六千七百八十五留と逐年遞增したが、四年九月同鐵道の豫算編成に先ち來人顧問は精査の結果左の如く發表した。

東支鐵道の千九百廿八年度に於ける總收入は六千三百萬元に達し若し支那鐵道收入一元に對する純益四十八仙なる標準割合を以て計算せば純益は三千二十四萬元であるべきにも拘らず僅に十三萬元と計上されてゐる。最近過去四ケ年間の收支計算を見るに總收入の增加に反比例して純益遞減の奇觀を呈してゐるのは眞實く露國側放漫政策の結果である。尚ほ露國は東支鐵道を四億留と評價してゐるが辛ぶじて二億留の價値あるに過ぎぬ＝と、而して東支鐵道帳簿に示されたる左の決算を指摘した。

【總收入】【純益】

【年次】

一九二五年――	五 千 萬 元――千八百萬元
一九二六年――	五千五百萬元――千六百萬元
一九二七年――	六千八百萬元―― 九百萬元
一九二八年――	六千三百萬元―― 十三萬元

滿鐵・烏鐵の北滿貨物輸送關係

一、初期（日露戰後）の關係

日露戰爭は、世界の豫期に反して日本の大勝利となり、その結果寬城子以南の南枝線は日本の有に歸し、南滿洲鐵道株式會社が設立せられたのである。斯くして露國の太平洋征服は空しく立消え、新たに滿蒙の沃野に日露の經濟鬪爭が開始せられるに至つた。

露國は始め東支鐵道を建設するや銳意自國產商品の販路を極東に開拓し、極東市場に於て各國に優越せる經濟的地步を占めんとする野望があつた。されば同鐵道の輸出穀物の運賃の如きには極端なる保護を加へて舊大連の繁榮を策した。即ち南行哈爾賓大連間五八八哩に對し輸出穀類は布度當一七哥六なるに對し、東行哈爾賓浦鹽間四九〇哩の運賃は布度當二九哥五であつたが爲、大連港は常に浦鹽港を凌駕して繁榮を呈してゐた、然るに大連港と南枝線とを日本に奪はれてからは掌を反へして浦鹽港の極端なる繁榮策を採つたが爲に、一九一二年五月南滿鐵道と東支鐵道間に貨物の聯絡輸送が開始されたが、大連港は萎靡不振を極めた、此の大連港不振時代に於ける東南行の百分率を見るに浦鹽港の九二に對し大連港は八といふ今から考へると實に慘めな狀態であつた。そして東支鐵道上に於ける大連港の勢力範圍は僅に雙城堡以南に過ぎざるに反して、浦鹽港は同鐵道全線に及んでゐたものである。

二、歐洲大戰で位置轉換

然るに玆に一大轉換期が到來した。彼の歐洲大戰により、南滿鐵道は從來の守勢を一擲して攻勢に出ずる機會を握るを得たのであるが、尚大戰初期に於ては、浦鹽着七割九分に對し大連着二割一分の割合で依然東行に一籌を輸してゐたが、一九

一七年露國革命勃發し其餘波の極東に波及するに至つて、西比利亞、沿海地方に土匪横行し、東支及烏蘇里兩鐵道の混亂に陷つてからは、東行頓に減じ遂に勢力全く轉倒して一九一八年には浦鹽着三割一分に對し大連着は六割九分に達するに至つた。一九二〇年初頭の經濟界の好況に際しては大連着は實に八割八分を占めてゐた。

三、貨物爭奪戰の經緯

大連が右の如く優勢になつたことは前述の浦鹽方面の治安の定まらなかつたこともその一因ではあつたが、哈爾賓を中心としての大連向運賃が浦鹽向運賃に比して不當に高率であつたが爲に、即ち檣壁的運賃であつたが爲に、哈爾賓寬城子間に馬車輸送が行はれたことに基因したものであつた。從て東支鐵道としては浦鹽の治安が平定した處で、その運賃を公正に設定するに非ざれば、日露戰爭直後に展開されたやうな浦鹽向貨物の繁榮は期待し得なかつたのであつた。他方滿鐵としては馬車輸送がそう何時迄も續くものではなく、近い將來に於て浦鹽方面の治安が平靜に復せば、折角歐洲大戰に依つて獲得した優勢を再び浦鹽に奪はれる處があつた。兩鐵道が互に不安と脅威とを感じて居た爲に一九二一年九月長春に於ける兩鐵道の運賃會議は或る程度迄の協定を爲し得たのではあるが、まだ〳〵不公正な運賃は全く撤廢せられたといふ譯ではないから、兩鐵道の親善關係は相不變動搖してゐた。然し此の關係も一九二二年六月に開かれた長春に於ける兩鐵道の運賃會議に於て充分とは言ひ得ぬとしても、北滿に於ける穀類輸出業者に輸出經路の自由選擇を爲さしめる機會を與へ得る程度には效果を擧げた。その結果一九二二年に於ては大連及浦鹽兩港の東支鐵道よりの穀類吸收割合は相伯仲してゐた。

翌二三年には滿鐵稍優勢を示すに至つた。此の年に於ける大連、浦鹽兩港の東支鐵道上に於ける勢力の分布狀態を見るに、哈爾賓管區及東部線に於ては兩者相伯仲し、西部線に於ては大連七割を占め南部線に於ては浦鹽は全敗であつた。之より先一九二二年十月ソヴイエット政府は烏蘇里鐵道をその掌中に收めて、從來東支鐵道が露國政府から委任經營をして居たボグラニチナヤ——エゲリシエリド間の鐵道を奪回して終つた。而も夫が何等の警告も報償もなかつた爲に烏鐵と東鐵との感情は疎隔した。一九二三年に大連港が浦鹽港を凌駕したのは此の感情問題からして漁夫の利を得たに依るのであつた。然るに此の兩鐵道間の確執は翌二四年の奉露協定に依つて打開され、十月始には東支鐵道長官オストロモフが捕縛されるに至つて、局面は忽ち一變した。即ち前長官に代つて新任した赤派のイワノフ長官は運賃の獨立政策を聲明して、暗に浦鹽集注主義をほのめかした。之が爲に滿鐵東支間の從來の親善關係に一抹の暗影を生じたのである。即ち烏鐵東支兩鐵道は相協力して滿鐵に挑戰した。之迄にない運賃競爭が開かれた。然しそれによつて益する貨物爭奪戰が行はれたのは此の感情問題ではなく、近者は唯輸出業者のみであつた。

四、運賃協定と其內幕

競爭の弊害が三鐵道の各々に深刻に感ぜられるに及んで、先づ烏鐵が運賃の協定を希望した。戰後から開始せられ、協定も亦彼から申込まれて來た。疲れ切つたからである。然しながら妥協はそう直ぐには目鼻はつかなかつた。一入競爭が行はれて一九二五年の秋に漸く烏鐵と滿鐵との間に次の如き北滿貨物數量配分協定が調印せられ、現に同協定は存續せられてゐる。

五、滿鐵烏鐵貨物配分協定

北滿生產貨物東南兩經路別數量配分に關する滿鐵、烏鐵協約、兩鐵道は東支鐵道各驛發兩鐵道着北滿特產品即ち大豆、豆糟、豆油、小麥、小麥粉及麪につき之が數量配分協定を締結し、滿鐵五五%、烏鐵四五%と協定した。而して一出廻年度中上記割合以上の數量を輸送したる鐵道は相手鐵道に對し輸送減收を補償するため、拂戻金を支拂ふ。

此協定に依つて滿鐵は北滿貨物（大豆、豆粕、豆油、小麥、麥粉、麪の六品に限る）の五分五厘烏鐵は四分五厘迄は吸收し得るが夫れ以上餘分に吸收したものはその分だけを他鐵道へ實費を差引いて拂戻をすることになつたのである。世に協定なるものはいくらもあるが、銀行の預金利子にせよ、火災保險料にせよ、船運賃にせよ、履行せられざる協定の事實に乏しくはない。滿鐵烏鐵の協定に於ても、事實は擧げられてはないが、烏鐵は上海支那商人に割引をしてるとか噂が切りにあつた。右の事實の有無は不知、協定の結果は一二の場合を除いて、烏鐵は常に協定率以上收得してゐる。けれども烏鐵は常に不安を感じて居た、同樣に東鐵も不安を感じて居た。その原因は滿鐵の滿蒙に於ける鐵道政策である。洮南から昂昂溪へと線路が延びて、西部線安達から齊々哈爾方面の貨

物が洮昂線に奪はれさうであり、吉林から敦化に至る線の工事も進捗し最近竣成を見たので東部線海林方面への出廻が減ずる事となつた。噂されてる長大鐵道が實現されることにもなれば南部線と哈爾賓に出廻つた穀類は同鐵道に奪はれさうである、こういふ不安がある爲に、烏鐵は現在は協定以上の成績を維持してゐるので、此の際協定を更改すれば、自鐵道に有利であることから、滿鐵に對し更改を申出たものではないかと思ふ。

六、滿鐵烏鐵五分配貨協定

烏鐵は全延長一四六六哩であるか、その沿線に於て資源の豐富の割合に開拓せられてゐないので見るべき產業とては無く、從つてその收入は主として通過貨物に仰いでゐる。通過貨物の主なるものは北滿產の穀物であるから烏鐵の死活は一にかかへてボクラニチナヤ浦汐間一四四哩の收入の多寡如何にある。之が爲めソヴエート政府は曾に浦汐港の繁榮を計るばかりでなく、烏鐵自體の經營上からしても北滿貨物の吸收には有ゆる努力を爲さねばならぬのであるが、僅一四四哩の區間では運賃は少額であるから割引率も至つて低く、滿鐵に對抗して競爭することは到底出來ぬことである。といつて東支鐵道に於ける露國理事と協力して烏鐵東支鐵聯絡運賃を割引くこともホルワット長官時代の如き勢力のない今日では望み得ない。殘るは唯滿鐵との協定のみである。終に烏鐵は一九二五年十月以來の協定實施間に於て、同鐵道の收貨量が平均して配分率を超過してゐた事實から右の收貨量を基礎として新配分率決定を滿鐵側に申込み、二回の內交涉を重ねて愈々會議開催に決し、昭和四年二月三日準備會議を終り、翌四日各代表者列席の上本會議を開き、東南行貨物五分協定條文及附錄條文十八ケ條を一瀉千里にて可決調印して一月に溯りて適用することとした。然るに其後露國經濟年度上半期から昭和三年十月から昭和四年三月末に至る輸送成績を見るに、東行八十六萬四百四十噸に對し南行九十四萬一千六百七十屯、即ち東行四割七分七厘四毛、南行五割二分二厘八毛の比率を示し、前年同期の東行五割四分一厘八毛、南行四割五分八厘二毛に比して全然反對の現象を呈し、更に四月に入るや又復形勢逆轉して東行輸送は南行輸送に比して遙に優勢となり前途容易に逆睹すべからざるものがあつたが、七月十四日以來の露支聯絡杜絕によりて東行貨車の哈爾賓、ボクラニチヤ間に停滯せる特產物千八百輛百八十萬布度に達し、八月末までに辛ふじて大連向逆輸送を了つた等の事態が惹起つたため、爾來北滿輸送貨物は滿鐵側の獨占となり、而かも八月中滿鐵側の烏蘇里鐵道廳に對する暫停通告によつて、五分配分協定は時局解決迄その適用を停止さるることになつた。各方面の調査を綜合するに露支國境封鎖のため烏鐵側の蒙る損害は一日五萬留、又滿鐵は昨年度に比して一日五萬圓の增收ありと觀測されてゐる。

交通郵電聯絡關係

北日本汽船敦浦聯絡航路

從來敦賀港、浦潮斯德港間の旅客貨物聯絡運輸は大阪商船會社の受命航路であつたが、昭和四年四月一日から北日本汽船株式會社が之に代つた。同會社は大正三年資本金三百萬圓を以て創立された大阪商船の傍系會社で、主として北日本航路を經營してゐたのであるが、爾來天草丸（總噸數二三四五噸）一隻で一週一回の敦浦聯絡を續けて來た。然るに露支國交斷絕に伴ふ東支鐵道經由幹線の聯絡杜絕は、歐亞聯絡をして敦浦聯絡線によるの外なからしめた結果、內外の要望と加ふるに西伯利鐵道國際列車が九月初頭から週二回に增加された等の事情に鑑み、茲に同社は國家的の見地から犧牲を顧みず當分の間增配を斷行するに決し、九月十日敦賀拔錨を初航海に、嘉義丸（總噸數二三四六噸）を就航せしむることゝした。從て敦賀發航は每週火曜（嘉義丸）、土曜（天草丸）の二回となつた。

元來同線による歐亞連絡は之を東支鐵道經由に比すれば、東京莫府間に於て二日弱の日子を多く要するが、賃銀に於て二十弗餘低廉であり、其間乘換なく更に稅關手續の煩累を減ずる等遙に便宜であるに拘らず何故か今日まで閑却されてゐた。想ふに今回の事變は將來に於ける同線發展の動機となつたことは爭ふべからざる事實である。

◇本社＝樺太大泊町榮町◇營業本部＝小樽市南濱町四丁目◇東京代理店＝大阪商船會社東京支店◇東京駐在員＝同代理店內◇大阪、橫濱、神戶代理店＝大阪商船同上各支店◇敦賀代理店＝大和田回漕部◇敦賀駐在員＝同店內◇浦潮代理店＝浦潮商船組◇切符取次者＝ジヤパンツーリスト・ビユーロー及トーマス・クツク

〔連絡船定期日取〕

敦賀發	午後、二時	土曜	天草丸	火曜	嘉義丸
浦潮着	正午	月曜	木曜		
浦潮發	午前、九時	水曜	土曜		
敦賀着	午前、七時	金曜	月曜		

〔東京、敦賀間直通國際列車發着時刻〕

東京驛發	金曜、後九・二〇	日曜、後九・二〇	
敦賀港着	土曜、前九・〇三	火曜、前九・〇三	
敦賀港發	金曜、前九・一〇	日曜、前九・一〇	
東京驛着	同　後八・〇〇	同　後八・〇〇	

敦浦間片道乘船賃

	手荷物無賃制限	
一等（洋食）五〇圓	北日本汽船線	百五十斤又は二十才
二等（同）　廿五圓	鐵道省線	百斤又は廿五才
三等（同）　十六圓		七十斤又は十五才
同　（和食）十三圓		五十斤又は十才

備考＝嘉義丸二等は卅二圓とす

川崎汽船・烏鐵直通聯絡協定

一、栗林汽船の協定實現

日露國交恢復前栗林商船株式會社は、大正十三年六月を以て露國烏蘇里鐵道、栗林商船會社直通運送協定並に露國國營黑龍江汽船、栗林商船會社直通運送協定を締結した。

其目的とする所は言ふ迄もなく、直通運送證券によつて、北滿及極東露國と日本及支那との間に於ける輸送貨物に對し、安全迅速と經費の低廉とを期し、併せて金融の圓滑を計らんとするのであつて、其運輸系統は大要次の如くであつた。

(1)東支鐵道沿線（北滿）、烏蘇里鐵道沿線（沿海州及黑龍州「ブラゴヴェシチェンスク」を含み「ウスシュムン」に至る）より浦鹽斯德を經由して日本各港（太平洋岸、日本海、北海道）及支那各港に至る。——日本及支那より右沿線に至る。

(2)松花江、黑龍江（「バイカル」以東「ステレチェンスク」に至る）沿岸各地より「ニコライウスク」港を經由し、日本各港（太平洋岸、日本海及樺太を含む）及支那各地に至る。——日本及支那より右河川各港に至る。

當時協定せられし港は、日本では敦賀港以下十六港、支那四港、合計二十港であるが、此協定成立と同時に、烏蘇利鐵道と栗林商船とは共同にて聯絡運輸共同事務所の機關を設け、本部を浦鹽、支部を哈爾賓の烏鐵管理局内に置き、双方から代表者竝に人員を出して浦潮本部は配船、船車積替作業並に輸出入一切の手續を行ひ、支部は直通證券の發行、東支鐵道貨車配給及直通輸送貨物の集散に從事することになつた。

更に金融に關しては、朝鮮銀行は直通運送證券によるものに對して無制限に荷爲替取組の依頼に應ずべく、其他の銀行でも割引に應することになつたのである。

斯く北滿特産物は簡單に「ハルビン」で處理さるゝことになつたから、從前に於ける輸送上茲に銀行爲替取組關係上の鞏鑽を省き、又た烏鐵栗林が連帶して輸送の責に任ずるから、荷主は配船等に關して何等顧慮する必要が無くなつた。其他輸出入業者は、買付並に船積のため浦潮に店舗を構ふるの要なく、直通貨物に限り、鐵道運賃、浦鹽に於ける積替費用、海上運賃の全額をば、揚地到着荷物受取の際に支拂へば好いことになつたから、金融上の便宜を得るばかりでなく、金利を節約することが出來る。聯絡運輸共同事務所が實費で一切の手續をするから費用を輕減し、而かも期日が正確となり且つ短縮される。更に日本から北滿及極東露國向輸送の貨物に對する運送手續を、栗林汽船會社の發行する直通證券によつて極めて簡單に完了する等の諸利益に均霑することとなつた。

二、川崎汽船の引繼新協定

然るに大正十四年に至り、川崎汽船株式會社は栗林商船に代つて、改めて此難局に膺ることとなつた。即ち川崎汽船、栗林汽船から浦鹽本部、哈爾賓支部の事務所人員の引繼ぎは勿論、一切の事業と權利を繼承して、更に烏蘇里鐵道との間にハバロフスクに於て直通連絡貨物輸送協約を締結した。時に大正十四年五月十六日、彼我の代表は勞農露國交通人民委員會極東代表兼烏蘇里鐵道長官「クゾウレフ」、川崎汽船戸塚太郎の二氏であつた。

新協定書は全文四十二條よりなり、其要領は栗林烏鐵協定と大同小異である。其有效期間を三

簡年と定め、双方の請願及勞農露國交通委員長の認可によりて六箇年迄延長し得ることになつてゐる。

尙ほ新協定では其航路を延長して、東支及烏蘇里鐵道沿線諸驛と日本及支那諸港、歐洲、太平洋、印度各港間往復の浦潮經由直通連絡貨物と改め、協定日本港を神戸以下卅四港、支那港を上海以下九港に增加した。

日本　神戸、大阪、横濱、伊勢灣、清水、青森、伏木、新潟、敦賀、七尾、小樽、函館、宇品、門司、若松、長崎、鹿兒島、三角、那覇、基隆、高雄、境、米子、舞鶴、佐渡、船川、石濱、大泊、天山、清津、雄基、釜山、仁川、鎭南浦、

支那　上海、大連、青島、天津、芝罘、漢口、香港、廣東、營口、

新協定に關し之が詳細を擧げて指摘論評を加ふるは本章の目的ではない、依つて玆には單に其概要を揭げて全豹を窺知せしむることとする。

鐵道は其直通輸送證券によつて引受けた貨物が浦潮斯德の「エゲリシェリド」埠頭に到着するに從ひ、其都度會社に對して貨物の數量、品種及其輸送指定地を通知する、すると會社は此通知接受後日本及支那向貨物に對しては二週間、他に對しては四週間以内に其貨物積取に膺る汽船を提供せねばならぬ、そして其荷役は一晝夜一千噸以上と規定されてゐる。但し貨物積取の請求を發するのは日本及支那向貨物は二千噸以上、其他の地方向は五千噸以上とし、其以下は双方の協定によつて取極めることになつてゐる。

露國内に於ける警察、衞生、消費稅、稅關檢査手續は烏蘇里鐵道部、商業部が其所在で之を行ひ、其手續執行料金は商業部の定めた料金率に準じて荷主から徵收する。如何なる場合でも個人運送取扱業は此手續を行ふことは出來ない。

次に貨物の發送及受領に關する重なる規定を見るに、經費は凡て金留を以て計算され、包裝不完全にして運輸に支障を與へたものは、海上運賃はその二倍を課せられ、鐵道運送は鐵道規則に依つて追納せねばならぬ。決定的の精算は貨物交附の際其取扱者側と荷受主との間に行はるるのが原則であるが、但し荷送人が烏蘇里及東支鐵道驛から貨物を發送する場合には、烏鐵の收得たるべき運賃及附帶料金の一部又は全部をば、輸送貨物引渡に際して支拂ふことを許されてゐる。

貨物宛先驛に於ける貨物の交付は、發送驛の發行せる貨物引換證書によりて引換副證を提出せしめ之と引換に行はれ、又貨物宛先驛に於ける貨物の交付は、發送驛に於て作成した引換證により、更に一年期間に、青森九回、函館十一回以上を寄港す。

鳥蘇里鐵道諸驛の規定手續を踏んで行はれるのである。

貨物引換證發行後に於ける貨物の處分權は、(1)記名式引換證にありては荷主、又は規定によりて貨物引換副證を出荷主より讓渡けたる者、若くは貨物名宛人が引換副證を入手せる場合にありては其名宛人——(2)持參人式貨物引換證による時は、貨物引換副證の所持人——に屬する、即ち貨物發送の驛か又は港を經て返還交付を受け、或は途中に抑留し、又は積替若くは中間驛に於て貨物引換證面指定以外の者に交付することを要求することが出來るのである。

荷受人は遲滯なく貨物を受取らねばならぬ、もし受取人が其手續を怠れば、倉庫に移して二十日間の猶豫を與へるが、期間滿了後は不引換貨物として地方新聞に廣告し、更に二箇月を經るも荷受人なき時は之を競賣處分に附して了ふことになつてゐる。

即ち右協定の實施により初年度に僅か十八萬噸であつたが、次年度からは直通輸送によるもの激增し、年々四十萬噸を超え、四年間の取扱高總計百四十萬噸に達してゐる。

三、川崎汽船の日本海航路

浦潮斯德經航線は川崎汽船の受命航路である。小樽を起點とし浦潮を終點に、昌福丸（一、七六八噸）をして就航せしめてゐる。其航海回數並に寄港は左の如くである。

一、每二箇月三回、一年十八回以上とす。

二、復航には、七尾、伏木、新潟、船川に寄港し更に一年期間に、青森九回、函館十一回以上を寄港す。

栗林商船式會社の勘察加航路

一、航路種類

遞信省命令勘察加「ペトロパウロフスク線」

一、起終點

函館を起點として小樽經由ペトロパウロフス

近海郵船の北樺太航路

近海郵船株式會社は總噸數千三百噸以上の船舶二隻を用ひ、一ケ月一時間十二哩以上の船舶二隻を用ひ、一ケ月五回以上一ケ年六十回以上發航し得る船會社をして函館樺太間の旅客郵便物の定期航路を受命せしむべし

との遞信大臣の指令に基き、大正十五年四月一日より向ふ三ケ年間の函館樺太間の定期命令航路を受命、就航中の處同指令但書の遞信大臣に於て必要と認めたる時は方法を指定してアレクサンドロフスクとの聯絡を命ずることあるべし

に據りて大正十五年四月一日より函館亞港間の旅客郵便物運輸聯絡航路を受命し、遞信省より年額十萬圓の補助を得て爾來今年に至るまで毎年六、七、八の三ケ月間各月一回の割合にて就航を繼續し來れるが、各年の使用船舶、同船舶噸數、速力及寄港地を示せば左の如し。

大正十五年度（昭和元年度）

使用船　弘前丸（總噸數一三四八噸）
　　速力　十三浬六八

寄港地　眞岡、泊居、惠須取、安別、亞港

昭和二年度

使用船及寄港地、前年に同じ。

昭和三年度

使用船　營口丸（總噸數一八四三噸）
　　速力　十二浬八八

寄港地　函館、青森、小樽、大泊、眞岡、亞港。

昭和四年度

使用船　弘前丸（總噸數一三四八噸）

寄港地　前年に同じ。

日露郵便物關係

一、對露通常郵便物關係

イ、規定關係

現今日露兩國間に交換する通常郵便物は一九二四年八月瑞典ストックホルムに於て締結し一九二五年十月一日より實施せる萬國郵便條約及同價格表記書狀箱物に關する約定に依り取扱はる。

ロ、郵便線路

郵便物の送達線路は左記三線路に依る、尤も露國側は滿鮮經由線を利用せず殆ど總て浦鹽敦賀線に依り送達し來る。

A　鮮滿經由線

此の線路は下關、釜山、哈爾賓、滿洲里經由に係る鐵道便にて知多以遠の露國宛通常郵便物の全部を送達し一週三回の差立を爲す。

B　浦鹽線

此の線路は敦賀浦鹽間（當分週二回）、小樽浦鹽間（二ケ月三回）七尾浦鹽間（一ケ月約二回）の定期船に依るものにして極東露西亞たる沿海州、アムール州宛の郵便物を送達す

C　サガレン及カムチヤツカ線

此の線路は夏期中函館又は小樽發の船便に依るものにしてサガレン又はカムチヤツカ宛郵便物を送達す又冬期中サガレン發着の郵便物は我樺太廳の郵便局とサガレン露國郵便局との間に開設する陸送便にて交換す

二、飛行郵便關係

日露間には未だ直接の飛行郵便線路なきも、スモレンスク、ハリコフ、ロストフ、アルマヴイル、ミネラルニー・ヴオデイー、ヴラデイカウカズ、グロヅニー、マハチ・カラ、バクー及其の附近宛飛行通常郵便物はモスコー迄汽車にて遞送し其の以遠をモスコーより航空遞送す、尤もスモレンスク線を除き他は十月十六日より四月末日迄は飛行業務を中止す。

三、小包郵便關係

日露間小包郵便物の直接交換は大正十二年八月停止せられ、爾來今日に至る迄本邦と亞露及歐露との間に發着する小包郵便物は英國及ラトヴイア經由、又は佛蘭西及ポーランド經由の二線路に依り迂廻送達せらるる狀態に在り、然るに大正十四年一月、日露間の國交恢復と共に當局は日露間小包郵便物の交換開始に關し鋭意露國郵政廳と交渉を重ね居れるも、同國に於ける種々の事情に因り協議の成立延引し居れる義なり。

因に露國に於てはストックホルム締結の郵便條約には加入せるも小包約定には加入せず、今日同國が小包郵便物の直接交換を爲し居れるはエストニア、ラトヴイア、芬蘭及波蘭（何れも舊露國の領土）の四國に過ぎず。

四、郵便爲替關係

日露間の郵便爲替は大正二年迄は英國郵政廳の媒介に依り、幸ふじて連絡を保つに過ぎざりしが同年日露兩國間に郵便爲替交換約定締結せられ、爲り、露西亞に於ては同年九月本邦より露西亞に宛つる振出を停止せり、而して本邦より露西亞に宛つる爲替は何等の故障なく大正七年九月迄之を繼續せるも、以後亞細亞露西亞の一部地方に宛つるもののみに限定せられ、次で大正十一年九月全く郵便爲替送金の途杜絶するに至れり。

大正十四年一月、日露の國交恢復に伴ひ郵便爲替交換の再開方に關し帝國より相當提案したるところ、ソヴイエト聯邦に於ても之が開始には主義として同意するも實施上の細目手續に付ては尙ほ相當考究の要ありと爲し、目下審議中に屬する旨回答を得たるに付、帝國に於ては本業務亦早晩開始せらるべしと期待す。

日露電信關係

一、日露電信連絡の沿革

本邦とロシヤとは隣接國として、夙くより相互間の交通を助長し以て其の善隣關係を促進する必要のあつた關係上、本邦とロシヤとの露信連絡開設の沿革も、本邦の對外電信連絡開始の歴史と共に古く、遠く明治三年丁抹大北電信會社が日本政府の特許を得、長崎浦鹽間に海底電線一條を敷設したるにはじまる。其の後明治十五年に至り日本政府は會社をして更に長崎浦鹽間に海底線一條を增設せしむるところがあつた。爾來三十餘年に亘り長崎浦鹽線は本邦ロシヤ間の直通線路として、日露兩國間の電信は專ら此の線路に依り取扱はれ來つたのである。しかるに此等の線路は日露通信の外日歐通信等をも取扱ひ、其の通信常に輻輳し兩國間の通信需要を十分に充たすことが困難となり、相隣國としては第三國の電信事業の媒介を經ない直通連絡を有することが最も望ましいので、大正三年朝鮮浦鹽間の陸線連絡及南北樺太間の陸線連絡が設けらるゝことゝなり、玆に日本ロシヤ間の電信交通に一新紀元を劃するにいたつた。其の結果、兩國發着の電報は著しく料金低廉なる新經路を獲、爾後此の二線路は本邦ロシヤ間の常用電信線路と看做さるゝことゝなつた。此の二線路は這般のロシヤ政變に因り久しく不能となつて居たが、大正十四年三月一日より之が再開を見るに至つた。大正四年には更に本邦の落石無線電信局とロシヤ勘察加ペトロパウロスク間に無線電信連絡が開設せられた。是本邦の對外固定局無線電信連絡の嚆矢である。

二、兩國間電信連絡の現況

現在に於ける兩國間電報の經路は大體左の如くである。

一、朝鮮京城、浦潮線
二、南樺太豐原、北樺太亞港線
三、長崎、浦潮線
四、長崎、上海線

五、落石、ペトロパウルスク間無線電信連絡
六、大泊、亞港間無線電信連絡（豐原亞港間陸線不通の場合に代用）

右の外、ベルシヤ經由印度歐羅巴電信會社線、倫敦經由大北電信會社線をも擧げ得るも、迂廻線路なる爲料金亦隨て高額であり、關係線路が不通とならない限り利用困難である。其の他歐洲發着電報に使用し得る諸線路は孰もロシヤ發着電報に準ずるを以て茲には之を略する。

日本ロシヤ間一語電報料金

經由線路 ＼ 着發地	亞細亞ロシヤ	歐羅巴ロシヤ
通常電報	二三錢	二八錢
新聞電報	一一錢	一二錢
通常電報	四二錢	四八錢
新聞電報	二一錢	二二錢
通常電報	一圓八三錢	一圓六七錢
新聞電報	一	一

一、京城、浦潮線
豐原、亞港線
二、長崎、浦潮線
長崎、上海、キアフタ線
三、其の他

右の外兩國政府の官報は一語十六錢（朝鮮經由）二十六錢（長崎經由）の減額料金を以て取扱はれる。

三、兩國間の電報料金及取扱通數

兩國間の電報料金は其の經由線路の如何により差異あるも、其の主要なるものを擧ぐれば左の如くである。

文化關係概觀

一、一般文化關係

トルストイ・ドストエフスキイ等の世界的に偉大な文學作品を中心とする舊ロシヤの文化は、我文壇並に一般讀書界に他の如何なる國のそれよりも大きな影響と力强い感化を與へたが、新しい社會的歷史的必然の上に新興階級の新興文化を萠芽し、生育せしめつゝある新ロシヤのそれも亦、その大衆的規模における獨自の創造性と、豐富なる內容との故に單に我國の新興階級ばかりでなく、可なり廣範な智識階級の層を惹きつけ、興味つけつゝある。

勿論今日の我國の支配階級の持つ文化と、プロレタリア革命の土壤に發芽しつゝある新ロシヤのそれとは一般的には全然異質のものであり、對立的な性質を持つものであるから、我國の支配階級の側からされる反對は、新ロシヤ文化の自由な吸引を我國の新興階級に許與しない。此點で兩國の文化的交涉は或種の重大な支障を受けてゐるわけである。然し文化の持つ國際性と文化殊に藝術文化と政治との持つ特質上の相違とは、兩國の歷史的な藝術的關係の密接さと相俟つて色々の形においてそれ自身の表現を日本の藝術界乃至一般社會の上に見出した。

露國には一九二五年（大正十四年）日本をも含めての諸外國と文化的接近乃至連絡を計る爲の機關對外文化聯絡協會が設置され、盛んに此目的に向つて能動的に働きかけた。同じ年日露國交恢復後間もなく日本には新ロシヤ藝術の研究紹介と兩國藝術文化の交換をその課題とする日露藝術協會が東京に創立された。同十五年には日露協會が「ヤポノ・ルースコエ・オブシチエストウオ」から「ヤポノ・ソヴエーツスコエ・オブシチエストウオ」と改稱し、且つ規約改正によつて、有名無實の亡命舊露西亞人を其會員名簿から削除し、駐日ソヴイエト大使を名譽會頭として迎へ、ソヴイエト國籍の新會員多數を編入し、ソヴイエト露國との新なる親善に出發した。この親善は、兩國の政治的對立の故に勢ひ文化的經濟的方面に向はざるをえなかつた。

二、日本に於ける新ロシヤ展

大正十四年四月には日露藝術協會が新ロシヤ美術展覽會を東京九段で開催し、同十五年一月には日露協會が露國對外文化聯絡協會を大阪で開催し、同年夏東京朝日新聞社樓上にソヴエート對外文化聯絡協會出品にかゝるソヴエート映畫の展覽會が開催され、ソウキノ、メジラブポム、ウクライナ、白ロシヤ其他ソヴエート聯邦の各大小映畫會社の製作にかゝる映畫のスチール寫眞、ポスター、映畫雜誌等極めて豐富に出陳された。この展覽會は檢閱、賃貸料等の關係上我國において自由なる鑑賞を許さぬソヴエート映畫のため、我國人に寄與するところ少くなかつた。

三、ソヴイエト文人學者の來朝

大正十五年春新ロシヤ作家ボリス・ピリニヤーク氏の來朝、露國交響樂團、歌劇團、又は一流樂人エルデンコ、ブリンデル、カワリヨフ氏等の來朝公演、大正十五年汎太平洋學術會議出席の爲ウ兒童作品展覽會の開催を見、何れも少からぬ成功を收めたが、更に昭和二年六月及七月露國對外文化聯絡協會及東京大阪朝日新聞社主催、露國大使館、日露協會、日露藝術協會三團體後援の下に東京及大阪に開かれし新ロシヤ美術展覽會は、アルヒーポフ、コンチヤロフスキイ、マシコフ、クストジエフ、パボーモフ等現ロシヤ畫壇一流大家の製作に成るネオレアリズム的畫風の油繪、版畫、ポスター等約四百點の出品によつて、日本の美術界、一般社會に大なる注意と興味を與へた。

又昭和四年七月には全關東映畫聯盟の主催にて

イレンスキイ・シビリヤコフ氏を始め、多數露國學者の來朝、昭和二年露國有數の日本通コンラツド教授夫妻の視察來朝、或は露國飛行家の訪日飛行等藝術家、學者、技術家の本邦訪問は踵を接して頻繁につづけられ、更に昭和四年十月廿四日から東京で開催の世界動力會議及萬國工業會議には、露國からも第一流の學者、技術家の來朝出席を見ることゝなつてゐるが、現在までに決定した顏振れ左の如し。

クリジヤノフスキイ氏　國家計畫委員會長、科學アカデミー會員、電化計畫立案者
エ・エフ・ヨツフエ氏　科學アカデミー會員
エス・ア・クーケル・クラジエフスキイ氏　最高國民經濟會議電氣工藝部發電課長
ア・エム・マヌイロフ氏　原料調査實驗所長
ウエ・エー・リアフニツキイ氏　顧問技師、土木工學教授
エヌ・セルジヤコフ氏　物理學實驗所教授
エル・テー・ネンコ氏　ハリコフ工藝研究所教授
ジエ・エヌ・フラクセルマン氏　技師、ソ聯邦國民經濟最高會議電氣工藝部次長
エル・カー・ラムシン氏　ソ聯邦動力研究所長兼教授
ウー・エヌ・イバチエフ氏　ソ聯邦科學アカデミー會員
フリードマン氏　モスクワ電氣技師

右の中主席代表のクリジヤノフスキイ氏は公務多忙の爲出席を危ぶまれてゐるが、本稿〆切までには尙確報に接しない。

リヴイエト文献の邦譯出版

人事來訪の外新ロシヤの文學、演劇、映畵、美術等の藝術書は勿論、教育、科學、政治、社會、經濟等の各分科にわたる飜譯乃至著述による出版は非常に多數を極め、レーニン、ブハーリン、スターリン、トロツキイ、ルスキイ、コロンタイ等の著作は叢書の形で又はパンフレットの形で洪水の如く讀書市場に提供され、今後も續々として刊行されつゝある。主なる既刊書については別掲「日本で刊行の露國書籍目錄」が示すとほりである。又現在發行されてゐる專門經濟雜誌としては「ゴーロス・ヤポーニイ」「日露經濟時報」專門文藝雜誌としては「ソヴエート藝術」專門通信として「日露通信」「露西亞通信」等が發行されてゐる。

五、リヴイエトに於ける日本文化紹介

以上は主として日本に於けるソヴイエト文化の紹介、普及の一端であるが、今度は視點を換へて日本文化のソヴイエト露國に於ける紹介普及乃至文化關係日本人の對露往來について一瞥してみたい。日露國交恢復の大正十四年露國學士院の記念祭に招かれて本邦から福田徳三、松村松年、八杉貞利氏等が出席、兩國の學術的交渉に意義深き先鞭をつけたのを手始めに、大正十五年四月には對外文化聯絡協會の主催でモスクワに日本文學の夕べが開かれ、又ソヴイエト革命十週年記念祭には秋田雨雀、小山内薫、米川正夫、尾瀨敬止氏等が招待されて出席し、殊に秋田氏は滯在約八箇月の期間に露國藝術文化を專門的に研究すると共に、一方日本の文學乃至文化の紹介にも努め、貢獻するところが少くなかつた。

昭和二年には久原房之助氏の訪露があり、同じ年の十二月には後藤新平氏一行の訪露が實現された。前者は主として兩國の經濟的關係に於て、後者は主として政治的關係において見ることも出來るが、然し兩者就中後藤氏の訪露は文化的親善の性質と意義をも可なりに持つてゐたことは否みがたい。これは後藤氏に對する露國官民を擧げての歡迎と、昭和四年四月後藤氏薨去に際して露國が現した哀悼の意とによつても知ることが出來る。

昭和三年九月十四日から十六日まで一週間ソヴイエト治下では盛大なるトルストイ生誕百年記念祭が擧行されたが、之には日本から昇曙夢氏が招待されて參加した。

モスクワ對外文化聯絡協會の主催、駐日露國大使館、日露協會、日本童話協會の斡旋に成る日本兒童書籍展覽會は昭和三年十月十一日より二十一日まで莫斯科歷史博物館に開催せられ、非常の好成績を收めた。次いでウクライナ、レーニングラード等各地方に巡廻展覽せしめて非常な高評を博し、更に昭和四年六月には對外文化聯絡協會の主催にて、松竹、日活、東亞等日本の大小プロダクション殆んど全部の出品になる日本映畵展覽會がモスクワに開催され非常な好評を博した。

最近露國では日本並に廣く東洋の文學藝術に對する興味高まり、露國の日本語學者たちにより、日本の小説、戯曲、詩歌集が盛んに露譯刊行されつゝある。その主なる書名は別項記載の如し。

六、歌舞伎劇の訪露興行

だがそれらにも増して兩國の文化關係の上に行はれた大きな事件は、世界的に評判を呼んだ對外文化聯絡協會の日本歌舞伎劇團招待であつた。

市川左團次、松蔦、荒次郎、莚升等を幹部俳優とする日本歌舞伎劇團は一行四十七名の大一座を組織して遠く海を越え、昭和三年八月モスクワとレニングラードで約一箇月にわたる旅興行を打つたが、純國民藝術として世界無比の歌舞伎の特質と、獨自の美が大きな評判を呼び、殊に新しい階級的基礎の上にその大きな生活内容を盛るべき形式を、社會的にも藝術的にも熱心に探求しつゝある露國民に歌舞伎の持つ技藝と形式の驚くべき完成が必然的に大なる興味を與へ、歌舞伎の訪露興行は非常な成功を博した。この試みが日露兩國の意義ある藝術交換を世界的な視野において實現した點で、主催者對外文化聯絡協會、劇團關係の松竹合名會社並に市川左團次自身の殘した功績は極めて大きいものがあつた。

以上は日露兩國の今日まで成し遂げてきた文化的關係の簡單なスケッチであるが、此關係は今後も益々密接に廣汎に、發展してゆく豫望を負ふてゐる。

日本の露西亞關係書籍

各出版所別に見た本邦ソヴエート露西亞關係書籍（露書飜譯並に著作）で尙此外に洩れてゐるものも少くないと思ふが、今後の增補完成に俟ちたい。

改造社　文化關係

末川　博　著
○『ソウエート・ロシヤの民法と勞働法』　二・五〇
ジノヴイエフ著、富士辰馬譯
○『勞働政黨と勞働組合』　九〇
ブラウダ所載、近藤榮藏譯編
○『ロシヤ共產黨「內訌」錄』　近刊
福田徳三著
○『ボルシエヴイズム研究』　二・九〇
レーニン著、茂森唯士譯
○『レーニズム』　一・二〇
トロツキイ著、茂森唯士譯
○『文學と革命』　二・〇〇
昇曙夢譯
○『革命後のロシヤ文學』　一・八〇
リベヂンスキー著、池谷信三郎譯
○『一週間』　一・二〇
ベ・ロマショーフ著、昇曙夢譯
○『空氣饅頭』　一・二〇
マクシム・ゴリキイ著、長岡義夫譯
○『母』　近刊
尾瀨敬止編譯
○『勞農ロシヤ詩集』　二・〇〇
山川　均著
○『レーニンとトロツキイ』　一・五〇
レーニン夫人ブハーリンその他、稻村順三著
○『レーニン、彼の生涯と事業』　一・〇〇
田所輝明著
○『レーニンの生涯と學說』　八〇錢
梅浦健吉著
○『ソウエート・ロシヤの社會保險』　一・八〇

東京朝日新聞社

後藤新平講演（朝日常識講座）
前田多門
○『ロシヤより歸りて』　一〇
秋田雨雀外二氏講演（右同）
○『最近の英露支』　二〇
○『ロシヤ展（一九二七年）』畫集　八〇

大倉書店

鈴木於菟平、八杉貞利、松本圭亮共譯
○『露和大辭典』　七・五〇
八杉定利著
○『露西亞語學階梯』　二・〇〇
八杉定利編
○『初等露西亞語文法』　一・八〇
八杉定利編
○『初等露語讀本』　一・八〇
デ・エヌ・トドロウイチ著
○『日本露語發音指針』　一・八〇
○『露西亞語書翰文』（普通用文）同右　一・八〇
○『同』（商業用文）同右　二・六五
八杉貞利編
○『露語文粹』　一・七〇

叢文閣

レーニン、岡田宗司譯
○『資本主義最近の段階としての帝國主義』　五〇

ヴアルガ著、經濟批判會譯
○『世界經濟年報』
第一輯（一九二七年上半期）　九〇錢
第二輯（同　下半期）　一・〇〇
第三輯（一九二八年上半期）　一・〇〇
第四輯（同　下半期）　一・〇〇
第五輯（一九二九年第一期四半年）　近刊
デボーリン著、稻村順三譯
○『正統派マルクス主義とは何ぞや』　三〇
デボーリン著、大森義太郎譯
○『レーニンと辯證法的唯物論』　二五
デボーリン著、藏原・秋丸共譯
○『マルクス主義・レーニン及現代の文化』　三〇
中野重治譯
○『レーニンのゴリキーへの手紙』　八五
レーニン著、高山洋吉譯
○『遠方からの手紙』　六〇
スターリン著、高山洋吉譯
○『支那革命の諸問題』　六〇
レーニン著、北野道彦譯
○『支那について』　三〇
コロンタイ著、山川菊榮譯
○『婦人と家族制度』　二〇
ロゾフスキー著、益田豊彦譯
○『合理化と無產階級』
ロゾフスキー著、鈴木安藏譯
○『變革期に於けるロシヤ勞働組合運動』　三〇
プレハーノフ著、川内唯彦譯
○『ヘーゲル批判』　三〇
デボーリン著、川内唯彦、永田廣志共譯
○『辨證法的唯物論の哲學』　一・〇〇
プハーリン著、稻村順三譯
○『勞農ロシヤの十年間』　三〇
ニアリング著、松山止戈譯
○『勞農ロシヤの教育制度』　九〇
佐野學著
○『レーニン主義の二三の研究』　一・〇〇
プレハーノフ著、外村史郎譯
○『藝術論』　一・〇〇
プレハーノフ著、藏原惟人譯
○『階級社會の藝術』　三〇
ルナチヤルスキー著、外村史郎譯
○『藝術の社會的基礎』　二五
國際文化研究所編譯
○『マルクス主義者の見たトルストイ』　六〇
ヴアルガ著、益田豊彦譯
○『安定後に於ける資本主義沒落期の經濟』　七〇
プハーリン著、武井三郎譯
○『帝國主義と世界經濟』　八〇
プレハーノフ著、藏原惟人譯
○『チエルヌイシエフスキイ（一）』　一・五〇
プレハーノフ著、外村史郎譯
○『我が批判者の批判』　六〇
ポクロフスキー著、外村史郎譯
○『ロシヤ社會史（一）』　三〇

日本評論社

山川均著
○『社會主義ソヴェート共和國同盟の現勢』　一・〇〇
茂森唯士著
○『露西亞の見方』　二・〇〇
レーニン著、茂森唯士譯
○『レーニン論文集』　三〇
鈴木茂三郎著
○『勞農露國の國賓として』　一・〇〇

大阪屋號書店

布施勝治著
○『レーニンのロシヤと孫文の支那』　二・五〇錢
伊藤修著
○『最北の日本へ（カムサツカ見聞記）』　一・八〇
矢野太郎、エヌ・ペー・オヴージエフ共著
○『新々日露會話』　九五
スミルニツキー、吉田薰共著
○『模範日露々日會話』　一・五〇
布施勝治著
○『ソヴエート東方策』　二・五〇

平凡社

田村謙治郎著
○『勞農ロシヤの新經濟政策』　二・〇〇
志垣寛著
○『ソヴエート・ロシヤ新教育行』　三・八〇
○社會思想全集、豫約會費月一圓
第九卷『レーニンの唯物論と經驗批判論』
デボーリン、ディツゲン共著
第廿三卷『レーニン主義の哲學其他』
○新興文學全集、豫約月一圓
第二十四卷、第二十三卷——露西亞篇

岩波書店

プレハーノフ著、恒藤恭譯
○『マルクス主義の根本問題』　品切

共生閣

○『ゴーリキイ全集』全十卷、一冊　一・二〇
プハーリン著、山口、寺島共譯
○『社會主義入門』　一・〇〇

レーニン著、岩村四郎譯
○『勞働組合論』
プハーリン著、竹尾弐譯
○『レーニン學教科書』（上・下）　各一・〇〇
プハーリン著、内藤英男譯
○『ロシヤに於ける階級闘爭』　三〇
レーニン著、岡崎武譯
○『國家と革命』（發禁）　一・〇〇
レーニン著、吉山道三譯
○『背教者カウツキー』　八〇
コミンテルン著、水島梁二譯
○『レーニン主義と戰爭問題』　五〇
ヤロスラウスキー著、高山洋吉譯
○『ロシヤ共產黨の問題』　五〇
スターリン著、益田豊彦譯
○『革命後の諸問題』　三〇
ロゾフスキー著、吉山道三譯
○『戰略家としてのレニン』　四〇
ロゾフスキー著、鷸島一郎譯
○『前衛當面の任務』　三〇
ジノヴイエフ著、安田仁譯
○『ロシヤ共產黨小史』　二〇
プハーリン著、廣島定吉譯
○『辯證法的唯物論大要』　二〇
プレハーノフ著、木村春海譯
○『マルクス主義の根本問題』　三〇
プレハーノフ著、竹尾弐譯
○『社會主義と政治闘爭』　一・〇〇
レーニン著、諸家譯
○レーニニズム業書
レーニン著、遠田吉五郎譯
○『マルクス主義大綱』　五〇
コミンテルン著、岩村等譯
○勞働者農民文庫

レーニン著
○『婦人に與ふ』　七〇錢
ピアトニツキー著、青木俊三譯
○『革命の陣頭に立ちて』　九〇
シヤポーロフ著、青木俊三譯
○『マルクス主義への道』　七〇

希望閣

レーニン著、瓜生、直井共譯
○『マルクス・エンゲルス・マルクス主義』　六〇
レーニン著、瓜生信夫譯
○『ロシヤ社會民主々義者の任務』　五〇
スターリン、プハーリン、藏原惟人譯
○『支那革命の現段階』　三〇
產業勞働調査所編
○『ロシヤ革命誌』　一・〇〇
レーニン著、瓜生信夫譯
○『反清算主義』　三〇
レーニン著、直井武夫譯
○『ストライキについて』　二〇
スターリン著、秋田篤譯
○『ロシヤ共產黨第十六回大會報告演說』　五〇
レーニン著、瓜生信夫譯
○『選擧及國會』　一・二〇
ポクロフスキー、藏原惟人譯
○『一九〇五年（上）』　六〇
デボーリン著、志賀義雄譯
○『レーニンの戰闘的唯物論』　三五
レーニン著、佐野學譯
○『宗教について』　一・六〇
スターリン著、松本篤一譯
○『レーニン主義と民族問題』　八〇

レーニン著、荒井眞夫譯
○『社會民主黨の農村綱領』　七〇錢
レーニン著、佐野文夫譯
○『ロシヤ農村問題』　九〇
ヴアルガ著、鳥海稻村譯
○『農業問題の理論的基礎』　七〇
マルチノフ著、高山洋吉譯
○『レーニンと農村問題』　七〇
ロシヤ問題研究所編
○『ソウエート・ロシヤ辭典』　一一・〇〇
ヤロスラウスキー著、瓜島信夫譯
○『ウラジミル・イリイツチ・レーニン』　一・三〇
スターリン、クルプスカヤ著、瓜島信夫譯
○『人間レーニン』　八〇
ピヤトニツキイ著、三矢剛譯
○『革命の陣頭に立ちて』　一・〇〇
アドラトスキ著、北野、河野共譯
○『レーニン主義の理論と實踐』（發禁）
スターリン・プハーリン著、和田英二譯
○『マルキシズムの指導に對する二文獻』　五〇
ゲリマン著、廣尾猛譯
○『革命と性生活』　一・三〇
メシチエリヤコフ、マルチノフ著、山口、高山著譯
○『マルクス主義と農民問題』　一・五〇
メシチエリヤコフ編、川内唯彦譯
○『レーニンの帝國主義論體系』　一・五〇

世界社

コロンタイ著、松尾四郎譯
○『赤い戀』　一・六〇
コロンタイ著、林房雄譯
○『戀愛の道』　八〇

コロンタイ著、林房雄譯
○『戀愛と新道徳』　一・二〇錢
エヌ・オグニョフ著、鏡平名智太郎譯
○『ソウエート學生の日記』　一・〇〇
マラーシキン著、太田信夫譯
○『右側の月』　一・六〇
デミドウイチ著、太田信夫譯
○『亂婚裁判』　五〇
匿名、廣尾猛譯
○『メスメンド』　三〇

白揚社

プレハーノフ著、佐々木孝丸譯
○『ロシヤ階級闘爭史概説』　一・〇〇
レーニン著、山川菊榮譯
○『プロレタリヤ獨裁と背教者カウッキー』　一・〇〇
レージュネフ著、昇曙夢譯
○『マルクス主義批評論』　一・五〇
プレハーノフ著、一旗茂助譯
○『我が批判者の批判』
ブハーリン監修、山川均譯
○『マルクス主義政治講話』　一・〇〇
ブハーリン著、廣島定吉譯
○『唯物史觀』　一・〇〇
ボグダーノフ著、林房雄譯
○『マルクス主義階級意識學』　一・〇〇
ボグダーノフ著、林房雄譯
○『經濟科學概論』　一・〇〇
ブハーリン著、上西薫譯
○『社會主義の建設』　一・〇〇
レーニン著、川内唯彦譯
○『人民の友とは何ぞや』　一・五〇
ケルジェンツェフ著、河村雅譯
○『レーニン主義研究への入門』　一・六〇錢
佐野學、西雅雄編輯
○『スターリン・ブハーリン著作集』　一・〇〇
○『レーニン主義の基礎』第三卷　一・三〇
○『レーニン主義の爲の闘爭』第十二卷　一・三〇
ヤロスラフスキー、廣岡光治譯
○『反對派の誤謬』　五〇
ルヤッチ著、大井元譯
○『レーニン』（發禁）　三〇
エヌ・ブハーリン著、藏原惟人譯
○『理論家としてのレーニン』　一・三〇
ゴーリキイ著、佐々木孝丸譯
○『社會民主々義の行方』　一・三〇
レーニン著、高橋正男譯
○『ゴーリキイへの手紙』　一・三〇
レーニン・ブハーリン、廣島定吉譯
○『農民問題のテーゼ』　一・五〇
スターリン著、佐野學外三名譯
○十月革命への道　一・二〇
ブハーリン著、佐野文夫譯
○轉形期經濟學　一・三〇
スターリン著、高山洋吉外三名譯
○支那革命論民族問題　一・三〇
ブハーリン著、田中勝俊譯
○世界資本主義の現勢　一・三〇
ブハーリン著、小林良正譯
○『プルヂヨア經濟學批判　一・二〇
デボーリン著、井上滿譯
○辯證法的唯物論への入門　一・〇〇
レーニン著、佐野文夫譯
○唯物論と經驗批判論　六〇
山川均、大森義太郎共譯
○第一回配本『唯物論と經驗批判論』　一・五〇

高山洋吉譯
○レーニン全集『一九一七年』　二・五〇錢
第二回配本
廣島、高山、田畑、武藤共譯
○第三回配本『イスクラ時代』　二・五〇
レーニン全集
高山洋吉譯
○レーニン全集『一九一七年』　二・五〇
第四回配本
オイゲンゲ・アルガ著、西雅雄譯
○『資本主義經濟の沒落』　一・五〇
レーニン著、北浦千太郎譯
○『農民生活に於ける新經濟運動』　六六
ジャン・ステン・ロゾヴスキー、スターリン著、廣島定吉譯
○『資本主義安定の諸問題』　八〇
ペ、コーガン教授著、昇曙夢譯
○『プロレタリア文學論』　一・五〇
ルナチャルスキイ著、昇曙夢譯
○『マルクス主義藝術論』　一・三〇
ヤーコレフ著、石田喜與司譯
○『プレハーノフ』　一・五〇
講師昇、山内封介、高野、落合
○『ロシヤ語講座』全十二卷　一ケ月
青年コミンテルン編、須田照雄譯
○『青年運動の根本問題』　八〇
スターリン、千葉太郎譯
○『レーニン主義の根本問題』　八五
ブハーリン著、佐々木孝丸譯
○『社會民主主義の行方』　一・二〇
スターリン著、山内封介譯
○『ソヴエート聯邦の内外政策』　九〇
ジノヴイエフ著、佐野學譯
○『マルクス・エンゲルスと戰爭問題』　九〇
レーニン其他著、北脇後三譯
○『一九〇五年の意義と教訓』　一・〇〇

佐野　學著
○『露西亞社會史第一卷』　二・五〇錢
岡田忠一譯
○『働かざるものは食ふべからず』　五〇

大阪毎日新聞社

滿鐵編
○『勞農露國研究叢書』
川上俊彦著
○『勞農露國』

弘文堂

ヴアルガ、高岡隆吉譯
○『轉換期の經濟政策』　一・〇〇
マウトナー、岩城忠一譯
○『ボルシエヴイズム評論』　一・〇〇
産業勞働調査所編
○『勞農ロシヤの現勢』　一・〇〇
○マルキシズム叢書
デボーリン、河上肇譯
『レーニンの辯證法』
デボーリン、宮川實譯
『カントに於ける辯證法』
デボーリン、大山一郎譯
『唯物辯證法と自然科學』
リヤザノフ、大山一郎譯
『マルクス・エンゲルス傳』
デボーリン、小西文夫譯
『フイヒテに於ける辯證法』
○政治批判叢書
ジノヴイエフ、白谷忠三譯
『ロシヤ社會民主黨史』　八〇

ブハーリン著
○『支那革命の理論的考察』　四〇錢
ブハーリン著
○『支那革命の意義及批判』　三五
ブハーリン、ロゾフスキー著
○『國際資本主義と無産階級當面の任務』　三五
レーニン、門屋博、關根悦朗譯
○『三月革命より十一月まで』　一・〇〇
レーニン、西、渡邊共譯
○『組織問題』　一・〇〇
レーニン、竹尾弐譯
○『農業綱領批判』（上）　一・三〇
レーニン、竹尾弐譯
○『貧農に與ふ』　五〇
ブハーリン、スターリン著、廣島定吉譯
○『世界資本主義の安定と危機へ』（發禁）　一・〇〇
プロフインテルン編
○『國際勞働組合運動當面の問題』（發禁）　九〇
マルクス書房譯編
○『黎明期ロシヤ社會運動史』（發禁）　一・〇〇
青年コミンテルン編
○『青年運動の理論と組織』（發禁）　五〇
ア・ショーヒン著
○『十月革命に於ける勞農青年』（發禁）　五〇
ジョン・リード著、佐々、樋口共著
○『世界を震憾させた十日間』　一・五〇
セムコフスキー編、マルクス書房譯編
○『マルクス學教科書』　金九冊
1.　2.　3.　4.—六〇
5.　6.　7.　8.—五〇　9.——三〇
レーニン、村山藏四郎譯
○『一九〇五年以後』　一・〇〇
ブハーリン、河上肇大橋積共譯
○『勞農ロシヤの社會主義的建設』（發禁）　一・〇〇
ロゾフスキー、上西薫譯
○『勞働組合運動の理論と戰術』　一・〇〇
レーニン、小林直衛譯
○『協同組合論』　一・〇〇
レーニン、木下半治譯
○『何を爲すべきか』　一・〇〇

イスクラ閣

コミンテルン
○『ロシヤ大革命史』　一・〇〇

マルクス書房

ウエレサーエフ
○『袋街』　七五
○『黎明を眼指して女革命家の手記』（發禁）　一・五〇
○『コミンテルンの十年と社會主義の建設』（發禁）　一・二〇
ゴーリキイ、村田春海譯
○『母』　第一部、第二部　一・〇〇
黒田辰男、村田春海譯
○『ソウエート・ロシヤ詩選』　四五
プロフインテルン編、兒島猛譯
○『世界經濟の現狀と勞働者階級』　六〇
ロゾフスキー著
○『國際勞働組合運動の統一』　三〇
レーニン、岸本譯
○『青年問題』　三五
レーニン、小堀喜一譯
○『戰爭論』（發禁）　上八〇　下六〇

上野書店

デボーリン著
○『哲學とマルクス主義』　一・五〇

レーニン著
○『勞働組合論』　八〇錢
シャポリーロフ著、今村保男譯
○『マルクス主義への通』　八〇
タニン著
○『ソウエート外交十年史』　二・〇〇
○『コミンテルン第一回大會宣言（根本方針決議）』（發禁）
○『コンテルンと戰爭』（發禁）
○勞農ロシヤ叢書
『鬪爭と建設の勞農ロシヤ』　七〇
『抗爭せざるべからざる建設期の逆流』　七〇
『ソウエート憲法』　九〇
『ソウエートロシヤの農村問題』　一・〇〇
『ソウエートユニオンの消費組合』

春秋社

社會思想社編
○『勞農聯邦研究』　二・〇〇

同人社

フリダ●ルピナー著、鳥海篤助譯
○『ソウエートロシヤの基本的構成』　八〇
プレハーノフ著、山口辰六郎譯
○『階級鬪爭論小史』　三〇
アハーリン著、檢崎鎭譯
○『史的唯物論』　一・〇〇
マルクス、エンゲルス著、山村喬譯
○『ロシヤ農村共產體研究』　四〇
プレハーノフ著、笠信太郎譯
○『ヘーゲル論』　三〇
アハーリン著、佐野文夫譯
○『戰形期經濟學』　八〇
トロツキー著、萩原、越智共譯
○『英國は何處へ往く』　一・五〇錢
トロツキー著、田中九一譯
○『ロシヤは何處へ往く』　一・二〇
ジノヴイエフ著、川内唯彥譯
○『ロシヤ社會民主勞働黨史』　八〇
嘉治隆一著
○『近代ロシヤ社會史研究』　二・八〇
プレハーノフ著、藤原惟人譯
○『藝術と社會生活』（品切）
○『露和辭典』　三〇・〇〇

本邦對露文化關係團體

日露協會

一、協會の沿革

本會は明治三十九年四月露國の學術及事情の研究を奬勵し、且つ日露兩國民の交誼を增進する目的を以て創立せられた。尋で明治四十四年伯爵寺内正毅氏本會會頭に、男爵後藤新平氏副會頭に就任せられた。翌四十五年には閑院宮載仁親王殿下を總裁に奉戴した。兩來本會は益々發展を遂げ、四十四年第一次の基金募集をなしたが、金十四萬二千二百圓を得、次で大正六年男爵澁澤榮一氏を委員長として第二次の基金を募集したる所金三十七萬三百圓を得た。大正四年一月には日露貿易發展に資する目的を以て本會に日露貿易調査部を開設し、男爵目賀田種太郎氏同部長に就任せられた。大正六年には本會は其當時露語に通ずる青年の乏しきを憂へ、本會内に露語講習所を設け速成的に露語の夜間教授をなし、卒業生約六十名を出し、同八年閉鎖した。是後述の日露協會學校の前身である。大正七年四月農商務省の委囑に依り哈爾賓に商品陳列館を設立し、爾來十年、日露支の商品展示一般商取引の仲介並に調査報告を發行し日露支貿易の開發發展に努力しつゝある。

大正八年十一月寺内會頭薨去せられたので、翌月後藤副會頭會頭に、目賀田男爵副會頭に就任せられた（目賀田副會頭は大正十五年九月十日薨去した）。大正九年九月哈爾賓に日露協會學校を設立し、露國並に支那に於て公私の業務に從事する青年に露西亞語及商事經營に關する學術を教授しつゝある。而して本年三月迄に三百名の卒業生を世に出した。

然るに長い間會頭として兩國親善に偉勳を立てた後藤新平伯は昭和四年四月十三日京都にて薨去せられたので、伯に代る後繼會頭を物色の結果、六月六日開會の臨時總會に於て齋藤實子を推薦し子の就任を見る事となつた。尤も同年七月濱口内閣成立後齋藤子は再び朝鮮總督に起用せられ日露協會々頭兼任のまゝ九月二日朝鮮に出發したが、子は便宜上九月十八日付日露協會々頭事務取扱を協會幹事倉知鐵吉氏に依任し來つたので、現在は倉知氏が之を代行しつゝある。

二、協會の會則

第一條　本會ハ日露協會ト稱シ本部ヲ東京ニ置キ必要ニ應シ各地ニ支部ヲ置ク

第二條　本會ハ露國ノ學術及事情ノ研究ヲ奬勵シ且ツ日露兩國民ノ交誼ヲ增進スルヲ目的トス

第三條　本會ノ會員ハ日本又ハ露國ニ國籍ヲ有スル者トシ之ヲ左ノ三種トス

一　通常會員
　特別會員
一　名譽會員

通常會員ハ本會ノ目的ニ同意シ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ入會金十圓ヲ添ヘ入會ヲ申込ミ會頭ノ承諾ヲ經タルモノトス

特別會員ハ本會ノ事業ヲ翼贊シ一時ニ金五百圓以上ヲ醵出シ會頭ノ承諾ヲ經入會シタルモノトス

名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦シ總裁ノ裁可ヲ經タルモノトス

本會會員ニハ本會ノ徽章ヲ交付スルモノトス

第四條　通常會員ニシテ一時ニ金二百圓ヲ納ムル者ニ對シテハ終身會費ヲ徵收セス

第五條　本會ハ皇族ヲ奉戴シテ總裁トス

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一　會　頭　一名
一　副會頭　二名
一　名譽會頭　一名
一　評議員　若干名
一　幹事長　一名
一　幹　事　若干名
一　主　事　一名
一　事務員　若干名

第七條　會頭ハ本會ヲ統理シ及本會ヲ代表ス會頭事故アルトキハ副會頭之ヲ代理ス

第八條　會頭ハ總會ニ於テ之ヲ推薦シ名譽會頭ハ本會ノ目的ニ同意シ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ入會金十圓ヲ添ヘ入會ヲ申込ミ會頭ノ承諾ヲ經タルモノトス

特別會員ハ本會ノ事業ヲ翼贊シ一時ニ金五百圓以上ヲ醵出シ會頭ノ承諾ヲ經入會シタルモノトス

名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦シ總裁ノ裁可ヲ經タルモノトス

本會會員ニハ本會ノ徽章ヲ交付スルモノトス

第四條　通常會員ニシテ一時ニ金二百圓ヲ納ムル者ニ對シテハ終身會費ヲ徵收セス

第五條　本會ハ皇族ヲ奉戴シテ總裁トス

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一　會　頭　一名
一　副會頭　二名
一　名譽會頭　一名
一　評議員　若干名
一　幹事長　一名
一　幹　事　若干名
一　主　事　一名
一　事務員　若干名

第七條　會頭ハ本會ヲ統理シ及本會ヲ代表ス會頭事故アルトキハ副會頭之ヲ代理ス

第八條　會頭ハ總會ニ於テ之ヲ推薦シ名譽會頭ハ本會ノ目的ニ同意シ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ入會金十圓ヲ添ヘ入會ヲ申込ミ會頭ノ承諾ヲ經入會シタルモノトス

特別會員ハ本會ノ事業ヲ翼贊シ一時ニ金五百圓以上ヲ醵出シ會頭ノ承諾ヲ經入會シタルモノトス

名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦シ總裁ノ裁可ヲ經タルモノトス

本會會員ニハ本會ノ徽章ヲ交付スルモノトス

第四條　通常會員ニシテ一時ニ金二百圓ヲ納ムル者ニ對シテハ終身會費ヲ徵收セス

第五條　本會ハ皇族ヲ奉戴シテ總裁トス

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一　會　頭　一名
一　副會頭　二名
一　名譽會頭　一名
一　評議員　若干名
一　幹事長　一名
一　幹　事　若干名
一　主　事　一名
一　事務員　若干名

第七條　會頭ハ本會ヲ統理シ及本會ヲ代表ス會頭事故アルトキハ副會頭之ヲ代理ス

第二條　本會ハ露國ノ學術及事情ノ研究ヲ奬勵シ且ツ日露兩國民ノ交誼ヲ增進スルヲ目的トス

第三條　本會ノ會員ハ日本又ハ露國ニ國籍ヲ有スル者トシ之ヲ左ノ三種トス

一　通常會員
　特別會員
一　名譽會員

通常會員ハ本會ノ目的ニ同意シ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ入會金十圓ヲ添ヘ入會ヲ申込ミ會頭ノ承諾ヲ經入會シタルモノトス

特別會員ハ本會ノ事業ヲ翼贊シ一時ニ金五百圓以上ヲ醵出シ會頭ノ承諾ヲ經入會シタルモノトス

名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦シ總裁ノ裁可ヲ經タルモノトス

本會會員ニハ本會ノ徽章ヲ交付スルモノトス

第四條　通常會員ニシテ一時ニ金二百圓ヲ納ムル者ニ對シテハ終身會費ヲ徵收セス

第五條　本會ハ皇族ヲ奉戴シテ總裁トス

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一　會　頭　一名
一　副會頭　二名
一　名譽會頭　一名
一　評議員　若干名
一　幹事長　一名
一　幹　事　若干名
一　主　事　一名
一　事務員　若干名

第七條　會頭ハ本會ヲ統理シ及本會ヲ代表ス會頭事故アルトキハ副會頭之ヲ代理ス

評議員ハ會務ノ諮問ニ應シ幹事長及幹事ハ會頭ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

幹事ノ中一名ヲ常務監督トシ一名ヲ會計監督トス

主事ハ幹事長及幹事ノ指示ニ從ヒ事務員ヲ指揮シ會務ヲ整理ス

第八條　會頭及副會頭ハ總會及臨時會ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

譽會頭ニハ露國大使ヲ推薦ス

評議員ハ幹事長及幹事ハ會頭ノ推薦ニ由リ總裁之ヲ囑託シ其他ノ役員ハ支部規約ニ依リ之ヲ選定シ會頭ノ承認ヲ受クヘシ

支部ハ每年一回以上支部ニ關スル報告ヲ本部ニ提出スヘシ

本規約及細則規定前既ニ設立セラレタル支部ハ追テ本規約及細則ニ準シ規約ヲ改訂スル迄現在ノ儘存續スルモノトス

三、協會役員

總　裁　載仁親王殿下
會　頭　子爵　齋藤　實
會頭事務代理　倉知鐵吉
名譽會頭　ア・ア・トロヤノフスキイ

評議員（イロハ順）

子爵　石井菊次郎　　石塚英藏
井上準之助　　伊東米治郎
服部金太郎　　原田二郎
堀　啓二郎　　大谷嘉兵衛
渡邊勝三郎　　河村金五郎
川村竹治　　片岡直溫
高橋是清　　高松豐吉
男爵　團　琢磨　　中橋徳五郎
中田敬義　　野中清

野村龍太郎　安田善三郎
安廣伴一郎　松方幸次郎
松岡洋右　男爵益田孝
男爵古河虎之助　男爵藤田平太郎
藤山雷太　男爵鄉誠之助
江口定條　天羽英二
淺野總一郎　男爵阪谷芳郎
八木元八　山本条太郎
美濃部俊吉　宮尾舜治
子爵澁澤榮一　鈴木島吉

幹事（イロハ順）

大橋新太郎　加藤寛治
川上俊彦　田中清次郎
龍居賴三　中島正武
倉知鐵吉　八杉貞利
馬越恭平　志村源太郎
末延道成

主事

關根齊一

四、協會會員

名譽會員　ア・エヌ・ウエンツエリ

特別會員（京濱之部）

男爵岩崎小彌太　服部金太郎
原六郎　原富太郎
橋本圭三郎　星野錫
大橋新太郎　大谷嘉兵衛
神田鐳藏　高橋是清
高松豐吉　田中平八
高橋虎太　高木百行
龍居賴三　田付七太
田中丸祐厚　田中耕太郎
田中一郎　竹村浩吉
玉木懿夫　瀧口寅之助
男爵團琢磨
檀野禮助　ア・イ・レドニコフ
エヌ・エス・ソロピョフ
堤清六　子爵鍋島直和
中川元彦　中谷貞賴
中村祥太郎　中里重次
中島正武　仲小路彌次郎
長屋順耳　夏秋龜一
カ・ベ・ラウロフ　室田義文
內田嘉吉　內田良平
伯爵內田康哉
上田森治　上田仙太郎
植村澄三郎　梅田潔
梅浦健吉　野々村金五郎
野口榮三郎　野澤源次郎
野守廣　黒澤禮吉
久保要藏　久保久治
桑田熊藏　葛原猪平
久米民之助　倉知鐵吉
久米金彌　山地土佐太郎
山中忠雄　山內恭治
山成興政　山崎龜吉
山岸覺太郎　山本榮次郎
山本悌二郎　矢澤豁也
八坂雅二　八杉貞利

通常會員（京濱之部）

今井政吉　今井信之
今村次吉　石川清
石坂善次郎　ウエ・ゲ・ローム
馬場哲哉　花岡止郎
濱野佐一郎　半野憲二
橋本虎之助　西崎有作
堀井新治郎　堀越善重郎
穗積永賴　ア・エム・ベツクマン
鳥居忠恕　鳥居驥三
豊久勝輔　戶村理順
富樫潤　戶塚太郎
イ・エ・トレチヤコフ
友田貞吉　エヌ・エス・チフメネフ
エフ・エ・チユジエゼムツエフ
大井包高　大庭義祐
大神佐七　大倉邦彥
大島健一　男爵大鳥富士太郎
小笠原菊次郎　小野俊一
尾崎行雄　渡部任
渡邊鐵藏　加藤五十造
綿野吉二　門野重九郎
河東田經清　川上俊彥
河原袈裟太郎　川村竹治
川角忠雄　片岡良寅
片山秀太郎　片山繁雄
片岸清太郎　龜井秀雄
エル・ア・ガシケリ　柏木弧矢郎
米井信夫　神林虎雄
吉武源五郎　吉田薰
田畑健造　內藤久寬
國澤新兵衛　山本条太郎
馬越恭平　藤原銀次郎
藤田謙一　赤星鐵馬
佐々木勇之助　美濃部俊吉
澁谷嘉助　末延道成
井田亦吉　落合牛太郎
金子直吉　曾根正命
武藤山治　松方幸次郎
男爵鴻池善右門　湯淺竹之助
森衆　鈴木ヨネ
伊藤忠三郎　岩永裕吉
岩崎直砥　磯田傳七
和泉良之助　今井五介
今井上臣四郎

松田衛　松崎登
松浦五兵衛　松崎伊三郎
松本福松　福井菊三郎
男爵深尾隆太郎
富士辰馬　藤田好三郎
小林桂助　小西孝治
小村欣一　小柳朱一
河野通久郎　ベ・ウエ・アニケーエフ
有賀長文　子爵青木梅三郎
綾井忠彥　秋元義親
エ・エヌ・アンドレーエワ
ア・エム・ザイドネル
阪井德太郎　木村雄次
金應善　簑妻準二
峰岸慶藏　宮尾舜治
水梨岩太郎　鹽田泰介
鹽田勇惣八　庄司鎭五郎
島田元太郎　島田正靖
島村孝三郎　澁谷正吉
上甲信弘　ウエ・ウエ・ジエレズニヤコフ
樋口太吉　諸星千代吉
森蠡祀　森孝三
下村宏　清水正次
吉田正　關信止
エ・ゲ・デ・ヤ・スパルウインスムスキー
ベ・ウエ・ウエ・ウオロニン
ナリヨフ　末永一三
杉浦龍吉　杉原榮三郎
杉野鋒太郎　鈴木穆
鈴木要三郎　鈴木重治
鈴木源之助

通常會員（地方之部）

井田孝平　イ・ウエ・シユービン
伊藤長次郎　伊藤勘作
岩井勝次郎　ア・デ・イワノフ
泉彌市　稻垣恒吉
稻葉博一　井內勇
濱岡光哲　男爵原口徠
長谷川淑夫　長谷川作次
西村總左衛門　西口利平
穗下榮松　イ・エヌ・ペトロフ
富田勇　沼野泰二
大野作左衛門　大和田莊七
太田寬　太田卯兵衛
近江岸辨之助　渡邊俊郎
笠井準司　鳳間八左衛門
鹿島房次郎　神代彥次
島田元太郎　米澤吉次郎
島田正靖　ア・エフ・ガング
澁谷正吉　大幸喜三九
上甲信弘　田口八郎
ウエ・ウエ・ジエレズニヤコフ　武井正司
樋口太吉　田島竹之助
諸星千代吉　曾根忠兵衛
森蠡祀　津田榮太郎

中谷庄兵衛　中村圓一郎
中村七平　中瀬拾太郎
內山善十郎　熊谷直之
山野邊寅雄　山口武
八木龜三郎　澤田茂
松尾孫八　松井動
布施勝治　松永祐三
ア・エヌ・コロリョフ　福田秀太
小寺謙吉　小曾根喜一郎
愛知萬五郎　江崎榮造
青木敏郎　有賀篠夫
淺見又藏　赤瀨保次
澤山精八郎　西鄉昇三
金應善　岸本信太郎
三上象夷　由上治三郎
後川文藏　三谷常七
島津源藏　島定次郎
新藤忠太郎　下村宏
ゲ・ア・ビタデ　眞藤愼太郎
望月益之助　平田佐短
森本六兵衛　森猛熊
黑田乙吉　エヌ・イ・ストレコブイトフ
ア・ゲ・ステツエンコ　砂田重政

通常會員（海外之部）

池田福松　太田良三郎
太田覺眠　緒方整肅
渡邊理惠　河井松之助
川谷幸左衛門　笠原實太郎
龜山一二　田中都吉

日露經濟時報社

一、所在地　東京市芝區白金今里町五五
一、事業　日露兩文月刊雜誌「日露經濟時報」出版
一、代表者　カ・ラヴローフ

露西亞通信社

一、所在地　東京市丸の內ビルヂング八九一區
一、事業　日刊通信「露西亞通信」旬刊パンフレツト「露西亞事情」出版
一、代表者　高橋利雄

日露貿易通信社

一、所在地　東京市丸の內三菱二十一號館
一、事業　日刊日露兩文「日露通信」不定期日露兩文雜誌「ゴーロス・ヤポーニイ」日露兩文「日露年鑑」出版

關係者の來朝に際しては、種々斡旋の勞をとり、常に歡迎會を開催してゐる。

協會はロシヤ革命十週年祭には協會幹事中から秋田、小山內、米川三氏が招待されて出席し、同じくトルストイ百年祭には昇曙夢氏が出席した。

兎に角協會はウォックス（ソヴイエト聯邦對外文化聯絡協會）の日本に於ける友誼團體の一として資金不足と事業遂行上の諸種の困難とたゝかひながら、藝術を通しての日露兩國民の親交に努力をつゞけてゐる。

日露經濟時報社

一、所在地　東京市芝區白金今里町五五
一、事業　日露兩文月刊雜誌「日露經濟時報」出版
一、代表者　カ・ラヴローフ

露西亞通信社

一、所在地　東京市丸の內ビルヂング八九一區
一、事業　日刊通信「露西亞通信」旬刊パンフレツト「露西亞事情」出版
一、代表者　高橋利雄

日露貿易通信社

一、所在地　東京市丸の內三菱二十一號館
一、事業　日刊日露兩文「日露通信」不定期日露兩文雜誌「ゴーロス・ヤポーニイ」日露兩文「日露年鑑」出版

一、代表者　上田森治

對露經濟談話會

編者附記——本會は名の示す如く經濟談話會であつて、文化關係團體には非るも、直接の取引乃至企業團體とは異つてその目的も兩國民の福祉增進にあるから、廣義の文化關係として本欄に揭げることゝした。

大正十三年九月設立の日露實業談話會を改稱し組織更へして昭和二年十月對露經濟談話會とし、本邦對露關係實業家の交友、親和團體としたが現在會員は內地三十八名、海外十五名に及び、幹事には岩崎直砥、八坂雅二、入野寅造、山內恭治、鈴木重治氏が選任されてゐる。

規約左の如し。

對露經濟談話會々則

第一章　總　則

第一條　本會ハ日露兩國ノ經濟的發展ヲ計リ相互國民ノ福祉ヲ增進スルヲ以テ目的トス

第二條　前條ノ目的ヲ達スル爲メ兩國ノ經濟ニ關シ調査研究ヲ爲シ意見ヲ發表シ質疑ニ對ヘ其他必要ニ應シ機宜ノ施設ヲナスモノトス

第三條　本會ハ對露經濟談話會ト稱ス

第四條　本會ハ本部ヲ東京市ニ置キ必要ノ地ニ支部ヲ設ク

第二章　會　員

第五條　本會ノ會員ハ露國ニ對スル經濟的關係者ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條　會員クラントスルモノハ會員二名以上ノ紹介ニ左ノ入會金ヲ添ヘ入會ヲ申込ミ幹事會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

甲　個　人　金十圓
乙　法人又ハ團體　金三十圓

第七條　幹事會ノ決議ヲ以テ名譽會員ヲ推薦スルコトヲ得

第三章　役　員

第八條　本會ニ幹事若干名ヲ置キ內幹事長一名常任幹事若干名ヲ互選ス

常任幹事中一名ヲ會計監督トス

第九條　幹事ハ總會ニ於テ之ヲ選擧ス

第十條　幹事ノ任期ハ二ケ年トシ重任ヲ妨ケス

第十一條　幹事ハ幹事會ヲ組織シ會務ヲ擔任シ重要事項ヲ議定ス

第十二條　幹事長ハ本會ヲ代表シ總會及幹事會ノ議長トナル

第十三條　本會ニ書記並ニ囑託若干名ヲ置クコトヲ得

第四章　集　會

第十四條　定時總會ハ每年一回之ヲ開催シ其他ノ集會ハ幹事會ニ於テ適宜之ヲ定ム

第十五條　幹事會ハ幹事長之ヲ招集シ又ハ幹事五名以上ノ請求ニ依リ之ヲ開ク

第十六條　總會及幹事會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第五章　會費及會計

第十七條　本會員ハ左ノ會費ヲ負擔ス

甲　個　人　年額　金六圓
乙　法人又ハ團體　同　金二十圓

田子一也　長井亞歷山
宗蓮半一　山崎次郎
杉下祐次郎　岩口爲太郎
蘆田均　酒匂秀一
澤田茂　佐々木靜吾
宮川船夫　三島愛之助
森御蔭　鈴木尙三
ア・デ・ポポフ　カ・ベ・ボルイノフ
ゲ・ゼ・ベセドフスキー　ア・エ・ドロズドーワ
カ・ア・リグスキー　エヌ・カ・レヴイツト
ア・ウエ・ウオロビヨフ　イ・エム・マイスキー
エル・デ・ブラウデ　ゲ・エル・ブイストリツキー
ウエ・カ・ブトナー　エム・イ・ゴツワ
エル・オ・エルレデル　エ・ベ・テルノフスカヤ
エム・エス・アレクシン　ア・ア・アウストリンテ・エス・キーシナ
ゲ・ア・アスターホフ　ウエ・テ・ジヤウオロンコーワ
ア・イ・ジグリン　エス・エム・セルイシエフ
エム・ベ・モロゾフ
ベ・エル・ベイリン

日露藝術協會

日露新國交の創造された大正十四年の三月、ソヴイエトロシヤの文學、演劇、美術、映畫、音樂等藝術諸作品の研究、紹介及び兩國藝術品の交換並に兩國民の文化的接近と親善の設定を目的として日本の文壇人及露西亞藝術研究者により、日露藝術協會が組織され、次の如き部門が設けられた。

一、出版部—機關雜誌「ソウエート藝術」其他パンフレット圖書刊行
二、研究・調査部—ソヴイエト文學、藝術の研究調査
三、事業部—講演會其他各種協會關係事業の組織遂行
四、會計部

以上の事業を遂行するため會員中より一定數の委員が選出され、その委員中より幹事が選出され幹事會を形成する、現在の幹事氏名左の次し。

秋田雨雀、井田孝平、米川正夫、茂森唯士、淡谷契裟二、金田常三郎、高橋晩成、中根弘、昇曙夢、藏原惟人、澤青鳥等

協會は成立後間もなく機關雜誌「ソヴエート藝術」の刊行を始め、ソヴイエト・ロシヤの文學、藝術、文化を本邦讀書界に紹介すると共に、その露文欄では日本文學の露國への紹介につとめてゐる。其外左團次訪露興行の際の如き歌舞伎紹介の露文パンフレツトを刊行し、又單行本「新ロシヤ美術大觀」を譯刊した。協會はそれ自身の手で新ロシヤに關する展覽會を開いたこと東京及び地方で各一回の外、昭和二年六月の新ロシヤ美術展覽會には他團體と協力して最も積極的に働いた。又ソヴイエトの藝術文化紹介の爲講演會を開くこと十數回に及び、且つソヴイエトロシヤ藝術及文化

但シ甲ハ金百圓以上ヲ乙ハ金參百圓以上ヲ會費トシテ一時ニ醵出シタル場合會費ノ負擔ヲ要ス

第十八條　基本金ノ元金支出ニ關シテハ幹事會ノ決議ニ依リ之ヲ行フモノトス

第十九條　臨時必要ノ經費ニ關シテハ幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條　會計ハ幹事之ヲ管理ス

第二十一條　會計報告ハ幹事會ノ決議ヲ經テ總會ニ報告ス

第六章　會則ノ變更

第二十三條　本會ノ會則ハ總會出席人員三分ノ二以上ノ贊成ニ依リ變更スルコトヲ得

本邦露語關係學校

日露協會學校（哈爾賓）

本校は露語專門學校として大正十二年四月三日第一回卒業生四十六名を出して以來昭和四年三月第七回卒業生迄總數三百名の露語修得者を世に出した。同校總理は日露協會々頭齋藤實子、現校長は高田富藏氏。

東京外國語學校（東京市）

本校は明治三十年の創立にして十語部に分れその中露語部は文科、貿易科、拓殖科に分れ多數の卒業生を出してゐる。其他同校には夜學者の爲に露語專修科の設けがある。同校露語主任教授は八杉貞利氏。

大阪外國語學校（大阪市）
早稲田大學（東京市）
稲田高等學院（東京市）
拓殖大學（東京市）
神戸高等商業學校（神戸市）
長崎高等商業學校（長崎市）
山口高等商業學校（山口市）
小樽高等商業學校（小樽市）
高岡高等商業學校（高岡市）
大分高等商業學校（大分市）
福島高等商業學校（福島市）
彦根高等商業學校（彦根市）
和歌山高等商業學校（和歌山市）
東京商科大學（東京市）
宇都宮高等農林學校（宇都宮市）
陸軍大學校（東京市）
陸軍士官學校（東京市）
中央陸軍幼年學校（東京市）
陸軍經理學校（東京市）
水産講習所（東京市）
第一外國語學校（東京市）
天理外國語學校（奈良縣丹波市）

名古屋貿易語學校（名古屋市）
大阪貿易語學校（大阪市）
愛知縣立商業學校（名古屋市）
愛知縣東海商業學校（愛知縣）
福井縣敦賀商業學校（敦賀町）
石川縣金澤商業學校（金澤市）
同　七尾商業學校（石川縣）
同　小松商業學校（石川縣）
青森縣青森商業學校（青森市）
長崎縣長崎商業學校（長崎市）
同　佐世保商業學校（佐世保市）
北海道函館商業學校（函館市）
同　小樽商業學校（小樽市）
同　札幌商業學校（札幌市）
同　旭川商業學校（旭川市）
東京府立第一商業學校（東京市）
法政大學附屬商業學校（東京市）

露國の日本關係書籍

革命後露國に於て發行された日本關係書籍（日本に關して書かれたもの若しくは日本書籍の飜譯）發行は日本に於ける露國關係書籍のそれほど多種多量ではないにせよ、種類に於ても數量にお

いても尙相當多大にわたつてゐることは察するに難くない。勿論左に揭げたものはその全部ではなくて、寧ろ一部分に過ぎないのである。

ヒリニヤーク著
『日本の太陽の根蔕』　ブリボイ社發行

ウイレンスキー・シビリヤコフ著
『日　本』　二四〇頁、一留

コンラッド等合著
『歌舞伎』　ウオクス發行

グルスキナ譯
『大和の歌』　同

パウロウイチ、セミヨノフ合著
『日露關係』　四四頁、三〇哥

ア・ヨッフェ著
『現代の日本』　五五頁、七五哥

ウスチノウイチ譯
『日本に於ける農民及農村問題』　二二頁、九〇留

プレトネル教授著
『日本に於ける農業問題』　二六八頁、三留五〇哥

江口漁原著、テルノフスカヤ譯
『戀と牢獄』

中西伊之助原著
『或る農夫の生活』

細井和喜藏原著、ヘルトマン譯
『女工哀史』

同
右
『工　場』

有島武郎原著、國立出版所發行
『或　る　女』

カーメネワ、コンラッド等共著
『日本の映畫』　ウオクス發行

林房雄原著、レイフェルト譯
『繪のない繪本』

『一九二七年度の日本及支那經濟』　極東露ソウエート計畫局發行

イ・ゲー・スパルウイン
『日本語實用會話』

ペイ・エス・アヌウフリエフ著
『日本に於けるロシヤ語研究狀況』

エヌ・ペイ・マツチーキン著
『現代日本語體形概要』

マツチーキン著
『學生參考用日本新聞雜誌拔粹』

マツチーキン著
『日本食糧問題解決の鍵としての沿海州米』

ペイ・エス・アヌウフリエフ著
『日本文章語研究用參考書』

エヌ・ウ・キユウネル著
『日本地理學』

キユウネル著
『最近日本歷史』

『日本の產業』　極東計畫委員會出版

露國の對日文化關係團體

對外文化聯絡協會

一沿革と對本邦文化的活動

全ソヴイエト對外文化聯絡協會（略稱ウオクス）はソヴイエト聯邦と諸外國に於ける學術、藝術等文化關係諸機關との間に相互連絡を設定する目的の下に、一九二五年八月八日創立を見たもので、本會の前身は全ソヴイエト中央執行委員會幹部會に直屬する外國救濟委員會であつた。創立以來の同會會長はトロツキイ氏の令妹として知られるオデ・カーメネワ夫人であつたが、一九二九年六月辭任し、之に代つて、前露國文部人民委員會中央學術局長エフ・エヌ・ペトロフ氏が同年七月四日のウオクス總會で會長に新任された。

同會は創立後四週年の間に前記の目的達成のため可なり大きな仕事をなしとげて來た。そして今日ではドイツ、フランス、イギリス、イタリー、チエツコスロワキヤ、オーストリヤ、スイス、ベルギー、デンマーク、フイランド、ボーランド、スウエーデン等を始め、アツリカ、アルゼンチントルコ、ベルシヤ、アフガニスタン、日本、支那蒙古等世界の主要國の殆んど全部にわたつて友誼團體を有してある。我國に於ける友誼團體としては日露協會、日露藝術協會等があり、ウオクスの日本代表にはソヴイエト大使館のスパルウイン氏が任ぜられてゐる。

ウオクスが今日まで日本との文化連絡上跡づけてきた仕事の中で最も大きく評價さるべきは、昭和二年六月、七月に東京及大阪で開催した新ロシヤ美術展覽會であり、又昭和三年八月モスクワ及レーニングラードに於て開演した日本歌舞伎劇團の招待である。此外東京に於けるソヴイエト國情紹介展、モスクワ及露國各地に於ける日本兒童書籍展、昭和四年モスクワに於ける日本映畫展、東京帝大其他への夥しい圖書寄贈並に交換、日本人文學者の自國への招待、或はモスクワ訪問の日本人の斡旋と兩國文化上の聯絡は殆んど全部此ウオクスの手を通して行はれ、否ウオクスのイニチアティブによつて實現されてゐるといふも過言では

ない。

ウォクスの最新發表によつてた其事業概要を紹介する。

二、世界各地の聯絡友誼團體

國名	團體名	所在地	創立年次	會員數
獨逸	新露西亞友の會 露獨倶樂部	伯林 ケーニヒベルヒ	一九二三	一、二〇〇
墺國	對露文化、經濟融和協會	維納	一九二四	二五〇
英國	英露國民文化連絡協會	倫敦	一九二四	四〇七
佛國	科學融和佛蘭西委員會 新露文化融和協會	巴里 巴里	一九二五 一九二八	一五〇 三三〇
チエツコ、スロヴアキヤ	新露文化、經濟融和協會	ブラーグ (プラチスラヴル、モラヴスカ、オストロヴア、ブルノに出張所を有す)	一九二五	四〇〇
白耳義	露白學術融和協會	ブリユツセル (リエージュ及アンヴエールに出張所を有す)	一九二六	二〇八
北米合衆國	新露文化連絡協會	紐育 (市俄古及費府に出張所を有す)	一九二七	七〇〇
加奈陀	加、露文化連絡協會	モントレアル	一九二五	一二〇
丁抹	「アミカール・ダンノリユッス」		一九二四	八〇
墨國	墨西哥露西亞の友協會	メキシコ ローザンヌ (「ベルヌ」及「セネヴ」に支部を有す)	一九二四	一八八
瑞西	對露援助、研究瑞西協會		一九〇六	七〇〇
瑞典	瑞露協會	ストツクホルム	一九二五	二〇〇
日本	日露協會 日露藝術協會	東京	一九二八	四五〇
和蘭	蘭露協會	アムステルダム	一九二八	
リトアニヤ	新協會創立		一九二九	

今や全世界に於てウォクスと聯絡關係を有するものは、植民地、屬領を通じて九十箇國中七十七箇國に達し、其内四十六箇國は聯邦と公式の國交關係を有せぬ國柄である。而して其重なる團體名及所在地を擧ぐれば左の如くである。

三、外國旅客應接事業

外人にして露國に入國するものに對しては、單獨旅行者と團體たるに論なく、之がためソウエート聯邦内に於ける滯在プログラムを作成し、通譯又は案内の勞を執り或は外人旅客のために設けられてある所のソウエート機關を用立てる、ウォクス設立以來のソ聯邦入國外國旅客にして單にソウエート機關の取扱を受けた者と、ウォクスの取扱つた旅客數は左の如き對比を示してゐる。概して團體旅客はウォクスの便宜を受けてゐる。例へば一九二六年には汽船カツブボロニア號に便乘して來た大旅行團、或は一九二七年の十月祭當時の外人參加團體は、悉くウォクスの厄介になつた。

ウォクス取扱外人旅客數

一九二五年	同 二六年	同 二七年	同 二八年
一、三八三	三、八三七	四、七六四	五、三二二

其他の外人旅客數

四五三	一、四一九	一、三〇八	九六二

尚ほ千九百廿九年一月以降八月迄にウォクスが取扱つた外人旅客數は既に二千三百五十八名に達してゐる。

四、書籍の交換事業

ウォクスの書籍交換部は、世界各國に亘つて約千八百人以上の書籍交換者と聯絡を持てゐる。一九二四年から二七年までに、二十一萬部以上の書籍を受取り、二十萬五千部の書籍を發送した。そのうち一九二七年の一月及二月の二ケ月間に二萬七千九百十二部を受取り、三萬二十七部を發送してゐる。而して此等の書籍は其種類各方面に亘つてゐるものである。

書籍交換に最も密接な關係を有する問題は出版目錄の提供である。何んとなれば今日に至るまで我が國の出版物は餘りよく外國に知られてゐないからである。故に書籍交換部は相互の便益に資するため、出來る丈け廣く外國の出版目錄とソヴイエト聯邦の出版目錄との蒐集に力を注いでゐる。學術的な定期刊行の雜誌類の目錄は既に作成に着手された。其の事業成績を年度別に示せば左の如くである。

受領書籍數

一九二五年	同 二六年	同 二七年	同 二八年
六〇、二四一	一二四、六九九	一二三、五二八	二三四、二一

頒布書籍數

五九、七九八	一〇八、三七五	一六六、四二四	二二一、四五七

同部經由送達數

一九、九二九	三三、四二四	三九、九八二	三四、六八

ソ聯邦内に對する通信

一八八	四二四	六四三	八六〇

對外通信數

二三八	一、〇五〇	一、七〇六	二、二三

更に本年一月から八月迄に同部で取扱つた書籍數は受領、頒布共に各十萬二千六百八十冊である。

五、新聞雜誌に依る聯絡

ソヴイエト聯邦の文化生活を紹介するため、ウォークス出版部では「インフォルマチオンヌイ・ビリユテン」と稱する週刊小冊子を露英佛獨の四ケ國語で發行してゐる。而して此等の材料は外國の印刷物に廣く利用されてゐる。「ウォクス」出版部は、外國に於ける印刷發行所と直接の聯絡を有してゐるから、外國の如何なる新聞社でも雜誌社でも、ソヴイエト聯邦やその國民生活に關する正確な有ゆる情報をウォクス出版部を通じて入手し得ることが出來る。

ウォクス文學部は外國の出版業者とソヴイエト作家との仲介、相談及外國に於て出版すべき作品の選定等に關し其勞をとつてゐる。

一方ソヴイエト聯邦の人々のためには、文學集の出版及模範的外國文學の飜譯等をなしてゐる。例へば文學集「西洋と東洋」、譯本「大和の歌」、「ルシヤの詩」、「蒙古民謠集」の如きこれである。

六、「ウオクス」の展覽會事業

展覽會部の組織的な活動は一九二五年十二月から始じまつた。今日までの處其の期間は比較的に短かいが、よく各共和國の文化的、社會的、學術的の諸機關が此の事業に參加し、計畫的な出品物を提供してゐる。一九二六年には、プレスラウリに革命ポスター展覽會を、ライプチヒの國際定期市にウォクス部を、ベルリンとハンブルグにソヴイエト聯邦東洋諸民族の活字と書籍の移動展覽會を、又古代ロシヤの繪畫展覽會を開催した。英國に於ては、ロンドンとケンブリツヂに於てソヴイエト聯邦のポスター及書籍展覽會並に其他の都市に於て同種の移動展覽會を開催して大成功を收めた。日本に於てもソヴイエト出版物展覽會が開催され一九二七年には日本に於てソヴイエト美術家作品展覽會が開催され、兒童作品展覽會も同國に於て開催され、又一九二七年にはフロレンスの第二國際版畫展覽會及ギリシヤのソヴイエト美術家の版畫展覽會に出品した。

尚ほ一九二七年の印刷物は、ブリユツセルに開催さるゝソヴイエトの書籍及ポスター展覽會に陳列され、ベルリン、ハンブルグ、ウキンナ、ストツクホルムの各都市に於て開催さるゝポスター展覽會(戰時共產主義時代の)にも陳列された。

アメリカでは、建築展覽會が開かれた。ライプチヒでは我が國の書籍及版畫展覽會が開催され、オランダに於ける教育展覽會は大成功を博し、ハンブルグとベルリンでも開催された。

而して事業開始以來外國で行つた主なる展覽會の回數及參觀人員數は左の如くであるが、更に本年に入つてから實施された展覽會回數は、八月迄に外國に於て卅七回、ソ聯邦内に於て五回、合計四十二回の多きに上つてゐる。

在外展覽會回數

一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年
二回	三回	三回	三五回

參觀者員數

四三、〇〇〇人	七九、一〇〇〇人	四、〇三三、〇〇〇人	

七、音樂部

ウォクス音樂部の任務はソヴイエト聯邦と外國の音樂生活とに關する情報、ロシヤ音樂に關する論文を外國雜誌に揭載すること、樂譜の交換、音樂家の招聘及派遣の交涉等である。

音樂部は開設當初から色々な具體的事業の處理に忙殺された。ワルソーに開催されたショーパン國際競技會にはソヴイエト聯邦からも參加し、若

いソヴエートのピアニスト、オボーリンが第一等賞を得た。又ベートヴエンの死後百年祭を開いた。尚ほフランクフルトに開かれた國際音樂展覽會に出品した。

音樂部では革命後の音樂を外國人に紹介するため樂譜を送つたり、音樂會を開いたりしてゐる。ベルリンに開いたソヴイエト音樂會や、オランダスウイエーデン、オーストリヤ、ギリシヤ等に開いた音樂會は皆なこの目的に依るものである。

外國にソヴイエト音樂家を派遣する計畫は既に實行されてゐる。ドイツに派遣した異民族民謠團の如き、イタリイ、スカンヂナビヤに派遣したソヴイエト音樂家の一團の如きは之れである。尚ほ音樂部は、外國音樂家の一團として外國との確固な聯絡設定に努力してゐる。

尚ほ創始以來行はれた音樂會回數は左の如くで、本年(一九二九年)は一月から七月末迄に行はれた回數三十九回、聽衆一萬六千九百四十五名であつた。

音樂會回數

一九二五年	同二六年	同二七年	同二八年
六回	二回	二回	四回

聽衆員數

八六〇人	八、七八人	三、三七四人	四八、一〇五人

八、美術工業建築部

ソヴイエト聯邦と外國の建築技術家を接近せしむるため、競技會を開いたり建築術に關する情報を交換したりすることに努力してゐる。最も多く外國人に利益を與へてゐるのは外國人接待部で、ソヴイエトの實際を知らうとする外國人に對し紹介と案内の勞をとつてゐる。又我が國の組織を理解せんとするものには、ソヴイエト聯邦の社會的文化的機關を訪問せしむる便宜を與へて居る。

外國の事情を知らしむるためには、所謂「親交のタ」と稱する會をモスクワに開き、ソヴイエト訪問の外國人若しくは外國の旅行から歸つて來た人々を招聘して世界文ソヴイエトの學者や其他の化の現狀について講演して貰ふ。

叙上はウオクスの概觀であるが、過去の經驗と周到な計畫に基いて、一路創立の目的至つて長足の進歩發展を示した所以のものは、實貫徹に向つて驀進しつゝあるのである。斯くて今やウオクスは、過にソヴエート聯邦に於ける各教育機關並に科學協會の熱誠なる支援の賚物であつた。實際彼等はウオクスの要求に應じて、有形無形有ゆる援助供給を吝まないのである。斯くて今やウオクスは、過去の經驗と周到な計畫に基いて、一路創立の目的貫徹に向つて驀進しつゝあるのである。

露國の日本語關係學校

極東大學

(浦潮、但し一九三〇年より)
(ハバロフスク市)

東洋科日本學部――主任教授はマツヲーキン氏にして、一九三〇年春迄伯林留學中、其他日本語教授にはアヌフエーフ氏、ヨルケーウイチ氏、オヴイゼフ氏等。

レーニングラード大學

(レーニングラード市)

日本語學部の設備あり、ニコライ・イオシフオウイチ・コンラツド氏が主任。

モスクワ東洋學院

(モスクワ市)

日本語主任教授はミハイル・ゲオロギーウイチ・ボボフ氏、助講マルツイノフ氏、平均毎年八人―十人の卒業生を出すも、一九二九年度は少く七人であつた。

レーニングラード東洋學院

(レーニングラード市)

日本語主任教授はレ市大學同樣コンラツド氏で其他コルパクチ、ジヨセン氏等がある。

同學院は全聯邦ソヴエート中央執行委員會に所屬してゐるので、委員會書記エヌキーゼ氏の名を學院に冠してゐる。同學院は一九三〇年度からモスクワ東洋學院と合併することゝなつてゐる。

モスクワ陸軍大學

(モスクワ市)

日本語教授の設備あり、教授はミハイル、ゲオロギーウイチ、コンラツド氏。

特殊學校

浦潮居留民會日本人小學校

(浦潮市)

浦潮駐劄日本總領事館監督の下に日本文部省の規定により、日本人兒童を教育中。

雜錄

露國在住日本人

露國在住日本人は、現在日露兩國の各種政治、經濟、文化的關係からして殆んど極東露領に限られ、歐露方面には極めて寥々たるものがある。即ち日本政府より旅券下附を受けて目下歐露に在住する者は本年鑑「一般關係」掲載駐露本邦外交機關職員並に其家族を除く外は、左の如き留學生五名と新聞記者一名のみである。其他の無族券入國者については不明である。

外務省派遣　鐵道省派遣　私費　新聞記者

莫斯科	二	一	―	一
レーニングラード	―	―	二	―

從つてこゝには昭和二年十月一日現在外務省調査に成る、極東露領在住日本人統計を發表して置く。因みに其後現在まで多少の變化を免れず、殊に北樺太在住邦人は我石油、石炭利權企業の擴張に伴ひ、相當增加してゐると察知されるが、玆には凡例を示す意味において前記外務省のそれのみ掲げて置く。

極東露領(一)

在浦潮斯德、ハバロフスク總領事館、プラゴウエシチエンスク、ベトロパウロフスク及ノヴオシビルスク領事館管内

(職業欄内ニ朝鮮人ヲ含マス)

職業別＼地方別		在浦潮總領事館管内			在ハバロフスク總領事館管内				在プラゴエシチエンスク領事館管内		在ベトロパウロフスク領事館管内		在ノヴオシビルスク領事館管内	
		浦潮斯德	ニコリスク	計	ハバロフスク管内	ニコラエフスク區	ハバロフスク區	計						
本業者	男	一六九	一〇	一七九	一一	三	七四	八八	一三	二	二二	四	三	七
	女	一五九	五	一六四	一一	二五	七四	一〇〇	一八	二	二六	六	三	一一
家族	男	一六九	五	一七四	一一	不詳	不詳	一一	一一	二	二八	八	三	一一
	女	一五〇	二	一五二	一一	二五	七四	一三五	一八	二	二六	六	三	一一
本邦内地人合計	男	三五八	一五	三七三	二二	三	一四八	一八八	二六	四	四八	一〇	六	一八
	女	三〇九	五	三一四	二二	二五	一四八	一八五	二六	四	五二	一二	六	一八
朝鮮人	男	五七〇	△二	五六八	二二	不詳	不詳	二二	一八	二	二六	六	三	一一
	女	二三七	△二	二三五	二二	二五	七四	二二〇	一八	二	二六	六	三	一一
總計		一一二八	一四	一一四二	二二	不詳	不詳	二二	一八	二	二六	六	三	一一
前年十月一日トノ比較		△一四	△二	△一六	二	不詳	不詳	二	一八	二	二六	六	三	一一
戸數		一二三七	一四	一二五一	二二	二五	七四	二二〇	一八	二	二六	六	三	一一

×增△減

職業別＼地方別		在浦潮總領事館管内 浦潮斯徳 ニコリスク 本業者	家族	本業者	家族	在ハバロフスク總領事館管内 ハバロフスク區 本業者	家族	ニコラエフスク區 本業者	家族	在ブラゴエシチエンスク領事館管内 本業者	家族	在ペトロパウロフスク領事館管内 本業者	家族	在ノヴオシビルスク領事館管内 本業者	家族
農耕、園藝、畜産	男	一	一一												
	女														
森林業、林産物業	男	五	二			一									
	女														
漁業、製鹽業	男	四	四七												
	女														
同勞働者	男	一	一一					五七	一						
	女														
機械、機具製造	男														
	女														
織維工業	男	一	一												
	女														
洗張、染色、洗濯業	男	三	三八												
	女														
飲食料品、嗜好品製造	男	三	五五												
	女														
被服、身廻リ品製造	男	七	八三												
	女	二	二												
大工、左官、石工、ペンキ職	男	三	二												
	女														
工場勞働者	男	六	四												
	女														
物品販賣業	男	九	七	一	一										
	女	一	二												
貿易商（店員、社員ヲ含マズ）	男	七	四二												
	女														
金融保險業（店員、社員ヲ含マズ）	男	一	一三												
	女														
媒介、周旋業	男	九	一一												
	女														
會社員、事務員	男	一二	二二												
	女														
銀行員、商店員、	男	七	五二												
	女														
旅宿、料理、貸席及藝妓業	男	二	一〇												
	女														
遊戲場、興業場	男	八	一												
	女														
藝妓、娼妓、酌婦其他	男	二二	二												
	女														
理髮、髮結、浴場業	男	八	二	五											
	女														
其他ノ商業	男	二	一												
	女														
運輸取扱業	男	六	五一												
	女														
運搬夫、仲仕等	男	三	二												
	女														
官公吏雇傭	男	一〇	三八												
	女														
宗教關係者	男	一													
	女														
教育關係者	男	三	二												
	女														
醫務ニ關スル業	男	二	三												
	女														
新聞雜誌記者、通信員、著述者	男	一													
	女														
書家、彫刻家、音樂家、寫眞師	男	二	一												
	女														
其他ノ自由業	男	四一	三												
	女														
其他ノ有業者	男	四	一												
	女														
其他ノ勞働者	男	四四	三												
	女														
家事被傭人	男	一五	一												
	女														
在監受刑者	男	二													
	女														

極東露領（二）

在アレクサンドロフスク總領事館管内

在浦潮總領事館管内（北樺太）

（職業欄ニハ「オハ」區ノ外朝鮮人ヲ含マス）

地方別 / 職業別		アレクサンドロフスク市	ドウエ炭坑	アグネオ炭坑	ロガートイ炭坑及アダツイミ	在オハ分館受持區域（オハ區）	北樺太合計	在浦潮總領事館管内	在ハバロフスク總領事館管内	ハバロフスク管區	ニコラエフスク管區	在ブラゴエシチエンスク領事館管内	在ペトロパウロフスク領事館管内	在ノヴオシビルスク領事館管内
本邦内地人計	男	一二二	二三三	五	二	四四八	七〇〇六	一三	三					
	女	一	五					一						
本邦内地人合計	男	一〇五	三二五	一六		一二	一一四五	一一	三					
	女	三八	二六五	二		四五一	七六二		五					
朝鮮人	男	三一五	二四一			四四五	九九二		一					
	女	八四	二九〇	六		五〇〇七五	八八二九							
總計	男	一八	八一二二	五	一	七五	九							
前年十月一日トノ比較	戸数	×	×	△	×	△	×							
×増△減		七		五										
農耕、園藝、畜産	男													
森林業、林産物業	男													
同	女													
勞働者	男													
	女													
漁業製鹽業勞働者	男	三												
	女	二二												
採鑛冶金業勞働者	男	二	一九二五	三二										
	女			五										
金屬工業	男	一一	二八	一四										
	女			一										
機械、機具製造	男	二												
	女													
大工、左官、石工、ペンキ職	男													
	女													
工場勞働者	男													
	女													
物品販賣業	男	一一												
	女													
會社員、銀行員、商店員、事務員	男	五	二八											
	女													
理髪、髪結、浴場業	男	二												
	女													
郵便、電信、電話從業者	男													
	女													
運搬夫、仲仕等	男													
	女													
官公吏、雇傭	男	四												
	女													
醫務ニ關スル業	男													
	女													
其他ノ自由業	男	二												
	女	一												
其他ノ有業者	男													
	女	二												
家事被傭人	男													
	女	一												
其他ノ無職業者、職業ヲ申告セサル者	男													
	女	二												

備考　極東露領各地方ニハ右ニ掲出セル外朝鮮人多數（浦潮斯德地方ニハ約一萬二千ト稱セラル）在留シ居レル見込ナルモ其實數詳ナラス

備考　前年同期トノ比較欄ニ於テ合計數一致セサルハ「タンギ」在留者一名ノ減シタルニ因ル

在哈爾賓日本諸團體

北滿州は地理的にも經濟的にも日露關係の上に極めて重要なる地位を占めてるが其處に在住する日本人數は昭和三年十月一日現在四千八百九十三人、戸數一千四百八十六戸を算し、又朝鮮人數は二萬三百九十一人に達した。前記日本人中三千八百六十七人までは日露支折衝の中心地たる哈爾賓に集中されてゐるが哈爾賓の各種類並に職業別内譯左の如し。

在哈日本諸官公衙及學校

名稱	現主任者姓名
總領事館	八木元八
日本居留民會	古澤幸吉
商品陳列館	森　御蔭
日本商業會議所	加藤　明
誠志會	岡本軌平
日本赤十字支部	八木元八
日本尋常高等小學校	永元喜一郎
日露協會學校	高田富藏
本願寺幼稚園	押野慶淨
鮮人居留民會	金守
鮮人小學校	同
鮮人幼稚園	鮮人居留民會
澤田公館	澤田茂
滿鐵圖書館	來栖義助

在哈邦人經營の新聞、通信、雜誌

名稱	代表者
哈爾賓日日新聞	佐藤四郎
大北新報	山本喜雨路
哈爾賓通信	大川周三
露亞時報	森　御蔭
エコノミチエスキーウエストニツク	
パンフレット通信	森　御蔭
調査時報	古澤幸吉
東方通信	三田雅客
帝國通信	細谷清
露西亞通信	近藤義晴
哈爾賓商通組合	牛木寬三郎

在哈邦人經營の銀行、會社、商店病院等

金融

名稱	現主任者氏名
横濱正金銀行	藤牧直樹
朝鮮銀行	箱崎文彌
朝鮮銀行傳家甸分店	同
正隆銀行支店	釋河野龍丸
正隆銀行傳家甸分店	同
哈爾賓銀行	池永省三
東洋拓殖株式會社	佐々木久松
北滿興業株式會社	辻光
東省實業株式會社	鴨綠江採木公司
哈爾賓貯金信託株式會社	飯倉汎三
雜穀輸出商	谷口益太郎
三井物産株式會社	島田千代治
日清製油株式會社	藤井金十郎
日露實業株式會社	辰己猪之造
協信洋行	坂上ユキノ
北滿製油株式會社	中村房市
光武商店	甲能慎吾
三菱商事株式會社	村澤新作
藤井岩尾合資會社	下河邊正直
佐賀商店	田尻壽一
西辰商店	白水七三郎
安田信商店	馬場治三郎
佐藤洋行	藤井金十郎
山口商店	辰己猪之造
竹內商會	坂上ユキノ
成發東	中村房市
富田商店	古澤鉦一
竹德商店	高堀庄作
泰東洋行	井上折平
同順利	石井義一

製粉

滿洲製粉株式會社	山本六太郎

木材

札免公司	杉本義久
中東海林採木有限公司	中島重太郎
寧安木材公司	梯庄助
鴨綠江採木公司	小川義太郎
松永洋行	原田政太郎
三盛公司	安齋喜藏
哈爾賓製材株式會社	野口秀德
宮本木材店	千葉伊太郎
合資會社林商店	吉田喜德
高橋材木店	梅田佐市
松下商店	宮本勘作

休業中

三隅英雄	吉田四郎
佐々木久松	酒井茂
植田一夫	岡茂
中村政吉	藤井忠次
松永峰次	佐賀常次郎
朝長八萬人	野原眞一郎
松本大太郎	安田信
宮本平一	佐藤象次郎
小坂龜八	山口順平
高橋管藏	竹內繁次郎
松下廣吉	宗像金吾
	富田政富
	竹內德太郎
	出島定一
	須藤貫一

貿易

輸入

岩間商會	岩間甲斐之助

畜產

滿蒙殖產公司	岡田茂太郎

綿絲布

東洋棉花株式會社	三堀三之助
滿洲共益社	西原常次
藤井洋行	藤井忠次
横田商店	横田三麿
山本商店出張員	湯淺幸人
不破洋行	加藤榮吉
日露實業株式會社	岡茂
三菱商事株式會社	藤井忠次
藤井洋行	谷口益太郎
南海洋行	佐藤森三郎
佐藤森商店	川路吉藏
川路洋行	鈴木定次郎
鈴木商店	岩田笥三
岩田商店	下吹越榮吉
日越洋行	

輸出

雜穀輸出商

加藤明商店	加藤榮吉
三星社哈爾賓支店	岡茂
	藤井忠次
	谷口益太郎
	佐藤森三郎
	川路吉藏
	鈴木定次郎
	岩田笥三
	下吹越榮吉

美術雜貨

松浦洋行	水上他喜雄
梅原洋行	後藤定吉
熊澤洋行	島田運一

小間物、雜貨、玩具

甲能商店	甲能慎吾
中島支店	村澤新作
和信洋行	下河邊正直
田尻商店	田尻壽一
白水商店	白水七三郎
馬場洋行	馬場治三郎
日信洋行	藤井金十郎
辰己商店	辰己猪之造
坂上洋行	坂上ユキノ
中村商店	中村房市

種

旭昇	古澤鉦一
梅田商會	高堀庄作
井上藥房	井上折平
同支店	石井義一
山本長壽堂	古澤鉦一
中外藥房	高堀庄作
中島救世堂	井上折平
黑龍堂藥房	石井義一
有田ドラック商會	吉田喜德
同支店	千葉伊太郎
原田藥房	野口秀德
昭和號藥房	安齋喜藏
順天堂藥房	原田政太郎
千葉商會	小川岩五郎
三星洋行	梯庄助
梅田號藥房	小川義太郎
益生堂	杉本義久

藥房

大坪寅古	中島重太郎
河合友次	梯庄助
小田部誠之	小川義太郎
高田安富	杉本義久
清水象四	中島重太郎

食料、雜貨

森本又吉	山本六太郎
荒木幸七郎	川路吉藏
鐘ヶ江利三郎	鈴木定次郎
松尾光藏	岩田笥三
島崎兼男	下吹越榮吉
中村房市	
中村農治	
加藤伊之藏	

時計、貴金屬、寶石

前田利男	榮昇藥房
小倉儀一	丸平洋行
掃部關善祐	盛倉洋行
櫻井長市	鐘ヶ江商店
井ノ子寶石店	日盛洋行
香田時計店	朝日洋行
吉岡時計店	海隆洋行
龜井時計店	加藤伊商店
三浦時計店	
八木時計店	

服

谷服店	長三郎
村田服店	捨次郎

鐘ヶ江商店
和信洋行
奥村吳服店
村岡吳服店

洋紙

近澤洋行
新隆號
萩原洋紙店
最所商店

書籍、文房具

兼田洋行
千葉書店
哈爾賓書店
野中商店

洋酒、煙草

東亞煙公司駐在員
兼田洋行
盛倉洋行

金物

榮信洋行
中和洋行
泰利號
日露機械金物輸出組合出張所
三川洋行

樂器

川邊樂器店
硝子

松島商店
石炭

鐘ヶ江利三郎
下河邊正直
奥村鶴七

洋紙

澤田佐市
石川竹二
松村半六
最所又作

書籍、文房具

兼田彌市
畑山善作
小此木九三
野中末八

洋酒、煙草

矢島正
兼田彌市
荒木幸七郎

金物

島崎龜藏
小島次郎一
則生

樂器

小畑儀三郎
森田喜太郎

川邊和英
西卷榮次

鐵工

濱江廠
小野鐵工所
順記工廠
菅野鐵工所
山口鐵工所

建築、土木請負

寺澤工務所
桐田工場
哈爾賓建築公司
美豐商會
淀

土地建物

東洋拓殖株式會社
哈爾賓土地建物株式會社
北滿興業株式會社
東亞洋服合資會社
小寺洋行

洋服

松浦商會
太田洋服店
加藤洋服店
山田洋服店
トモエ洋服店
池宮洋服店
牧野實費法服調進所
島田洋服店

疊

久保疊店

中野清助
小野森藏
林福松
菅野兵左衛門
山口嘉太郎

寺澤佳吉
桐田形太
江部繼太郎
野坂直裕
淀

佐々木久松
白川友一
辻光

松野十九三

水上他喜雄
太田茂
加藤賢宣
山田忠三
森脇喜一
池邊琢麿
島田繁藏

久保岩熊

鈴木商店
竹內商會
松茂洋行
街隆號

洋紙

日隆洋行
得昌號
小野貯炭場
則本商店

電氣

北滿電氣株式會社
和登商行支店
大島商店
高山電機商會
岡田寫眞機店
東京電氣出張所

銃砲、火藥

中和洋行
永田號
日光洋行
英昌號
坂本商店

果子

古賀邦久
田川忠太郎
佐々木春人
寺田順藏
岩永末次
小笠原クイ

寫眞

佐藤壽吉
渚羅太郎
永田幸太
正垣厚之助
古賀秀四郎
山根
青木庄藏
部

古賀秀四郎
正垣厚之助

皮革

休業中

加藤米吉
村尾精

矢田磯次
橫田三麿

前田壽一

立花堂
一品香
松花堂
月堂
風月堂
滿月堂
岩見屋

寫眞館

佐藤寫眞館
渚寫眞館
永田寫眞館
岡田寫眞館
古賀洋行
山根寫眞館
青木寫眞館
部寫眞館

寫眞器、材料

古賀洋行
岡田寫眞器店

製造

哈爾賓皮革株式會社

釀造

ボロジン高田釀造株式會社
加藤醬油釀造公司

打綿業

村尾釀造店

田中實
竹內繁次郎
松浦助五郎
石川竹二
君塚淺次郎
中原昌麿
小野喜代治
本幸四郎

氣

高橋貫一
高柳周吉
大島治太郎
高山彥三郎
正垣厚之助
稻坂諭吉

小島英一
永田政人
和田幸司
大野耕一
坂本治一郎

谷口益太郎
相場仙藏

島田千代治
須藤貫一

石動品五郎
田中國太郎

北內助市
柿田喜作
坂本福造
琴原順造
森崎要四郎
坂本其次
鳥羽瀨喜代松
鬼海與吉
荒木光太郎
田民安太郎
小副川卯一
新井愛治
石原善太郎
木戶留吉
清田萬平
堀田紋治
伊藤申松
渡邊順七

上仙市
三浦豐松
宮川寬太郎
鬼塚正規
倉重晉吉
山本磯八
田中兼次郎

野島洗濯店
三浦洗濯店

雨替（錢舖）

片岡商店
中島商店
中村商店
託信號
加藤伊商店
松浦商店
日光堂
松崎洋行
協和商會
六條商店
小倉商店
吉岡商店
池一兩替店
堀商店
スター商會
阪上洋行
岡眞
協和成

野島又五郎
三浦豐松

片岡完二
中島龍藏
中村房市
勝戶勝次郎
加藤伊之藏
水上多喜雄
荒木光太郎
松崎左治
木村左馬輔
世森虎之祐
小信儀一
吉岡元次郎
木原順一
堀長治
久保德市
阪上ユキノ
岡江秀忠
中町香橘

質屋

丸屋質店
小倉質店
松岡滓行
加藤質店
永田質店
江戶屋質店
井ノ子寶石店
太盛號

福富芳太郎
小倉小平太
松岡松太郎
加藤愼太郎
永田幸太
中島龍藏
井ノ子藤吉
松尾マヨ

奥村銑吉	武田醫院	東洋ホテル
北村清藏	光武病院	朝日館
勝戸勝太郎	河合醫院	紅葉館
富永三生	村井醫院	有明館
久保チヨ	歯科	昭和館
下里保	入江醫院	貸自動車業
土岐終五	島田歯科醫院	旭自動車部
岩間甲斐之助	土田歯科醫院	北滿ホテル自動車部
古澤幸吉	長江生歯院	名古屋ホテル
剛崎虎雄	三村牙院	明治洋行
川上庄太	法律事務所	印刷、製本業
谷口清	有川法律事務所	前田印版屋
山崎治三郎	國際法律事務所	文明堂
長野峰蘩	飯島法律事務所	哈爾賓日日新聞
中谷五三郎	陳列館	近澤印刷部
松永クカ	哈爾賓陳列館	兼田商行
剛崎虎雄	劇場	哈通印刷部
杉浦龍吉	アトランチック	新聞取次所
谷口清	チータニック	哈爾賓堂
野坂直裕	哈爾賓座	每日社
增田貞一	浴場	大北新報
武田忠造	櫻湯	城戸靜
光武順一	松ノ湯	柴田松子
河合友次	ロシアフロ	高見澤唯一
村井周次郎	倶樂部	山口初美
入江信照	親交クラブ	高尾シノ
島田寛二	旅館	秋葉五郎
土田邦秀	北滿ホテル	飯倉汎三
長江宗次郎	名古屋ホテル	遠藤ハツ
三村鐵彌	大塚覺十郎	深谷市之助
中村優	大谷德一	前田壽一
鵜飼勘三郎	手塚梅吉	土岐終吾
村澤新作	森藤御	佐藤四郎
上田長松	横山豊	澤田佐市
鈴木定次郎	小關正三郎	兼田彌市
飯倉汎三	遠藤はつ	大川周三
小此木九三	時田洋行	小此木商會
山崎次三郎	長野峰蘩	時田吉藏
小此木藤雄	時田洋行	小此木商會
三宅忠次郎	三宅商店	

度量衡

衡量（其の一）

標準衡量	ロシヤ衡量
一〇〇〇キログラム	六一、〇四八、二一一ープード
一〇〇キログラム	六、一〇四、八二一ープード
一〇〇〇グラム	二、四四一、九二八四フント
〇、〇〇一キログラム＝一〇〇〇ミリグラム＝〇、〇〇〇、〇〇一キログラム＝〇、〇〇〇一グラム	〇、〇〇二、四四一、九二八四フント＝〇、二三四四二五一三ゾロトニク＝〇、〇二二五〇四八一二ドーリヤ

	標準衡量	ロシヤ衡量	英國衡量
一メートルトン	一〇〇〇キログラム	六一、〇四八、二一一ープード	〇、九八四、二〇六〇トン（二二、二〇四、六三三ポンド）フント
一メートル　セントナー	一〇〇キログラム	六、一〇四、八二一ープード	一、九六八四、一二八セントナー
一キログラム	一〇〇〇グラム	二、四四一、九二八四フント	二、二〇四、六三三フント
一グラム	〇、〇〇一キログラム＝一〇〇〇ミリグラム＝〇、〇〇〇、〇〇一キログラム＝〇、〇〇〇一グラム	〇、〇〇二、四四一、九二八四フント＝〇、二三四四二五一三ゾロトニク＝〇、〇二二五〇四八一二ドーリヤ	〇、〇〇二、二〇四、六三三フント＝一五、四三二三五六グラム
一ミリグラム			〇、〇一五四三二三五六グラム

衡量（其の二）

單位ロシヤ衡量	標準衡量	ロシヤ衡量	英國衡量
一プード	一六、三八〇四九六キログラム	四〇フント＝三八四〇ゾロトニク	三六、一二八〇八フント
一フント	〇、四〇九五一二四一キログラム	三二ロート＝九六ゾロトニク	〇、九〇二八二〇二〇フント
一ロート	一二、七九七二六三グラム	〇、〇三二二五フント＝三ゾロトニク	〇、四五一四一〇一〇オンス
一ゾロトニク	四、二六五七五四三グラム	〇、〇一〇四一六六六七フント＝九六ドーリヤ	〇、一五〇四七〇〇三オンス
一ドーリヤ	四四、四三四九四〇ミリグラム	〇、〇〇一〇八五〇六九四フント	〇、六八五七三五八三グラン

尺度（其の一）

標準尺度	ロシヤ尺度	英國尺度
一キロメートル	一ウヨルスト	〇、六二一三七一哩
一〇〇〇メートル	〇、九二七三八三ウヨルスト	＝三二八〇、八四フート
一メートル	＝一四〇六、〇七アルシン	一、〇九三六一ヤード
一デシメートル	＝三二八〇、八四フート	＝三、二八〇、八四フート
一〇デシメートル	一、四〇六〇七アルシン	〇、三二八〇八四フート
＝一〇〇センチーメートル	＝三、二八〇八四フート	＝三、九三七〇一ドユイム
一〇センチメートル	二、二四九七二ウエルショーク	〇、三九三七〇一ドユイム
〇、〇一メートル	＝〇、三二八〇八四フート	
＝一〇ミリメートル	〇、二二四九七二ウエルショーク	
〇、〇〇一メートル	〇、三九三七〇一リニー	

尺度（其の二）

標準尺度	ロシヤ尺度	英國尺度
一、〇六六八〇キロメートル	五〇〇サジエーン	〇、六六二八七九哩
二、一三三六〇メートル	＝一五〇〇アルシン	＝三五〇〇フート
〇、七一二〇〇メートル	＝三五〇〇フート	二、三三三三三ヤード
四、四四五〇〇センチメートル	三アルシン	＝七フート
〇、三〇四八〇〇メートル	＝七フート	〇、七七七七八ヤード
	一六ウエルショーク	＝二、三三三三三フート
	＝二、三三三三三フート	〇、一四五八三三フート
	〇、〇二〇八三三三サジーン	＝一、七五ドユイム
	＝〇、〇六二五アルミン	一フート
	〇、一二四八五七サジエーン	＝一二ドユイム
	＝一二ドユイム	

平方尺（其ノ一）

標準平方尺	ロシヤ平方尺	英國平方尺
一〇〇ヘクター	〇、八七八六八七平方ヨールスト	〇、三八六一〇二二平方哩
＝一〇〇〇〇アル	＝九一、五二九九デシヤーチン	＝二四七、一〇五エーカー
＝一〇〇〇〇〇〇平方メートル	〇、九一五二九九デシヤーチン	二、四七一〇五エーカー
一〇〇アル	二一、九六七二平方サジエーン	一一九、五九九平方ヤード
＝一〇〇〇〇平方メートル	一、九七七〇四平方アルシン	一、一九五九九平方ヤード
一〇〇平方メートル	＝一〇、七六三九平方フート	＝一〇、七六三九平方フート
〇、〇〇〇一ヘクター	五、〇六一二三平方ウエルショーク	一五、五〇〇〇平方ドユイム
＝一〇〇平方デシメートル	＝一五、五〇〇〇平方ドユイム	〇、一五五〇〇〇平方ドウイム
一〇〇平方センチメートル	〇、〇五〇六一二三平方ウエルショーク	〇、〇一五五〇〇〇平方リニヤ
一〇〇平方ミリメートル	＝〇、一五五〇〇〇平方ドウイム	
〇、〇〇〇〇一平方メートル	〇、一五五〇〇〇平方リニヤ	

平方尺（其ノ二）

單位ロシヤ平方尺	標準平方尺	ロシヤ平方尺	英國平方尺
一平方ウヨルスト	一一三、八〇六ヘクター	一〇四、一六七デシヤーチン	〇、四三九四〇八平方哩
		＝二五〇〇〇〇平方サジエーン	＝二八一、二一エーカー

平方尺（其ノ一）

標準平方尺
一平方キロメートル
一ヘクター
一アール
一平方メートル
一平方デシメートル
一平方センチメートル
一平方ミリメートル

單位ロシヤ平方尺
一平方ウヨルスト

一ドユイム
一リニヤ
一トーチカ

二、五四〇〇〇センチメートル
二、五四〇〇〇ミリメートル
〇、二五四〇〇〇ミリメートル

〇、〇三五七一四三アルシーン
＝〇、〇八三三三三三フート
〇、一ドユイム
〇、〇一ドユイム

立方尺

単位ロシヤ立方尺	標準立方尺	ロシヤ立方尺	英國立方尺
一立方サジエーン	九、七一二六八立方メートル	二七立方アルシン＝三四三立方フート	一二、七〇三七立方ヤード＝三四三立方フート
一立方アルシン	〇、三五九七二九立方メートル	〇、〇三七〇三七〇立方サジエーニ＝四、〇九六立方ウエルショーク	一二、七〇三七立方フート＝二一九五二立方ドユイム
一立方ウエルショーク	八七、八二四四立方センチメートル	五、三五九三七五立方ドユイム	五、三五九三七五立方ドユイム
一立方フート	〇、〇二八三一六八立方メートル	〇、〇〇二九一五四五立方サジエーニ＝〇、〇七八七一七二立方アルシーン	〇、〇三七〇三七〇立方ヤード
一立方ドユイム	一六、三八七一立方センチメートル	〇、一八六五八九立方ウエルショーク	〇、〇〇〇五七八七〇四立方フート

単位ロシヤ立方尺	標準立方尺	ロシヤ立方尺	英國立方尺
一立方サジエーン	一、〇九二五四ヘクター	二四〇〇平方サジエーン＝九平方アルシン＝四九平方フート	二、六九九七二エーカー
一平方サジエーン	四、五五二二五平方メートル	二五六平方ウエルショーク＝七八四平方ハユイム	五、四四四四四ヤード＝四九平方フート
一平方アルシン	〇、五〇五八〇五平方メートル	〇、〇〇三九〇六二五平方ドユイム＝三、〇六二五ドユイム	五、四四四四四四平方フート＝七八四平方ドユイム
一平方ウエルショーク	一九、七五八〇平方センチメートル		三、〇六二五平方ドユイム

穀量

単位ロシヤ穀量	標準穀量	ロシヤ穀量	英國穀量
一チエトウエルチ	二、〇九九一ガロンリツトル	八チエトウエリーク	〇、七二一四八クオーター
一チエトウエリーク	二六、二三九リツトル	八ガールネツ	四六、一七五ガロン
			〇、七二一四八ブシエール＝五、七七一九ガロン

単位ロシヤ穀量	標準穀量	ロシヤ穀量	英國穀量
一ガールネツ	三、二七九八リツトル	〇、〇一五六二五チエトヨールチ	〇、〇九〇一八六ブシエール
		〇、一二五チエトウエリーク	〇、七二一四八ガロン

液量

単位ロシヤ水量	標準水量	ロシヤ水量	英國水量
一ウエドロ	一二、二九九リツトル	一〇シュトフ＝一六ウイナヤブトツルカ	二、七〇五六ガロン
一ウイナヤブトヴイルカ	〇、七六八七一リツトル	〇、〇六二五ウエドロ	〇、一六九一〇ガロン＝一、三五二八ピント
一ウオドーチナヤブトツイルカ	〇、六一四九七リツトル	〇、〇五ウエドロ五チヤールカ	〇、一三五二八ガロン＝一、〇八二二ピント
一チヤルカ	〇、一二二九リツトル	〇、〇一ウエドロ二シュカリカ	〇、八六五七八ジーリ

露國の部

露國十二年史

露國十二年間重要日誌

一九一七年

十一月七日　ケレンスキイ臨時政府はペトログラードに於けるロシア社會民主勞働黨（ボリシエヴィキイ）革命軍事委員會により轉覆さる。

八日　ソウエート政府各國民並に政府に對し無併合無賠償即時平和の提議をなす。

九日　ソウエート政府組織さる。レーニン人民委員會會議議長に選ばる。

十一日　八時間勞働制に關する布告。

十六日　ロシア內諸民族の民族自決權に關する宣言。

廿一日　外務委員長レオン、トロツキー各聯合國の大使に對し民族自決に基づく休戰及び平和の提議をなす。

廿二日　ロシヤ人民の權利に關する宣言。

廿三日　中立諸國の使節に對し媾和調停の提議。

廿七日　東部戰線に於ける獨軍司令部及びオーストリア外相ツエルニン、媾和談判開始に同意す。

十二月十四日に媾和談判を開くべきことを提議せる前聯合國に對するロシヤ人民委員會議の新提議。

廿九日　勞働者による工場管理の布告。

十二月一日　國民經濟最高會議の組織に關する布告。

五日　十二月七日より十七日に至る間の休戰條約ブレスト、リトフスクに於て調印さる。談判は十二月十二日まで延期さる。

十五日　ロシア社會主義聯邦ソウエート共和國と四國協商間に休戰條約締結

廿二日　ブレスト、リトフスクに於て媾和談判開始。ロシア代表全線媾和に基づくステートメント發表。

廿七日　銀行國有に關する布告。

三十日　日本軍艦浦潮斯德に入港—干涉への第一步。

卅一日　市民結婚屆出に關する布告。

一九一八年

一月二日　人民委員會々議フインランドの獨立を承認す。

三日　第一回革命裁判形成さる。

五日　簡略綴字法實施さる。

六日　ソウエートの權利と義務に關する布告

七日　媾和談判ソウエート側代表トロツキー、ヨツフエ、カーメネフ、ボクロフスキー、ビツエンコ、カレリン及びカラハン、ブレスト、リトフスクに到着す。

九日　ブレスト、リトフスクに於て媾和會議再開。

十四日　レーニン暗殺の陰謀未遂に終る。

十六日　ロシア、聯邦ソウエート共和國を宣言す。

十六日　中央執行委員會勞働人民の權利に關する宣言を公布す。

十八日　ペトログラードに憲法會議開かる。

十九日　憲法會議解散さる。

廿一日　帝政及ケレンスキー政府の內外負債支拂拒絕の布告。

廿三日　第三回全露ソウエート大會、同日ウクライナ國民議會ウクライナの獨立を宣言す。

二月三日　赤衞軍組織に關する布告。

七日　商船隊國有の布告。

八日　西歐曆（グレゴリ曆）採用。

九日　ウクライナ國民議會四國協商側との單獨媾和に署名す。

十日　ブレスト、リトフスクに於けるソウエート媾和代表獨乙側の媾和條件に調印することを拒み、休戰及び軍隊の復員を宣言す。

十一日　カレーヂン將軍の白軍ドン地方に於

て敗北し、カレーヂン自殺す。
十八日　獨乙軍侵入開始、獨乙軍のドウインスク占領。
十九日　土地國有の布告。
廿六日　米國大使ペトログラードを去つて、ウオログダに向ふ。聯合側大使等數週後米大使に合す。
廿七日　全露中央執行委員會獨乙側の媾和條件を容るゝに決す。
三月三日　媾和條約ブレスト、リトフスクに於て調印さる。
六日―八日　ボリシエヴイキ黨第七回大會、大會は黨の爲にロシア共産黨の名稱を採用す。
十日　ソウエート政府モスクワに移る。
十一日　ウイルソン大統領ソウエート大會に祝電を送る。
十五日―十七日　第四回特別全露ソウエート大會。
ブレスト、リトフスク媾和條約批准。
十九日　モスクワ、ロシアソウエート共和國の首都となる。
廿七日　ルーマニアの武力的壓迫によりベツサラビア議會ベツサラビアのルーマニアへの併合を可決す。
四月一日　赤衛艦隊の組織に關する布告。
二日　凡ゆる種類の保險に對する國家的統制の樹立。
五日　日本軍浦鹽に上陸す。
六日　英國軍隊浦鹽斯德に上陸す。
十日　モスクワ無政府主義者の武裝蜂起
十二日　ペトログラード無政府主義者の武裝解除。
コオペラチブを政府機關の一部とする布告。
十八日　コルニロフ軍南方に於て擊破さる。
二十日　獨乙軍のクリミヤ占領始まる。
廿二日　チフリス議會外コーカサス共和國の獨立を宣言す。
外國貿易の國營に關する布告。
廿五日　ソウエート政府、日、英、佛、米に對し反革命支持の中止を要求す。
廿七日　ウクライナ國民議會獨軍により解散せしめらる。
スコロパヅキー將軍ウクライナの獨裁官に任命さる。
五月一日　相續權の廢止。
四日　ロシア社會主義聯邦ソウエート共和國ウクライナと休戰條約を締結す。
十四日　國家による穀物專賣制の樹立。
十五日　レイモンド・ロビンスの率ゆるアメリカ赤十字派遣隊ソウエート・ロシアを去つて合衆國への歸途につく。
廿五日　チエツコスロヴアキア軍との最初の衝突。チエツコスロバキア軍による、ノヲニコライエフスク、オムスク及チエリアビンスク占領。
廿七日　外コーカサスの獨立を宣言。
六月一日　反革命組織祖國及自由擁護同盟モスクワに於て曝露す。
三日　右翼社會主義者により西比利亞臨時政府ノヲニコライエフスクに組織さる。
十一日　貧農委員會組織に關する布告。
十八日　獨逸軍及スコロバヅキー將軍に對するウクライナに於ける蜂起。
廿九日　チエツコスロヴアキア軍、白軍及日本軍による浦鹽占領。
三十日　大規模工業及商業の國營に關する布告。
七月二日　英佛軍のムルマンスク上陸。
四日―十日　第五回全露ソウエート大會。
赤衛軍編成案を承認す。
六日　獨逸大使ミルバツハ左翼社會革命黨員に暗殺さる。
白衛軍ヤロスラーヴリに發生す。
浦潮港出動の日英米各艦隊の司令官により浦潮斯德市及その附近を聯合艦隊の『保護』の下に置かんとする宣言書署名さる。
七日　左翼社會革命黨員モスクワに於て武裝蜂起す。
八日　英佛軍ケム及びムルマンスク鐵道の北半を占領す。
十日　ソウエート大會、ロシア社會主義聯邦ソウエート憲法を承認す。
十六日　前露帝ニコライ、ロマノフ、エカテリンブルグに於て銃殺さる。
十八日　獨裁官スコロパヅキー將軍及獨逸軍の占領に對しウクライナに於ける鐵道從業員の大ストライキ開始。
廿一日　ヤロスラーヴリに於ける一揆鎭壓さる。

廿四日　前聯合諸國の使節　ヲログダよりアルハンゲルに移る。
廿五日　政府の統計を調整する法令。
三十日　ウクライナに於ける獨逸軍總指揮官エイコン將軍一革命家により重傷を負ふ。
八月三日　米軍アルハンゲルに到着。
五日　英佛軍アルハンゲルに上陸。社會革命黨員の北方政府組織さる。
合衆國、浦鹽に於ける日本軍の上陸に對する責任を正式に引受く。
十一日　日本軍一個師團浦鹽に上陸す。
十三日　ウクライナ一撥軍と獨逸軍との流血の衝突。
廿一日　モスクワに於ける白衛軍の陰謀曝露す。
三十日　ペトログラード非常委員會委員長ウリツキー一社會革命黨員に暗殺さる。
社會革命黨員ドーラ・カプラン、レーニン暗殺を企つ。
九月二日　革命軍事會議設置さる。
全露中央執行委員會戒嚴令を布告す。
四日　米軍浦鹽到着、聯合國外交官及領事等（ロックハーズその他）の陰謀曝露。右翼社會革命黨員の逮捕。
十日　赤色テラー開始の人民委員會議の布告。
ソウエート軍のカザリン占領。チエツコスロヴアキア戰線に於ける崩壞始まる。
十四日　ロシヤにメートル法施行の布告。

一九一九年

一月一日　白ロシヤに於けるソウエート制樹立の宣言。
十六日　社會革命黨首領、アウクセンチエフを首班としてウラル地方ウファに反ソウエート政府組織さる。
二十日　バクー委員二十六名英軍官憲及社會革命黨員によつて銃殺さる。
十月三日　全露中央執行委員會三百萬の赤衛軍編成に關する布告をなす。
十一月二日　コオペラチヴへの一般の强制加入を規定せる布告。
六日―九日　第六回全露ソウエート大會。
十三日　全露中央執行委員會、ブレストリトフスク條約取消に關する布告。
十八日　コルチヤック將軍オムスク執政官を逮捕し自ら最高統治者を宣言す。
三十日　勞働國防會議設置の布告。ソウエート軍事行動を宣言す。
十二月十日　勞働法典の公布。
十四日　獨逸に任命されたウクライナ執政官スコロパヅキイ將軍の權力拋棄。ウクライナ國民軍によるキエフ占領。
十七日　ラトヴイヤに於けるソウエート制樹立の宣言。
廿三日　エストニヤ、ラトヴイヤ及リトワニヤのソウエート共和國獨立を承認せる全露中央執行委員會の布告。
九日　ウクライナ地方に於けるアタマン、グリゴリエフ將軍の反革命蜂起。
廿一日　ユーデニッチの第一回ペトログラード襲撃。
廿二日　ラトヴイヤ赤衛軍リガ撤兵。
全露中央執行委員會ペトログラード防衛の

二日　リユドヴイグ、マルチノフ米國に於けるソウエート外交代表に任命さる。
三日　ハリコフ及リガ、ソウエート軍隊により占領さる。
十八日　英佛派遣軍オデツサに上陸す。
廿三日　ソウエート政府聯合國側よりブリンキポ島に於ける平和會議に招かる。
二月二十日　オデツサに於ける佛國軍隊內に暴動起る。
三月十六日　ロシア・ソウエート共和國の一部を成すバシキール・ソウエート自治共和國の創立。
十九日　マルチノフ、ソウエート政府代表として亞米利加合衆國國務省にチチエリンよりの信任狀を提出す。
三十日　勞働國防會議ソヴエート・ロシア軍事行動を宣言す。
十八日―廿二日　第八回ロシア共産黨大會。
四月六日　ソヴエート軍に占領されたるオデツサより佛軍撤退す。
九日　コルチヤック東部戰線に總攻擊を開始す。
廿六日　コルチヤック軍ブズルウク、ブグルスラン地方に於て擊破さる。
五月四日　デニキン南部戰線に攻擊を開始す、デニキン軍のルガンスク占領。
九日　ウクライナ地方に於けるアタマン、グリゴリエフ將軍の反革命蜂起。
廿一日　ユーデニッチの第一回ペトログラード襲撃。
廿二日　ラトヴイヤ赤衛軍リガ撤兵。
全露中央執行委員會ペトログラード防衛の

廿一日　デニキンの白衛軍中央ロシアのクルスクに進軍す。
廿二日　國民中心派と稱する反革命組織（ソエプキン其他）モスクワに於て曝露逮捕さる。
三十日　バルチック沿岸諸國會議ソウエートロシアと平和交渉開始を決す。
十月十一日　ユデニッチの第二回ペトログラード襲撃開始。
十三日　デニキン軍モスクワ進撃の途上オリヨールを略取す。
十九日　南部戰線の形勢赤軍に有利に轉回、マモントフ將軍の白軍騎兵隊ブヂョンヌイの赤軍騎兵隊に潰走せしめらる。
廿九日　フインランド、ユーデニツチ援助を拒絶す。
十一月十四日　赤衛軍西北及東部戰線に於て成功す。ペトログラード攻撃中のユーデニツチ軍粉碎さる。西比利に於けるコルチヤック政府の首都オムスク、ソウエート軍に奪取さる。
廿三日　捕虜交換の爲め英國代表者オーグラデイと交渉すべくリトヴイノフ、コペンハーゲンに到着す。
十二月五日　第七回全露ソウエート大會、聯合國に對する平和交渉提議の決議を採用す。
十一日　ハリコフ（ウクライナの舊首都）ソウエート軍に略取さる。
十六日　キエフ（ウクライナの現首都）ソウエート軍に略取さる。
廿四日　北カフカーズに於ける成功。ウラヂカフカーズ赤色一揆に占領さる。赤衛軍グロズヌイ及ペトロフスクを占領す。

廿五日　ウランゲリ將軍（後にデニキンの後繼者たりし）クリミヤ地峽にあるペレコツプを略取。
廿七日　デニキン海外亡命、赤軍デニキン最後の根據地黒海沿岸のノヲロシースクを占領す。
廿九日―四月四日　ロシア共産黨第九回大會
三十日　米軍浦鹽撤退。
四月三日　ムルマンスクに於ける反ソウエート軍フインランド及ノルウエー國境へ退く。
四日　コーカサス山地軍デニキン軍最後の殘部隊を武裝解除す。
四日―五日　米軍撤退の數日後、日本軍陸上より浦鹽を攻撃し、地方軍隊警察の武裝解除をなし、日本國旗同地地方政廳の屋上に掲げらる。同時に他の方面に於ても日本軍の攻撃行はる。
十一日　カーゾン、ソウエートロシヤに覺書を送りウランゲリと休戰條約締結せんことを提議す。
廿五日　ポーランドのウクライナ攻撃開始。
廿八日　アゼルバイジャン（外コーカサス）に於けるソウエート共和國の宣言。
五月六日　ポーランド軍のキエフ占領。
七日　グルジヤとソウエートロシアとの條約調印さる。
十二日　英國勞働組合代表の第一回ソウエートロシア訪問。
十四日　ソウエート政府、極東共和國の獨立を承認す。

廿六日　フインランド政府、ソウエート、ロシアと平和交渉開始の用意あることを聲明す。
廿七日　クラシンに率ひられる、ロシア勞働代表のロンドン到着。
タタール自治ソウエート共和國、ロシア社會主義聯邦ソウエート共和國の一部として形成さる。
六月七日　コルチヤック、イルクツクに於て死刑に處せらる。
八日　波蘭軍ウクライナ戰線に於てブジョンヌイ騎兵隊に破らる。
十一日　ソウエート軍キエフを奪回す。
七月三日　日本政府ニコライエフスク事件の報復として樺太の占領を宣言す。
四日　赤衛軍によつて開始されたポーランド戰線に於ける總攻撃。
英政府、ソウエート聯邦とポーランド及ウランゲリ間の講和問題に調停の勞をとらんことを提議す。
七日　これまでソウエート、ロシヤとの通商貿易を妨害してゐた諸制限を撤去する旨の合衆國々務省の聲明。
十二日　リトワニヤ、ソウエート間の平和條約調印。
十四日　赤衛軍ウイルナ占領。
十七日　ソウエート政府、英國政府に回答を送り停調を拒絶す。
十四日　ロイドジョージ、カーメネフにステートメントを送り赤衛軍にしてワルシヤワ進撃を中止せざれば、英國艦隊はソウエートロシアを攻撃すべしと聲明す。
六日　ソウエート政府ルーマニアに對し平和交渉開始を提議す。
九日　チエツコスロヴアキア政府、ポーランド、ソウエート戰爭に局外中立を守ることを決議す。
十日　佛國ウランゲリ政府を承認す。
十三日　フインランドとの休戰。
十四日　ソウエート・ロシヤ、ラトヴイヤ間の平和條約調印さる。
十四日―十七日　ポーランド戰線の激戰と赤衛軍の退却開始。
九月二日　ブハラ（中央亞細亞）に於ける革命、ブハラソウエート共和國を宣言す。
九月二日―七日、バクーに於ける東方民族會議。
十一日　リトヴイノフ、英國政府の要求により英國を退去す。
十三日　アフガニスタンとの豫備平和條約カブールに於て調印さる。
十月十二日　ポーランドとの休戰協定の調印。
十四日　フインランドとの平和條約調印さる。
廿一日　チタ（東部シベリヤ）アタマン、セメヨーノフの手より赤衛軍一揆により奪取さる。
廿六日　ウランゲリに對する決定的攻撃赤衛軍により開始さる。
十一月一日　極東共和國暫定幹部會バイカル湖より太平洋に至る全領域をチタを首都とする

一九二〇年

一月八日　コルチヤック軍完膚なき迄に粉碎さる、クラスノヤルスク占領。コルチヤック軍の捕虜六萬。
十六日　聯合國最高會議、ソウエート、ロシアの封鎖を解き、ロシア、コオペラチブ機關と通商關係を復活するに決す。
二月二日　エストニア、ソウエート平和條約の調印。
十二日　ヒーワ（中央アジヤ）赤色一揆に奪取さる。
十九日　アルハンゲル蜂起、勞働者により占領さる。白軍政府逃亡す。
三月六日　波蘭軍西方より攻撃す。モズイリとオヴルウチ波蘭軍に占領さる。
十三日　ムルマンスク赤衛軍に占領さる。
十三日―十四日　日本軍ニコライエフスクに於けるトリヤビツイン指揮下の地方武裝パルチザンを攻撃す。パルチザン側大損失を受く。
廿四日　北カフカーズに於ける成功。ウラヂカフカーズ赤色一揆に占領さる。赤衛軍グロズヌイ及ペトロフスクを占領す。

極東共和國と宣言す。
九日　赤衛軍クリミアのペレコープ占領、ウランゲリ軍の潰滅。
十七日　全クリミア赤衛軍に占領さる。
廿一日　セミヨーノフの白軍、極東共和國の軍隊により敗走せしめられ、蒙古へ驅逐さる。
廿三日　利權法始めて敷かる。
三十日　革命委員會アルメニヤに組織さる。
十二月二日　革命軍によりエリワン占領。アルメニヤに於けるソヴエート共和國の宣言。
廿二日　電化計畫の採用。
廿二日—廿九日　第八回全露ソヴエート大會
卅一日　フインランドとの平和條約批准さる

一九二一年

一月廿二日　マルチノフ一九二〇年十二月十五日附合衆國勞働省の退去命令により紐育を去つてソヴエート、ロシアに向ふ。
二月廿二日　國家計畫委員會の組織。
廿四日　ソヴエート、ベルシヤ間の平和條約調印さる。
廿六日　チフリス、革命軍に奪取さる。グルジヤに於けるソヴエート制度樹立の宣言。
廿八日　ソヴエート、アフガニスタン平和條約の調印。
三月二日　クロンシユタツトの暴動。
八日—十六日　第十回ロシア共産黨大會。强制徴集に似た課稅代行に關する決議採用。新經濟政策實施の第一歩。
十六日　英露通商協約調印さる。對トルコ協商。
十七日　クロンシユタツト暴動の鎭壓。
十八日　ポーランド對ロシア社會主義聯邦ソヴエート共和國並にウクライナ社會主義聯邦ソヴエート共和國間の平和條約リガに於て調印さる。
廿一日　穀物賦課に類する課稅に關する布告
四月十四日　對ポーランド平和條約の批准。
十九日　日本軍北樺太に上陸す。
五月八日　外交通商關係の規定に亘る露獨協約の調印。
廿六日　浦潮に於て日本軍に支持される白系露人と勞働者間に鬪爭起る。
中央ロシヤタンボフ地方の百姓蜂起。
六月三十日　通貨流通に於ける諸制限の除去に關する布告。
七月……　ウクライナに於けるマフノーの殘黨分散す。
七月廿七日　飢饉罹災民救濟全露委員會組織さる。
八月十一日　人民委員長會議新經濟政策實施に關する決議を公表す。
二十日　ソヴエート、ロシア外務人民委員次長リトヴイノフ、アメリカ飢民救濟委員會との協定に調印す。
廿三日　白派最後の將軍ウンゲルン男爵逮捕さる。
廿六日　極東共和國對日本の大連會議、ソヴエート、ロシア代表の參加により開始さる。
十月十二日　ロシア社會主義聯邦ソヴエート共和國國立銀行の創立。
フインランド白軍暴徒ソヴエート國境を横ぎりコレーリスカヤ州に入る。
十九日　クリミヤ自治ソヴエート共和國建設さる。
十一月二日　ロシア代表の不在中ロシヤに影響する事項を討議したことに對しソヴエート政府軍備制限ワシントン會議に抗議を送る。
米國商會（アライド、ドラツグ、エンド、ケミカルコンパニイ）とソヴエート政府間にアラバーエフのアスベスト鑛採掘に關する最初の利權契約締結さる。
五日　ソヴエート、蒙古協定、蒙古の獨立承認を基礎として成立す。
廿七日　ペトルーラ、ソヴエート領土に對し最後の大襲撃をなす。
十二月三日　極東共和國の特別代表ワシントンに到着。
七日　對オーストリヤ條約調印さる。
十九日—廿二日　ロイド、ジョージとブリアン、ソヴエート聯邦及び獨逸に對する相互關係の問題に關してロンドンに協議を開く
廿二日—廿七日　第九回ソヴエート大會。
廿六日　對ポーランド豫備通商協約締結さる。

一九二二年

一月六日—十三日　カンヌ會議。ゼノアに國際會議を開く事を決議。

十三日　ソヴエート・ロシア、ゼノア會議に招かる。
二月　六日　反革命及投機と闘ふ、特別委員會、（非常委員會）解散され、統一國家保安部設置さる。
十七日　フインランド及コレーリスカヤ州の反革命暴徒分散す。
三月十二日　外コーカサス、社會主義聯邦ソヴエート共和國を宣言さる。
十三日—十七日　ワルシヤワに於けるバルチツク沿岸諸國（フインランド、ラトヴイヤ、エストニヤ及ボーランド）の會議。
廿七日—四月四日　第十一回ロシア共産黨大會。
廿九日—卅日　ソヴエート・ロシア、ボーランド、エストニヤ及びラトヴイヤ來るべきゼノア會議に關係ある問題に關し會議す。隣接諸國結束してソヴエート政府承認を求む。
四月　十日　ゼノア會議（五月十九日まで延長）。
十六日　露獨條約ラツパロに於て調印さる。
六月　五日　瓦解せるケレンスキイ政府のワシントン駐劄代表バフメチエフ、米國に於ける非難攻撃の結果辭職す。
チエツコスロバキヤとの暫定協約。
十五日　ソヴエート代表ヘーグ會議に參加す（七月十九日開會）
九月　六日　日本對極東共和國の長春會議始まる
ソヴエート・ロシヤ代表評議に參加す。
三十日　ソヴエート政府、聯合軍のダーダネルス封鎖に對し抗議す。
十月十一日　チエルヲーネツツ貨幣制度の採用。
十四日　フインランド、ラトヴイヤ、エストニヤ及ボーランド間の會議。
モスクワに於ける軍備縮少會議參加を決議す。
廿五日　日本軍及白軍殘黨浦潮を撤退す。極東共和國ソヴエート・ロシアと
三十日　ソヴエート・ロシア、ローザンヌ會議參加を勸誘さる。
卅一日　第一回國債の發行。
十一月十二日　極東共和國ソヴエート・ロシアとの合體す。
十二月二日—十三日　ソヴエート・ロシア社會主義共和國モスクワに於て軍備縮少問題につき協議す。
廿三日—廿七日　ロシア社會主義聯邦ソヴエート共和國の第十回ソヴエート大會。
三十日　ソヴエート社會主義共和國聯邦第一回ソヴエート大會。
ソヴエート聯邦樹立宣言。

一九二三年

二月　一日　リトヴィノフ、米國々務省宛の覺書に於て、浦潮より白軍に持去られ、スタンク將軍がマニラへ護送せる艦船に對するソヴエート政府の權利を保留す。
三月十五日　東ガリシア問題に關しその參加なしに取決めた、諸國大使會議の決定に對し、ソヴエート政府抗議を申込む。
四月三日　ソヴエート政府、ボーランドの高僧ブウトケエウイツの反革命運動事件に對する英國及ボーランドの干渉に抗議す。
十七日—廿五日　第十二回ロシア共産黨大會
五月九日　カーゾン、ソヴエート政府に最後通牒を送る。
十日　駐伊ソヴエート大使ヲロフスキー、ローザンヌに於て白派のため暗殺さる。
五月十日　單一農業稅採用。
卅日　ブリヤート・モンゴリヤ、ロシヤ社會主義聯邦ソヴエート共和國內の自治ソヴエート社會主義共和國を宣言さる。
七月六日　ソヴエート聯邦憲法批准さる。
十九日　全露農業展覽會。
廿四日　ローザンヌ平和條約調印さる。トルコ、英國、佛國、伊太利、ルーマニア（ソヴエート聯邦は八月十四日に調印）。
八月廿一日　ソヴエート聯邦中央利權委員會の設置。
廿二日　チチエリン、モスクワ駐劄英國代表に對する覺書に於てウランゲリ島に於ける英國々旗揭揚をソヴエート共和國の主權侵犯として抗議す。
十一月十三日　ソヴエート政府國際聯盟に對する第一回覺書に於て聯盟に關するその態度を表明す。
十二月十六日　チチエリン、米國大統領クーリツヂに對する覺書に於てソヴエート聯邦と合衆國間の友誼的關係回復を提議す。
廿八日　消費組合任意加入制の復活。

一九二四年

一月……『文盲撲滅』協會組織さる。
廿一日　レーニン死す。
廿六日　第二回全聯邦ソウエート大會。ペトログラード、レーニングラードと改稱。
二月　一日　英國のソウエート聯邦正式承認。
三日　ア・ルイコフ人民委員長會議々長に選ばる。
七日　伊太利のソウエート聯邦正式承認。伊露條約調印さる。
十三日　ノールウエー、ソウエート聯邦を承認す。
廿二日　通貨改革。ソウエート通貨金本位制の上に樹てらる。
廿五日　オーストリヤのソウエート聯邦正式承認。
三月　七日　チチエリン、ソヴエート聯邦の參加なしに決定されしメーメル問題の決定に對し抗議覺書を發す。
八日　希臘のソウエート聯邦正式承認。
十一日　佛蘭西、ルーマニヤによるベツサラビヤの併合に關する一九二〇年十月廿八日の英、佛、伊、日條約を批准す。
十四日　國交恢復に關する露支條約北京に於て調印さる。列強の壓迫により支那政府條約を拋棄す。スウエーデンのソウエート聯邦正式承認。
十七日　ソウエート政府佛國政府に覺書を送り、佛國のベツサラビヤ議定書批准に對して抗議す。
廿六日　ソウエート、ルーマニヤ會議ウイーンに開かる。
ソウエート政府、ベツサラビヤの運命を決する爲一般人民投票を主張す。
四月二日　ルーマニヤ、ベツサラビヤに於ける一般投票を主張せるソウエート政府の提議を拒絶せる爲め、ウイーンに於けるソウエート、ルーマニヤ會議決裂す。
四月十四日　負債、相互の要求等々に關する英露會議ロンドンに開かる。
五月　三日　伯林に於けるソヴエート通商代表部に對する警察官憲の襲撃。
廿三日―卅一日　第十三回ロシア共産黨大會
卅一日　支那のソウエート聯邦正式承認。露支協商。
六月十八日　デンマークのソウエート聯邦正式承認。
七月　一日　ソウエート國境委員殺害に基づくソウエート、フインランド間の紛爭落着。
廿九日　五月三日の伯林ソウエート通商代表部に對する官憲の襲撃に基づく紛爭落着す。
卅一日　メキシコのソウエート聯邦正式承認。
八月　八日　英露一般協約の調印。（後保守黨政府により取消さる。）
廿八日　グルジヤ、メンシエヴイキイによる反革命蜂起。
廿九日　有名な反革命首領ボリス、サビンコフ逮捕さる。
十月廿五日　所謂『ジノヴイエフの書簡』に關し英國政府、ソウエート政府に抗議の覺書を送る。
廿八日　佛國のソウエート聯邦正式承認。
十一月廿一日　一九二四年八月八日締結の一般協約取消に關し英國政府ソウエート政府に覺書を送る。覺書は『ジノヴイエフの書簡』の事實を主張す。

一九二五年

一月廿一日　日本のソウエート聯邦正式承認。日露條約。
二月廿七日　日本軍北樺太撤兵開始。
三月廿六日　ラトヴイヤ、エストニヤ及ポーランドの參謀本部代表リガに於て商議す。フインランド及ルーマニヤ代表非公式に出席す、反ソウエート的性質の謀議。
四月　四日　日本北樺太をソウエート聯邦代表者に引渡す。
五月十三日―廿日　第三回全聯邦ソウエート大會
廿三日　『飛行化學協會』（アヴイアヒム）組織さる。後に同協會は改稱して『國防飛行化學協會』（オソアヴイアヒム）となる。
七月　四日　獨乙勞働代表初めてソウエート聯邦に到着。
九月廿八日　來るべきロカルノ會議に關しチチエリン、ポーランド政府代表とワルシヤワに於て豫備交涉をなす。
十月十二日　露獨通商條約モスクワに於て調印さる。

十二月六日　モスクワ附近のシャトウラ發電所の開所。
十五日　ソウエート聯邦、ノルウエー間の通商條約調印。
十七日　露土安全保障條約、チチエリンとルシゲベイによりパリに於て調印さる。
十八日―卅一日　第十四回ロシア共産黨大會

一九二六年

一月二十日　東支鐵道管理局長イワノフ其他のソウエート從業員張作霖に逮捕さる。
廿五日　張作霖と奉天駐在、ソウエート總領事との協商並に前記事件の解決。
二月　五日　ソウエートの傳書使ネッテ、リガ附近に於て列車中に殺さる。
廿五日　負債及相互の要求問題、佛露會議により巴里に於て討議さる。
三月廿七日　ルーマニア、ポーランド反ソウエート軍事協約の復活。
四月廿四日　露獨中立協約伯林に於て調印さる。
五月　六日　フインランド、ラトヴイヤ及エストニヤ、安全保障條約締結を提議せるソウエート聯邦に逃避的回答をなす。
六月十一日　節約に關する人民委員長會議の決議
十二日　英炭坑夫ストライキに對して示されたソウエート聯邦勞働組合からの金錢的援助に抗議せる英國政府の覺書ソウエート政府に手交さる。
十五日　ソウエート政府、ソウエート聯邦勞働組合より他國の勞働組合へ金を送ること
七月　を阻止し得ざる旨を回答す。
月　バルチック沿岸諸國とソウエート聯邦間の安全保障條約締結問題に關し、ラトヴイヤ、エストニヤ及フインランドの各外相非公式に會議を開く。
七月　廿日　國民經濟最高會議々長兼國家保安部々長フエリツクス、ヂエルジンスキー死す。
八月　廿日　同樣に表白された個々の覺書に於てフインランド、ラトヴイヤ、エストニヤ各國政府安全保障條約締結のためソウエート聯邦と交涉に入る意志あることを表明す。
廿一日　ソウエート政府、ソウエート聯邦正式承認。
廿四日　不侵略條約案ソウエート政府によりポーランド政府に傳達さる。
卅一日　ソウエート聯邦アフガニスタン間に中立及相互不侵略條約調印さる。
九月廿八日　中立及相互不侵略條約、ソウエート張作霖の東支鐵道貨車沒收命令に對し、ソウエート政府北京政府に抗議す。
十一日　露土通商條約アンゴラに於て調印さる。
十六日　オーストリヤ國民議會對露貿易信用保償制を採用す。
十七日　駐伊ソウエート全權代表カーメネフ
ベツサラビヤに關する議定書の伊太利政府による批准に對し同政府に抗議書を送る。
四月　二日　ソウエート政府と日本木材シンヂケート（露領林業組合）沿海州に於ける百十萬ヘクターの森林地帶に對する利權授受に關する契約に調印す。
六日　北京駐在ソウエート通商代表部付陸

一九二七年

一月二十日　ドネツツ盆地に於て埋藏量推定二億四千萬噸の新無煙炭層發見。
二月十六日　ソウエート政府機關紙イズウエスチヤ、英國政府と舊帝制政府間の外交文書を發表す。
十八日　ソウエート政府と日本の北樺太石油株式會社モスクワに於て北樺太東海岸一千平方露里の石油鑛區に對する利權授受に關する補足協約に調印す。
廿三日　反英宣傳文書英國政府により、ソウエート政府に送らる。
三月　九日　ソウエート政府、ラトヴイヤ間の國境條約リガに於て調印さる。
十日　ベツサラビヤ議定書、伊太利議會により批准さる。
十一日　露土通商條約アンゴラに於て調印さる。
十六日　オーストリヤ國民議會對露貿易信用保償制を採用す。
十七日　駐伊ソウエート全權代表カーメネフ
ベツサラビヤに關する議定書の伊太利政府による批准に對し同政府に抗議書を送る。
四月　二日　ソウエート政府と日本木材シンヂケート（露領林業組合）沿海州に於ける百十萬ヘクターの森林地帶に對する利權授受に關する契約に調印す。
六日　北京駐在ソウエート通商代表部付陸